令和元年度　第３回児童福祉審議会

日　時　　令和元年 11 月 26 日（火）
　　午後 1 時 30 分
場　所　　野田市総合福祉会館
　　3 階会議室

次　　第

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　題

（１）野田市エンゼルプラン第５期計画（素案）について

（２）野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第４次改訂版（素案）について

（３）パブリック・コメント手続の実施について

４　その他

５　閉　会

野田市エンゼルプラン　第５期計画(素案)概要

［野田市子ども・子育て支援事業計画（第２期計画）］

令和　年　月

野田市

■総　論

第１章　エンゼルプランの概要

１　国・県・市の取組状況

１）我が国全体における少子化の現状とその影響

１人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、第２次ベビーブーム期に約 2.1 で推移していましたが、2005（平成 17）年には過去最低となる 1.26 を記録し、この年初めて出生数が死亡数を下回り、我が国は本格的な人口減少社会を迎えることになりました。その後 2017（平成 29）年には 1.43とやや増加傾向に転じていますが、依然低い水準にとどまっており、この傾向が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所が行う将来人口推計によれば、2017（平成 29）年の人口約 1.26 億人が 2065 年では約 8,808 万人にまで減少するとされています。

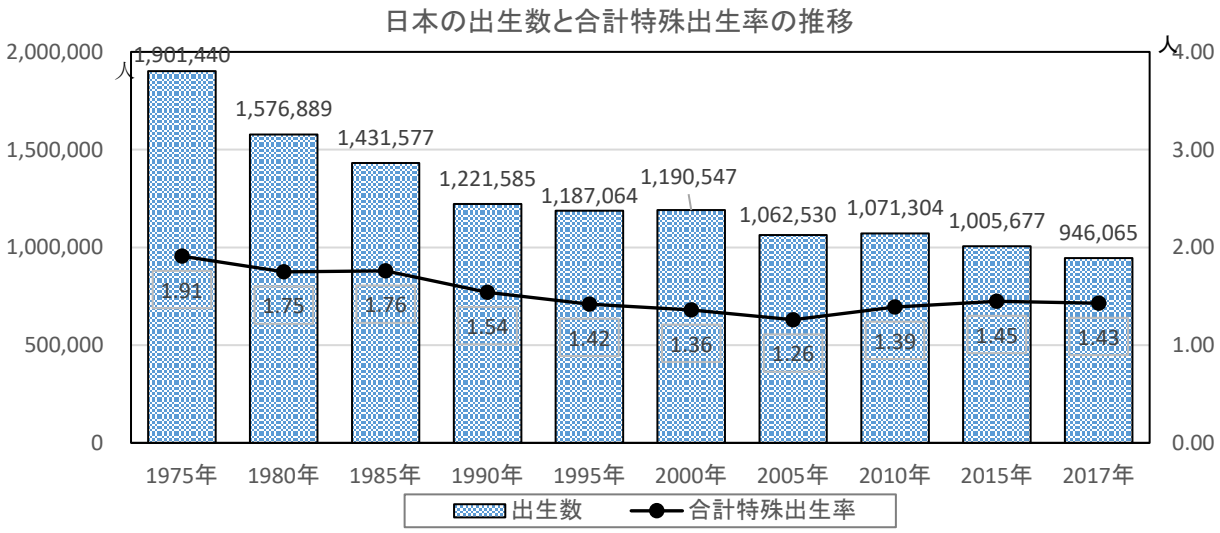

資料：人口動態統計

２）国の取組

【エンゼルプランと新エンゼルプランの策定】

1990（平成２）年の「（合計特殊出生率）1.57 ショック」を契機に、1994（平成６）年、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定し、1999（平成 11）年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定し、保育の量的拡大や、延長保育等の多様な保育の充実、子育て支援センターの整備等地域における様々な支援施策を打ち出してきました。

【次世代育成支援対策推進法の制定】

少子化の流れを変えるために、2003（平成 15）年、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等子育て支援に関する 10 年間の集中的・計画的な施策を進めることになりました。

2003（平成 15）年に「少子化社会対策基本法」を制定し、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策大綱を策定することを政府に義務付けました。

【新しい少子化対策についての閣議決定】

2006（平成 18）年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を閣議決定し、子育て支援拠点の拡充、男女共同参画の視点に立った関連施策の推進等妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでのライフステージごとの子育て支援策を掲げ、より実効的な方向性を打ち出しました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の取りまとめ】

2007（平成 19）年、少子化社会対策会議の委員と有識者で構成する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、重点戦略として「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を示しました。

また、同会議は、2008（平成 20）年、希望する全ての人が保育サービスを利用できるよう、「新待機児童ゼロ作戦」を発表しています。

【子ども・子育てビジョンの策定】

「少子化社会対策大綱」と「子ども・子育て応援プラン」を一体化する形で、2010（平成 22）年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、若者の自立とたくましい子どもの育ちなど「目指すべき社会への政策４本柱」を掲げて具体的な取組を進めることになりました。

【子ども・子育て関連３法の制定】

2012（平成 24）年には「子ども・子育て関連３法」が制定され、2015（平成 27）年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を柱として総合的に推進していくこととしました。

【子ども・子育て支援新制度の施行】

2015（平成 27）年４月１日から子ども・子育て支援新制度が本格施行に合わせて新たな組織である「子ども・子育て支援本部」を設置しました。

【子育て安心プランの公表】

2017（平成 29）年６月「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成 30）年から 2022（令和 4）年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとし、2017（平成 29）年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（令和 2）年度末までに整備することとしています。

【新しい経済政策パッケージの策定】

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は 2017（平成 29）年 12 月 8 日、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2 兆円規模の政策を盛込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。また、

2019（令和元）年 10 月に消費税 10%への引き上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を 0.3 兆円増額することとしました。

【これまでの国の少子化対策の経緯】

年　月	主な取組
1990（平成2）年	合計特殊出生率１.５７ショック（少子化傾向が注目される）
1994（平成6）年	（12月）エンゼルプラン ＋ 緊急保育等５か年事業（1995～1999）
1999（平成11）年	少子化対策推進基本方針 （12月）新エンゼルプラン（2000～2004） **野田市エンゼルプラン**
2001（平成13）年	（7月）待機児童ゼロ作戦
2002（平成14）年	（9月）少子化対策プラスワン **（保育中心の取組から転換）**
2003（平成15）年	（7月）次世代育成支援対策推進法（2005～2014） 少子化社会対策基本法
2004（平成16）年	少子化社会対策大綱（第一次） 子ども・子育て応援プラン（2005～2009） ※市町村・企業等は行動計画を策定すること
2005（平成17）年	**初めて総人口が減少に転じる** ※次世代育成支援対策推進行動計画：前期 **野田市新エンゼルプラン（前期計画）**（2005～2009）
2006（平成18）年	（6月）新しい少子化対策について
2007（平成19）年	（12月）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
2008（平成20）年	（2月）新待機児童ゼロ作戦
2010（平成22）年	（1月）子ども・子育てビジョン（第二次）（2010～2014） （3月） ※次世代育成支援対策推進行動計画：後期 **野田市新エンゼルプラン（後期計画）**（2010～2015）
2012（平成24）年	（8月）子ども・子育て関連3法
2013（平成25）年	（4月）待機児童解消加速化プラン ※市町村は支援事業計画を策定すること
2015（平成27）年	（3月）少子化社会対策大綱（第三次） ※子ども・子育て支援事業計画 **野田市エンゼルプラン　第4期計画**（2015～2019）
2016（平成28）年	（4月）子ども・子育て支援法改正 （6月）ニッポン一億総活躍プラン
2017（平成29）年	（3月）働き方改革実行計画 （6月）子育て安心プラン （12月）新しい経済政策パッケージ
2020（令和2）年	※子ども・子育て支援事業計画　第2期 **野田市エンゼルプラン　第5期計画**（2020～2024）

３）千葉県の取組

千葉県では 1996（平成８）年２月、少子化の進行をとらえた児童の環境作りのため、「千葉県子どもプラン」を策定し、2000（平成 12）年度、プランの全面的な見直しが行われました。

2005（平成 17）年には、「千葉県次世代育成支援行動計画」を策定し、「新たな地域像」による子育て支援を目指して、次世代育成支援のために必要な施策に取り組んでおり、次世代法の延長に合せ 2024（令和６）年まで継続して必要な施策に取り組んでいきます。

2015（平成27）年3月には、同年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、待機児童の解消に向けた保育所などの整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、特に専門性の高い施策の推進などを図っています。

2019（令和元）年度には、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を見直し、教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた市町村との連携や子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策の調整について、引続き対策を講じて行くこととなります。

４）野田市の取組

（１）子ども・子育て支援をめぐる取組

野田市は、2000（平成 12）年３月、「子育ての基本は家族に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点に『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念に「野田市エンゼルプラン」を策定し、子育て支援に関する施策に取り組んできました。

2005（平成 17）年３月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられた「市町村行動計画」及び「子育て支援総合推進モデル市町村」の事業実施計画の二つの計画を含む形の「野田市新エンゼルプラン」として見直し、未来の宝である子どもの健やかな成長を、地域社会全体で育むことが、親や家庭、地域の安定と成長をもたらすという考えのもと、子どもの健全育成と子育て支援に関する施策の基本指針として策定しました。

2010（平成 22）年３月には、「野田市新エンゼルプラン後期計画」として見直し、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを重点施策として取り組んできました。

2015（平成 27）年３月には、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村支援事業計画」を包含する形で、５年間の「野田市エンゼルプラン（第４期計画）」として見直し、教育・保育と子育て支援の量の見込みと確保内容を示すとともに、待機児童対策や妊娠期から 18 歳まで切れ目ない支援を行う「子ども支援室」の創設、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを引続き重点施策として取り組んできました。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の策定は任意化されたことから、子ども・子育て支援法に基づく「市町村支援事業計画」に引継ぐ形としました。

（２）児童虐待防止への取組

児童虐待への野田市の取組は早く、2000（平成 12）年の児童虐待防止法の施行後間もなく、「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を立ち上げ、関係機関との連携による体制を構築し、2002（平成 14）年には、児童虐待防止に子育て支援との連携の二本の柱を掲げ「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」2011（平成 23）年度一部見直し）を策定し先駆的な取り組みを進めました。2006（平成 18）年５月には、児童福祉法の改正を受け、「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行しました。

また、2016（平成 28）年６月の児童福祉法の改正を受け、2019（令和元）年 10 月に、児童虐待防止対策の強化として、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持つ子ども家庭総合支援課を設置しました。

（3）ひとり親家庭支援への取組

ひとり親家庭の支援についても、国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の 2002（平成 14）年 11 月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は早くから取り組んでいます。2006（平成 18）年３月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、父子家庭等支援手当制度など野田市独自の施策を進めてきたところです。

2010（平成 22）年３月には、プランの第２次改訂版を策定し、きめ細かい支援に取り組んできました。

2015（平成 27）年３月には、プランの第３次改訂版を策定し、収入を増やすための転職や資格取得を希望するひとり親が多いことや子供の最終進学目標を大学以上としていることなどから、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けた支援に取組んでいます。

2 プラン策定の趣旨・位置付け

1）本プラン策定の趣旨

野田市エンゼルプラン（第４期計画）が２０１９（令和元）年度をもって終了することから、第４期計画を基本的に踏襲し、５年間の新たなプランを策定するものです。

2）本プランの位置付け

野田市エンゼルプラン（第５期計画）は、野田市における子どもに関する施策の総合的な計画であり、また子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する計画として位置付けます。

各計画との関係では、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画と整合を図るものとし、施策の推進に当たっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めていきます。

【個別プランを別立てとする重点施策について】

「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」と「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を別立てとして策定します。

【各計画の関係図】

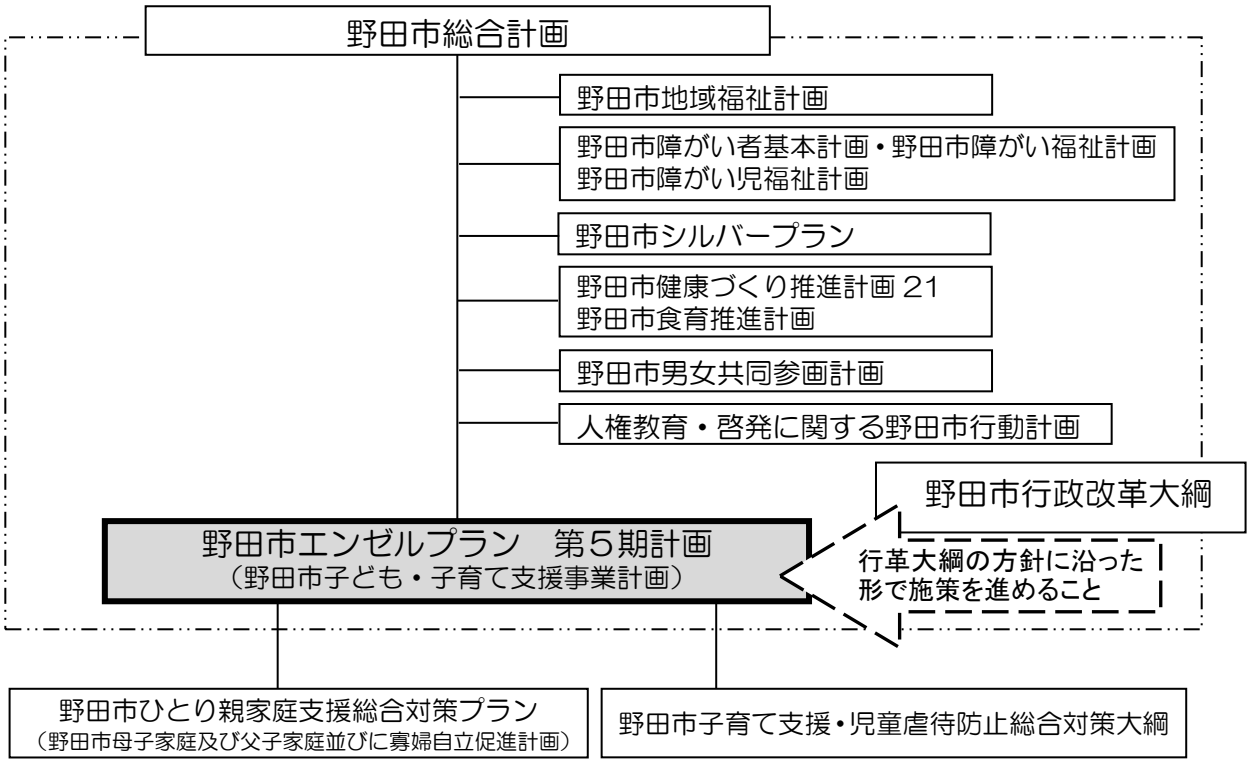

3 プランの計画期間

プランの期間は、2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの５年間とします。

<table>
<tr><td>平成 12 年度
～16 年度</td><td>平成 17 年度
～21 年度</td><td>平成 22 年度
～26 年度</td><td>平成
27 年度</td><td>平成28 年度
～31 年度</td><td>令和 2 年度
～6 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">エンゼルプラン全体の計画期間</td><td colspan="2">延長する期間</td></tr>
<tr><td>①エンゼルプラン
初期計画期間</td><td>②新エンゼルプラン
前期計画期間</td><td>③新エンゼルプラン
後期計画期間</td><td>④エンゼルプラン
第 4 期計画期間</td><td colspan="2">⑤エンゼルプラン
第 5 期計画期間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">次世代育成支援対策推進法
野田市行動計画期間</td><td colspan="3">子ども・子育て支援法
野田市事業計画期間</td></tr>
<tr><td></td><td>前期行動計画</td><td>後期行動計画</td><td>第 1 期計画</td><td colspan="2">第 2 期計画</td></tr>
</table>

4 プランの対象

本プランが対象とするものは、子育てする家庭を基本として、18 歳までの子どもと、行政、地域、企業等、子どもと子育てに関係する全ての関係者を含みます。

5 プランの推進体制

1）関係者の連携・協働（野田市児童福祉審議会における進行管理）

野田市児童福祉審議会条例に、「野田市エンゼルプランの推進に関することを調査審議し、市長に意見を述べることができる。」と規定されています。また、同審議会は、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する役割も担っており、プラン全体の進行管理に当たります。

２）地域における連携・協働体制の構築

子育て支援を行うＮＰＯやボランティア団体、社会福祉協議会などの地域における活動は、子育てをする家庭が発する生の声が集まる拠点でもあることから、プランを推進するに当たり、これら地域の組織・団体等と随時連携を図ることとします。

【プランの推進体制のイメージ】

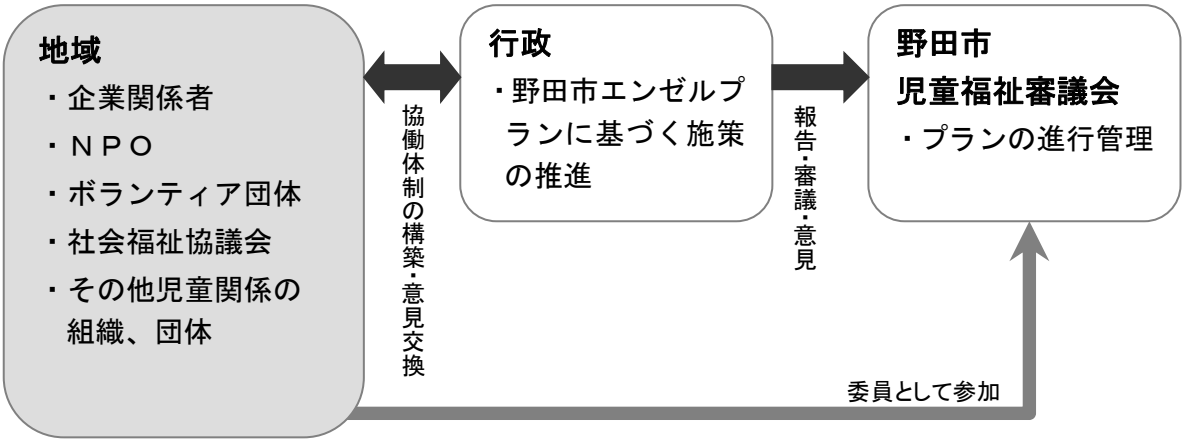

３）プランの評価について

プランの進捗状況を点検・評価するため、計画レベル・施策レベル・個別事業レベルにおける、認知度・利用度・達成度についての段階的な評価を行います。

その際、統計データ等を可能な限り収集するとともに、利用者の視点に立った評価を行うため、定期的に意向調査を実施し、事業者及び利用者からの声を集めることとします。

また、毎年度の事業の進行管理に当たっては、ＰＤＣＡサイクル【Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努め、施策の総合的な評価についても取りまとめ、児童福祉審議会への報告を行うこととします。

第2章　子どもと子育てをめぐる現状

1　少子化の動向

1）総人口と児童人口の推移

野田市の総人口をみると、2010（平成 22）年をピークに減少傾向にあります。

児童人口をみると、18 歳未満人口では 1985（昭和 60）年の 38,000 人台をピークに減少し、2015（平成 27）年には、ピーク時の約 4 割まで減少しています。

また 6 歳未満人口も、1980（昭和 55）年の 10,000 人台をピークに減少し、2015（平成 27）年には、ピーク時の約 4 割まで減少しています。

総人口と児童人口の推移

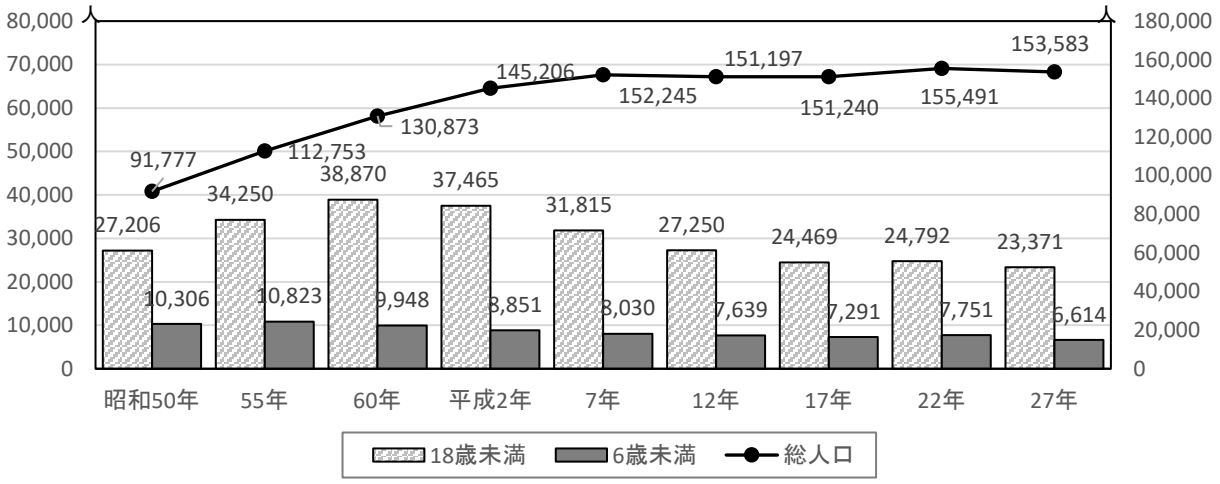

2）年齢３区分別人口割合の推移

年齢 3 区分別の人口割合をみると、14 歳以下の年少人口の割合が減少する一方、65 歳以上の老齢人口の割合が増加し、少子高齢化の進行が明確に表れています。

年齢3区分人口割合の推移

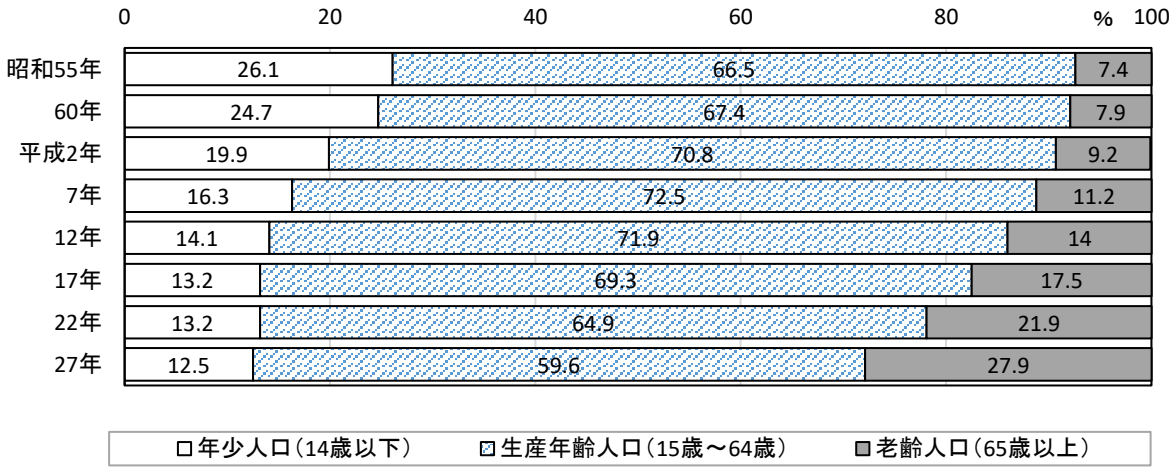

3）将来人口の推計

事業計画の計画期間である 2020（令和 2）年から 2024（令和 6）年までの 5 年間の推計人口をみると、総人口が減少する中で、65 歳以上の老齢人口が増加する一方、14 歳以下の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が徐々に減少すると推計されます。

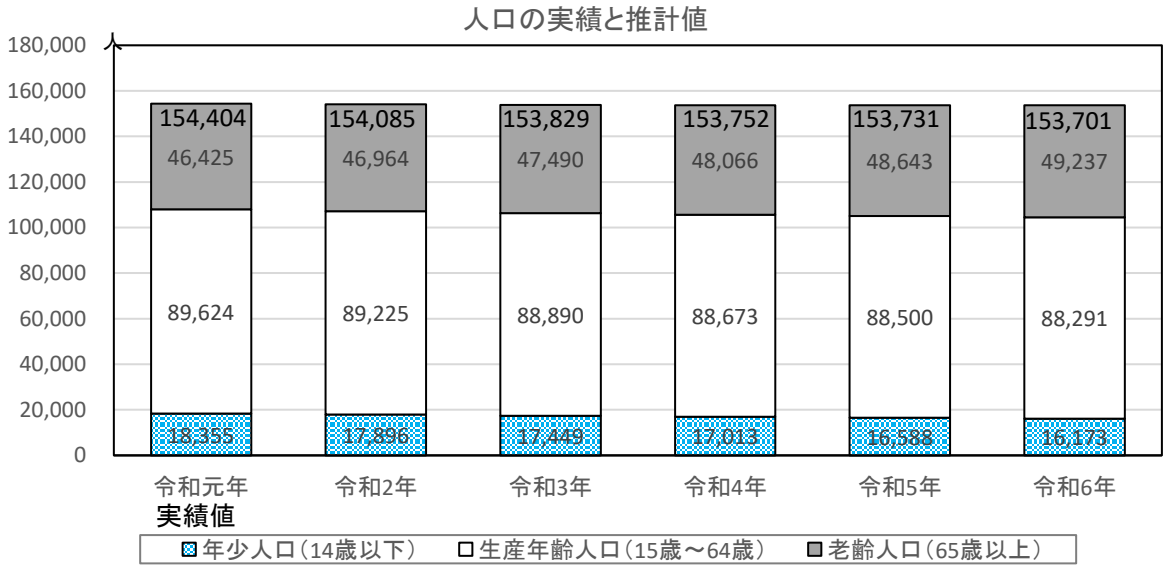

資料：2015（平成 27）年から 2019（令和元）年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

0 歳から 11 歳までの年齢区分別推計人口をみると、0 歳～2 歳、3 歳～5 歳、6 歳～11 歳の全ての年代において、令和元年から減少傾向が続くと推計されます。

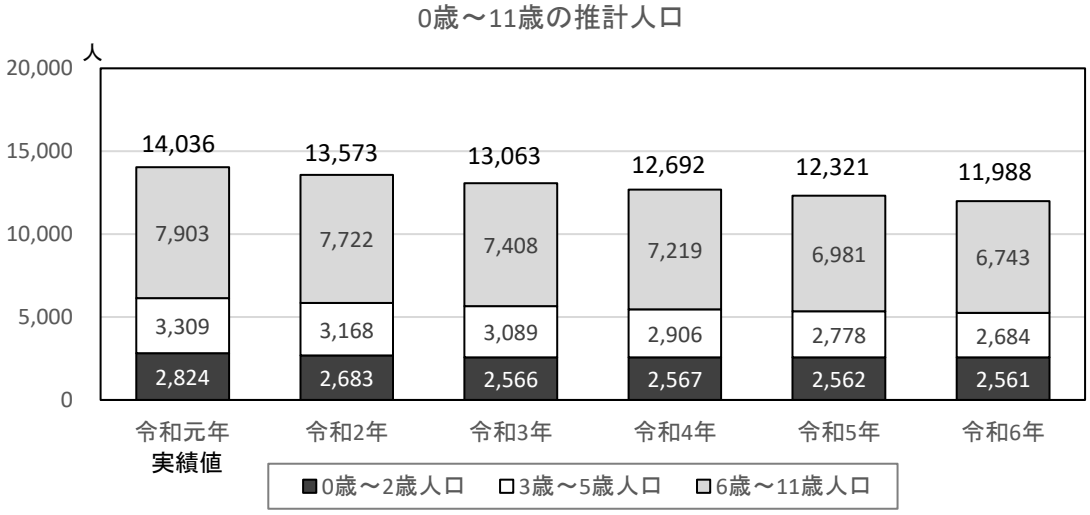

資料：2015（平成 27）年から 2019（令和元）年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

2 家族構成の動向

1）総世帯数と世帯分類別世帯数の推移

野田市の総世帯数をみると 2015（平成 27）年まで増加していますが、内訳は「核家族」単身」世帯と「単身」世帯が増え、「三世代」世帯は減少しています。

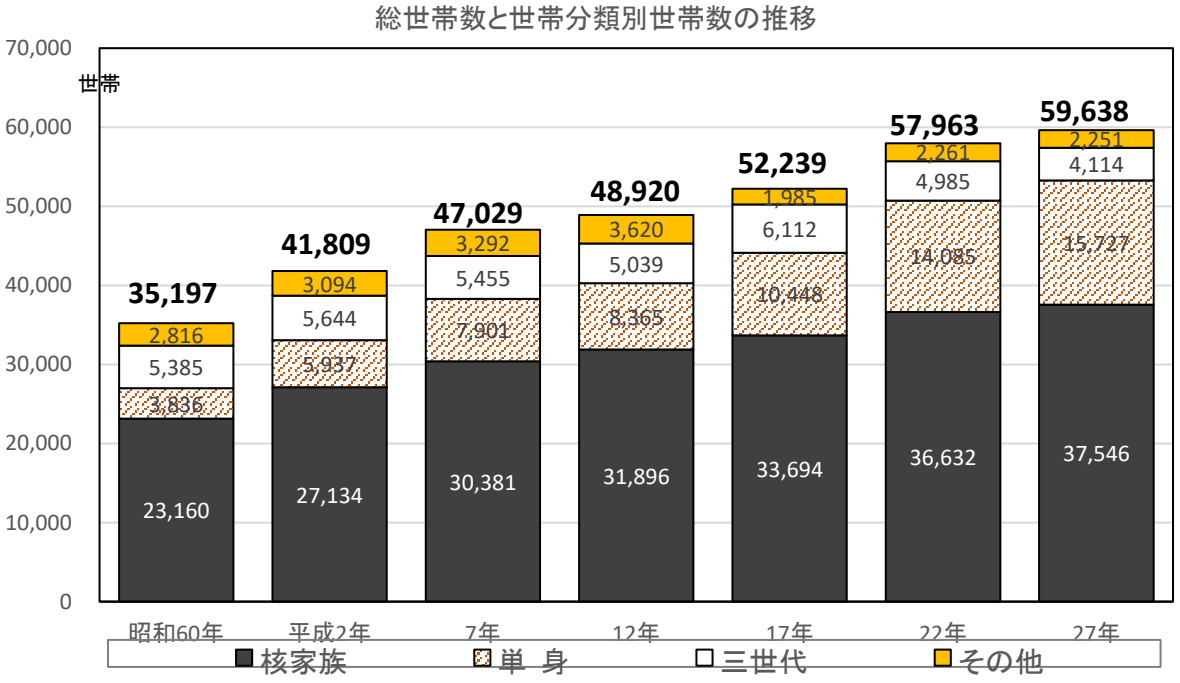

資料：国勢調査

2）児童数の推移

1 世帯当たりの児童数は、1985（昭和 60）年から 2015（平成 27）年にかけて約 6 割も減少しており、この傾向については、単身世帯の増加も要因と考えられます。

また、野田市の 18 歳未満児童数は、大きく減少しており、1985（昭和 60）年の 38,000 人台から、2015（平成 27）年は 23,000 人台と約 4 割の減少がみられます。

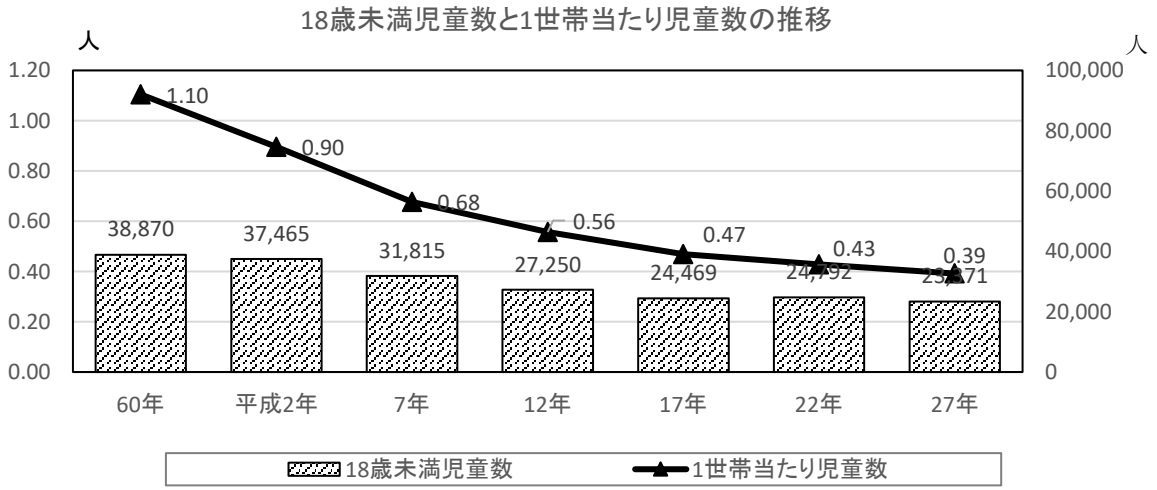

資料：国勢調査

3）18 歳未満児童がいるひとり親家庭の推移

野田市の 18 歳未満児童のいるひとり親家庭をみると、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけて児童数が減少している状況の中、約 1.07 倍（71 世帯）増えており、そのうち 6 歳未満児童のいるひとり親家庭は約 1.08 倍（14世帯）に増加しています。

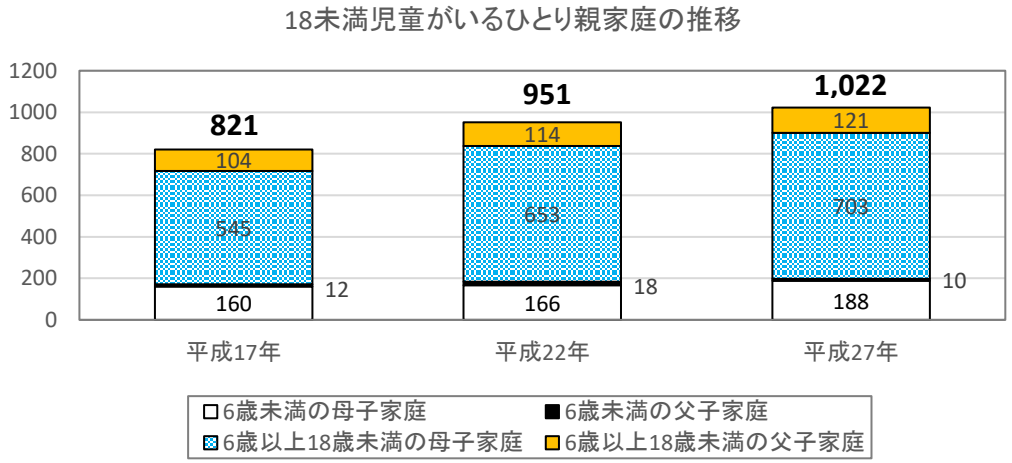

資料：国勢調査

4）出生の推移

野田市の出生数をみると、2008（平成 20）から 2017（平成 29）年にかけて、約 3 割も減少しています。

また、合計特殊出生率（※）は、2015（平成 27）年まで 1.2 台後半で推移していましたが、2016（平成 28）年以降は 1.1 台後半での推移となり、依然として県や国よりも低い水準となっています。

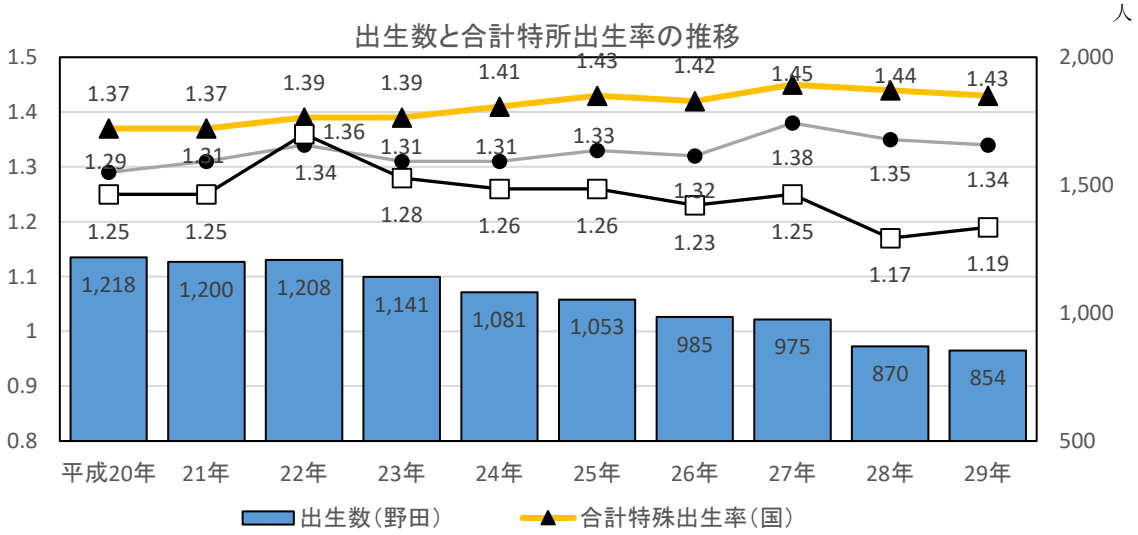

資料：県及び市は千葉県衛生統計／国は人口動態統計

※合計特殊出生率とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する指標。

5）母親の年齢別出生率の比較

野田市における母親の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率が減少する一方、30 歳代の出生率が増加しており、晩産化の傾向がみられます。

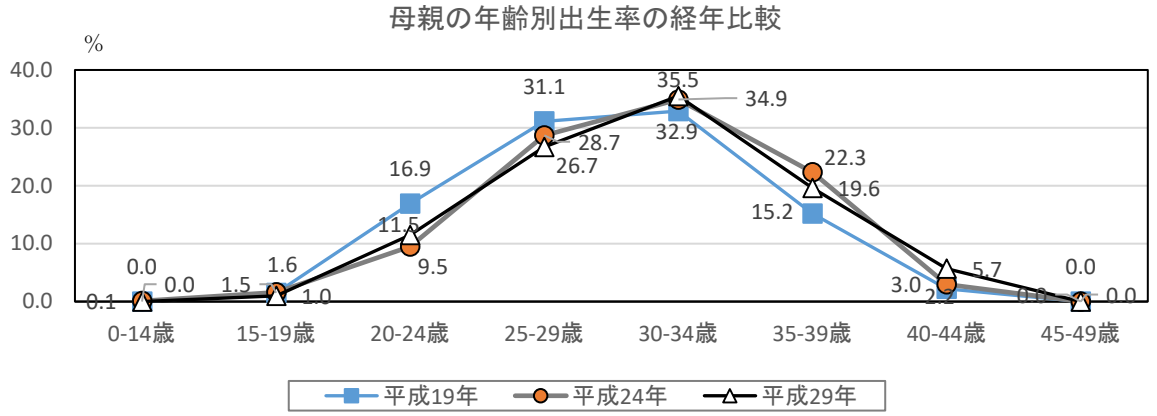

6）婚姻数・離婚数の推移

野田市の婚姻数をみると、2015（平成 27）年までは 600 件台で推移していましたが、2016（平成 28）年以降 500 件台となり減少傾向がみられます。

また離婚数は、300 件前後の横ばい状態で推移しています。　資料：千葉県衛生統計年報

一方、県内の平均初婚年齢をみると年々遅くなる傾向にあり、晩婚化の傾向がみられます。

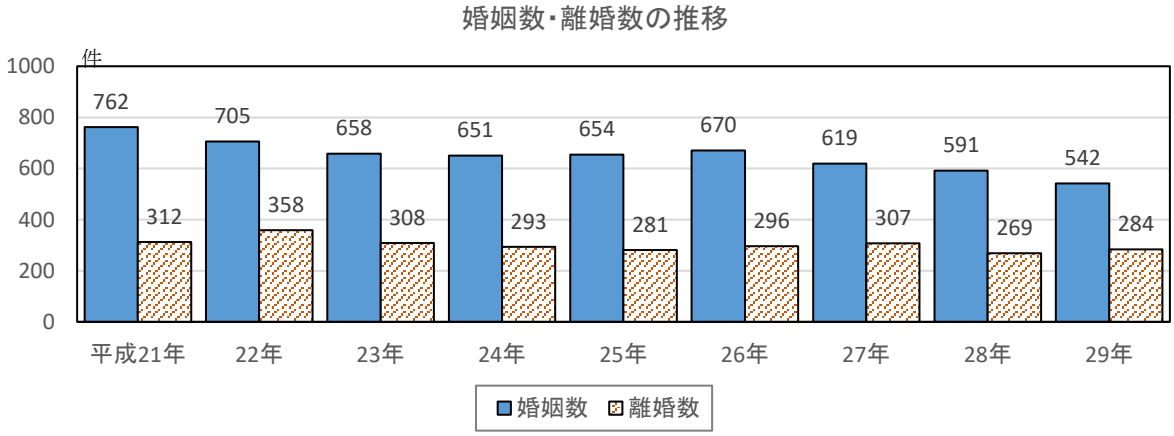

資料：千葉県衛生統計年報

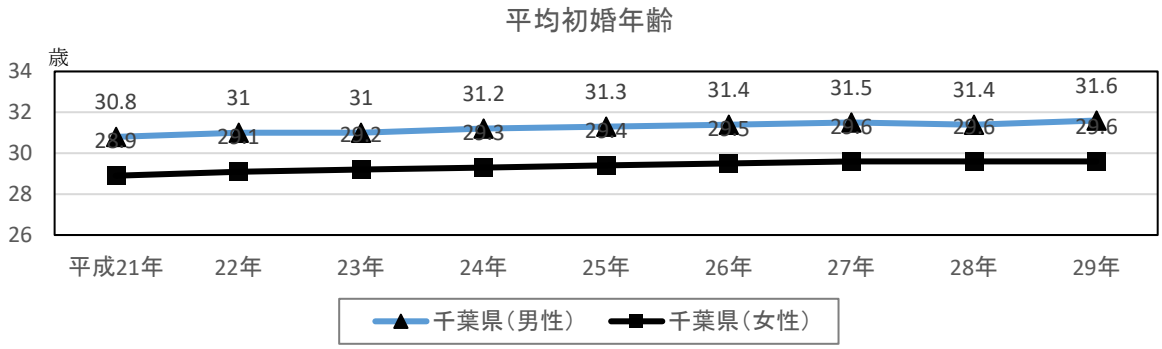

資料：千葉県衛生統計年報

3 就労の動向

1）男女別就業率の推移

野田市における男性の就業率（※）をみると、1985（昭和 60）年以降減少し続けている一方、女性の就業率は、45%前後の横ばい状態で推移しています。

就業率の算出に当たっては、高齢者（65 歳以上）も対象となっているため、男性については高齢化の進行とともに就業率が下降していることが考えられます。女性については、家事専業者が統計の対象から外れていることから、高齢化の影響が出にくくなっていることが原因と考えられます。

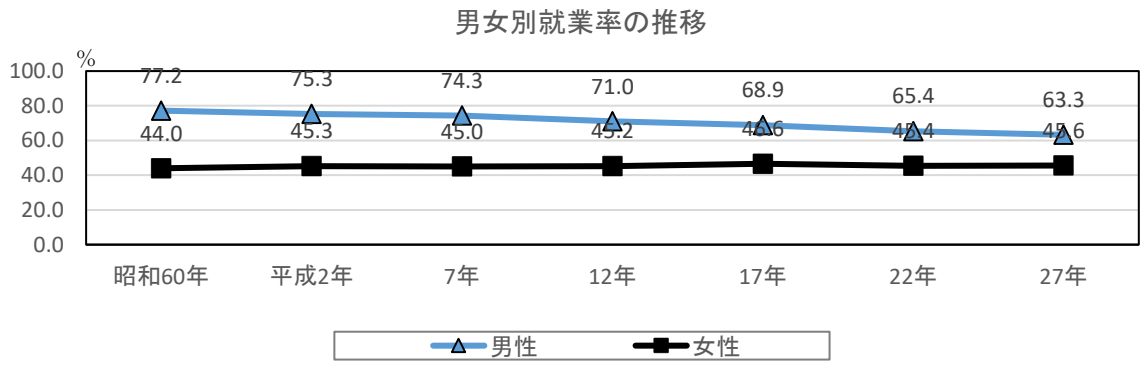

資料：国勢調査

※就業率とは、15 歳以上人口に占める就業者人口の割合（完全失業者を含まない）。

2）女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率（※）をみると、2015（平成 27）年は 2005（平成 17）年と比較し、25 歳から 64 歳の全ての年代において増加しています。

この背景としては、子育てをしながら働く女性の増加と未婚で働く女性の増加などが考えられます。

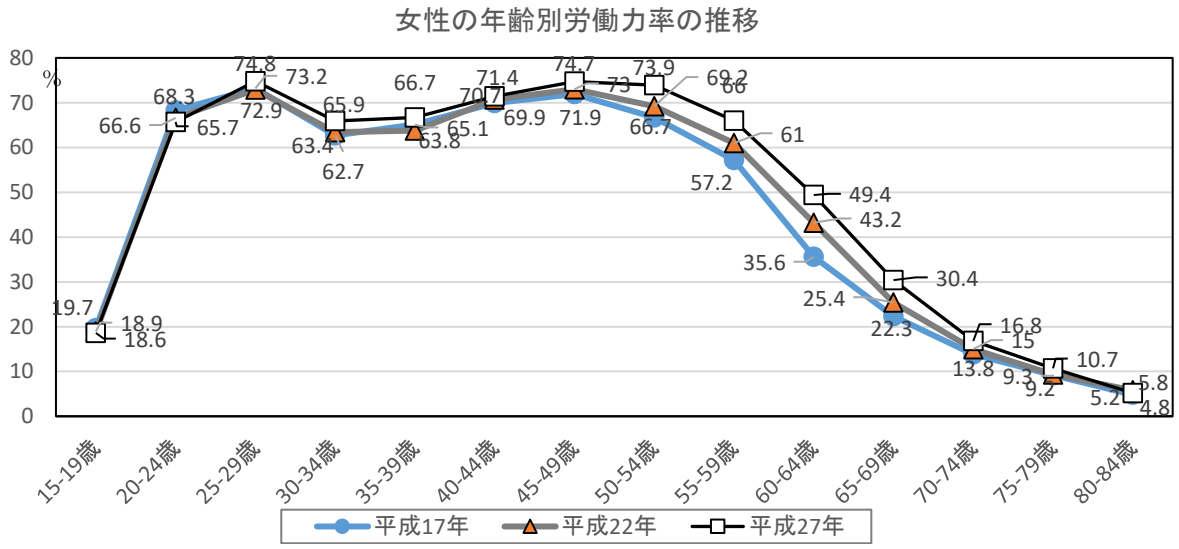

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、学生や専業主婦は含まれていません。

資料：国勢調査

女性の年齢階級別就業率（全国）をみると、下記のように、特に 25 歳～34 歳の増加が顕著となっています。（近年 35～39 歳女性も再び増加傾向）

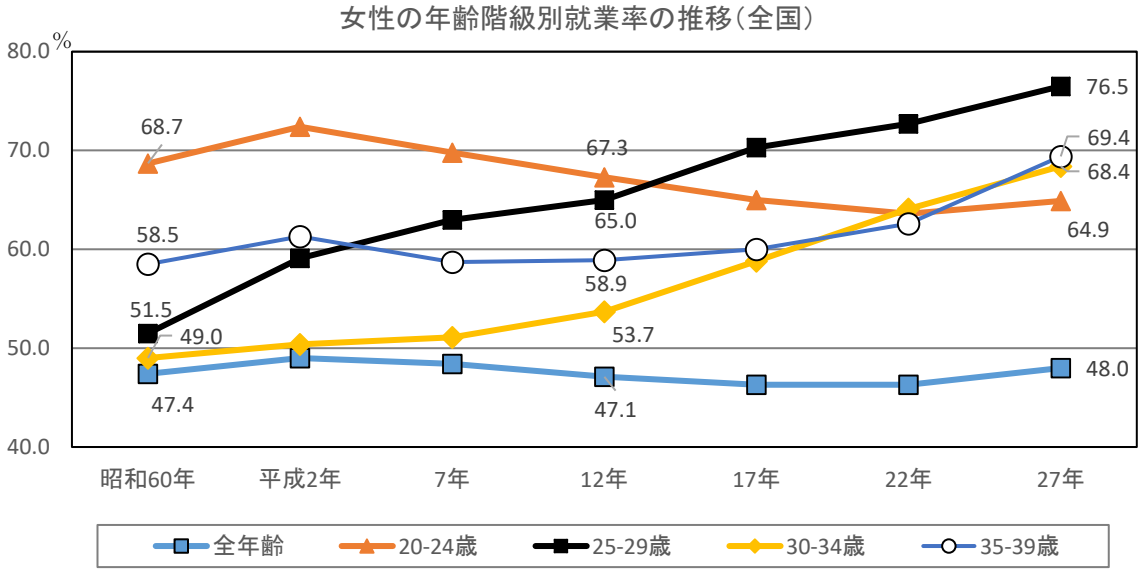

資料：総務省「労働力調査」

4 子どもを取り巻く環境の動向

1）児童虐待相談件数

野田市の児童虐待相談件数をみると、2004（平成 16）年の児童虐待防止法の改正により、通報の対象が「虐待を受けた」から「受けたと思われる」児童に拡大されて以降、通報意識の高まりから 2012（平成 24）年度を除き年々増加しており、特に 2013（平成 25）年度は 4,000 件台に達ししましたが、28 年度以降 3,000 件台で推移し、2017（平成 29）年度・2018（平成 30）年度は、ほぼ同数です。しかしながら、実人数では 2017（平成 29）年度が 142 人、2018（平成 30）年度が 211 人と 69 人増加しており、その理由として、虐待事件以降の 2019（平成 31）年２月、３月の相談者数が増加しています。

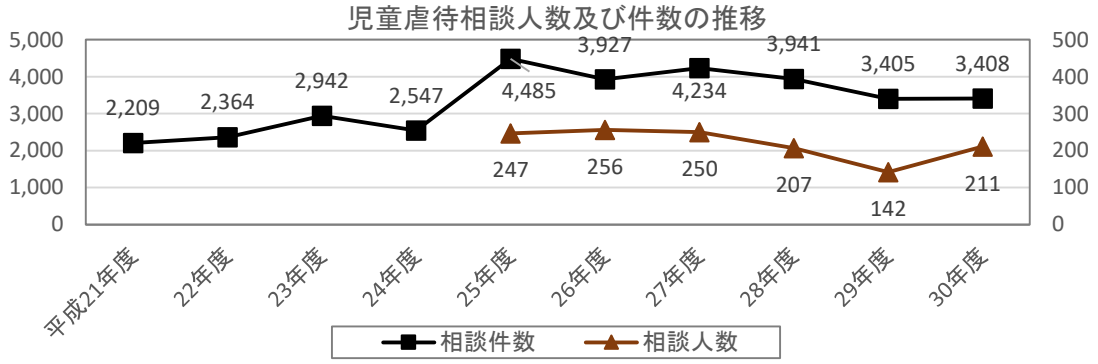

資料：野田市資料

2）児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数をみると、父子家庭が支給対象となった 2010（平成 22）年度以降 1,300 人台で推移し、2015（平成 27）年度をピークに近年減少傾向にあります。

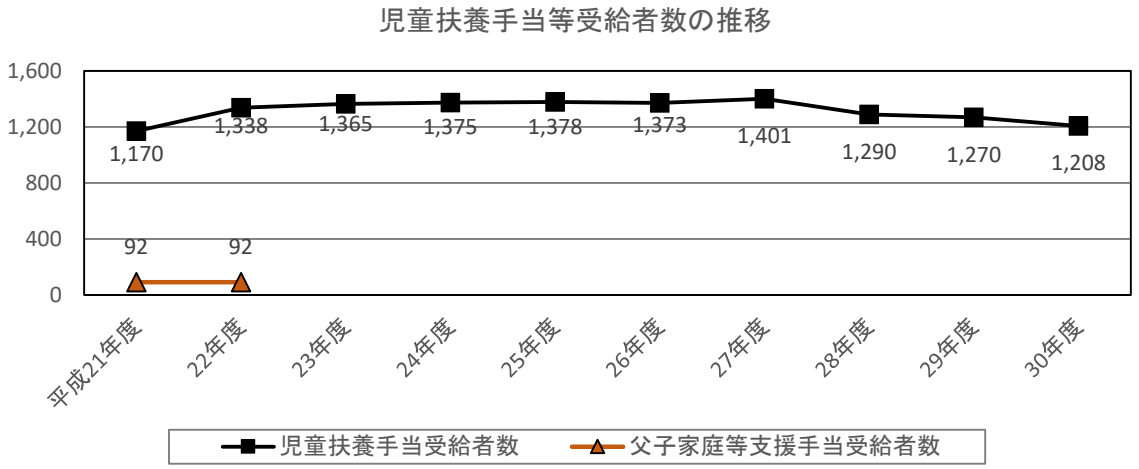

資料：野田市資料

※父子家庭への支給は 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年 7 月まで野田市単独の父子家庭等支援手当で実施し、2010（平成 22）年 8 月からは児童扶養手当の対象となりました。

第3章　子育て支援の環境

1　子育てに関する意向調査の結果

【調査概要】

■調査対象者：「就学前児童」「幼稚園児」「小学生（1～3 年生）」をお持ちの世帯・保護者

■調 査 期 間：平成 31 年２月４日（月）～平成 31 年２月 28 日（木）

■調 査 方 法：「幼稚園児」・・・幼稚園経由での配布・回収

「就学前児童」「小学生（1～3 年生）」・・・郵送による配布・回収

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,133	56.7%
幼 稚 園 児	500	415	82.8%
小学生（1～3 年生）	500	259	51.8%
合　　計	3,000	1,807	60.2%

１）就学前児童の保護者（母親）の就労状況

就学前児童をもつ母親の就労状況をみると、「就労しており、産休・育休等休業中ではない」が前回の 40.3%から 6.9%増加し、47.2%となっています。

また、就労日数と就労時間は、前回調査と比べほぼ同様になっています。

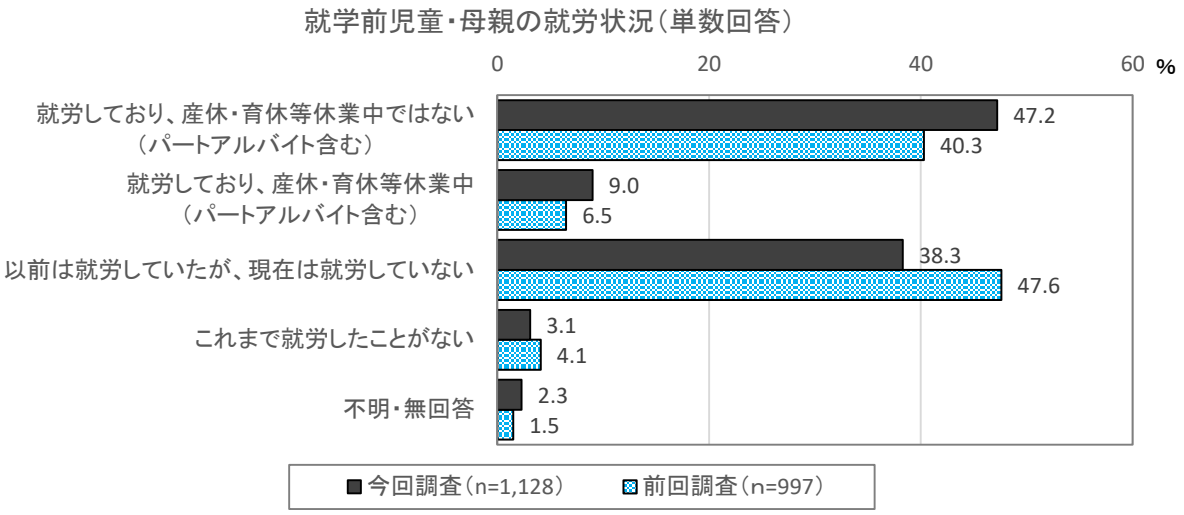

就学前児童・母親の就労日数・時間の状況	今回調査（n=635）	前回調査（n=466）
1週当たりの平均就労日数（日）	4.5	4.6
1日当たりの平均就労時間（時間）	6.8	6.7

今後就労を希望する母親における一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについてみると、今回調査では、「1～2 歳」と「3～4 歳」で前回調査を上回っており、就労希望の時期が低年齢化しています。

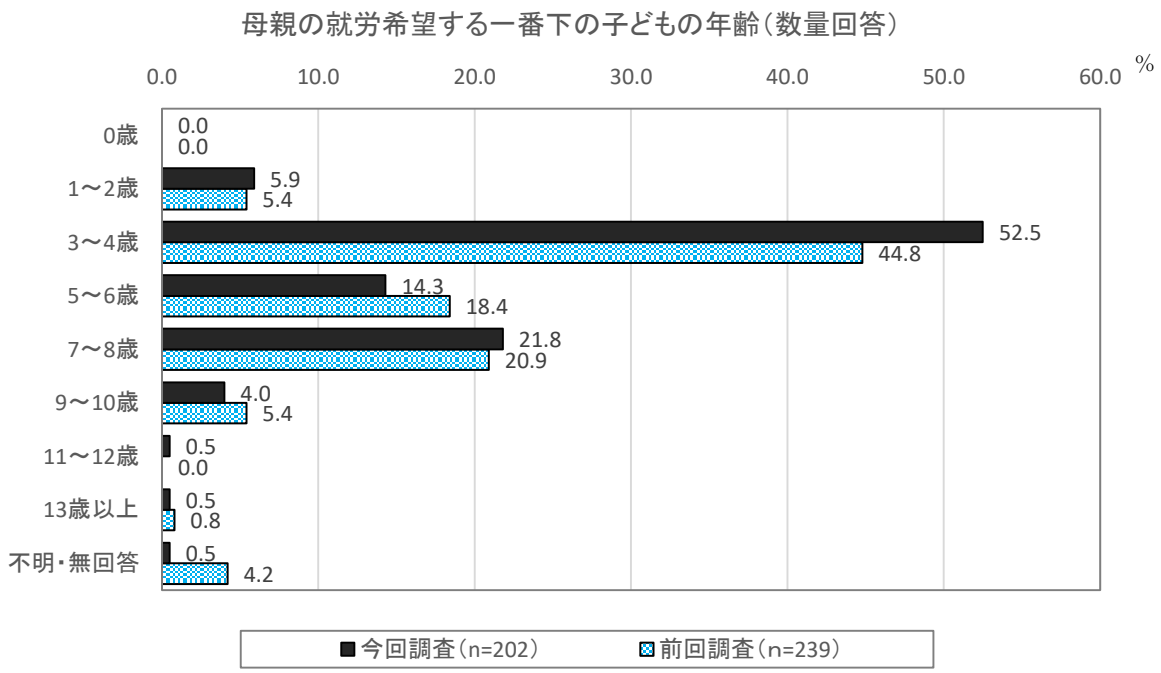

2）子育てに関する実感

就学前児童をもつ保護者の子育ての実感をみると、今回の調査では「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多い」を合わせると、39.0%となっています。前回調査からほとんど変化がなく、依然、子育てが心理的な負担感となっています。

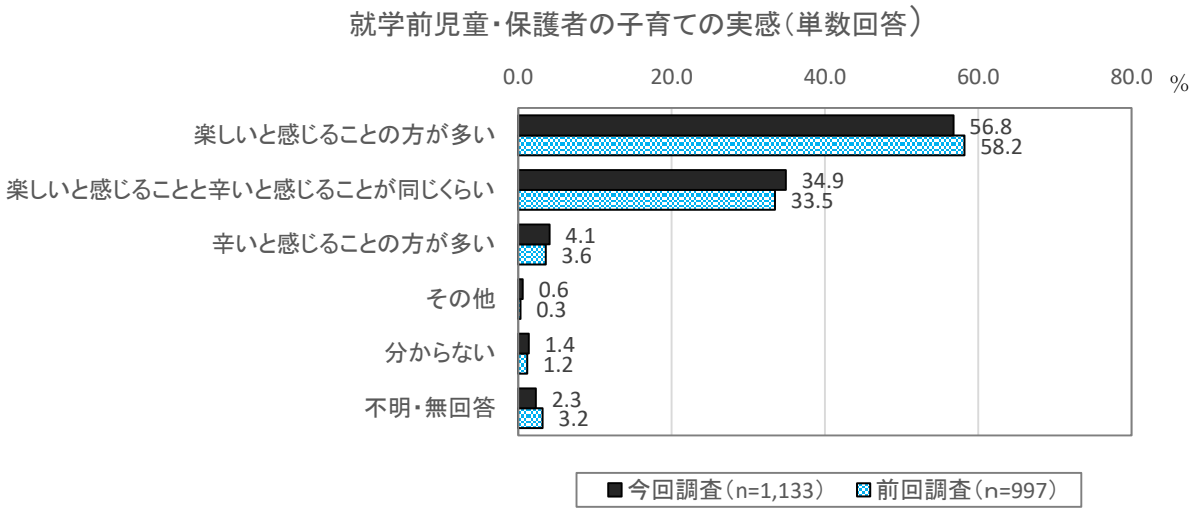

3）子育てについて有効な支援策と思われること

就学前児童をもつ保護者の子育てについて有効な支援策と思われることについて、今回の調査では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 51.9%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」、「仕事と家庭生活の両立」、「地域における子育て支援の充実」が挙げられています。前回調査と比較すると、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 31.0 ポイント、「保育サービスの充実」が 25.4 ポイント、「仕事と家庭生活の両立」が 17.7 ポイントと大幅に増加しています。

就学前児童・保護者の子育てをする中で有効な支援策と思われること（複数回答）

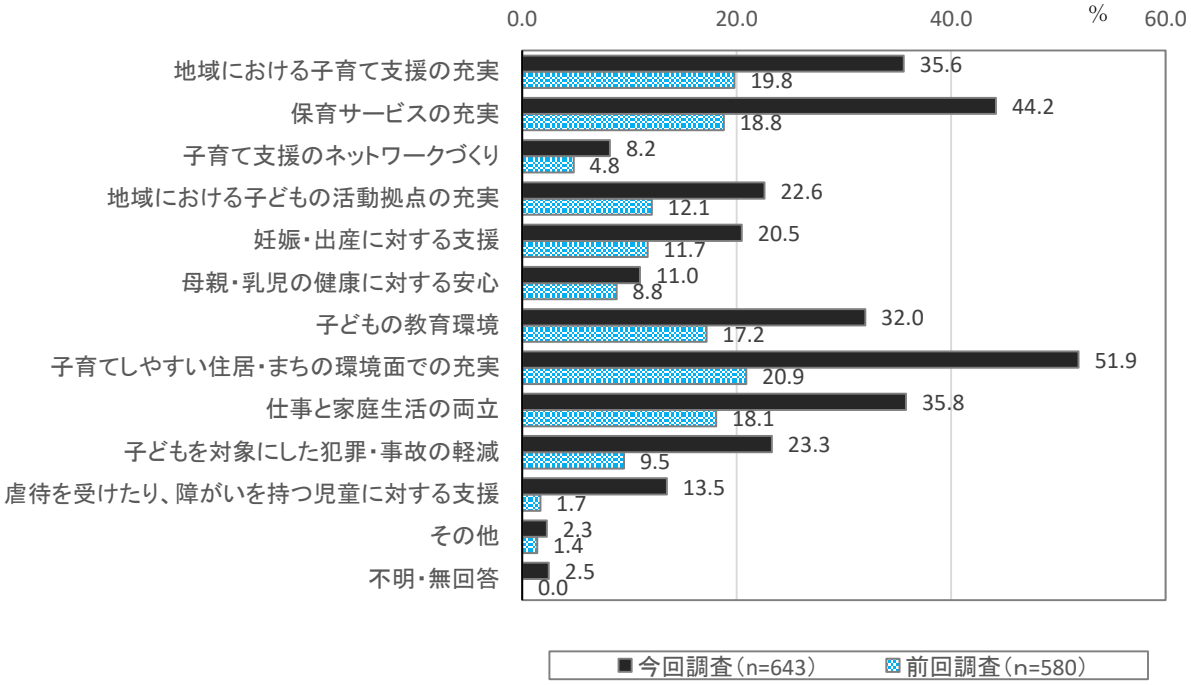

4）相談できる人の有無と相談相手

就学前児童をもつ保護者が子育てを相談できる人や場所の有無をみると、今回調査では「いる／ある」が 89.8%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

就学前児童・保護者の相談できる人や場所の有無（単数回答）

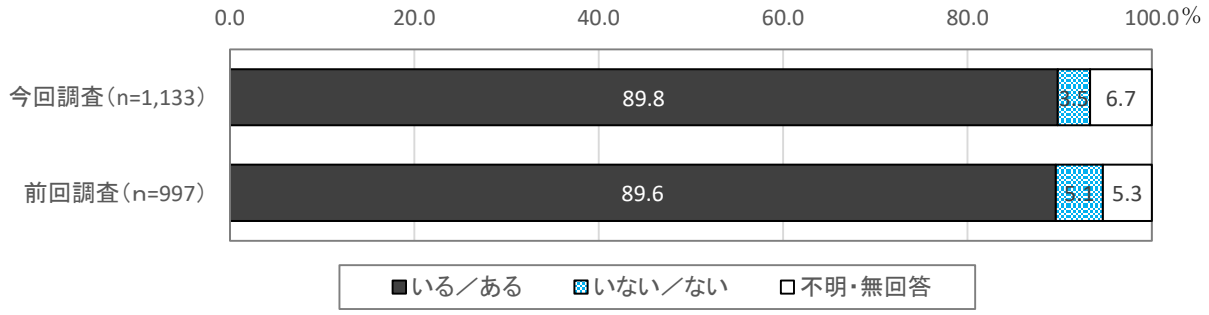

就学前児童をもつ保護者の相談先をみると、今回調査では「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な人が相談相手となっており、前回調査と同様の傾向となっています。

また、若干ですが他の相談先も増えています。

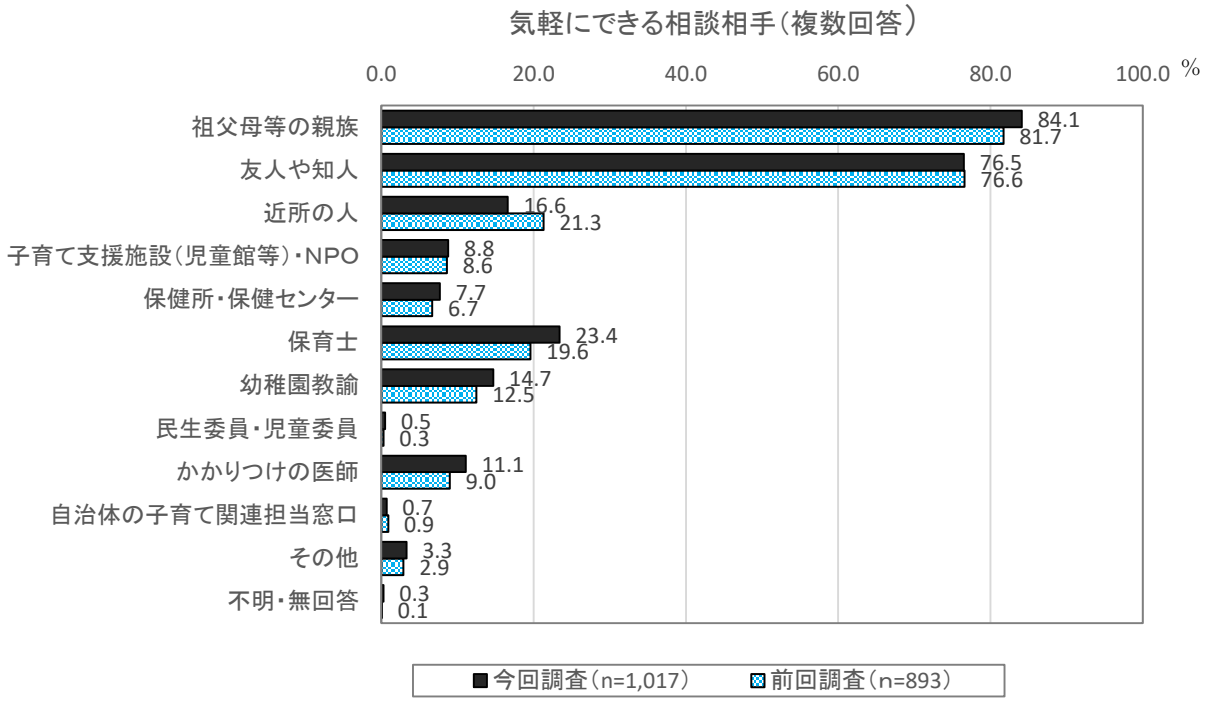

5）保育所等の費用無償化に伴う就労状況の変化について

母親の就労意欲の高まりが見られ、現在働いている母親では、週４日、５日間の就労が前回から増えています。また、現在、幼稚園や保育所などを利用している割合は 60.9%ですが、無償化になった場合の利用希望は 89.8%と高い割合になっています。

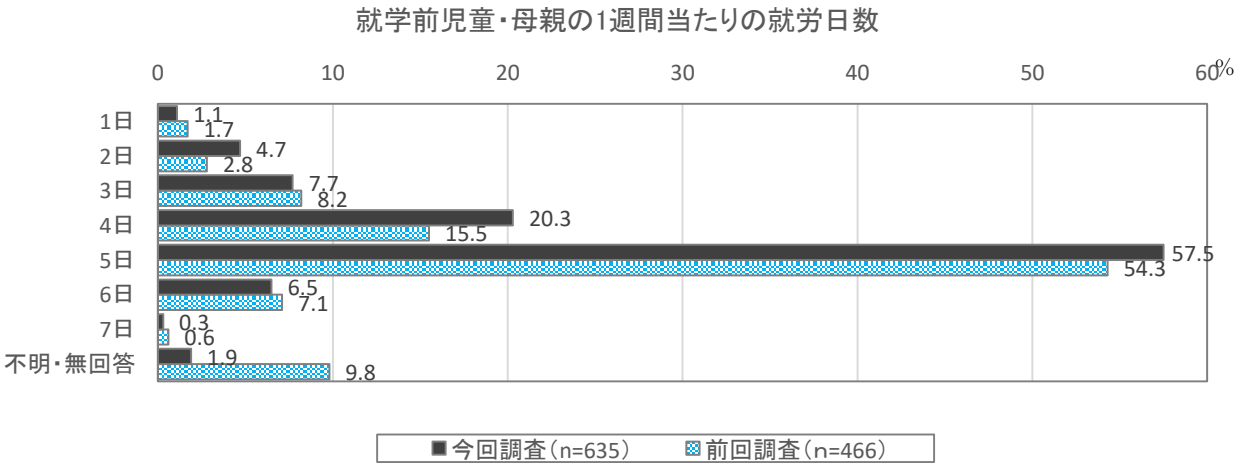

現在の幼稚園、保育園の利用状況

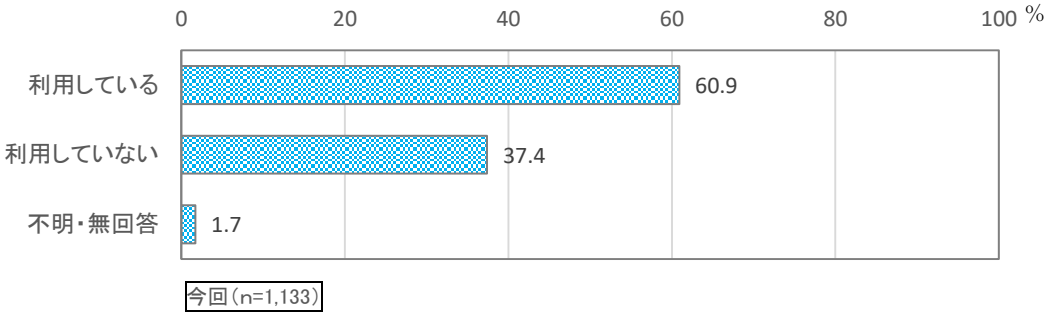

無償化になった場合の幼稚園、保育所等の利用希望

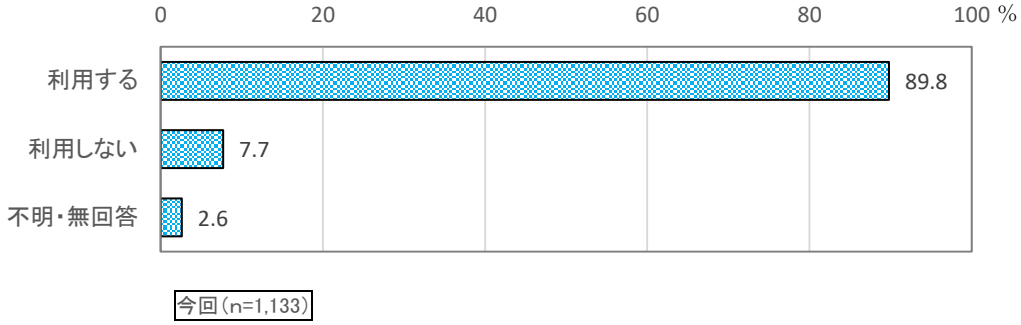

6）新たな子ども館の利用希望について

現在の子ども館の今後の利用希望は、56.3%（利用状況は、53.6%）ですが、新たな子ども館ができた場合の利用希望については、「利用する」が 62.9%と上回っており、新たな子ども館への期待の高まりがうかがえます。

現在の子ども館の利用状況及び今後の利用希望・新たな子ども館の利用希望

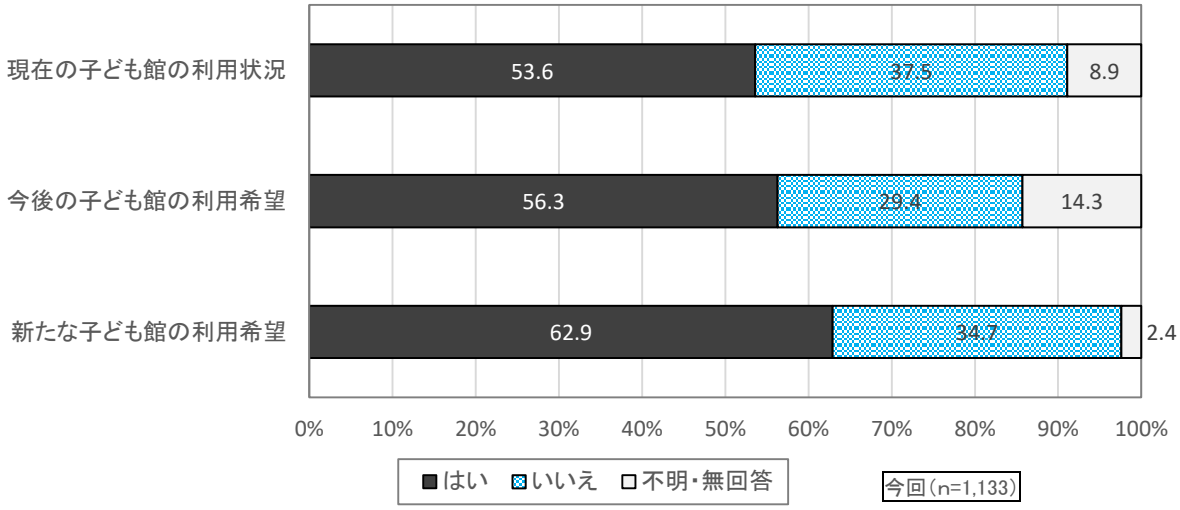

2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

1）教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

（1）認可保育所

認可保育所入所状況

（各年度 4 月 1 日時点）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
定員（人）	1,970	1,985	2,109	2,275	2,207	2,217
施設数（箇所）	19	20	21	22	22	22
年間延べ人数（人）	26,940	26,449	26,102	27,405	25,749	―
入所数（人）（各年4月1日現在）	2,164	2,123	2,103	2,224	2,076	2,147
待機児童数（人）（各年4月1日現在）	16	10	0	0	0	9

資料：野田市資料

（2）幼稚園

幼稚園入園状況

（各年度 5 月 1 日時点）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員（人）	2,790	2,790	2,790	2,510	2,510	2,510
施設数（箇所）	12	12	12	11	11	11
合計児童数（人）	2,150	2,065	1,937	1,717	1,670	1,626
公立幼稚園児童数（人）（各年5月1日現在）	264	234	218	186	180	169
私立幼稚園児童数（人）（各年5月1日現在）	1,886	1,831	1,719	1,531	1,490	1,457

資料：野田市資料

2）地域における子育て支援の基盤整備の状況

（1）学童保育所

学童保育所入所状況

（各年度 4 月 1 日時点）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
合計施設数（箇所）	32	32	32	34	34	32
直営施設数（箇所）	14	14	14	14	14	14
委託施設数（箇所）	18	18	18	20	20	18
合計延べ人数（人）	15,244	16,478	17,136	17,546	18,826	―
直営延べ人数（人）	3,592	4,626	4,318	4,211	4,747	―
委託延べ人数（人）	11,652	11,852	12,818	13,335	14,079	―

資料：野田市資料

（2）ファミリー・サポート・センター

会員･利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員合計（人）	597	620	616	661	803
利用会員（人）	433	458	451	505	642
提供会員（人）	117	117	123	117	120
両方会員（人）	47	45	42	39	41
年間延べ利用件数（件）	3,818	3,952	4,583	3842	3,768

資料：野田市資料

（3）地域子育て支援センター

年間延べ利用人数

（人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計利用人数	4,091	3,401	2,607	2,669	2,557
東部保育所内 地域子育て支援センター	1,792	1,530	1,281	1,436	1,507
聖華保育園内 さくらんぼルーム	1,534	1,114	657	438	442
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	765	757	669	580	22
聖華未来のこども園内 コアラルーム				215	586

資料：野田市資料

（4）子育てサロン~~（地域子育て拠点整備事業）~~

年間延べ利用人数

（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	19,771	24,813	25,543	20,424	12,586
「子育てサロン」 NPO 法人ゆう&みい	6,085	8,762	8,570	7,244	7,272
「ゆっくっくサロン」 NPO 法人子育て ネットワークゆっくっく	6,979	12,230	13,421	9,658	3,647
「スマイル」 ※NPO 法人 野田市どろんこの会	6,707	3,821	3,552	3,522	1,667

※平成 30 年 4 月から、社会福祉法人　すくすくどろんこの会に変更

資料：野田市資料

（5）つどいの広場

年間延べ利用人数

（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	5,022	5,221	4,423	5,165	6,136

資料：野田市資料

（6）子ども館（児童館）

年間延べ利用人数

（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数（6館）※	89,070	94,386	98,093	90,564	93,772

資料：野田市資料

第4章　基本理念と基本目標

1　プランの基本理念

子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち」・野田

野田市の将来を担う子ども達が、未来に希望を持って元気に明るく成長できるよう「子どもが未来に希望を持ち『元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち』・野田」とし、子ども達が心豊かに、いきいきと健やかに成長して行けるよう、また、安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう施策の充実に努め、家庭や地域の子育て支援力の向上を図ります。

2　プランの考え方

1）プランの基本構成

プランの基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初代エンゼルプラン時代からその時々に必要な施策を創設し、改正及び整理をしながら取り組んできた施策体系と、平成 27 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量の設定などを位置付ける市町村事業計画の二本柱で構成します。

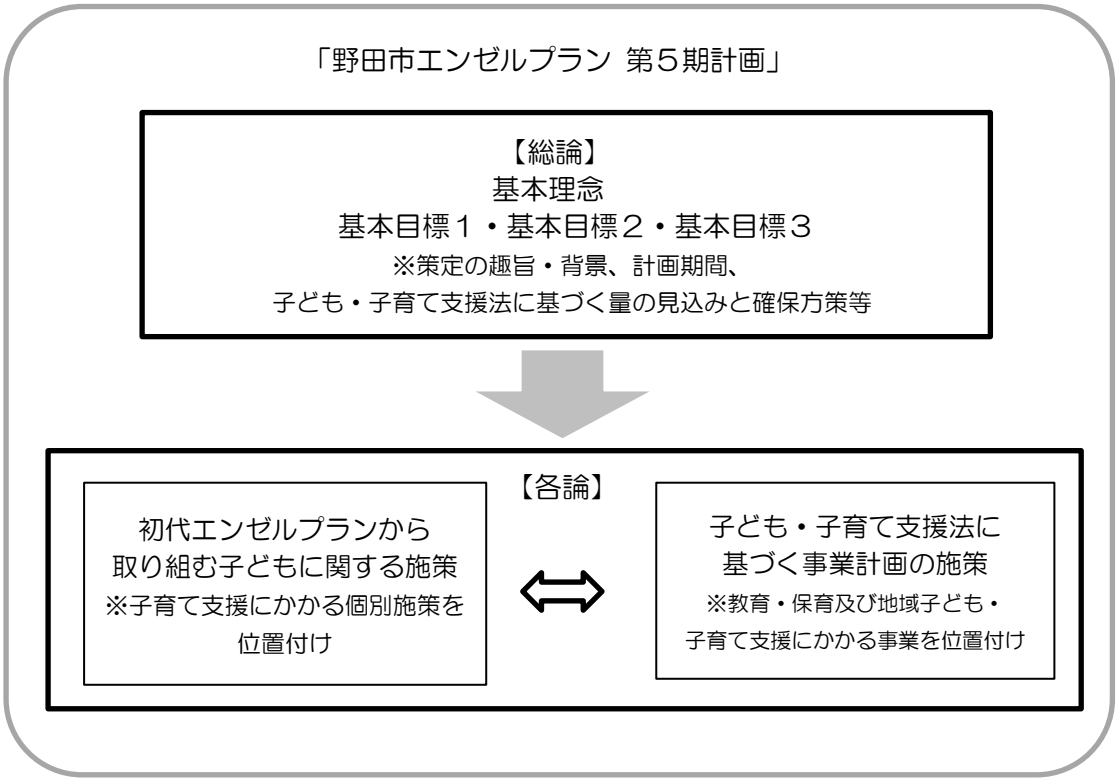

3 プランの基本目標

基本目標１：すべての人が安心して楽しく子育てができるように
（家庭養育力の回復・向上）

核家族化の進行や家族構成の変化は続いており、意識調査の結果からも子育ての不安や悩みを当事者のみで抱える保護者の存在がみられます。また、少子化の進行にもかかわらず、女性の社会進出や経済状況の長期間の低迷等から、子育てする母親の就労希望は高く、保育サービスの需要はとりわけ低年齢児において増加しています。さらには、働き方の多様化や子どもを取り巻く環境の変化により、保育ニーズの内容も多岐に渡り、それぞれに対応できるサービスの充実が望まれています。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の新制度を踏まえた教育・保育の量の確保と質の改善、適切な相談や情報提供が行える体制づくりとともに、子育て支援や子ども達の体験活動を地域で支える地域交流の拠点となる新しい子ども館の整備を進めていきます。

基本目標２：すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、
成長できるように　（子どもの権利保障）

現代の子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及が子どもを犯罪の世界に容易に引き込む危険性を併せ持ち、また厳しい経済状況が格差を生むことで、将来の進路にも影を落とすことなどが指摘されています。さらに、児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、虐待の内容も複雑化しています。

このような状況を踏まえ、子ども達の権利が保障されるよう子ども達の最善の利益に考慮し、子どもの安全を守る施策の推進や生きる力の育成、ひとしく学力の向上が図れる機会の提供等教育環境の整備に取組むとともに、児童虐待防止の体制を強化し、児童虐待の早期発見・未然防止と被虐待児や障がいを持つ子どもへの支援を進めていきます。

基本目標３：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように
（子育て支援力の向上）

職業生活と子育てや介護など家庭生活との両立について、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を踏まえ、結婚や出産に対する不安を軽減するための環境を整備するとともに、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、行政による保育サービスの充実のみならず、地域や事業所における取組を進めていていくことが必要です。

市では、育児休業の取得や男性の子育てへの参加等「野田市男女共同参画計画」に基づく意識啓発を推進します。また、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭等について、子どもへの貧困の連鎖を断ち切ることからも、自立に向けた支援を進めることが重要です

4　本プランの施策の主なポイントと新たな取組について

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、法に基づく基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育無償化の実施、特別な支援が必要な子どもへの施策の充実、児童虐待防止対策の強化、新・放課後子ども総合プランへの対応。また、子育て支援として、新たに位置付けた事業と既存事業の拡充に取り組みます。

１）教育・保育の量の確保

（１）待機児童と潜在的保育ニーズへの実効的な取組

保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者も入所できるように整備を進めてまいります。

具体的には、国は量の確保を定員数で求めていますが、定員の 120%内での弾力的運用を認めているため、保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、これを活用してまいります。また、待機児童及び保留者が年度末にかけて増加していく課題に対しては、小規模保育所等の地域型保育事業を活用していきます。　・・・（P46～48）

２）教育・保育の質の改善

（１）保育所における３歳児配置基準の改善

野田市はこれまでも保育士の配置数については、児童の年齢区分毎に切り上げて国の基準（全年齢の合計で四捨五入）よりも手厚くしていましたが、更に保育環境を充実させるために、新制度の公定価格の加算措置を踏まえ、３歳児の保育に当たり、児童 15 人に対し保育士１人を配置することとします。　・・・（P73）

３）地域子育て支援事業の充実

（１）学童保育所管理運営基準への対応

概ね 40 人を超える集団のクラス分けを行うとともに、ひとクラスに 2 人の指導員（うち一人は放課後児童支援員）を配置します。また、過密化の解消に向けた施設整備や児童の振り分けなどに取組みます。　・・・（P81～83）

（２）利用者支援事業の拡充

保健センター子ども支援室にて、子育て支援情報サイト「にじいろｎａｖｉ」やＬＩＮＥ公式アカウントを活用した情報発信を実施しています。

また、子育て世代包括支援センターである保健センター（子ども支援室を含む）と関宿保健センターで、保健師等が必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から１８歳までの切れ目のない支援を目指します。

・・・（P103～104）

（３）幼児教育・保育無償化の対応

幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担となりますが、２

年度以降の財政支援については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

また、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。

保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していきます。 ・・・（P99）

（４）特別な支援が必要な子どもの施策の充実

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実として医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している「障がい児保育ための加配」、「グレーゾーンの児童がクラスに複数在籍する場合の加配」とともに市の支援体制の構築を検討していきます。

・・・（P100）

（５）子育て短期支援事業（ショートステイ）への対応

保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合のセーフティネットとして、保護者の子育て支援や要保護児童対策の一環として実施しています。 ・・・（P244）

４）既存事業の拡充

（１）子ども医療費助成制度の拡大

平成 27 年８月から通院・調剤費の助成対象について、「小学３年生まで」から「中学３年生まで」に拡大し、更に、平成 30 年８月から小さな子どもを育てる世帯の負担をさらに軽減し、健康で安心した育児をしていただくため、３ 歳までの児童については医療費自己負担分について所得制限を設けずにすべて無料としています。 ・・・（P275）

（２）児童虐待防止対策の強化

児童相談所との連携や関係機関との情報共有のためのシステム導入や要保護児童対策協議会の実務者会議の見直し、スクールロイヤーの配置など児童虐待防止対策の強化に努めます。 ・・・（P241～242）

５）新たに取組む主な事業

（１）新しい子ども館の整備

子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子ども達が集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子ども達の体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として、清水地先に新たに子ども館の整備を進めます。　・・・（Ｐ114～115）

（２）市長と話そう集会の実施

市長が学校を訪問し、希望する子供たちと直接、意見交換を行い、出された意見や要望から、子供たちの将来のために何をすべきかを考え施策に反映させていきます。　・・・(P122)

（３）子ども未来教室の開催

野田市の将来を担う子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、支援していきます。　・・・(P195～196)

（４）子ども家庭総合支援拠点の整備

子ども家庭総合支援拠点の機能を有する新しい課を設置し、関係機関等との情報共有や連携強化と合せて児童虐待防止対策の強化に努めます。　・・・(P243)

６）次世代法に基づく職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な施策との連携

次世代育成支援対策推進法の期限延長に基づく市町村行動計画については、次世代法の趣旨の一部の要素を加えた形で子ども・子育て支援法に基づく事業計画と一体のものとして策定することが可能とされています。また、事業計画策定指針では、①県・労働者・事業主・子育て支援団体などと連携しながら地域の実情に応じた取組を進めること、②保育及び放課後児童健全育成事業、子育て支援事業の展開による仕事と子育ての両立のための基盤整備を示しています。

これらを踏まえ、市では、①啓発や企業・団体の取組の好事例の情報収集について県の施策と連携すること、②本プランに位置付ける各施策の取組により進めることとします。

・・・(P272～282)

【「新・放課後子ども総合プラン」について】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な事業の目標と方策等について、本プランに位置付けます。　・・・(P57～58)

【「子どもの貧困対策の位置付け」について】

国が今後、子どもの貧困を的確に把握するため、調査項目を共通化し、全国的に実施する

としていることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階に無いと判断しています。　・・・（P59～60）

７）引き続き重点的に取り組む施策について

下記の２つの施策については、引き続き重点施策として位置付け、個別プランを別立てして取り組みます。

（１）ひとり親家庭等の自立支援の促進

令和２年３月策定「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第４次改訂版」による施策を本プランの各論に位置付けます。同プランでは、母子家庭の就労収入を増やす施策や貧困の連鎖を断ち切るための養育費確保や学習支援など、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けた支援に取組みます。　・・・（P250～257）

（２）要保護児童対策の取組の推進

平成 23 年３月策定「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に掲げる施策を本プランの各論に位置付けます。新たな施策として、児童相談所との連携や関係機関との情報共有、要保護児童対策協議会の見直し、子ども家庭総合支援拠点の整備など、児童虐待防止対策の強化に取り組みます。　・・・（P241～248）

5 施策の整理について

第４期計画に位置付けた以下の施策については、見直しを行い制度改正や目的達成のため整理し再編や廃止することとし、第５期計画においては位置付けません。

（１）訪問型一時保育事業

当該事業は、自宅で子どもを保育している保護者（専業主婦等）が傷病や介護などにより、家庭で児童を保育することが困難な場合、保育士等を家庭に派遣し児童を保育する事業ですが、市単独事業であることから財政効率が悪いことや自宅に訪問し保護者不在の中で保育を行うことなどから、利用ニーズは比較的多くはありません。

また、平成 30 年度から、類似する育児支援家庭訪問事業を拡充し、保育所や幼稚園等に所属していない児童（自宅で保育されている児童）についても支援対象としたことやファミリーポートセンター事業でも育児支援を行っていることから、市民サービスを維持した上で財政負担の軽減が図れるため廃止とするものです。

（２）巡回相談等による相談支援体制

虐待の未然防止等を図る目的で、巡回相談を実施していますが、発達に関する相談が多い現状や児童虐待の未然防止や早期発見が母子保健事業に位置付けられています。

このような中で、令和元年度から子ども支援室が補助事業である「巡回支援専門員整備事業」を活用し、専門職（臨床心理技術者、作業療法士、保健師）による巡回相談を効率的・効果的に実施できることから、「巡回支援専門員整備事業」に再編し実施するものです。

なお、虐待が疑われる場合は、巡回を待たずに即時対応するものです。

（３）育児学級

心身の悩みや、育児負担を強く感じている親が保健師・助産師・栄養士・保育士・心理士等の専門職に気軽に相談できる場として育児学級を実施していましたが、育児教室の対象となる親は、心身の悩みを持った者や、集団になじみにくい者も多いことから、子ども支援室の個別相談で対応することや、親子教室や子育て相談会で対応が可能であることから終了するものです。

（４）子ども放送局事業

文部科学省がインターネットで配信する子どもたちに夢と希望を与える映像等を公民館で視聴していましたが、平成 29 年度からインターネットの配信がなくなったことから廃止とするものです。

（５）親子交通安全大会

野田交通安全協会が、主催となり毎年春に文化会館において「親子の交通安全大会」を実施していましたが、社会情勢の変化や多様化から、各幼稚園からの要望に基づき、野田警察署と野田交通安全協会が幼稚園に出向き、より身近な交通安全教室として見直し事業を実施するものです。

（６）福祉用自動車の貸出し

社会福祉の育成、向上を目的に社協に委託して平成 29 年度まで福祉車両の貸出しを実施していましたが、社協が独自に実施している「福祉車両貸出事業」とサービス内容が重複することから、「福祉車両貸出事業」に一元化して実施することとし廃止するものです。

（７）私立幼稚園就園奨励金事業

私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を目的としていますが、令和元年10 月から実施される幼児教育の無償化に伴い廃止するものです。

第5章　サービス供給の事業量と確保量

1　子ども･子育て支援制度について

子ども･子育て支援制度における事業の主なポイント

〇質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供
（幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無に関わらず幼児教育を受けられる「幼保連携型認定こども園」を普及。）

〇保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善
（教育・保育のニーズを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・地域型保育などを組み合わせて計画的に整備）

〇幼児教育・保育の無償化
幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後２年間の推移を見極め、中間年度の令和４年度に見直しを行います。

〇地域の子育て支援の充実
（家庭と地域の多様なニーズに対応するため、地域子育て拠点事業、一時預り、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどを充実）

1. 子ども･子育て支援給付

共通の給付制度により幼児教育・保育を提供

施設型給付
- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付
- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

施設等利用給付
- 幼稚園（未移行）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

2. 地域子ども･子育て支援事業

①利用者支援事業
②一時預かり事業
③放課後児童健全育成事業
④地域子育て支援拠点事業
⑤妊婦健診事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業
⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
⑧子育て短期支援事業
⑨ファミリー・サポート・センター事業
⑩時間外保育事業
⑪病児･病後児保育事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2　事業計画における区域設定の考え方

野田市においては、「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定します。なお、地域子育て拠点事業については、地域バランスを考慮しながら実施してまいります。

3　教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み

単位（人）

	実績	見込み			
	平成 30 年度	令和 2 年度		令和 3 年度	
	合計	1 号認定 3 歳以上	2 号認定 3 歳以上	1 号認定 3 歳以上	2 号認定 3 歳以上
①量の見込み	1,709（定員 2,841）	1,274	703	1,242	685
		1,977		1,927	
②確保の内容		2,190		2,190	
②－①		213		263	

	見込み					
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	1 号認定 3 歳以上	2 号認定 3 歳以上	1 号認定 3 歳以上	2 号認定 3 歳以上	1 号認定 3 歳以上	2 号認定 3 歳以上
①量の見込み	1,168	645	1,117	616	1,079	595
	1,813		1,733		1,674	
②確保の内容	2,190		2,190		2,190	
②－①	377		457		516	

※量の見込みについては平成 30 年度実施の子育てに関する意向調査（ニーズ調査）の結果を使用。

■保育における量の見込み

単位（人）

		実績	見込み					
		平成 30 年度	令和 2 年度			令和 3 年度		
		合計	2 号認定	3 号認定		2 号認定	3 号認定	
			3 歳以上	0 歳	1-2 歳	3 歳以上	0 歳	1-2 歳
①量の見込み		2,177（定員 2,207）	1,148	489	859	1,119	485	808
②確保の内容	保育施設		1,454	171	777	1,454	171	777
	地域型保育事業		0	4	11	0	7	27
②－①			306	▲314	▲71	335	▲307	▲4

		見込み								
		令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		2 号認定	3 号認定		2 号認定	3 号認定		2 号認定	3 号認定	
		3 歳以上	0 歳	1-2 歳	3 歳以上	0 歳	1-2 歳	3 歳以上	0 歳	1-2 歳
①量の見込み		1,053	480	813	1,006	476	813	972	471	816
②確保の内容	保育施設	1,454	171	777	1,454	171	777	1,454	171	777
	地域型保育事業	0	7	27	0	7	27	0	7	27
②－①		401	▲302	▲9	448	▲298	▲9	482	▲293	▲12

（１）量の見込みは、平成 30 年度実施の子育てに関する意向調査に基づくニーズ量としています。

（２）確保の内容は、教育・保育施設における定員数の実績値としています。

ただし、教育・保育施設の確保予測が、幼児教育・保育無償化の影響で不透明であり、適確

に見込めないことから、令和 2 年度及び 3 年度の施設整備には柔軟に対応しつつ、今後 2 年間の推移を見極め、中間年度の令和 4 年度に見直しを行います。

〇１号認定・・・子どもが満３歳以上で幼稚園等での教育を希望

〇２号認定・・・子どもが満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

〇３号認定・・・子どもが満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方

１号認定の確保の内容については、私立幼稚園の「施設型給付」への移行の意思が現段階では概ね消極的であり、１ 号認定の利用者数が想定できないため、これまでの利用実績等に基づく推計値を参考として記載しました。

２号認定･３号認定については､｢認定こども園｣に関する事業者の意思は消極的な中で、令和２年度には幼保連携型認定こども園１施設の開園を予定しております。当該施設の整備により、待機児童の大半を占める低年齢児の定員を確保することができると考えております。

また、３ 号認定の量の確保について、これまでの市の基本的な考え方としては、認可保育所の整備による待機児童対策を優先することとしており、今後の施設整備等においては公立保育所の在り方も含め、地域型保育事業（小規模保育施設Ａ型等）を活用し確保していくことを検討します。

なお、ニーズ量は今後の就労意向に基づき算出しているため、特に ３ 号認定で大きくなり、確保の内容との間に乖離差が生じていますが、基本的にはニーズ量を量の見込みとしています。

◆教育

教育については、利用定員を認可定員の範囲で設定するとした国の方針に従い、公立幼稚園を含めた認可定員数により設定します。

なお、平成 30 年度の利用実績は認可定員数を下回っていることから、今後の私立幼稚園の施設型給付への移行を注視し、令和２年度以降の提供体制と確保方策を検討します。

◆保育

（１）待機児童の推移

野田市では、民設民営保育所を、順次整備するとともに、定員の弾力化の活用により、待機児童の解消に努めてきました。平成 28 年から 30 年には、３年連続で待機児童０人を達成することができましたが、再び増加傾向を示しています。さらに、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが大きな課題となっています。

待機児童の推移

年度	4 月	3 月	定員	新規開設
26	16	109	1,970	
27	10	56	1,985	ひばり 15
28	0	77	2,109	すくすく分園 54、7 園定員 10 増員
29	0	100	2,275	聖華未来のこども園 166
30	0	139	2,207	聖華未来のこども園 68 減員
31	9		2,217	聖華未来のこども園 10 増員

（２）待機児童と保留者

待機児童の定義について、平成 27 年度の改正では、これまで、自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。

また、平成 29 年度には、親の復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。

保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限りません。特定の施設のみを希望（単願）する場合や他に通園可能な保育所がある場合などは待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。

野田市では、待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者も保育所に入所できるよう整備を進めます。

（３）待機児童・保留者解消野田市計画

国は、量の確保を定員数で求めていますが、運用として定員の 120%内での弾力的活用を認めています。児童数が減少傾向にある中で、定員での確保は将来的に過剰となる可能性が高いので、野田市では保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、定員の弾力化により、待機児童・保留者の解消を進めてまいります。また、待機児童・保留者が、年度末にかけて増加していく課題に対しては、０歳児から２歳児までを対象とする小規模保育所等の地域型保育事業の活用してまいります。

待機児童・保留者解消野田市計画

年度		3 歳以上	0 歳	1･2 歳
2	量の見込み	1,358	140	821
	市計画	1,456	180	826
	過不足	98	40	5
3	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48
4	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48
5	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48
6	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48

（年度末における量の見込みと確保の状況）

年度		3 歳以上	0 歳	1･2 歳
2	量の見込み	1,367	205	852
	市計画	1,456	180	826
	過不足	89	▲25	▲26
3	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17
4	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17
5	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17
6	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17

（４）計画の変更

本プランに位置付ける「量の見込み」及び「確保の内容」は、ニーズ量と実績が乖離している部分があることから、計画に位置付けた量の見込みと確保の内容の補正については、待機児童数の状況、事業者の施設型給付への移行や教育・保育施設創設の意向及び進捗を把握した上で、また、令和元年 10 月に創設された幼児教育・保育無償化の影響も不透明であり量の見込みが予測困難な状況であることから、今後 2 年間の推移を見極め、中間年度の令和 4 年度に見直しを行い、児童福祉審議会における審議を経て変更することとします。

4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業のうち、多様な主体の参入促進事業を除く 12 事業を実施しています。

1）地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成 30 年度（実績）	令和 2 年度（見込み）	令和 3 年度（見込み）	令和 4 年度（見込み）	令和 5 年度（見込み）	令和 6 年度（見込み）
利用者支援事業		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時預かり事業	幼稚園	43,341 人日/年	36,158 人日/年	35,237 人日/年	32,934 人日/年	31,552 人日/年	30,401 人日/年
	上記以外	1,806 人日/年	995 人日/年	960 人日/年	933 人日/年	921 人日/年	911 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,569 人（年平均/月）	1,104 人	1,041 人	1,048 人	1,005 人	989 人
	高学年		685 人	665 人	631 人	616 人	584 人
	合計		1,789 人	1,706 人	1,679 人	1,621 人	1,573 人
地域子育て支援拠点事業		2,337 人回/月	3,333 人回/月	3,187 人回/月	3,189 人回/月	3,183 人回/月	3,182 人回/月
妊婦健診事業		9,696 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		832 人	900 人	900 人	900 人	900 人	900 人
養育支援訪問事業		9 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
子育て短期支援事業		9 人 人日/年	434 人日/年	415 人日/年	402 人日/年	382 人日/年	366 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）		3,768 人日/年	3,884 人日/年	3,697 人日/年	3,654 人日/年	3,530 人日/年	3,451 人日/年
延長保育事業		1,137 人/月	829 人/月	802 人/月	775 人/月	756 人/月	744 人/月
病児・病後児保育事業		500 人日/年	595 人日/年	577 人日/年	549 人日/年	522 人日/年	500 人日/年

2）地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

（1）利用者支援事業

■量の見込み

単位（か所）

	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　利用者支援事業は、子育て世代包括支援センターである保健センター（子ども支援室を含む）と関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を実施しています。

また、子ども支援室で実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。

（2）一時預かり事業

■量の見込み

単位（人日/年）

		実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	43,341	36,158	35,237	32,934	31,552	30,401
	③確保の内容		85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
	③－(①+②)		49,642	50,563	52,866	54,248	55,399
上記以外の一時預かり	①量の見込み	1,806	995	960	933	921	911
	②確保の内容		7,308	7,308	7,308	7,308	7,308
	②－①		6,313	6,348	6,375	6,387	6,397

■提供体制・確保方策の考え方

○　地域子育て拠点で行われている「一般型」の一時預かりについては、配置基準等を尊守した上で、事業を展開していきます。

○　「幼稚園型」については、２号認定児童に対する教育・保育の提供量確保の意味からも、私立幼稚園と連携を進めていきます。

（3）放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位（人）

		実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,569（年平均/月）	1,104	1,041	1,048	1,005	989
	高学年		685	665	631	616	684
	合計		1,789	1,706	1,679	1,621	1,573
②確保の内容			1,775	1,775	1,775	1,775	1,775
②－①			▲14	69	96	154	202

■提供体制・確保方策の考え方

○　ニーズ調査の結果による量の見込みに対しては概ね確保される見通しですが、小学校区の単位で過密化が常態化する場合は、施設整備に取り組みます。

　また、児童の入所バランスにより過密化している学童保育所については、抽選による振分けを行います。

（4）地域子育て支援拠点事業

■量の見込み

単位（人回/月）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,337	3,333	3,187	3,189	3,183	3,182
②確保の内容		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②－①		167	313	311	317	318

■提供体制・確保方策の考え方

○　現在、市内に８か所の拠点施設があり、地域的なバランスは概ね取れています。

○　量の見込みに対しては確保される見通しであり、相談・情報提供・サークル・講座等、共通化による事業の充実に取り組みます。

（5）妊婦健診事業

■量の見込み

単位（人回/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,696	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②確保の内容		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　健診回数や健診項目については国の基準を踏まえつつ、保健センターによる事業として実施します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

（6）乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位（人）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	832	900	900	900	900	900
②確保の内容		900	900	900	900	900
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　保健センターの事業として、生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

（7）養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

■量の見込み

単位（人）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9	20	20	20	20	20
②確保の内容		20	20	20	20	20
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　母子保健事業や要保護児童対策地域協議会との連携により、産褥期や育児に不安を持つ家庭を支援します。また、虐待の未然防止やリスクの軽減に努めます。

（8）子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9	434	415	402	382	366
②確保の内容		365	365	365	365	365
②－①		▲69	▲50	▲37	▲17	▲1

■提供体制・確保方策の考え方

○　子どもを同伴しての外泊ができない事情が発生した場合のセーフティネットとしての役割があることから、要保護児童対策として取り組んでいます。

○　量の見込みに対して確保の内容が少ない状況ですが、実績も勘案し確保の内容を見込んでいます。

（9）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,768	3,884	3,697	3,654	3,530	3,451
②確保の内容		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②－①		1,116	1,303	1,346	1,470	1,549

■提供体制・確保方策の考え方

○　今後も社会福祉協議会に委託して実施し、利用実績を踏まえた量に対応できるよう提供会員の確保に努めます。

（10）延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み

単位（人/月）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,137	829	802	775	756	744
②確保の内容		1,137	1,137	1,137	1,137	1,137
②－①		308	335	362	381	393

■提供体制・確保方策の考え方

○　量の見込みに対しては確保される見通しであり、引き続き公立保育所への指定管理者制度導入による民間活力にて保育時間の延長に対応します。

（11）病児・病後児保育事業

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	500	595	577	549	522	500
②確保の内容		1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
②－①		577	595	623	650	672

■提供体制・確保方策の考え方

○　病児・病後児保育事業は、今後も既存施設（小張総合病院敷地内「ひばりルーム」）で実施していきます。

（１２）実費徴収に係る補足給付事業

■提供体制・確保方策の考え方

○　低所得者への保育材料費の補助等の事業について、国・県の実施要綱等に基づき実施します。

（１３）多様な主体の参入促進事業

■提供体制・確保方策の考え方

○　教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・斡旋に係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

5　教育･保育の一体的提供及び当該教育･保育の推進に関する体制の確保について

１）認定こども園の普及に係る考え方

令和２年４月１日時点には、幼保連携認定こども園が２園、保育型認定こども園が１園の合計３園が市内に開設される予定となっています。

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受入れられ、教育・保育を一体的に提供できる施設であることから、既存幼稚園の移行に当たっての判断に資するよう、設置者に対し認定こども園に関する情報提供を適宜行っていきます。

２）幼保小の連携の取組について

質の高い幼児期の教育・保育を提供していくため、幼稚園・保育所から小学校への円滑な移行のための連携を図る目的で設置している、既存の幼保小連絡会の仕組みを活用し、合同研修会の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流を進めます。

また就学に当たっては、引き続き、保育所児童保育要録及び幼稚園幼児指導要録の適正な取扱に取り組んでまいります。

6　新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画

国は、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭などの児童を対象に放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ（学童保育所）」と全ての児童を対象に放課後等に学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子供教室」の計画的な整備（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携による実施を推進）を進めるため、平成 26 年７月に「放課後子ども総合プラン」を示し、次世代法の計画の一部として位置付けました。

このプランを１年前倒し、30 年９月に見直しを行い 2019 年から 2023 年度までの５か年間で約 30 万人分の整備を図り目標を 152 万人分とする「新・放課後子ども総合プラン」を示し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に行動計画を位置付けました。

また、同一の小学校内等で両事業（放課後児童クラブと放課後子供教室）を実施する一体型を全国１万か所以上で実施することを目標としています。

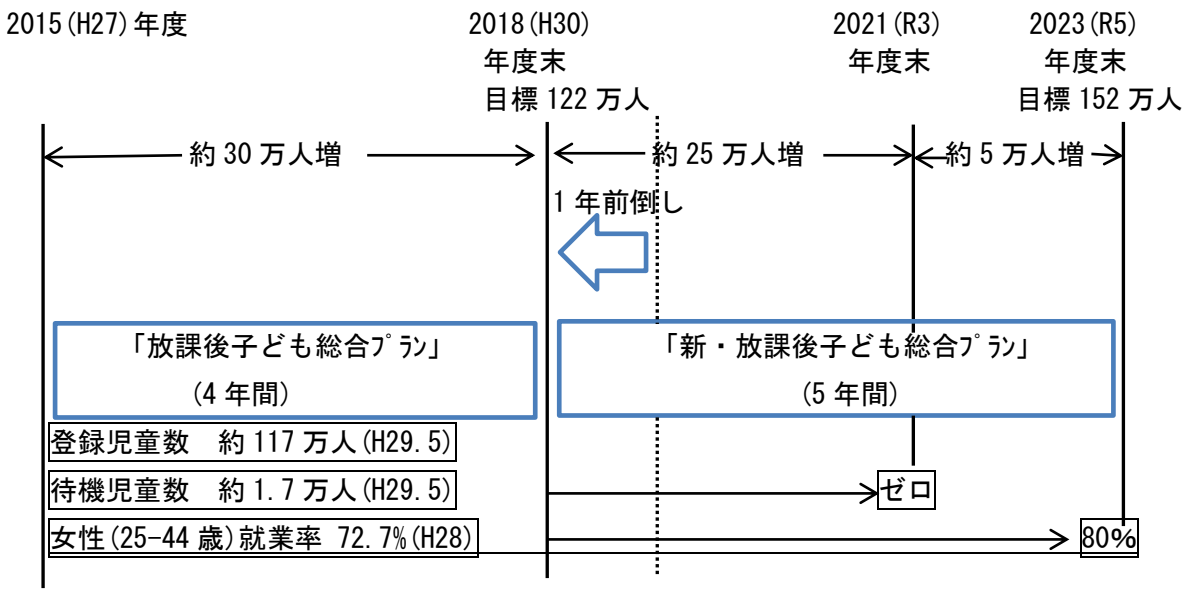

（１）現状と課題

①　放課後児童クラブ（学童保育所）の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校区において学童保育所を整備し、待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れています。なお、小学校区単位で過密化が常態化する場合は、余裕教室を活用し整備を行います。

また、学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の偏りにより過密化となっている学童保育所がある学校区については、抽選により児童を振分けることで入所児童数のバランス改善に努めます。

②　放課後子供教室の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校を利用するとともに、公民館等の近隣施設８か所を利用し計 39 か所で、毎月２回土曜日に児童が様々な体験活動を行うオープンサタデークラブを

実施しています。

さらに、平成 30 年度からは、全小学校において放課後に特別教室等を利用し授業への理解の差が目立ってくる小学校３年生の希望する全ての児童を対象に、４月から 10 月の間で週１回の学習支援を行う「子ども未来教室」を実施しています。

（２）今後の方向

①放課後児童クラブ（学童保育所）

老朽化が進んでいる施設については、教育部局と連携し小学校の余裕教室の活用を図ります。

また、20 ヶ所全ての小学校で学童保育所を実施していますが、今後も待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れるため、過密化が常態化する場合は、施設整備を行います。

なお、学童保育所は、児童の健全な育成を図る役割を担っていることから、指導員の研修等を含め質の向上を図るとともに保護者等への周知を図ります。

②放課後子供教室

オープンサタデークラブについては、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を社会全体で創り出してゆくこと目的としていることから、指導者の資質の向上を図りながらオープンサタデークラブの改善に努め、事業を継続して実施していきます。

子ども未来教室については、当面は３年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ってまいります。

③一体型について

放課後子供教室（子ども未来教室）は全て学校施設内で実施していますが、　放課後児童クラブ（学童保育所）については、学校施設内の実施が 16 か所となり４か所（川間小、福田一小、東部小、南部小）は未実施となっています。行政改革大綱においても学童保育所を余裕教室に移転する方針を示していますが、教室を提供していただく学校や学童保育所を利用する保護者との調整、また、南部小学校については、民設民営の事業者に委託しているなど実施に向けては課題もあることから、一体型については、教育委員会と連携し、可能な学校から随時実施していくことを目標とします。

④特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童については、保護者からの聞取りや学校等の関係機関と連携し、児童の様子を良く確認し、基本的に指導員を加配することで対応可能な場合は受け入れを行います。

7 子どもの貧困対策の位置付け

（1）子どもの貧困対策の状況

国は、子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年６月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

この法律の基づき平成 26 年８月に「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、子どもの貧困対策の重点施策として、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などを講ずるとともに、子どもの貧困に関する指標を設定し、対策の見直しや改善に努めるとしました。

また、都道府県に対し、「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課しています。

なお、法施行の５年後に見直しを行うとされていることから、令和元年６月に一部改正され、児童権利条約の精神に則り対策を推進することや市町村に対して「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課すとされました。

法改正に基づき、2019（令和元）年 11 月に「新たな子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指すとし、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施するとしました。

（2）野田市の子どもの貧困対策の現状

野田市の子どもの貧困対策としては、特に厳しい生活環境に置かれている母子家庭等のひとり親家庭を支援するため、就労支援、住居支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、平成 14 年 11 月に「ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、見直しを行いながら、子育て支援、就労支援、居住支援、経済的支援、養育費確保支援など、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成 26 年８月から、経済的な理由で学校以外に学習の機会の少ない市内の中学生を対象に学習支援を始めましたが、子ども達が将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、平成 29 年度からは、全ての中学生に学校以外での学力向上の機会が得られるよう学習支援に取組んでいます。

野田市の子どもの貧困対策に関する主な施策

項　　目	内　　容
情報・体制	母子父子医率支援員による相談支援 ひとり親家庭のしおり 市報、ホームページによる広報啓発
就業支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業 母子家庭等就業自立支援事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

項　　目	内　　容
	母子家庭等自立支援教育訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
子育て支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭等情報交換事業 母子寡婦福祉会による各種事業
住居支援	ひとり親等民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付事業 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 住居確保給付金事業
養育費確保支援	養育費等法律相談事業
経済的支援	児童扶養手当 養育者支援手当 福祉資金貸付事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 未婚の母・父への寡婦（夫）控除のみなし適用 保育所、学童保育所減免 要保護・準要保護児童就学援助費補助金事業 特別支援教育就学奨励費補助金事業
自立支援	自立相談支援事業
学習支援	子ども未来教室事業（中学生及び小学３年生全員対象としていることから貧困家庭も含む）
居場所づくり	こども食堂への支援

（３）「子どもの貧困対策計画」策定の課題

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、新たな３つの視点として、

・親の妊娠・出期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援

・地方公共団体による取組みの充実

・支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援　が示されました。

子どもの貧困について、一般的に使われている相対的貧困率は所得データの分析により算出しています。このため、実質的な生活水準に影響する資源（貯蓄や財産、教育、能力、健康、人間関係の蓄積など）を考慮した調査などが必要となります。子どもの貧困の実態把握は難しく、例を挙げると「見た目は普通に見える子どもが多い」、「子どもは、生活の困難は絶対に言わない」など、調査を行う上で調査項目をどのように選定し、その結果をどのように分析していくのか、また、誰を対象にどのような規模で調査を実施する必要があるのかなど、子どもの貧困を的確に把握するため調査には多くの課題があります。法改正により、市町村に対し「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務とされましたが、国が今後、調査項目を共通化し、全国的に実施するとしていることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階に無いと判断しています。

8 前計画の基本目標の実績

（1）教育・保育における量の見込みと提供体制・確保について

		令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 （実績）	令和元年度 （確保内容）	令和元年度利用・整備 実績の内容
教　育	1 号認定 （3 歳以上）	1,507	1,709	2,841	公立幼稚園　　3 か所 私立幼稚園　　8 か所
	2 号認定 （3 歳以上）	600			
保　育 （保育施設）	2 号認定 （3 歳以上）	1,438	1,274	1,347	公立保育所　10 か所 私立保育所　10 か所 認定こども園 2 か所
	3 号認定 （0 歳）	118	164	156	
	3 号認定 （1～2 歳）	776	724	699	
保　育 （地域型 保育事業）	2 号認定 （3 歳以上）	0	0	0	小張総合病院ひばり保育園 1 か所
	3 号認定 （0 歳）	4	4	4	
	3 号認定 （1～2 歳）	11	11	11	

（2）地域子育て支援事業の量の見込みと確保について

		令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 （実績）	令和元年度 （確保内容）	令和元年度利用・整備 実績の内容
利用者支援事業		1 か所	1	2	
一時預かり事業	1 号認定 （幼稚園）	10,333 人	43,341	85,800	私立幼稚園　6 私立保育所　3
	2 号認定 （幼稚園）	13,138 人			
	上記以外	3,786 人	1,806	7,308	
放課後児童健全育成事業	低学年	607 人	1,243	1,775	30 施設 ≒確保内容は定員数（保育面積÷1.65 ㎡）
	高学年	487 人	378		
	合計	1,094 人	1,621	1,775	
地域子育て支援拠点事業		2,056 人	2,337	3,500	保育所支援センター4　子育てサロン 3　つどいの広場 1
妊婦健診		13,000 人	9,696	9,994	
乳児家庭全戸訪問事業		2,500 人	832	843	
養育支援訪問事業		20 人	9	20	社会福祉協議会委託
子育て短期支援事業		0 人	9	365	1 か所
ファミリー･サポート･センター（就学児のみ）		5,330 人	3,768	5,000	1 か所 社会福祉協議会委託
延長保育事業		435 人/月	1,137	1,137	13 か所
病児保育事業		1,037 人	500	1,161	1 か所 小張総合病院ひばりルーム
実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	13	19	28 年度から実施

※備考　　資料：野田市資料

① 目標事業量は、平成 25 年度に実施した意向調査の結果によるニーズ量に基づく量の見込み
② 認可保育所及び学童保育所の利用実績は、平成 31 年 4 月 1 日時点、その他の実績は平成 30 年度の実績
③ 整備実績(確保内容)は、平成 31 年4月1日時点
④ 認可保育所の整備実績は、児童1人当たり(年齢別)の面積基準による最大入所可能人数

■各　論

第１章　施策の体系

子どもが未来に希望を持ち　「元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち」　野田

基本目標１　すべての人が安心して楽しく子育てができるように（家庭養育力の回復・向上）

１　幼児期における学校教育及び保育の充実

１）教育・保育の量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
２）教育・保育の量の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

２　地域における子育て支援の充実

１）地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
２）保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
３）子育て支援ネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
４）児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

３　母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

１）子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
２）食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
３）思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
４）小児医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165

４　子育てを支援する生活環境の整備

１）良質な住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
２）良質な居住環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
３）安全な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
４）安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
５）安全・安心まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182

基本目標２　すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように（子どもの権利保障）

１　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

１）次代の親の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
２）子どもの生きる力の育成に向けた発行の教育環境の整備・・・・・・・・・・・193
３）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220

２　子ども等の安全の確保

１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・224
２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進・・・・・・・・・・・・・・228
３）被害にあった子どもの保護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237

３　子ども等の安全の確保

１）児童虐待防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
２）立ち入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携・・・・245
３）発生予防、早期発見、早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・247
４）ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
５）障がい児施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・257

基本目標３　地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように（子育て支援力の向上）

１　職業生活と家庭生活の両立の推進

１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し・・・・・・・・・・・・・・271
２）仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・279
３）ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・281

第2章　基本目標1における施策・事業内容

基本目標１：すべての人が安心して楽しく子育てができるように
（家庭養育力の回復・向上）

1　幼児期における学校教育及び保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、増大する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、子ども・子育て支援法に基づく量の拡充、質的向上を図ります。

具体的な施策項目として、①教育・保育の量の確保、②教育・保育の質の改善の２項目を掲げて取り組みます。

１）教育・保育の量の確保

子ども・子育て支援法に基づき本プランに包含した事業計画に位置付けた「教育・保育」の量の見込について、提供体制の整備と確保に努めます。

番号	事　業　名	区分	担　　当
1	低年齢児の受入れ体制整備促進	既存	保育課
2	保育所の施設整備の推進	既存	保育課
3	駅前保育の整備	既存	保育課
4	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	既存	保育課
5	子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進	既存	保育課
6	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	既存	学校教育課、保育課

２）教育・保育の質の改善

「子ども・子育て支援交付金（補助金）」を利用して、教育・保育の質の改善を進めていきます。

子ども子育て支援交付金を活用し、保育における３歳児の配置基準の改善に取り組んでいます。

番号	事　業　名	区分	担　　当
7	３歳児の保育士配置基準の改善	既存	保育課

2 地域における子育て支援の充実

子育てをする家庭の全てが安心して子育てができるよう、民間活力の導入を図りつつ、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。なお、幼児教育・保育無償化については、影響が不透明であることから、今後の推移を見極める必要があります。

利用者支援事業や子育て支援拠点事業等、子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業を着実に推進します。

また、子ども館・保育所・幼稚園・小中学校における異年齢集団や市長との意見交換、高齢者との交流、職場体験等による企業との連携等、地域全体で子育てをするまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①地域における子育て支援サービスの充実、②保育サービスの充実、③子育て支援ネットワークづくり、④児童の健全育成の４項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）地域における子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て支援 13 事業を着実に推進します。

これらの多様な事業の展開により、地域において、相談、情報提供、交流などの事業が共通に利用できること、また、様々な保護者の事情により一時的に保育サービスが必要になった場合などに確実な対応ができるよう施策に取り組みます。

施策の推進に当たっては、母子保健事業との連携を含む野田市子育て支援総合コーディネート事業の拡充、要支援児童の把握と要保護児童対策への適切なつなぎのための関係機関の連携、運営指針に基づく学童保育所の整備などについて、子ども・子育て支援交付金を活用しつつ取り組みます。

番号	事　業　名	区分	担　　当
8	乳児家庭全戸訪問事業、妊婦訪問事業	既存	保健センター
9	育児支援家庭訪問事業	既存	子ども家庭総合支援課
10	ファミリー・サポート・センター事業	既存	児童家庭課
11	充実した学童保育サービスの提供	既存	児童家庭課
12	学童保育所の受入れ体制の整備	既存	児童家庭課
13	学童保育所の施設環境整備の推進	既存	児童家庭課
14	病児・病後児保育の充実	既存	保育課
15	一時預かり事業の拡充	既存	保育課
16	子育てサロン事業の充実	既存	児童家庭課
17	つどいの広場事業の充実	既存	児童家庭課
18	地域子育て支援センターの整備	既存	保育課
19	巡回相談等による相談支援体制の充実	既存	子ども家庭総合支援課
20	公民館での電話及び面接相談の実施	既存	公民館

21	心配ごと相談事業の充実	既存	社会福祉協議会
22	子育て支援総合コーディネート事業	既存	子ども支援室

2）　保育サービスの充実

「教育・保育」の量の確保と質の改善について、本プランに包含する子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けた量の確保に着実に取り組みます。

また、地域子育て支援事業に位置付けられた、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時保育、特別な支援が必要な子どもの施策などの多様な保育サービスについて、民間活力の導入による展開を一層充実させ、保護者の就労形態等による様々な保育ニーズに対応できるよう取り組みます。

なお、幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後の推移を見極め見直しを行います。

番号	事　業　名	区分	担　　当
23	延長保育の充実	既存	保育課
24	休日保育の充実	既存	保育課
25	病児・病後児保育の充実【事業番号 14 再掲】	既存	保育課
26	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充【事業番号６再掲】	既存	学校教育課、保育課
27	求職者子育て支援サービス	既存	保育課
28	保育所の耐震補強の実施	既存	保育課
29	保育環境向上のための施設整備の推進	既存	保育課
30	教育・保育の無償化	新規	学校教育課、保育課、児童家庭課
31	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	新規	保育課

3）子育て支援ネットワークづくり

地域において子どもを育てるという意識の醸成を図るため、地域子育て支援センターや子育てサロン、子ども館などにおける講演会やセミナー等を支援し、各拠点の利用者が主体的に事業に参画できるよう環境づくりを行います。

また、子育てガイドブックの作成やホームページの運営を通じて、事業者自らが経験と知識を活かした子育て支援事業に取り組めるよう支援していきます。

番号	事　業　名	区分	担　　当
32	子育てに関する意識啓発の推進	既存	児童家庭課
33	子育て世帯への情報提供	既存	児童家庭課、子ども支援室

４）児童の健全育成

児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的に、新たに整備する子ども館などの施設を有効に活用した居場所づくり、自主的に活動に参加できる機会づくりを進め、また、ボランティア活動などによる地域における交流の場づくりや健全育成の活動を支援します。

また、インターネットや携帯サイトなどの普及により、様々な問題が社会の中で顕在化している状況を踏まえ、子ども達からの率直な意見や相談などに対応する取組みを推進するとともに、性や薬物、非行やいじめなどの問題も含め、学校を中心に地域全体で取り組んでいきます。

番号	事　業　名	区分	担　　当
34	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	既存	保育課
35	主任児童委員・児童委員活動の充実	既存	生活支援課
36	青少年相談員活動の充実	既存	青少年課
37	青少年センターの機能の充実	既存	青少年課
38	友だちづくり推進事業の推進	既存	青少年課
39	世代間交流事業の充実	既存	青少年課、指導課
40	こどもまつりの充実	既存	青少年課
41	子ども館の機能の充実	既存	児童家庭課
42	新しい子ども館の整備	新規	児童家庭課
43	プレーパーク活動への支援	既存	児童家庭課
44	育児サークル活動の充実	既存	児童家庭課、保育課
45	ブックスタートの推進	既存	興風図書館、 子ども支援室
46	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	既存	みどりと水のまちづくり課、生活支援課
47	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	既存	保育課、学校教育課
48	公立幼稚園の機能の充実	既存	指導課
49	市長と話そう集会	新規	市政推進室
50	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	既存	青少年課
51	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	既存	青少年課
52	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	既存	青少年課
53	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	既存	生涯学習課
54	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	既存	スポーツ推進課
55	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	既存	スポーツ推進課
56	ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	既存	青少年課
57	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	既存	スポーツ推進課
58	社会福祉協議会の体制強化	既存	社会福祉協議会
59	性に関する啓発活動の充実	既存	保健センター
60	性教育の充実	既存	指導課
61	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	既存	人権・男女共同参画推進課
62	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	既存	指導課、青少年課、 子ども家庭総合支援課、
63	１日体験保育の充実	既存	保育課
64	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	既存	指導課、高齢者支援課

3　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて保健サービスを提供し、母と子が健康に暮らし、子どもが生き生きと育つことができるよう、「野田市健康づくり推進計画２１」に基づき、健康診査や個別訪問等母子保健の推進を図るとともに、両親学級や健康教育等の充実、「第２次野田市食育推進計画」に基づいた食育や思春期における保健対策の推進、小児医療体制の充実などに取り組みます。

また、妊産婦一人一人の状況を把握し、出産から子育てまで切れ目ない相談をワンストップで行い、妊産婦や子育てする方の不安の解消を図ります。

このほか、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」等との連携により、児童虐待や所在不明児の早期把握と対応に努めます。

具体的な施策項目として、①子どもや母親の健康の確保、②食育の推進、③思春期保健対策の充実、④小児医療の充実の４項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び幼児期を通して母子の健康を確保するため、母子健康手帳交付時から妊婦や乳幼児の健康診査、妊産婦・新生児の訪問指導等の保健対策の充実を図ります。

また、保護者の育児不安を解消するため、親子教室や両親学級の開催や育児相談の実施、乳幼児により怒る誤飲、転落等の事故や疾病の予防に関する啓発事業を推進します。

保健センター（子ども支援室を含む）と関宿保健センターを「子育て世代包括支援センター」として位置付け、妊娠期から子育て期の親子の実情を把握し、様々な相談に応じて、情報提供や助言・指導を行います。必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と連携して切れ目のない支援ができるよう機能の充実を図ります。

番号	事業名	区分	担当
65	妊婦・乳児一般健康診査の促進	既存	保健センター
66	妊産婦・新生児訪問指導の充実 【事業番号８再掲】	既存	保健センター
67	保健推進員活動の充実	既存	保健センター
68	保健師の適正な人員配置	既存	保健センター
69	乳幼児健康診査の促進	既存	保健センター
70	母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実	既存	保健センター
71	両親学級の充実	既存	保健センター

72	親子教室の充実・育児相談の充実	既存	保健センター
73	健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進	既存	保健センター
74	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	既存	保健センター
75	口腔衛生指導の充実	既存	保健センター
76	予防接種の推進	既存	保健センター
77	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	既存	保健センター
78	母子等医療費の助成の推進	既存	保健センター
79	子ども支援室による支援の推進	既存	子ども支援室
80	子育て世代包括支援センターの充実	新規	保健センター

2）食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりなど、心身の健全育成を図るため、おやこの食育教室、離乳食やおやつに関する講習会などを開催します。

また、食の重要性を啓発するため、食生活改善推進員の啓発活動を充実し、市民の健康の保持・増進に寄与します。

番号	事業名	区分	担当
81	食生活改善推進員活動の充実	既存	保健センター
82	食育事業の充実	既存	保健センター
83	講習会、講演会の充実	既存	保育課
84	おやこの食育教室の充実【事業番号 82 再掲】	既存	保健センター

3）思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識が身に付くよう、啓発に努め、教育指導の充実を図ります。また、身近に迫りつつある薬物の問題について、警察等関係機関の協力も得ながら、児童生徒への啓発・指導の充実を図ります。

番号	事業名	区分	担当
85	性に関する啓発活動の充実 【事業番号 59 再掲】	既存	保健センター
86	性教育の充実【事業番号 60 再掲】	既存	指導課
87	薬物乱用防止対策事業の推進	既存	学校教育課、 保健センター

４）小児医療の充実

市内医療機関による休日診療及び急病センターにおける休日医療体制について、周知徹底を図るとともに、引き続き、小児科医の 24 時間救急医療体制について充実に努めます。

番号	事業名	区分	担当
88	休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底	既存	保健センター

4 子育てを支援する生活環境の整備

ひとり親家庭等の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅居住支援制度や公営住宅への優先入居などに取り組みます。

また、子どもたちが自然に触れ、快適に過ごせるよう、みどりのまちづくりを進めるとともに、安心・安全に生活できるよう、防犯や交通安全に関する整備の充実、公共施設等のバリアフリー化を進め、子どもを連れての外出での負担を軽減するまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①良質な住宅の確保、②良好な居住環境の整備、③安全な道路交通環境の整備、④安心して外出できる環境の整備、⑤安全・安心まちづくりの推進の５項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）良質な住宅の確保

ひとり親家庭等の子育てを支援する観点から、民間賃貸住宅居住支援制度の周知を行い、民間賃貸住宅への入居支援や住宅情報の提供を行います。また、公営住宅の入居について募集を周知し、ひとり親家庭等の入居を支援します。

番号	事　業　名	区分	担　　当
89	ひとり親家庭等の居住支援の充実	既存	営繕課

２）良好な居住環境の確保

子育て世帯が地域で快適に過ごせるよう、市民活動による緑化を進めるとともに、街路樹の適正な管理、市民の森林の保全、公共施設等の緑化により、市民が身近に触れあえるみどりのまちづくりに努めます。

番号	事業名	区分	担当
90	街路樹管理事業の推進	既存	みどりと水のまちづくり課
91	市民の森保全事業の推進	既存	みどりと水のまちづくり課
92	公共施設等植栽事業の推進	既存	みどりと水のまちづくり課
93	みどりのふるさとづくりの推進	既存	みどりと水のまちづくり課

3）安全な道路交通環境の整備

通学路などにおける児童の安全を確保するため、信号機の設置及び改良に関して、警察署に要望していくとともに、交通安全に関する啓発設備等の設置に努めます。

また、関係機関との連携協力のもと、体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通マナーの向上及び交通安全に関する意識の向上を図ります。

番号	事業名	区分	担当
94	子どもに配慮した交通安全対策の推進	既存	市民生活課、管理課、指導課

4）安心して外出できる環境の整備

妊娠している女性や子ども連れの保護者が安心して外出することができるよう、「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設周辺などでバリアフリー対応に改修が望ましい箇所の発見と応急的な修繕を図ります。

また、公共施設や公共交通機関等におけるベビーキープ等、子連れに優しい設備の整備を促進するとともに、整備情報を提供することで、子育てする家庭の外出時の利便性の向上を図ります。

番号	事業名	区分	担当
95	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	既存	生活支援課
96	子育て世帯にやさしい設備の整備	既存	児童家庭課
97	子育て世帯への情報提供【事業番号 33 再掲】	既存	児童家庭課、子ども支援室
98	公共交通機関のバリアフリー化の推進	既存	企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所

5）安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪などに巻き込まれないため、防犯灯などの防犯設備の整備を推進するとともに、市民一人一人の防犯意識を高揚するための啓発事業や犯罪発生情報のメール配信を充実させ、地域の防犯活動を支援します。

番号	事業名	区分	担当
99	防犯灯等の防犯設備整備の推進	既存	防災安全課
100	防犯に関する広報啓発の推進等	既存	防災安全課

第3章　基本目標2における施策・事業内容

基本目標２：すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、
成長できるように　（子ども権利保障）

1　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「子どもは次代の親である」との観点から、学校教育の場において、男女が協力して子育てに取り組み、家庭を築くことの意識啓発に努めます。

また、子どもが心身ともにたくましく育ち、自立する意識を醸成するため、学力向上の機会や様々な体験・経験を積む機会を充実させるとともに、地域において異年齢が交流する機会を設け、豊かな心を持った次の世代を育みます。

具体的な施策項目として、①次代の親の育成、②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備、③家庭や地域の教育力の向上、④子どもを取り巻く有害環境対策の推進の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）次代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子育てを行う、次代の親を育成するために、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や男女共同参画に関する啓発を行い、家庭と家族、仕事に関する適切な学習（道徳、学級活動、技術・家庭科）を行います。

さらに、保育所、幼稚園、小学校や中学校の連携を強化し、様々な年齢の児童とふれあい、交流する場の充実を図ります。

番号	事業名	区分	担当
101	家庭教育に関する意識の醸成	既存	保育課、指導課
102	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	既存	保育課、指導課
103	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	既存	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課
104	学校教育における男女平等教育の推進	既存	指導課、人権・男女共同参画推進課
105	学校での子育て意識の啓発	既存	指導課、生涯学習課

2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子ども自身の自立する力と豊かな心を育むため、土曜日授業の実施による確かな学力の向上とともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要があるため、様々な体験学習・活動を実施します。

また、全ての子ども達が将来へ希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう「子ども未来教室」を開催し学習支援の充実を図ります。

さらに、いじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーの派遣や教育相談の実施とともに、学校評議員による学校運営など地域全体による取組を推進します。

番号	事業名	区分	担当
106	確かな学力の向上	既存	指導課
107	子ども未来教室の開催	新規	生涯学習課
108	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備【事業番号 62 再掲】	既存	指導課、子ども家庭総合支援課、青少年課
109	教育相談、指導体制の充実	既存	指導課
110	体験学習等教育内容の充実	既存	指導課
111	学校外体験活動の推進	既存	公民館、生涯学習課
112	国際理解教育の推進	既存	指導課
113	文化センター事業の充実	既存	文化センター
114	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	既存	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課
115	学校保健教育の推進	既存	学校教育課
116	外部指導者を活用した運動部活動の充実	既存	指導課
117	学校評議員制度の充実	既存	学校教育課
118	幼稚園の施設整備の推進	既存	教育総務課
119	学校施設整備の推進	既存	教育総務課
120	公立幼稚園の機能の充実【事業番号 48 再掲】	既存	指導課
121	保育所・幼稚園・小学校との連携強化	既存	指導課、保育課

3）家庭や地域の教育力の向上

核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化する中、家庭における教育の力を向上させるため、就学前から中学生までの児童・生徒を養育する保護者を対象とした家庭教育学級の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子育てを支えていく観点から、地域における教育力の向上を図るため、世代間や高齢者福祉施設における交流、地域や職場における体験の機会の充実やスポーツ拠点の整備を推進します。

番号	事業名	区分	担当
122	家庭教育学級の整備、充実	既存	公民館
123	世代間交流事業の充実　【事業番号 39 再掲】	既存	青少年課、指導課
124	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流【事業番号 64 再掲】	既存	指導課、高齢者支援課
125	野田市総合公園の整備	既存	スポーツ推進課
126	野田市スポーツ公園の整備	既存	みどりと水のまちづくり課
127	春風館道場の整備	既存	スポーツ推進課
128	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	既存	指導課、商工観光課、保育課

4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

地域住民、関係団体等と連携し、青少年センターを中心に、有害環境の浄化活動に取り組みます。また、青少年の健全育成を目的とした講演会の充実を図ります。

さらに、近年のインターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネット上のいじめや学校の裏サイト、性、暴力などの有害情報等に関する不適切な利用から児童を守るため、情報モラルを向上させるための教育を推進します。

番号	事業名	区分	担当
129	青少年センターの機能の充実【事業番号 37　再掲】	既存	青少年センター
130	青少年問題行動防止活動の推進	既存	青少年センター
131	情報モラル教育の推進	既存	指導課

2 子ども等の安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に巻き込まれることがないよう、交通安全教育の充実を図るとともにチャイルドシートの利用促進を図ります。また、地域における防犯の取組や、警察等関係機関との連携による防犯体制を構築し、市民全体が一体となって子どもを犯罪や事故から守ります。

自然災害においても、自主防災組織や教育機関等の連携により、子どもが迅速に避難できる体制を構築します。

また、万が一犯罪等の被害にあった子どもには、警察や児童相談所等の関係機関との連携のもと、適切な対応を図ります。

具体的な施策項目としては、①子どもの交通安全を確保するための活動の推進、②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、③被害にあった子どもの保護の推進の３項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育を推進するため、「親子の交通安全大会」を毎年開催するとともに、交通安全推進隊などのボランティアと連携し、地域全体で交通事故を防ぐ体制づくりを推進します。

また、チャイルドシートの正しい着用方法の啓発や貸出事業を推進するなど、着用の促進を図ります。

番号	事業名	区分	担当
132	幼児・園児に対する交通安全教育	既存	市民生活課、学校教育課、保育課
133	チャイルドシート着用の推進	既存	市民生活課
134	チャイルドシート貸出事業の推進	既存	社会福祉協議会

２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが巻きこまれる犯罪を未然に防ぐため、被害者とならないための講座やセミナー等の開催による啓発事業を充実させるとともに、防犯推進員や保護者のボランティア活動、安全安心メールの配信など、市が一体となって子どもの安全を確保する取組を推進します。

また、地震や集中豪雨等の自然災害の被害からも子どもを守る必要があるため、各地域で自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、各学校で防災計画を策定し、子どもの安全確保の推進を図ります。

番号	事業名	区分	担当
135	青少年の消費者問題対策の推進	既存	市民生活課、青少年課
136	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	既存	防災安全課、指導課、青少年課
137	子どもに配慮した防災対策の推進	既存	防災安全課、指導課、保育課
138	学校付近や通学路等における関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進	既存	指導課

3）被害にあった子どもの保護の推進

犯罪などの被害にあった児童の保護体制を充実させるため、警察や児童相談所、庁内関係各課との連携を強化します。また、学校や児童委員等との連携も強化し、地域における支援体制の充実も図ります。

番号	事業名	区分	担当
139	被害にあった子どもの保護の推進	既存	子ども家庭総合支援課、指導課

3　要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

年々増加する児童虐待相談への対応について、「野田市児童虐待防止総合対策大綱」の「児童の安全を最優先する」市の方針に基づき、虐待の未然防止と虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議の３層構造で構成する「野田市要保護児童対策地域協議会」において、実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しを行うことにより、関係機関の相互の連携、協力体制の構築を図ります。

また、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、ひとり親家庭の経済的な自立支援について推進します。

障がいのある児童への対応については、施設等における取組の充実を図るとともに、発達障がいを持つ児童では、就学児童における特別支援教育のシステムとともに、「子ども支援室」による相談体制により、個々の児童の発達に対応した支援に取り組みます。

具体的な施策項目として、①児童虐待防止対策の充実、②立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携、③発生予防、早期発見、早期対応、④ひとり親家庭等の自立支援の推進、⑤障がい児施策の推進の５項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的な見直しを図り、進行管理を実施しているケースごとに主担当、関係機関の役割分担、個別支援会議の必要性を議論する場にかえるとともに、児童虐待管理システムを導入し、柏児童相談所をはじめ関係機関がシステムを通じてつながることにより、情報共有の強化を図ります。

また、野田市と柏児童相談所の連携に特化した児童虐待対応マニュアルを作成し、その後学校や警察等との連携についても分冊としてマニュアルを作成することで、各機関の連携強化を図ります。

さらに、子ども家庭総合支援課を児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、１８歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦を切れ目なく継続的に支援していくことと併せて、DV と子どもの虐待は関係性が強いことから、DV 相談も同時に実施し、虐待の未然防止に努めます。

番号	事業名	区分	担当
140	児童虐待防止対策の充実	既存	子ども家庭総合支援課、指導課
141	子ども家庭総合支援拠点	新規	子ども家庭総合支援課
142	子育て短期支援事業	新規	子ども家庭総合支援課

２）立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携

野田市においては、児童虐待の通報後４８時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底します。

また、「他に優先すべき明確な理由がない場合は、直ちに立入調査を要請する」との基本方針に基づき、児童相談所及び関係機関と連携を図ります。

さらに、専門性の高い相談業務にも対応できるよう、県児童相談所との情報交換を定期的に行うとともに、相談に当たる職員の資質の向上を図ります。

番号	事業名	区分	担当
143	千葉県柏児童相談所との情報の交換、連携	既存	子ども家庭総合支援課

３）発生予防、早期発見、早期対応

児童虐待の発生を予防、早期発見、対応するため、乳幼児健診や訪問指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を強化し、支援の必要な家庭の把握に努め、養育支援によるフォローに適切につなぐ体制について推進します。

また、所在を確認できない児童の早期把握のための関係機関との連携システムを構築しており、その履行に確実に取り組んでいきます。

番号	事業名	区分	担当
144	要支援家庭の早期発見、早期対応	既存	子ども家庭総合支援課、保健センター
145	乳児家庭全戸訪問事業、妊婦訪問事業 【事業番号８再掲】	既存	保健センター

４）ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭等への支援については、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）」に基づき、経済的自立と児童の健全育成に向けた支援の充実を中心に施策を推進します。

経済的支援に関する制度である児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度、野田市独自の養育者支援手当等の各制度について、国の制度を踏まえた改正と情報提供を始め、就労と収入増に向けた相談などの支援や母子寡婦福祉会の交流などに取り組みます。

番号	事業名	区分	担当
146	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	既存	児童家庭課

147	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	既存	児童家庭課
148	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	既存	児童家庭課
149	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 89 再掲】	既存	営繕課
150	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	既存	児童家庭課
151	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	既存	児童家庭課

5）障がい児施策の推進

野田市の障がい者の施策については、障害者基本法に基づく「野田市障がい者基本計画」と障害者総合支援法に基づく「野田市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「野田市障がい児福祉計画」により、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し支えあう共生社会の構築を基本に推進しているところです。

障がいのある子どもについては、児童福祉法に基づく障害児通所支援や一部の障害者総合支援法に基づく支援や施設におけるサービスの充実などの施策に努めているところですが、特に発達障がいについては、特別支援教育とともに、「子ども支援室」による個々の児童の発達に応じた総合的な相談に取り組み、早期発見と早期療養への適切なつなぎを図ります。

番号	事業名	区分	担当
152	障がいに関する理解促進	既存	障がい者支援課
153	障がいのある子の外出支援の促進	既存	障がい者支援課
154	障がいのある子の相談体制の充実	既存	障がい者支援課、 子ども支援室
155	心理相談・ことばの相談の充実	既存	子ども支援室
156	ことば相談室の機能の充実	既存	保育課
157	子ども支援室による支援の推進【事業番号 79 再掲】	既存	子ども支援室
158	障がい児教育の推進	既存	指導課、子ども支援室
159	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	既存	障がい者支援課
160	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	既存	障がい者支援課
161	障がいのある子の生活支援	既存	障がい者支援課
162	福祉サービスの充実	既存	障がい者支援課
163	福祉カー貸出事業の充実	既存	社会福祉協議会
164	車椅子等貸出事業の充実	既存	社会福祉協議会

第4章　基本目標3における施策・事業内容

基本目標３：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように
（子育て支援力の向上）

1　職業生活と家庭生活の両立の推進

家庭や地域の養育力の低下が指摘されている中、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、子育ては地域全体が協力して行うことが重要です。

厳しい経済状況の中、子育てに関わる時間の確保の面からも「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要であり、企業への周知や、意識啓発のための県の施策との連携に取り組みます。

また、経済的自立が困難なひとり親家庭等について、就労支援など自立に向けた支援とともに、各種助成制度の適正な運用を図ります。

具体的な施策項目として、①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、②仕事と子育ての両立のための基盤整備、③ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）の 3 項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活のバランスの調和の実現に向けて、育児休業や、男性の子育てへの参加を支援する事業主行動計画の策定などの取組が必要であるとともに、県の施策との連携による啓発などの施策への取組や、「野田市男女共同参画計画」に基づく「ワーク・ライフ・バランス」の視点に立った意識啓発を推進します。

また、ひとり親家庭を対象とした資格取得のための講座や女性のための就職活動講座の開催、経済的負担の軽減では、子ども医療費助成制度の無料化の拡大などに取り組みます。

番号	事業名	区分	担当
165	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進　【事業番号 103 再掲】	既存	人権・男女共同参画推進課 子ども家庭総合支援課
166	雇用環境の整備・充実	既存	児童家庭課、 商工観光課
167	社会教育における男女平等教育の推進	既存	公民館、生涯学習課
168	保育料の適正化	既存	保育課
169	子ども医療費助成制度の推進	既存	児童家庭課
170	児童手当支給事業の推進	既存	児童家庭課

171	各種奨学金制度の推進	既存	学校教育課
172	就学援助制度の推進	既存	学校教育課

2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」に掲げた施策を推進します。

番号	事業名	区分	担当
173	雇用環境の整備・充実【事業番号 166 再掲】	既存	児童家庭課、 商工観光課
174	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」【事業番号 8～31 再掲】	既存	児童家庭課、保育課

3）ひとり親家庭等の自立支援の推進　【再掲】

厳しい生活環境にあり、経済的な自立が必要なひとり親家庭が豊かな家庭生活が送れるよう、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、就労支援や居住支援など総合的な施策を推進していきます。

番号	事業名	区分	担当
175	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実【事業番号 146 再掲】	既存	児童家庭課
176	ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号 147 再掲】	既存	児童家庭課
177	ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号 148 再掲】	既存	児童家庭課
178	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 89 再掲】	既存	営繕課
179	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号 150 再掲】	既存	児童家庭課
180	ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号 151 再掲】	既存	児童家庭課

事業番号・事業名	30　教育・保育の無償化		
担当課	学校教育課、保育課、児童家庭課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する３歳から５歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化になります。

■　上記施設を利用する、０歳から２歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化になります。

■　幼児教育・保育無償化に伴い、保育所の副食費は実費徴収（保護者負担）になります。

■　未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病児保育事業、子育て援助活動支援事業など子育てのための施設等の利用についても無償化になります。

事業評価・課題

■　幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担となりますが、２年度以降の財政支援については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

■　無償化の影響により、入所申込みの増加傾向に拍車がかかることが想定されますが、無償化の影響が不透明であるため、待機児童が解消できるかどうか予測困難な状況であります。

■　待機児童が解消できるかどうか予測困難な状況の中においては、公立保育所の在り方だけではなく民間保育施設の新築や老朽化による建て替え、移設等の整備予定を把握し、また、小規模保育等の地域型保育事業も含めた多様な施設形態を視野に入れ、さらには、幼稚園の預かり保育事業の状況を勘案し保育量を確保していくことを検討していく必要があります。

今後の事業方針

■　国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行います。

■　無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。

■　保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していきます。

■　幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後２年間の推移を見極め、中間年度の令和４年度に見直しを行います。

事業番号・事業名	31　特別な支援が必要な子どもの施策の充実		
担当課	保育課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討します。

事業評価・課題

■　従前から、障がい児等の受け入れについて対応しておりますが、医療的ケア児の状態によっては施設整備の必要性や看護師等の専門職員の配置などの状況によることから、保護者や保育施設と事前に面談や協議等の対応が必要となります。

■　加配に対応するため保育士や看護師を確保するための方策が必要です。

今後の事業方針

■　障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、加配等に対応するための保育士や看護師が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。

事業番号・事業名	４２　新しい子ども館の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子ども達が集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子ども達の体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として子ども館の整備を行います。

事業評価・課題

■　少子化や核家族化が進行し、女性の社会進出による共働き家庭が増加する中、地域社会のつながりが希薄になり、子どもを地域で見守るなどの機能も失われつつあり、子どもを育てる環境は大きく変化し、保護者の子育てに対する不安や悩みを相談できる相手が身近にいないことで、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願うところであり、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育み、豊かな人間性や社会性を養うために、多様な交流や経験機会を提供する場の整備が欠かせません。また、子どもと保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりも急務となっています。

■　野田市内には、地域に密着した小型の子ども館が６館ありますが、施設が古くユニバーサルデザインの視点が欠けていることや規模も小さいことから 18 歳までの児童の活動を踏まえた施設となっていません。また、施設配置についても、南部・福田地区に２館、北部・川間地区に２館、関宿地区に１館、中央・東部地区に１館ありますが、児童・生徒数のバランスから、中央・東部地区に１か所、子ども館を整備する必要があります。

今後の事業方針

■　子ども館は、子ども達の心身の健康と豊かな情操を育むための施設であることから、豊かな自然や恵まれた環境の中で、子ども達が所属を越え様々な人々や自然と触れ合うことが重要であり、子ども達が自主性や社会性、創造性を身につけ成長するためにも多様な事業を効果的に展開できる豊かな自然や恵まれた環境の中に子ども館を整備します。

施設整備の概要

〇建築予定地　野田市清水 1122 番地１　他

○敷地面積　　約 9,000 ㎡

○建築面積　　1,000 ㎡程度

○主な機能

事業エリア

乳児コーナー、幼児コーナー、プレイルーム、図書コーナー、パソコンコーナー

創作室、調理室、音楽スタジオ、視聴覚室、集会室、静養室、相談室

共有エリア

玄関、多目的ホール、トイレ、倉庫

管理エリア

事務室

屋外エリア

水遊び場、芝生広場、緑地、駐車場、駐輪場、防災設備

事業番号・事業名	４９　市長と話そう集会の実施		
担当課	市政推進室	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　市長と話そう集会

野田市の将来を担う子供たちが、楽しく安全な生活を送ることができるよう、子供たちからの意見を幅広く吸い上げ、市政に反映させるため、市内の全ての公立小中学校、全 31 校において、市長と話したいと希望する全ての子供が、市長と直接、意見交換をする「市長と話そう集会」を、平成 29 年度から実施しています。

【実績】

	平成 29 年度	平成 30 年度
子供たちからの意見数（件）	414	498

■　市長と話そう（手紙編）

市内の全ての公立小中学校に、市長宛ての封筒と手紙の用紙を子供たちに配布するとともに、学校や子ども館にも置いて、子供たちが市長と話そう集会では言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを用紙に記入し郵便ポストに投函することで、直接市長宛に手紙が届く仕組みを整備した「市長と話そう（手紙編）」を、令和元年９月から実施しています。

事業評価・課題

■　子供たちからの意見や要望等については、すぐに対応できるものはすぐに対応し、予算措置が必要なものについては、予算計上等の対応を行います。

今後の事業方針

■　全ての子供たちが、毎日元気に明るく健やかに学び、成長し、みんなが住みたい、住みやすいまちにするため、また子供たちの将来のために、子供たちから出された意見や要望を今後の施策に反映させることを目的に、今後も継続していきます。

事業番号・事業名	８０　子育て世代包括支援センターの充実		
担当課	保健センター	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　平成27年10月より子ども支援室を含む保健センターと関宿保健センターを子育て世代包括支援センターとして設置し、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、様々な相談に応じ、必要な情報提供や指導を行っています。必要に応じて支援プランを作成し継続支援をしています。関係機関との連絡調整も行っています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援プラン作成数（件）	－	641	1,229	1,438

事業評価・課題

■　母子健康手帳交付時や母子保健事業、子ども相談等を通して、親子の情報を把握し、アセスメントを行い、必要時支援プランを作成することができました。

■　子ども支援室が開設し、常時心理士がいる体制になったため、早期に相談や支援に繋ぐことができました。

■　定期的に支援方針会議を実施していますが、より多角的に支援方針の検討や見直しでできるように実施していく必要があります。

今後の事業方針

■　妊娠届出や母子保健事業、様々な相談を通して、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、必要時支援プランを作成し、切れ目ない支援に繋げていきます。

事業番号・事業名	１０７　子ども未来教室の開催		
担当課	生涯学習課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行います。

■　平成 28 年度までは、経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭などの中学校１年生から３年生までを対象とする「ステップアップセミナー」として実施していたものを、29 年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として「子ども未来教室」を始めました。

■　平成 30 年度からは、中学生に加え、授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校３年生も対象として学習支援を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども未来教室出席率 小学生（%）	―	―	―	94.8
子ども未来教室出席率 中学生（%）	―	―	65.7	62.3

事業評価・課題

■　必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲をもって学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっています。学習意欲のある生徒と、学習に取り組むことを苦手に思う生徒それぞれに応じた学習支援が必要なため、今後、教室運営の方法を工夫する等、その対応を図る必要があります。

■　小学校３年生について、子ども未来教室実施後のアンケート調査によると、児童からは「算数、国語が好きになった」との回答が 80%を超え、保護者からは「家庭学習の習慣が身に付いた」との回答は 52%となっています。学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているか、追跡調査などを実施してまいります。

今後の事業方針

■　中学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、確認テストを行い、改善を図りながら継続して実施します。

■　小学生については、当面は３年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ってまいります。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子ども未来教室出席率小学生（%）	94.8	94.8	94.8	94.8	94.8
子ども未来教室出席率中学生（%）	63.8	65.3	66.8	68.3	70.0

事業番号・事業名	１４０　児童虐待防止対策の充実		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応にあたり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図っています。

・要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関連のあるＤＶ被害者支援も行う子ども家庭総合支援課の新設
・教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
・教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進
・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底
・学校等から依頼があった場合の、警察官ＯＢの同行訪問の実施
・児童相談所全国共通ダイヤル『189』のリーフレットの市内全戸配布
・ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
・児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営
・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
・毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
・野田市児童虐待防止総合対策大綱の見直し（令和２年度）
・虐待防止対応マニュアルの改訂（令和元年度、関係機関についての分冊は２年度）
・連携強化、情報共有を図るための、児童虐待管理システムの導入（柏児童相談所を含む）

【実績】（平成 30 年度）

児童虐待相談対応件数（延べ件数）	3,408
児童虐待相談受付電話「子どもSOS」受付件数（件）	17

■　要保護児童対策地域協議会は、代表者会議 2 回、実務者会議 13 回、個別支援会議 13 回、関係機関への研修会１回（参加者 76 人）を開催しました。

■　進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月１回書面による情報交換を開始しました。（依頼機関 54 か所　情報交換数延 1,190 件）

■　11 月の児童虐待防止推進月間には、「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催し、優秀作品を掲載した啓発チラシを自治会、市内の児童生徒及び医療機関等に配布し、緊急時の連絡先を掲載することで啓発効果のアップを図りました。（応募総数 601 点）

また、児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業者３か所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図りました。（マグネットシート装着.108 枚、バスマスク装着 10 枚、懸垂幕２枚）

■　保健センターの乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、虐待リスクの未然防止のため、育児支援家庭訪問事業につなげました。（6 件）

事業評価・課題

■　通報後 48 時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底することにより、虐待の重篤化の防止を図りました。

■　要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見なおし、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。

■　虐待防止対応マニュアルについては、柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成のうえ、毎年度内容を見直しするとともに、学校や警察等との連携についても分冊等により個別のマニュアルを作成していきます。

今後の事業方針

■　今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応にあたります。また、引き続き全ケースの進行管理を行い、ケースの掘り起こしや虐待の重篤化の防止に努めていきます。

■　「居住実態が把握できない児童」の所在確認に関しては、引き続き以下の通り対応します。

① 最初にケースを把握する関係部署（保健センター・教育委員会等）が速やかに子ども家庭総合支援課に報告する。

② 必要な情報を関係部署や関係機関から収集する。

③ 得られた情報を要保護児童地域対策協議会で共有して対策を協議する。

④ 必要に応じて児童相談所や警察に対応を依頼する。

※システムの各段階において、児童の所在を迅速に把握していきます。

■　子ども家庭総合支援課は、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として、18 歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦を継続的に支援していきます。

■　虐待と関連性の強いＤＶ支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。

事業番号・事業名	１４１　子ども家庭総合支援拠点		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、１８歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけています。

また、従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施しています。

事業評価・課題

■　子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要がある。

今後の事業方針

■　広く市民に子ども家庭総合支援拠点の事業を周知し、１８歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

事業番号・事業名	１４２　子育て短期支援事業		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かっています。

【実績】

	平成 ２７年度	平成 ２８年度	平成 ２９年度	平成 ３０年度
利用者数（人）	4	5	5	3
利用日数（日）	16	50	32	9

事業評価・課題

■　虐待の防止に効果的な事業として、母親の育児疲れによるレスパイトのための利用を行うことで、支援ができました。

■　利用者数の伸び悩みがあり、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点や家庭児童相談室での相談等から、積極的に支援につなげていく必要がある。

今後の事業方針

■　保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、さらに、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

事業番号・事業名	169　子ども医療費助成制度の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校３年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30年８月診療分から、３歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っています。

■　母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続を行っています。

【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給申請件数（件）	275,563	270,197	267,022

※ 平成30年８月より３歳までの自己負担金を無料に拡充した。

事業評価・課題

■　平成27年８月１日診療分から、小学校３年生までを対象としていた通院、調剤を中学校３年生にまで助成対象を拡大し、併せて自己負担金は通院１回、入院１日当たり300円（調剤は無料）としました。さらに、平成30年８月診療分から、３歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図りました。

■　県内各市が競って実施する対象年齢の拡大により、地域間で助成内容に格差が生じています。

今後の事業方針

■　子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子ども達や、その保護者から実施が望まれていることから、まず就学前児童の無料化の拡充を図っていきます。

■　国に対しては、本制度は子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、国の制度として医療費の無料化を実施すること、当該事業の実施に伴う国保の国庫負担金減額措置の廃止の対象を未就学児までから中学３年生まで拡大すること、県に対しては、地域間の格差が生じている現状から、県の助成対象について通院・調剤についても中学３年生まで拡大し３歳までの自己負担を０円とすること、県の補助率２分の１を３分の２に引き上げること等を要望していきます。

野田市エンゼルプラン　第５期計画
（野田市子ども・子育て支援事業計画）

発行：野田市
編集：野田市　児童家庭部　児童家庭課
〒278-8550　千葉県野田市鶴奉７番地の１
TEL：04-7125-1111（代）　FAX：04-7123-1087
発行年月：令和　年　月

野田市エンゼルプラン　第５期計画(素案)

［野田市子ども・子育て支援事業計画（第２期計画）］

令和２年●月

野田市

野田市エンゼルプラン第５期計画の策定に当たって

目　次

■総　論

第１章　エンゼルプランの概要

１　国・県・市の取組状況……1
２　プラン策定の趣旨・位置付け……8
３　プランの計画期間……9
４　プランの対象……9
５　プランの推進体制……10

第２章　子どもと子育てをめぐる現状

１　少子化の動向……11
２　家族構成の動向……13
３　就労の動向……16
４　子どもを取り巻く環境の動向……18

第３章　子育て支援の環境

１　子育てに関する意向調査の結果……19
２　子育て支援サービスの提供と利用の動向……25

第４章　基本理念と基本目標

１　プランの基本理念……33
２　プランの考え方……34
３　プランの基本目標……35
４　本プランの施策の主なポイントと新たな取組について……37
５　施策の整理について……41

第５章　サービス供給の事業量と確保量

１　子ども・子育て支援制度について……43
２　事業計画における区域設定の考え方……44
３　教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策……45
４　地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策……49
５　教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について……56
６　新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画……57
７　子どもの貧困対策の位置付け……59
８　前計画の基本目標の実績……61

■各　論

第１章　施策の体系……62

第２章　基本目標１における施策・事業内容
１　幼児期における学校教育及び保育の充実……63
２　地域における子育て支援の充実……74
３　母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進……139
４　子育てを支援する生活環境の整備……167

第３章　基本目標２における施策・事業内容
１　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……185
２　子ども等の安全の確保……223
３　要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進……239

第４章　基本目標３における施策・事業内容
１　職業生活と家庭生活の両立の推進……270

第５章　【付帯資料】事業番号順検索表……283

■総　論

第１章　エンゼルプランの概要

１　国・県・市の取組状況

１）我が国全体における少子化の現状とその影響

我が国の出生数をみると、第２次ベビーブーム期の 1971（昭和 46）年から 1974（昭和 49）年には約 190 万人に達していましたが、2012（平成 24）年には約 103.7 万人と、約５割近くまで減少しています。また、１人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、第２次ベビーブーム期に約 2.1 で推移していましたが、2005（平成 17）年には過去最低となる 1.26 を記録し、この年初めて出生数が死亡数を下回り、我が国は本格的な人口減少社会を迎えることになりました。その後 2017（平成 29）年には 1.43 とやや増加傾向に転じていますが、依然低い水準にとどまっており、この傾向が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所が行う将来人口推計によれば、2017（平成 29）年の人口約 1.26 億人が 2065 年では約 8,808 万人にまで減少するとされています。

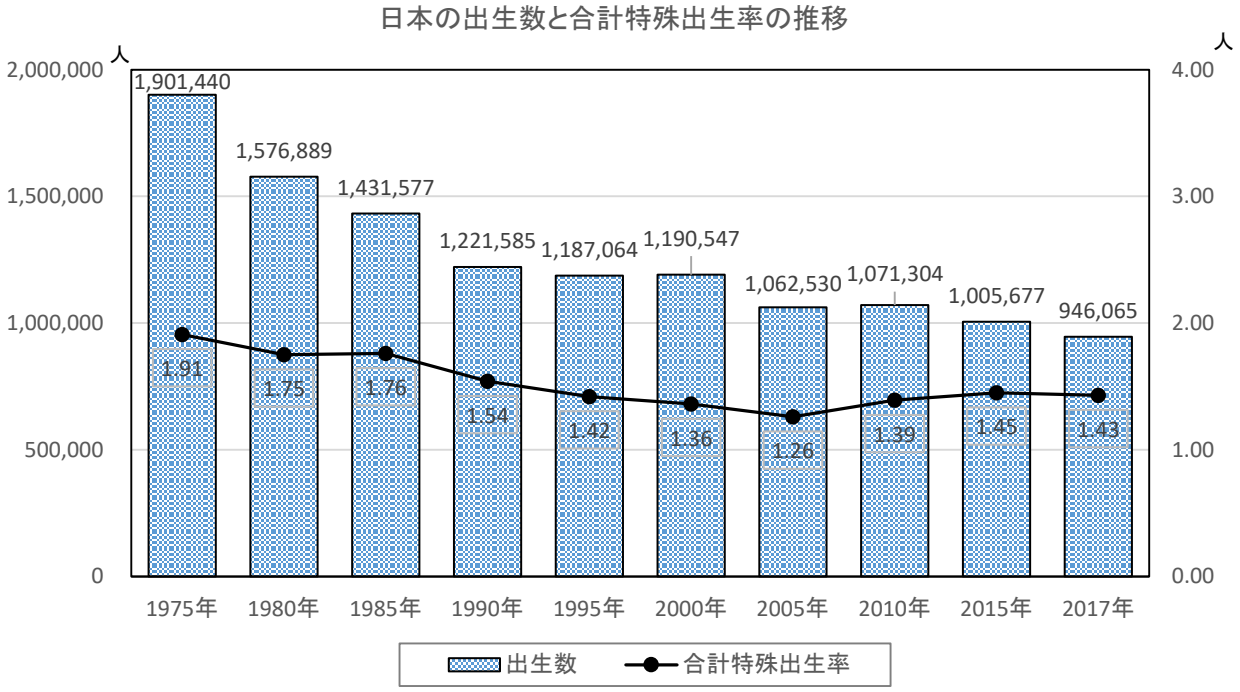

資料：人口動態統計

人口減少の影響は単に人口規模が小さくなるだけではなく、65 歳以上の高齢者人口の割合が増加する一方、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が低下するという「人口構造の変化」を伴うものとなり、これまでの人口構造を前提にしていた社会保障制度の持続や、経済成長の基盤を揺るがす深刻な問題に至る可能性があります。

少子化が進む背景には、第一の要因として晩婚化やそれに伴う女性の晩産化の傾向とともに未婚化の進行が大きく影響していることが考えられます。

結婚や出産を妨げる原因として、これまで、核家族化による家庭養育力の低下や、女性の社会進出に伴う意識の変化などが挙げられてきましたが、最近はこれらに加えて経済的な問

題が指摘されています。

このことは、バブル経済の崩壊から始まった「失われた 20 年」以降今日に至るまで、企業が厳しい競争にさらされ終身雇用を維持することができず非正規雇用が増加する中、所得保障や将来に対する不安が結婚や出産をためらわせていることが考えられています。

そのため今後は、安定した雇用の確保や就労と子育てを両立できる働き方が実現できる社会の構築などが従来の少子化対策とともに必要になっています。

2）国の取組

【エンゼルプランと新エンゼルプランの策定】

1990（平成２）年のいわゆる「（合計特殊出生率）1.57 ショック」を契機に、政府は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、1994（平成６）年、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定し、さらに 1999（平成 11）年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定し、保育の量的拡大や、延長保育等の多様な保育の充実、子育て支援センターの整備等地域における様々な支援施策を打ち出してきました。

【次世代育成支援対策推進法の制定】

2002（平成 14）年に発表された「少子化対策プラスワン」では、これまでの保育中心だった施策を転換し、子育て家庭の視点からみたバランスある子育て支援を着実に進めていくことが示されました。

これらを踏まえ、少子化の流れを変えるために、従来の取組にもう一段の対策を進める必要があるという考えから、2003（平成 15）年、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とし、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等子育て支援に関する 10 年間の集中的・計画的な施策を進めることになりました。

このように地域レベルの取組が進められる一方で、国として少子化対策に対する基本法制定の機運が高まり、2003（平成 15）年に「少子化社会対策基本法」を制定し、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策大綱を策定することを政府に義務付けました。

【新しい少子化対策についての閣議決定】

しかしながら、こうした取組にも関わらず、2005（平成 17）年には出生数、合計特殊出生率とも過去最低を記録するなど、少子化の流れは止まらず、2006（平成 18）年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を閣議決定しました。

「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を

図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、出産や育児の経済的負担の軽減を始め、子育て支援拠点の拡充、男女共同参画の視点に立った関連施策の推進等、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでのライフステージごとの子育て支援策を掲げ、より実効的な方向性を打ち出しました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の取りまとめ】

2007（平成 19）年、少子化社会対策会議の委員と有識者で構成する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめ、主な内容である「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を示しました。

また、同会議は、2008（平成 20）年、希望する全ての人が保育サービスを利用できるよう、保育所の受入児童数を始め、家庭的保育事業や放課後児童健全育成事業等の目標量を示した「新待機児童ゼロ作戦」を発表しています。

【子ども・子育てビジョンの策定】

さらに、少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」と 2009（平成 21）年度までの実施計画に当たる「子ども・子育て応援プラン」を一体化する形として、2010（平成 22）年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、若者の自立とたくましい子どもの育ちなど「目指すべき社会への政策４本柱」を掲げて具体的な取組を進めることになりました。

【子ども・子育て関連３法の制定】

その後 2012（平成 24）年には「子ども・子育て関連３法」が制定され、同法に基づき 2015（平成 27）年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」では、これまでバラバラだった給付制度、財源を一元化した、教育・保育の新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を柱として総合的に推進していくこととしています。

【子ども・子育て支援新制度の施行】

2012（平成 24）年に成立した「子ども・子育て関連３法」に基づく子ども・子育て支援新制度について、2015（平成 27）年４月１日から本格施行し、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うため新たな組織である「子ども・子育て支援本部」を設置しました。

【子育て安心プランの公表】

25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2017（平成 29）年６月「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成 30）年度から 2022（令和４）年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしており、2017（平成 29）年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケ

ージ」では、これを前倒しし、2020（令和２）年度末までに整備することとしています。

【新しい経済政策パッケージの策定】

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は 2017（平成 29）年 12 月８日、「人づくり改革」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち「人づくり改革」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、２兆円規模の政策を盛込み、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。また、これらの施策の安定財源として、2019（令和元）年 10 月に消費税 10%への引き上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を 0.3 兆円増額することとしました。

【これまでの国の少子化対策の経緯】

年　月	主な取組
1990（平成2）年	合計特殊出生率1.57ショック（少子化傾向が注目される）
1994（平成6）年	（12月）エンゼルプラン ＋ 緊急保育等5か年事業（1995～1999）
1999（平成11）年	少子化対策推進基本方針 （12月）新エンゼルプラン（2000～2004） 野田市エンゼルプラン
2001（平成13）年	（7月）待機児童ゼロ作戦
2002（平成14）年	（9月）少子化対策プラスワン （保育中心の取組から転換）
2003（平成15）年	（7月）次世代育成支援対策推進法（2005～2014） 少子化社会対策基本法
2004（平成16）年	少子化社会対策大綱（第一次） 子ども・子育て応援プラン（2005～2009） ※市町村・企業等は行動計画を策定すること
2005（平成17）年	初めて総人口が減少に転じる ※次世代育成支援対策推進行動計画：前期 野田市新エンゼルプラン（前期計画）（2005～2009）
2006（平成18）年	（6月）新しい少子化対策について
2007（平成19）年	（12月）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
2008（平成20）年	（2月）新待機児童ゼロ作戦
2010（平成22）年	（1月）子ども・子育てビジョン（第二次）（2010～2014） （3月） ※次世代育成支援対策推進行動計画：後期 野田市新エンゼルプラン（後期計画）（2010～2015）
2012（平成24）年	（8月）子ども・子育て関連3法
2013（平成25）年	（4月）待機児童解消加速化プラン ※市町村は支援事業計画を策定すること
2015（平成27）年	（3月）少子化社会対策大綱（第三次） ※子ども・子育て支援事業計画 野田市エンゼルプラン　第4期計画（2015～2019）
2016（平成28）年	（4月）子ども・子育て支援法改正 （6月）ニッポン一億総活躍プラン
2017（平成29）年	（3月）働き方改革実行計画 （6月）子育て安心プラン （12月）新しい経済政策パッケージ
2020（令和2）年	※子ども・子育て支援事業計画　第2期 野田市エンゼルプラン　第5期計画（2020～2024）

３）千葉県の取組

千葉県では 1996（平成８）年２月、少子化の進行をとらえた児童の環境作りのため、「千葉県子どもプラン」を策定し、2000（平成 12）年度、プランの全面的な見直しが行われました。

2005（平成 17）年には、「千葉県次世代育成支援行動計画」を策定し、「新たな地域像」による子育て支援を目指して、次世代育成支援のために必要な施策に取り組んでおり、次世代法の延長に合せ 2024（令和６）年まで継続して必要な施策に取り組んでいきます。

2015（平成27）年3月には、同年４月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、待機児童の解消に向けた保育所などの整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、特に専門性の高い施策の推進などを図っています。

2019（令和元）年度には、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を見直し、教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた市町村との連携や子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策の調整について、引き続き対策を講じて行くこととなります。

４）野田市の取組

（１）子ども・子育て支援をめぐる取組

野田市は、2000（平成 12）年３月、「子育ての基本は家族に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点に『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念に「野田市エンゼルプラン」を策定し、以来、プランに基づき、子育て支援に関する施策に取り組んできました。

また、プラン策定から５年を経過した 2005（平成 17）年３月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられた「市町村行動計画」及び、国から指定を受けた「子育て支援総合推進モデル市町村」の事業実施計画の二つの計画を含む形の「野田市新エンゼルプラン」として見直しを行いました。

このプランは、民間活力の導入と多様な子育て支援を主な柱としており、未来の宝である子どもの健やかな成長を、地域社会全体で育むことが、親や家庭、地域の安定と成長をもたらすという考えのもと、前プランの基本理念を継承し、児童に関する政策の各分野を総合的に網羅し、子どもの健全育成と子育て支援に関する施策の基本指針として策定されており、プランに基づき就労と子育ての両立支援、家庭養育力の向上や、子どもが安全に安心して暮らせるため環境の整備などを積極的に進めてきたところです。

2010（平成 22）年３月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられている「市町村行動計画」の後期計画を包含する形で、５年間の「野田市新エンゼルプラン後期計画」として見直し、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを重点施策として取り組んできました。

2015（平成 27）年３月には、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村支援事業計画」を包含する形で、５年間の「野田市エンゼルプラン（第４期計画）」として見直し、教育・保育と子育て支援の量の見込みと確保内容を示すとともに、待機児童

対策や妊娠期から 18 歳まで切れ目ない支援を行う「子ども支援室」の創設、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを引き続き重点施策として取り組んできました。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の策定は任意化されたことから、子ども・子育て支援法に基づく「市町村支援事業計画」に引き継ぐ形としました。

（2）児童虐待防止への取組

児童虐待への野田市の取組は早く、2000（平成 12）年の児童虐待防止法の施行後間もなく、「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を立ち上げ、関係機関との連携により虐待の未然防止及び早期発見に対応する体制を構築し、さらに 2002（平成 14）年には、児童虐待防止に子育て支援との連携の二本の柱を掲げ「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」（2011（平成 23）年度一部見直し）を策定するなど、国の施策に先駆けた形で進めました。2006（平成 18）年５月には、児童福祉法の改正を受け、連絡協議会を代表者会議、実務者会議、個別支援会議による三層構造の「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行しました。

また、2016（平成 28）年６月の児童福祉法の改正を受け、2019（令和元）年 10 月には、児童虐待防止対策の強化として、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持つ子ども家庭総合支援課を設置しました。

（3）ひとり親家庭支援への取組

ひとり親家庭の支援についても、国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の 2002（平成 14）年 11 月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は早くから取り組んでいます。2006（平成 18）年３月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、厳しい生活状態にあるひとり親家庭の自立支援を目的に、父子家庭等支援手当制度など野田市独自の施策を進めてきたところです。

また、2010（平成 22）年３月には、プランの第２次改訂版を策定し、ひとり親家庭個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定や、市の無料職業相談所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓など、きめ細かい支援に取り組んできました。

さらに、2015（平成 27）年３月には、プランの第３次改訂版を策定し、収入を増やすための転職や資格取得を希望するひとり親が多いことや子供の最終進学目標を大学以上としていることなどから、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けた支援に取り組んでいます。

2 プラン策定の趣旨・位置付け

1）本プラン策定の趣旨

野田市の「子育て支援」と「子どもの健全育成」に関する施策を包括した具体的な計画である野田市エンゼルプラン（第４期計画）が 2019（令和元）年度をもって終了となります。また、当該プランが包含する子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間についても 2019（令和元）年度をもって終了することから、第４期計画を基本的に踏襲し、５年間の新たなプランを策定するものです。

2）本プランの位置付け

野田市エンゼルプラン（第５期計画）は、野田市における子どもに関する施策の総合的な計画であり、また子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する計画として位置付けます。

各計画との関係では、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画である「野田市地域福祉計画」、「野田市障がい者基本計画」、「野田市障がい福祉計画」、「野田市障がい児福祉計画」、「野田市シルバープラン」、「野田市健康づくり推進計画 21」、「野田市食育推進計画」「野田市男女共同参画計画」、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」との整合を図るものとし、施策の推進に当たっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めていきます。

【個別プランを別立てとする重点施策について】

本プランには、ひとり親家庭への総合的な支援と児童虐待への対応を重点施策として位置付けるとともに、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」と「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を別立てとして策定します。

【各計画の関係図】

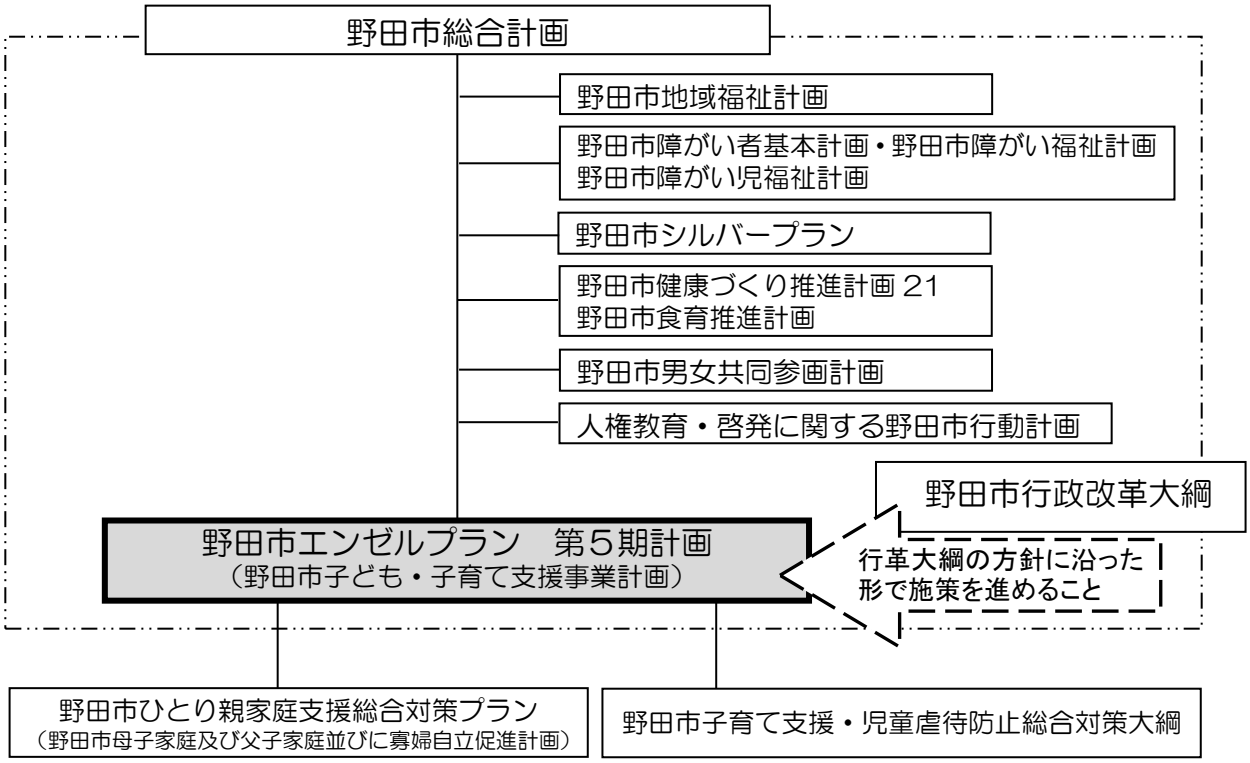

3 プランの計画期間

プランの期間は、2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの５年間とします。エンゼルプラン全体の計画期間は 2015（平成 27）年度まででしたが、第４期計画で残りの１年を前倒して 2019（令和元）年度までとしました。今回、更に５年間延長し 2024（令和６）年度までとします。計画最終年度である 2024（令和６）年度には計画全体の達成状況と国の動向等を踏まえ、プランの見直しを行います。

なお、計画期間の中間年度である 2022（令和４）年度に見直しを行います。

<table>
<tr><td>平成 12 年度
～16 年度</td><td>平成 17 年度
～21 年度</td><td>平成 22 年度
～26 年度</td><td>平成
27 年度</td><td>平成 28 年度
～令和元年度</td><td>令和２年度
～６年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">エンゼルプラン全体の計画期間</td><td colspan="2">延長する期間</td></tr>
<tr><td>①エンゼルプラン
初期計画期間</td><td>②新エンゼルプラン
前期計画期間</td><td>③新エンゼルプラン
後期計画期間</td><td>④エンゼルプラン
第４期計画期間</td><td colspan="2">⑤エンゼルプラン
第５期計画期間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">次世代育成支援対策推進法
野田市行動計画期間</td><td colspan="3">子ども・子育て支援法
野田市事業計画期間</td></tr>
<tr><td></td><td>前期行動計画</td><td>後期行動計画</td><td>第１期計画</td><td colspan="2">第２期計画</td></tr>
</table>

4 プランの対象

本プランに位置付ける施策は、児童福祉のみならず教育、母子保健、働き方、まちづくり等多様な分野にわたるものであることから、行政、企業、地域、子育て支援団体等が相互に連携し、協力し合いながら取組を進めるものです。

そのため、本プランが対象とするものは、子育てする家庭を基本として、18 歳までの子どもと、行政、地域、企業等、子どもと子育てに関係する全ての関係者を含みます。

5 プランの推進体制

1）関係者の連携・協働（野田市児童福祉審議会における進行管理）

野田市児童福祉審議会は子どもと子育て支援に関係する各分野の委員で構成され、条例により、「野田市エンゼルプランの推進に関することを調査審議し、各般の施策を着実に実行するために市長に意見を述べることができる。」と規定されています。また、同審議会は、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する役割も担っており、プラン全体の進行管理に当たります。

2）地域における連携・協働体制の構築

子育て支援を行うＮＰＯやボランティア団体、社会福祉協議会などの地域における活動は、子育てをする家庭が発する生の声が集まる拠点でもあることから、プランを推進するに当たり、これら地域の組織・団体等と随時連携を図ることとします。

【プランの推進体制のイメージ】

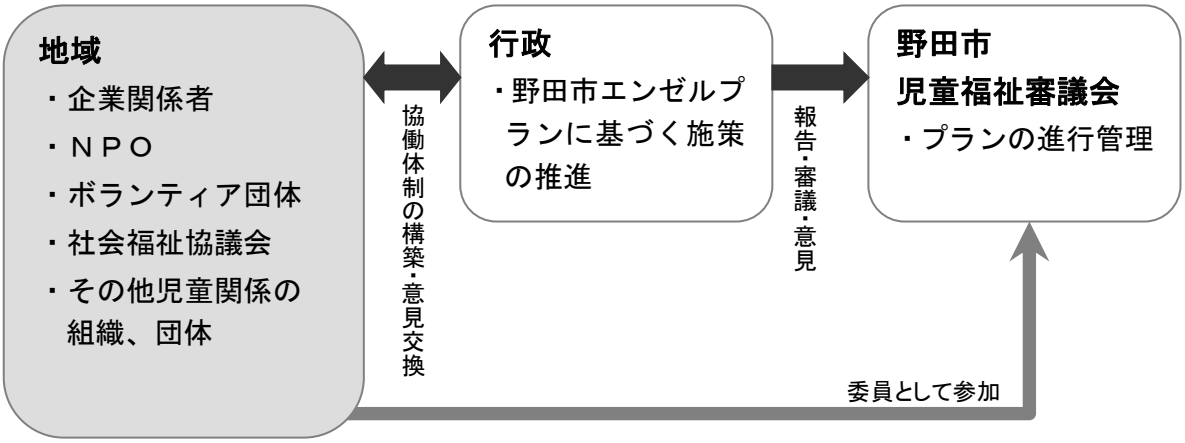

3）プランの評価について

プランの進捗状況を点検・評価するため、計画レベル・施策レベル・個別事業レベルにおける、認知度・利用度・達成度についての段階的な評価を行います。

その際、統計データ等を可能な限り収集するとともに、利用者の視点に立った評価を行うため、定期的に意向調査を実施し、事業者及び利用者からの声を集めることとします。

また、毎年度の事業の進行管理に当たっては、ＰＤＣＡサイクル【Ｐｌａｎ（計画）－Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努め、施策の総合的な評価についても取りまとめ、児童福祉審議会への報告を行うこととします。

第2章　子どもと子育てをめぐる現状

1　少子化の動向

1）総人口と児童人口の推移

野田市の総人口をみると、2000（平成 12）年以降においては宅地開発等の影響により一時的な増加がみられましたが、2010（平成 22）年をピークに減少傾向にあります。

児童人口をみると、18 歳未満人口では 1985（昭和 60）年の 38,000 人台をピークに減少し、2010（平成 22）年に若干増加に転じましたが、その後減少し 2015（平成 27）年には、ピーク時の約 4 割まで減少しています。

また 6 歳未満人口も、1980（昭和 55）年の 10,000 人台をピークに減少し、2010（平成 22）年に若干増加に転じましたが、その後減少し、2015（平成 27）年には、ピーク時の約 4 割まで減少しています。

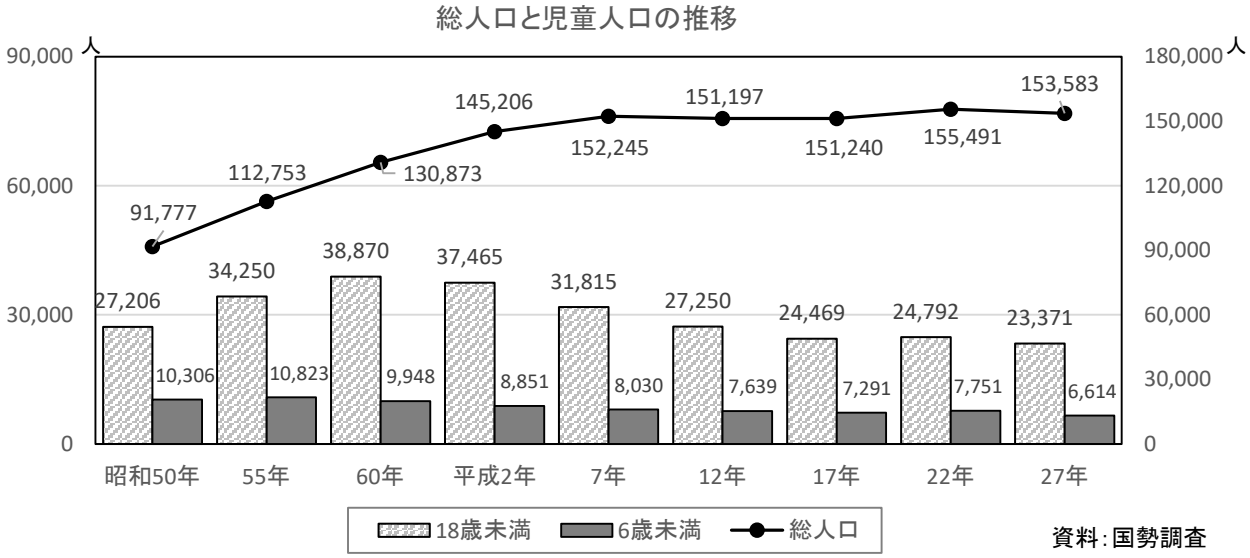

資料：国勢調査

2）年齢３区分別人口割合の推移

年齢３区分別の人口割合をみると、14 歳以下の年少人口の割合が減少する一方、65 歳以上の老齢人口の割合が増加し、少子高齢化の進行が明確に表れています。

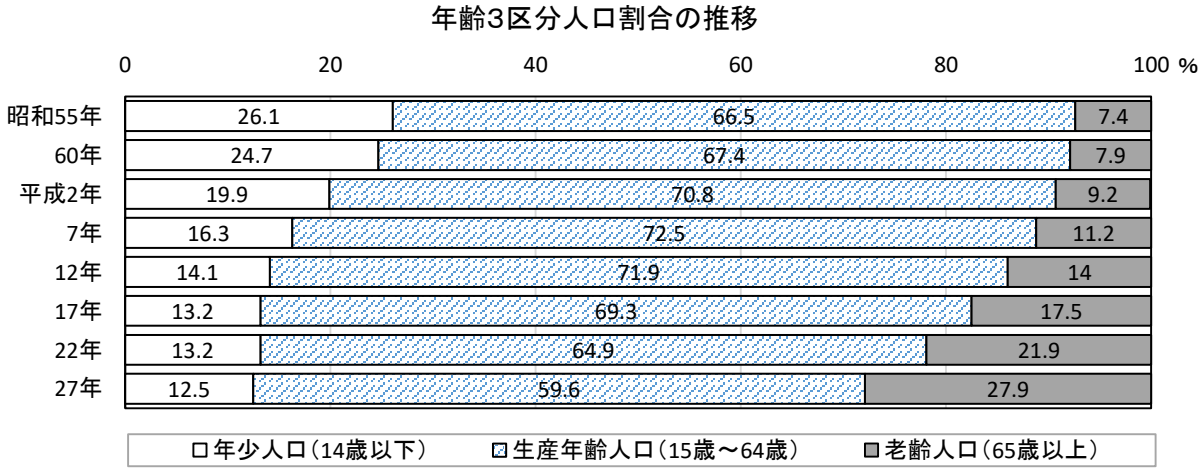

資料：国勢調査

３）将来人口の推計

事業計画の計画期間である 2020（令和２）年から 2024（令和６）年までの５年間の推計人口をみると、総人口が減少する中で、65 歳以上の老齢人口が増加する一方、14 歳以下の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が徐々に減少すると推計されます。

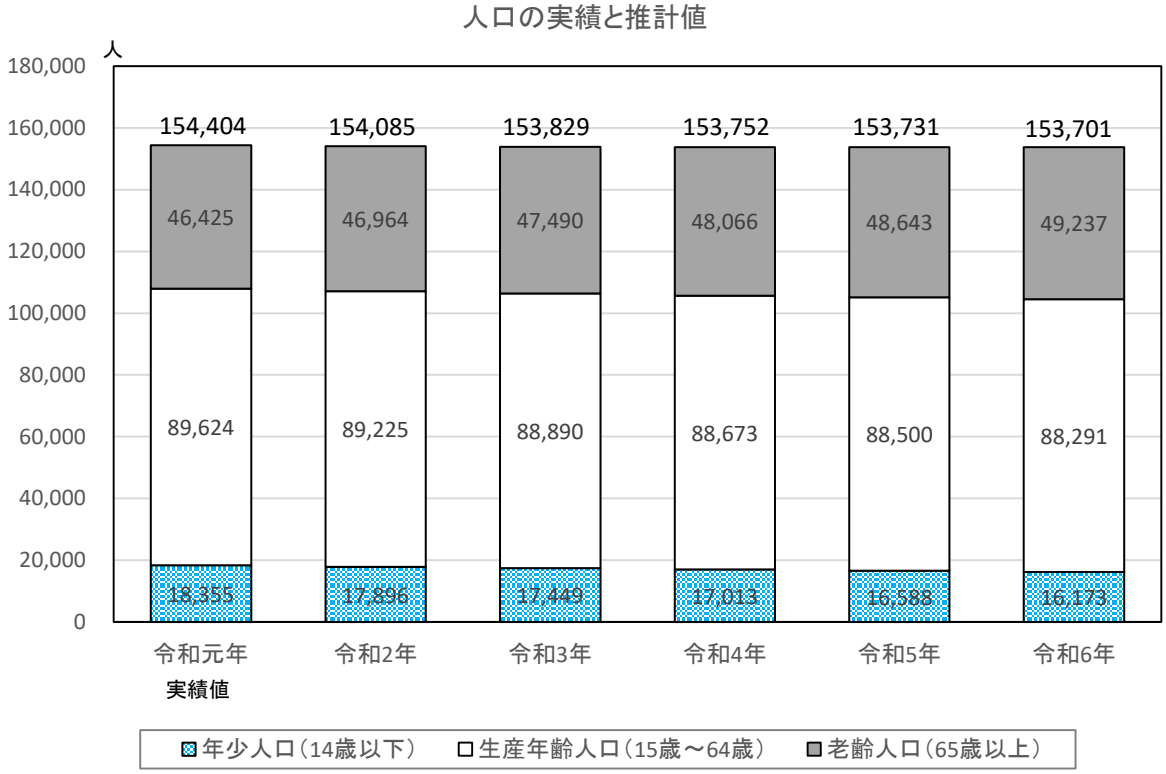

資料：2015（平成 27）年から 2019（令和元）年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

０歳から 11 歳までの年齢区分別推計人口をみると、０歳～２歳、３歳～５歳、６歳～11 歳の全ての年代において、令和元年から減少傾向が続くと推計されます。

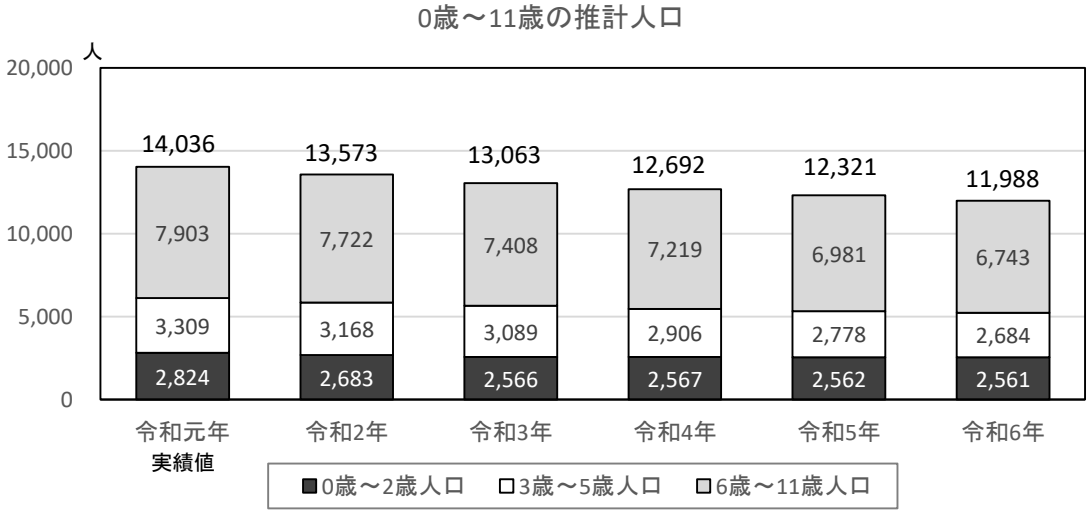

資料：2015（平成 27）年から 2019（令和元）年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

2 家族構成の動向

1）総世帯数と世帯分類別世帯数の推移

野田市の総世帯数をみると 2015（平成 27）年まで増加していますが、内訳は「核家族」世帯と「単身」世帯が増え、「三世代」世帯は減少しています。

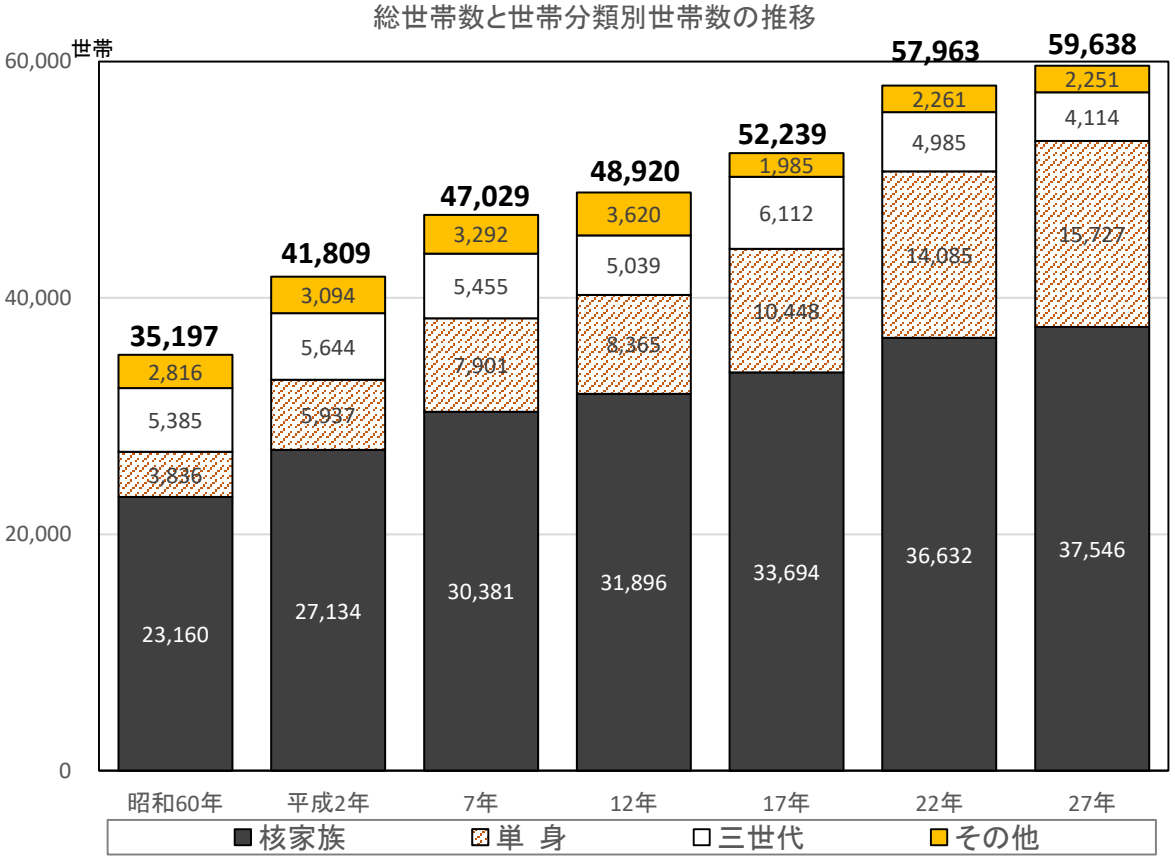

資料：国勢調査

2）児童数の推移

１世帯当たりの児童数は、1985（昭和 60）年から 2015（平成 27）年にかけて約６割も減少しており、この傾向については、単身世帯と核家族の増加も要因と考えられます。

また、野田市の 18 歳未満児童数は、大きく減少しており、1985（昭和 60）年の 38,000 人台から、2015（平成 27）年は 23,000 人台と約４割の減少がみられます。

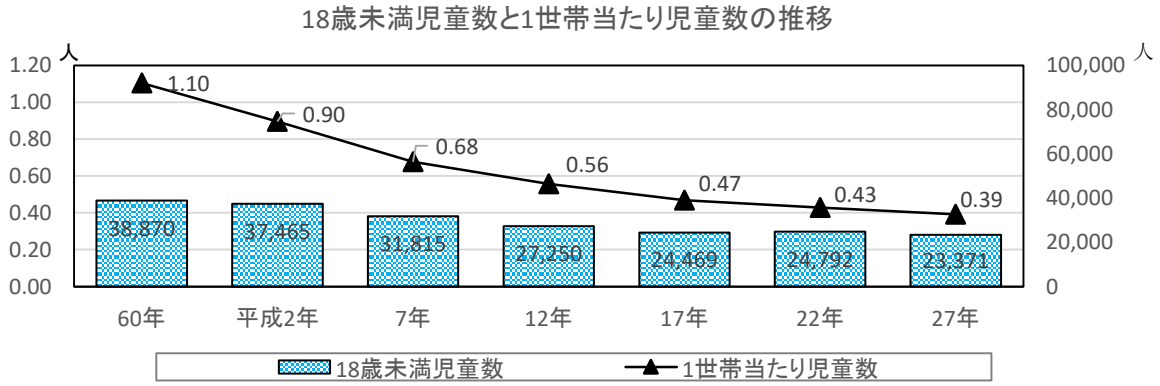

資料：国勢調査

3）18 歳未満児童がいるひとり親家庭の推移

野田市の 18 歳未満児童のいるひとり親家庭をみると、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけて児童数が減少している状況の中ですが、約 1.07 倍（71 世帯）に増加しており、そのうち６歳未満児童のいるひとり親家庭は約 1.08 倍（14世帯）に増加しています。

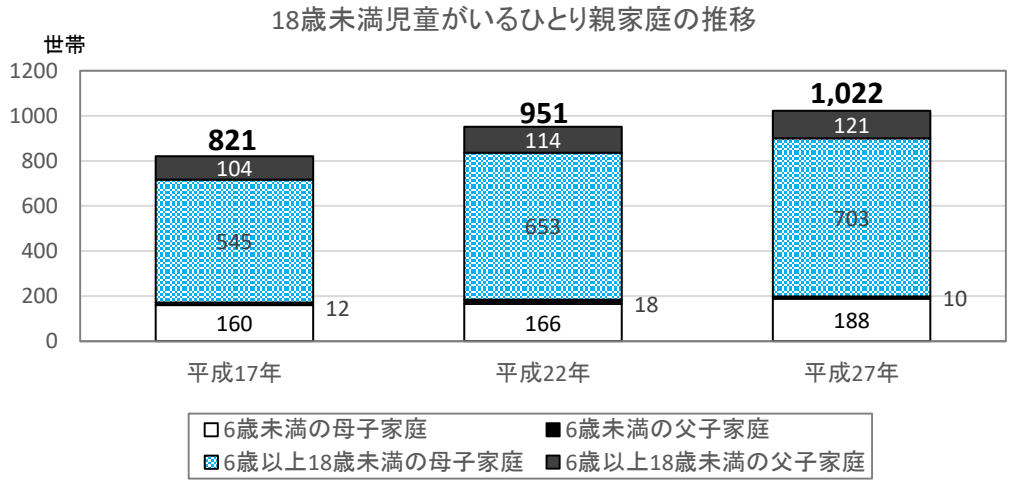

資料：国勢調査

4）出生の推移

野田市の出生数をみると、2008（平成 20）から 2017（平成 29）年にかけて、約３割も減少しています。

また、野田市の合計特殊出生率（※）は、2015（平成 27）年まで 1.2 台で推移していましたが、2016（平成 28）年以降は 1.1 台後半での推移となり、依然として県や国よりも低い水準となっています。

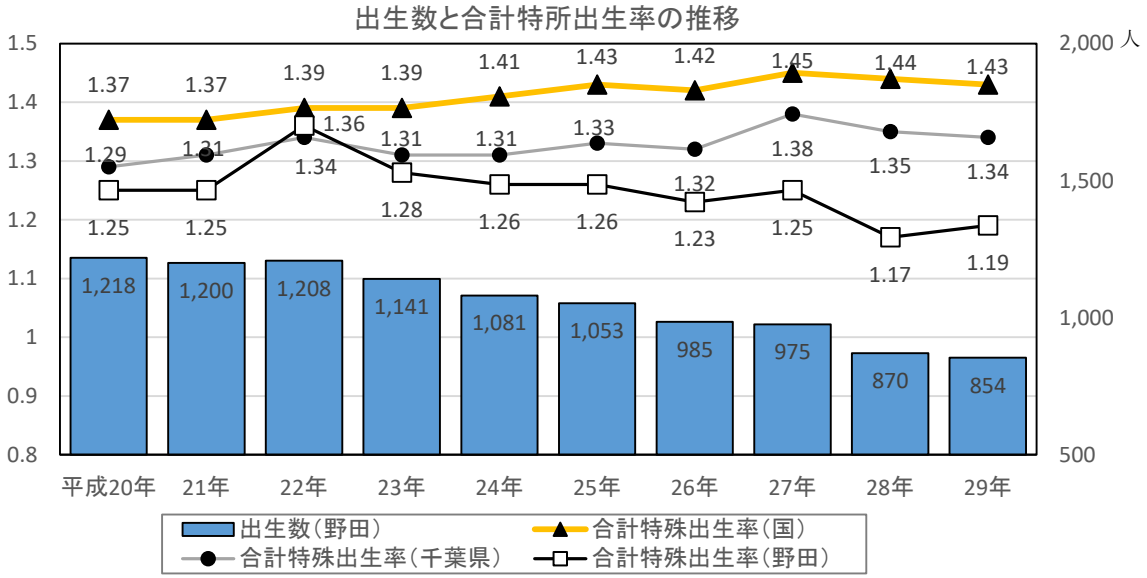

資料：県及び市は千葉県衛生統計／国は人口動態統計

※合計特殊出生率とは、その年次の 15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する指標です。

5）母親の年齢別出生率の比較

野田市における母親の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率が減少する一方、30 歳代の出生率が増加しており、晩産化の傾向がみられます。

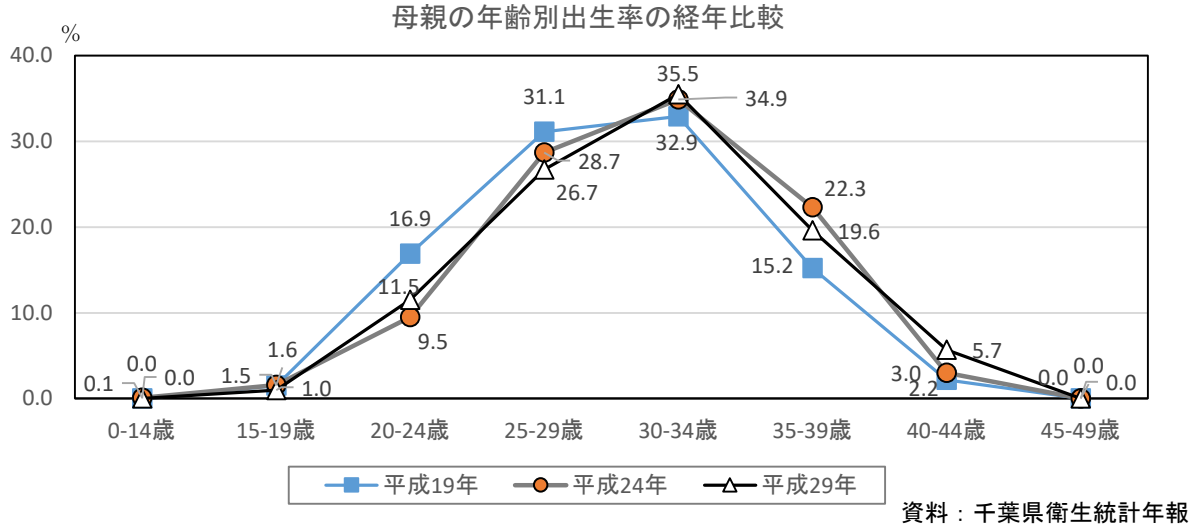

資料：千葉県衛生統計年報

6）婚姻数・離婚数の推移

野田市の婚姻数をみると、2015（平成 27）年までは 600 件台で推移していましたが、2016（平成 28）年以降 500 件台となり減少傾向がみられます。

また離婚数は、300 件前後の横ばい状態で推移しています。

一方、県内の平均初婚年齢をみると年々遅くなる傾向にあり、晩婚化の傾向がみられます。

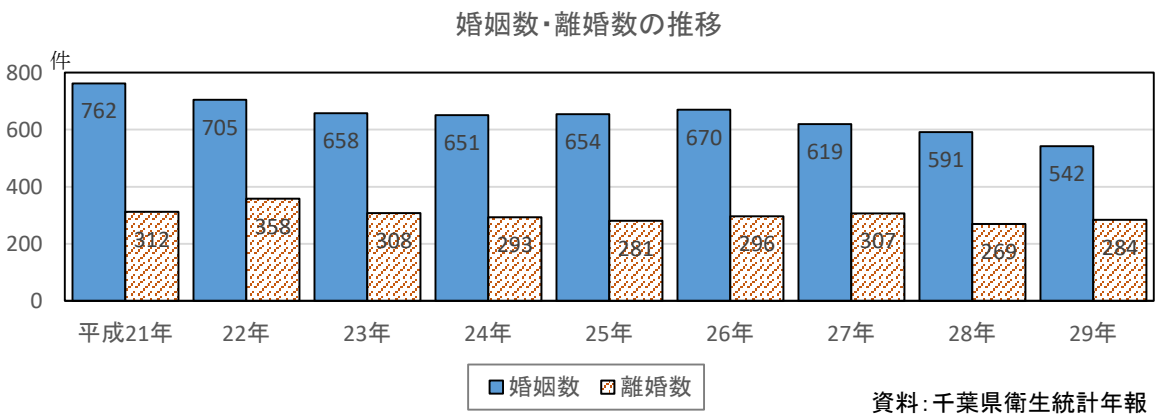

資料：千葉県衛生統計年報

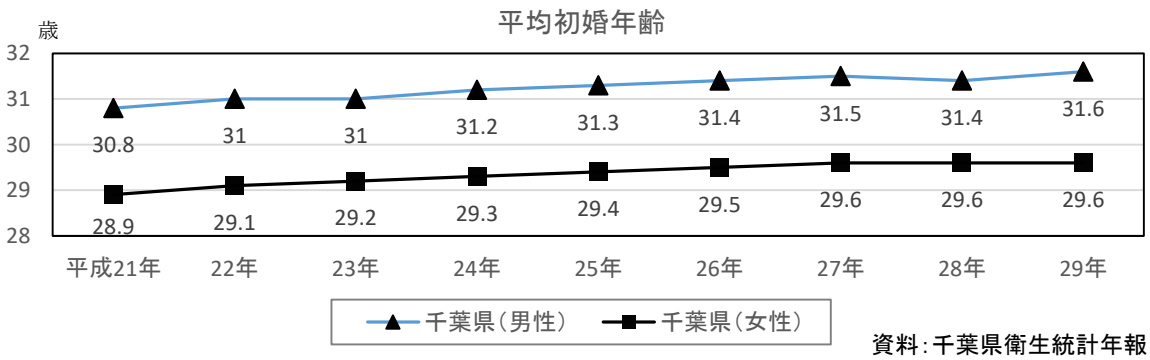

資料：千葉県衛生統計年報

3 就労の動向

1）男女別就業率の推移

野田市における男性の就業率（※）をみると、1985（昭和 60）年以降減少し続けている一方、女性の就業率は、45%前後の横ばい状態で推移しています。

就業率の算出に当たっては、高齢者（65 歳以上）も対象となっているため、男性については高齢化の進行とともに就業率が下降していることが考えられます。女性については、家事専業者が統計の対象から外れていることから、高齢化の影響が出にくくなっていることが原因と考えられます。

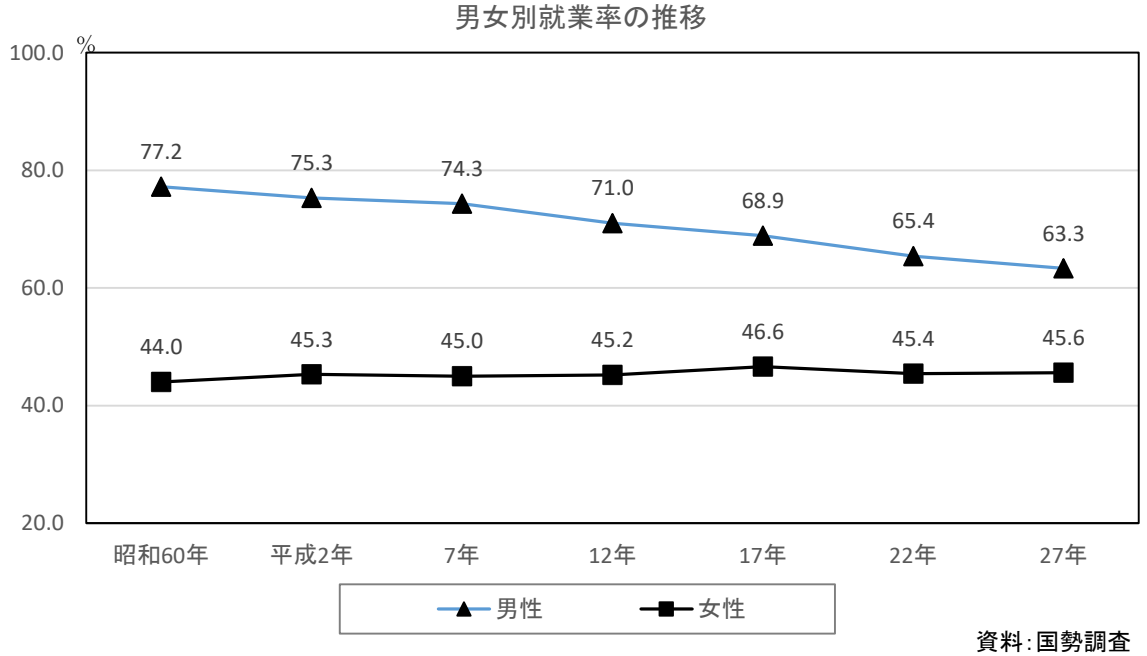

資料：国勢調査

※就業率とは、15 歳以上人口に占める就業者人口の割合（完全失業者を含まない）です。

2）女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率（※）をみると、2015（平成 27）年は 2005（平成 17）年と比較し、25 歳から 64 歳までの全ての年代において増加しています。

この背景としては、子育てをしながら働く女性の増加と未婚で働く女性の増加などが考えられます。

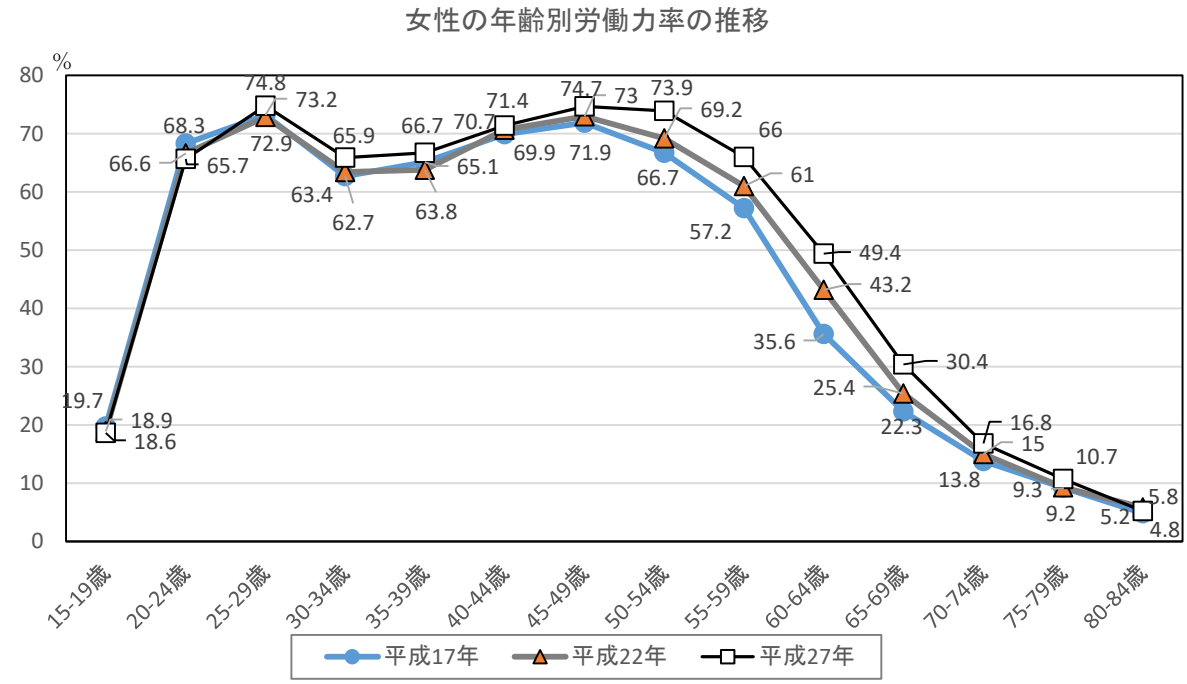

資料：国勢調査

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、学生や専業主婦は含まれていません。

女性の年齢階級別就業率（全国）をみると、下記のように、特に 25 歳～34 歳の増加が顕著となっています。（近年 35 歳～39 歳女性も再び増加傾向）

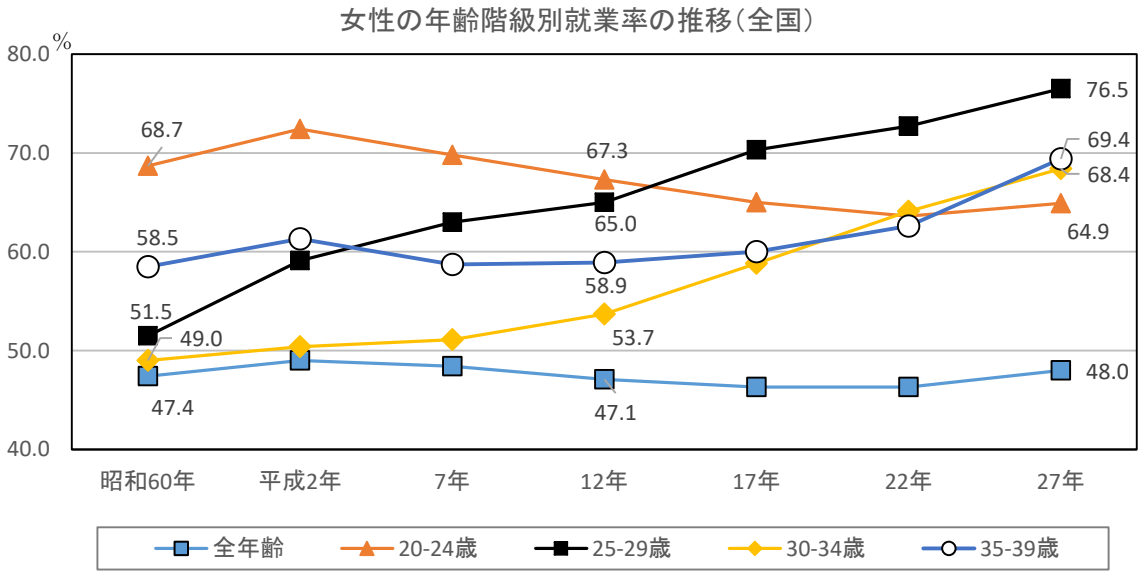

資料：総務省「労働力調査」

4 子どもを取り巻く環境の動向

1）児童虐待相談件数

野田市の児童虐待相談件数をみると、2004（平成 16）年の児童虐待防止法の改正により、通報の対象が「虐待を受けた」から「受けたと思われる」児童に拡大されて以降、通報意識の高まりから 2012（平成 24）年度を除き年々増加しており、特に 2013（平成 25）年度は 4,000 件台に達しましたが、2016（平成 28）年度以降 3,000 件台で推移し、2017（平成 29）年度・2018（平成 30）年度は、ほぼ同数です。しかしながら、実人数では 2017（平成 29）年度が 142 人、2018（平成 30）年度が 211 人と 69 人増加しており、その理由として、虐待事件以降の 2019（平成 31）年２月、３月の相談者数が増加しています。

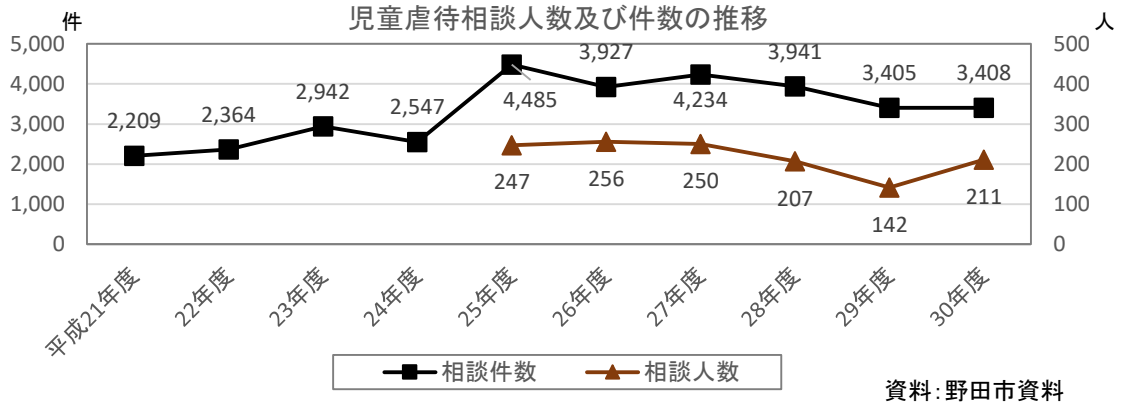

資料：野田市資料

※相談件数は延べ（1 日 1 カウント）で、相談人数は実数になります。

2）児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数をみると、父子家庭が支給対象となった 2010（平成 22）年度以降 1,300 人台で推移し、2015（平成 27）年度をピークに近年減少傾向にあります。

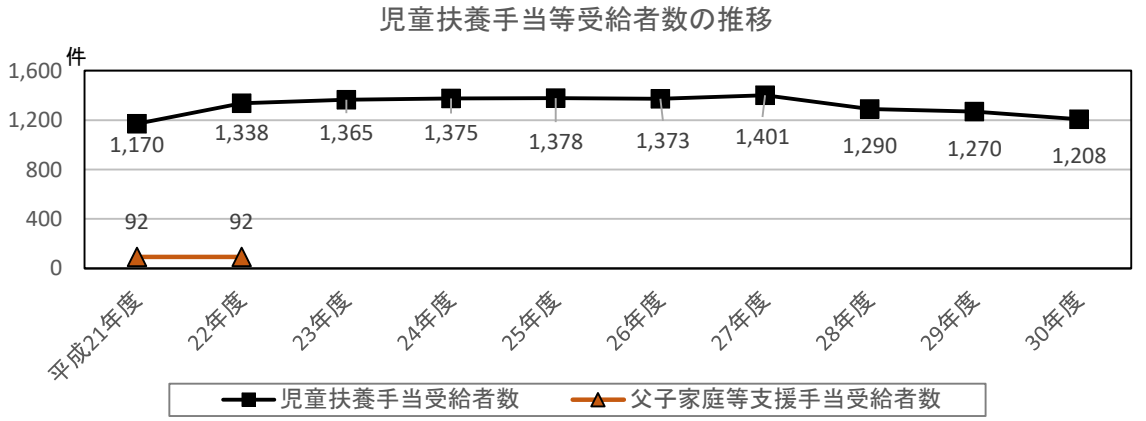

資料：野田市資料

※父子家庭への支給は 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年７月まで野田市単独の父子家庭等支援手当で実施し、2010（平成 22）年８月からは児童扶養手当の対象となりました。

第3章　子育て支援の環境

1　子育てに関する意向調査の結果

【調査概要】

■調査対象者：「就学前児童」「幼稚園児」「小学生（１～３年生）」をお持ちの世帯・保護者

■調 査 期 間：平成 31 年２月４日（月）から平成 31 年２月 28 日（木）まで

■調 査 方 法：「幼稚園児」・・・幼稚園経由での配布・回収

「就学前児童」「小学生（１～３年生）」・・・郵送による配布・回収

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,133	56.7%
幼 稚 園 児	500	415	82.8%
小学生（1～3 年生）	500	259	51.8%
合　　計	3,000	1,807	60.2%

（注釈）以下の調査結果について、ｎは回答者総数（又は該当質問での該当者数）のことです。

また前回調査の実施時期は、平成２６年１月です。

１）就学前児童の保護者（母親）の就労状況

就学前児童をもつ母親の就労状況をみると、「就労しており、産休・育休等休業中ではない」が前回の 40.3%から 6.9%増加し、47.2%となっています。

就労日数と就労時間については、前回調査と比べほぼ同様になっています。

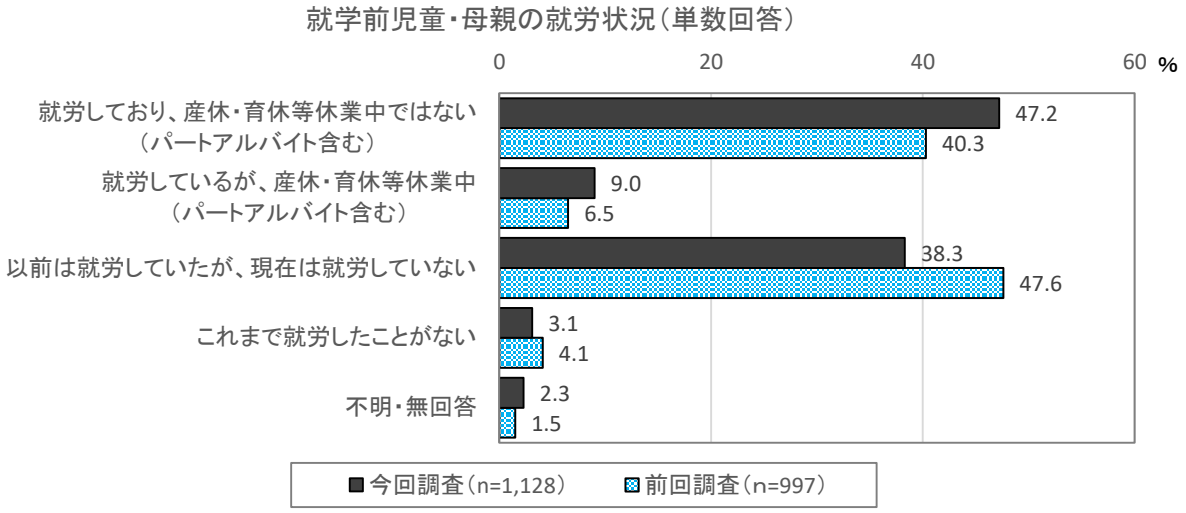

就学前児童・母親の就労日数・時間の状況	今回調査（n=635）	前回調査（n=466）
１週当たりの平均就労日数（日）	4.5	4.6
１日当たりの平均就労時間（時間）	6.8	6.7

今後就労を希望する母親における「一番下の子どもが何歳になったら就労したいか」についてみると、今回調査では、「１～２歳」と「３～４歳」で前回調査を上回っており、就労希望の時期が低年齢化しています。

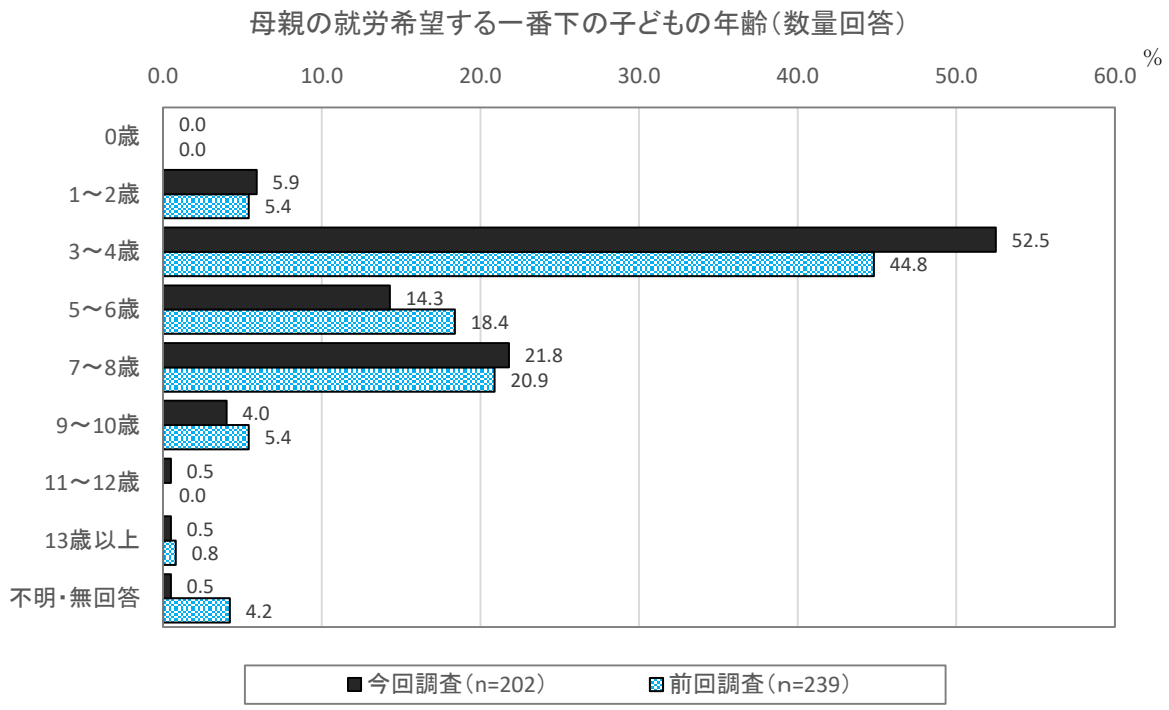

2）子育てに関する実感

就学前児童をもつ保護者の「子育ての実感」をみると、今回の調査では「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多い」を合わせると、39.0%となっています。前回調査からほとんど変化がなく、依然、子育てが心理的な負担感となっています。

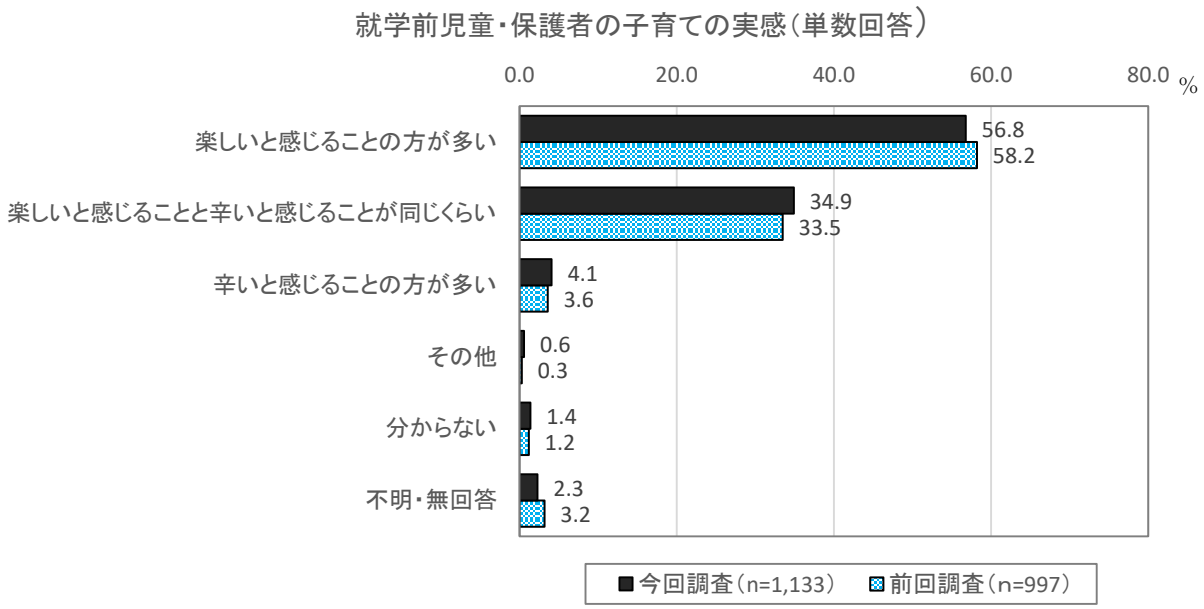

3）子育てについて有効な支援策と思われること

就学前児童をもつ保護者の子育てについて「有効な支援策と思われること」について、今回の調査では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 51.9%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」、「仕事と家庭生活の両立」、「地域における子育て支援の充実」が挙げられます。前回調査と比較すると、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 31.0 ポイント、「保育サービスの充実」が 25.4 ポイント、「仕事と家庭生活の両立」が 17.7 ポイント、と大幅に増加しています。

就学前児童・保護者の子育てをする中で有効な支援策と思われること（複数回答）

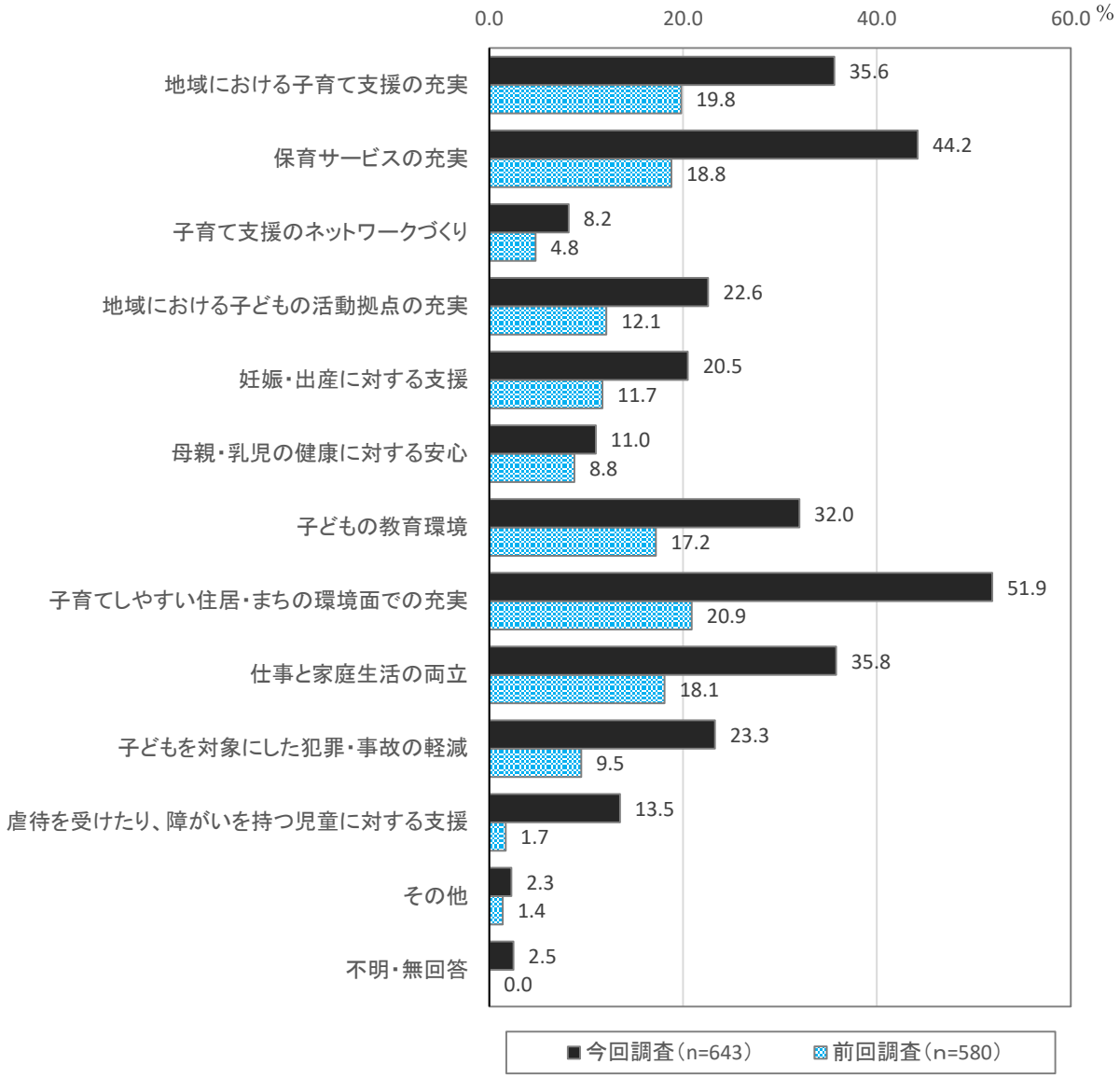

4）相談できる人の有無と相談相手

就学前児童をもつ保護者が「子育てを相談できる人や場所の有無」をみると、今回調査では「いる／ある」が 89.8%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

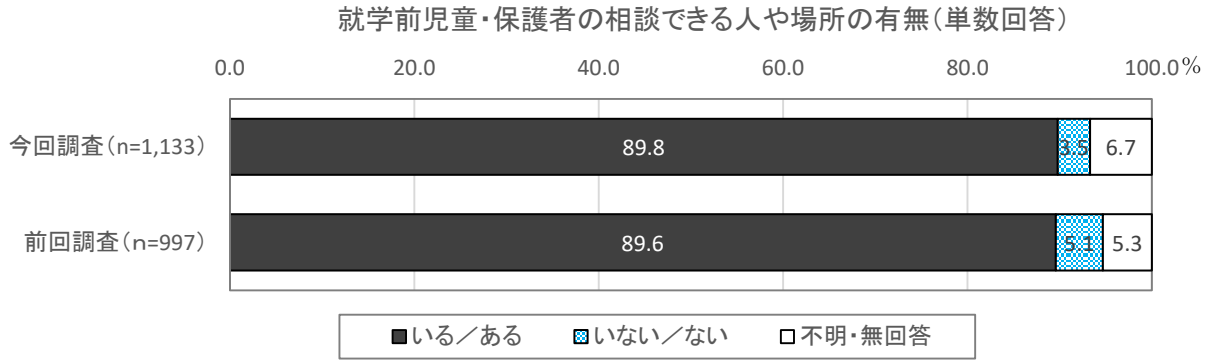

就学前児童をもつ保護者の「相談先」をみると、今回調査では「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な人が相談相手となっており、前回調査と同様の傾向となっています。また、若干ですが他の相談先も増えています。

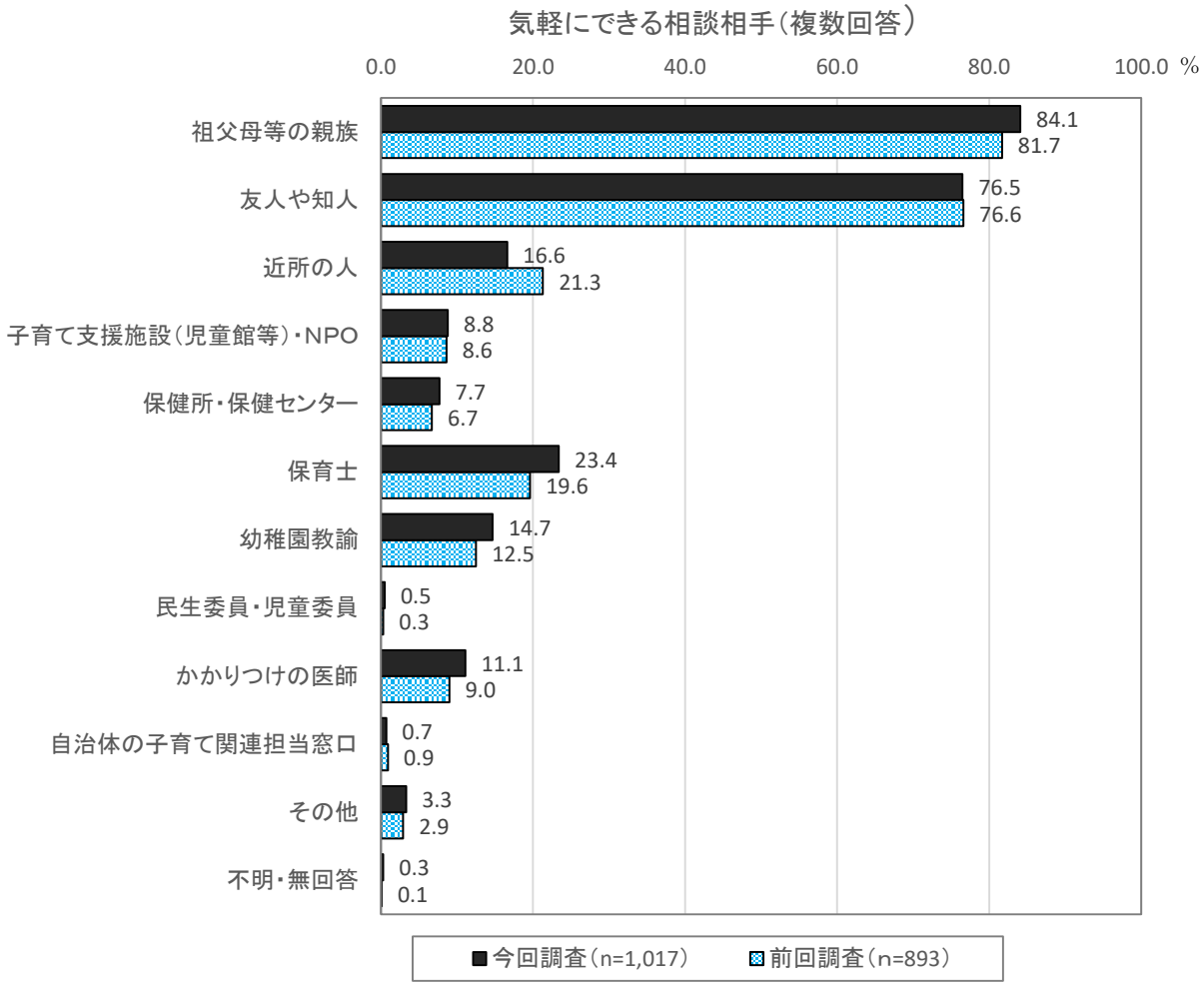

５）保育所等の費用無償化に伴う就労状況の変化について

母親の就労意欲の高まりが見られ、現在働いている母親では、週４日、５日間の就労が前回から増えています。また、現在、幼稚園や保育所などを利用している割合は 60.9%ですが、無償化になった場合の利用希望は 89.8%と高い割合になっています。

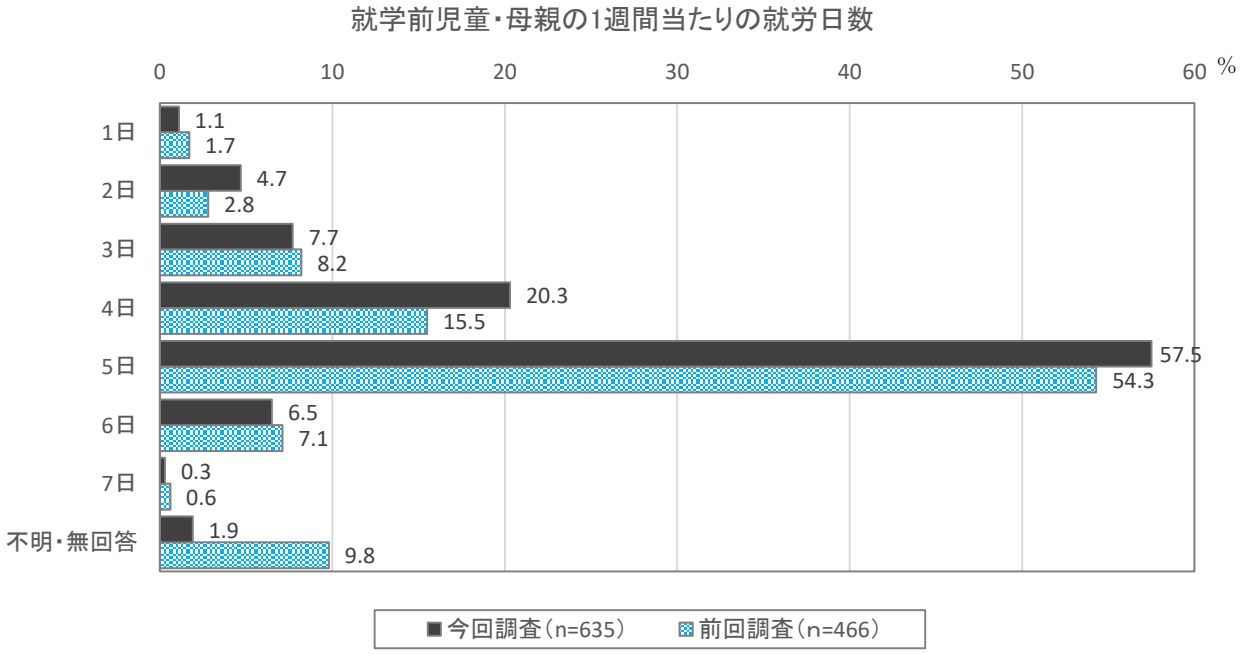

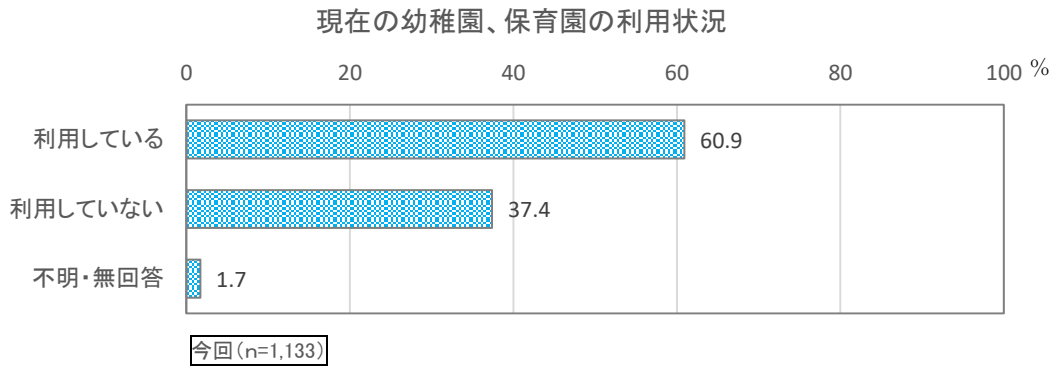

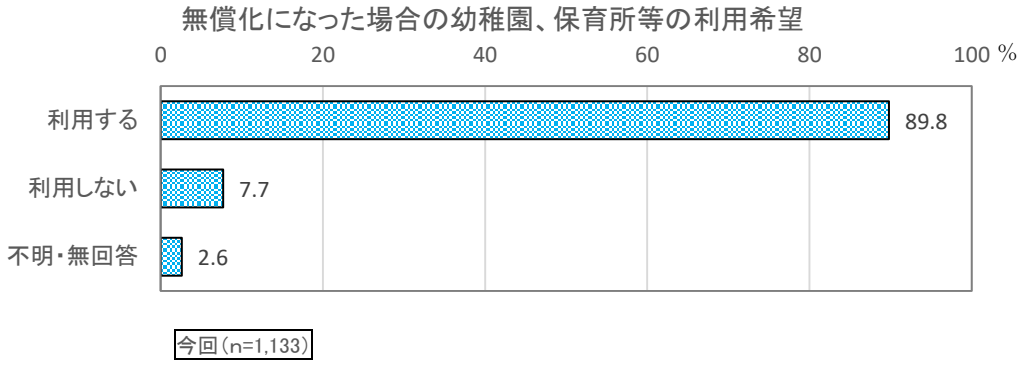

６）新たな子ども館の利用希望について

現在の子ども館の今後の利用希望は、56.3%（利用状況は、53.6%）ですが、新たな子ども館ができた場合の利用希望については、「利用する」が 62.9%と上回っており、新たな子ども館への期待の高まりがうかがえます。

現在の子ども館の利用状況及び今後の利用希望・新たな子ども館の利用希望

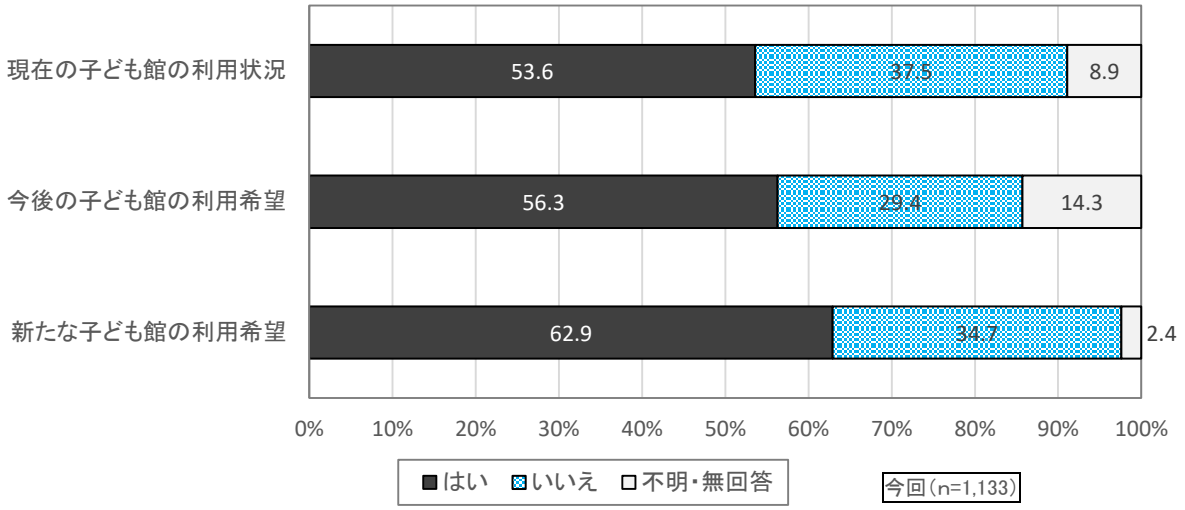

2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

１）教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

（１）認可保育所

野田市の認可保育所は、2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度にかけて３か所の新設があり、公立・私立を合わせ 22 か所となっています。４月１日時点の入所数は、５年前に比べ 17 人減少しています。一方で待機児童数は、2016（平成 28）年度から３年連続でゼロとなりましたが、2019（平成 31）年度は９人となり再び増加しています。

認可保育所入所状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
定員（人）	1,970	1,985	2,109	2,275	2,207	2,217
施設数（箇所）	19	20	21	22	22	22
年間延べ人数（人）	26,940	26,449	26,102	27,405	25,749	
入所数（人） （各年4月1日現在）	2,164	2,123	2,103	2,224	2,076	2,147
待機児童数（人） （各年4月1日現在）	16	10	0	0	0	9

資料：野田市資料

認可保育所別入所状況

保育所(園)名	平成 26 年4月1日現在			平成 31 年4月1日現在		
	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)
清水保育所	120	149	124.2	130	151	116.2
花輪保育所	150	132	88.0	150	127	84.7
中根保育所	200	219	109.5	200	187	93.5
東部保育所	120	112	93.3	120	101	84.2
南部保育所	150	150	100.0	150	151	100.7
北部保育所	120	140	116.7	130	114	87.7
尾崎保育所	150	154	102.7	150	129	86.0
福田保育所	120	114	95.0	120	102	85.0
木間ケ瀬保育所	90	108	120.0	100	93	93.0
乳児保育所	60	50	83.3	60	50	83.3
(私)聖華保育園	60	85	141.7	70	82	117.1
(私)コビープリスクール のだ保育園	60	74	123.3	60	74	123.3
(私)コビープリスクール せきやど保育園	60	82	136.7	70	69	98.6
(私)アスク 七光台保育園	60	86	143.3	70	76	108.6
(私)アスク川間保育園	60	82	136.7	70	82	117.1
(私)コビープリスクール さくらのさと保育園	60	85	141.7	60	71	118.3
(私)すくすく保育園	90	94	156.7	90	86	95.6
(私)アスク 古布内保育園 (※)	90	104	115.6	90	94	104.4
(私)コビープリスクール あたご保育園 (※)	150	144	96.0	150	147	98.0
(私)すくすく保育園 分園 (※)				54	29	53.7
(私)聖華未来のこども園 (※)				108	120	111.1
(私)ひばり保育園 (※)				15	12	80.0
合計	1,970	2,164	109.8	2,217	2,147	96.8

資料:野田市資料

※入所数については、平成 10 年2月 13 日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、弾力的な運用をしています。

※(私)ひばり保育園は、事業所内保育所として平成 27 年 10 月に開園しました。(施設定員 60 人のうち地域枠 15 人)

※梅郷保育園は、平成 28 年4月から(私)すくすく保育園に施設名称変更しました。

※(私)すくすく保育園分園は、平成 28 年4月に開園しました。

※(私)聖華未来のこども園は、幼保連携認定こども園として平成 29 年4月に開園しました。

（2）幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数をみると、2015（平成 27）年度までは 2,000 人台で推移していましたが、2016（平成 28）年度には 1,937 人まで減少しており、定員割れの状況となっています。

また、2017（平成 29）年度からは聖華幼稚園が認定こども園へ移行したため、定員数及び児童数ともに減少しました。

幼稚園入園状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員（人）	2,790	2,790	2,790	2,510	2,510	2,510
施設数（箇所）	12	12	12	11	11	11
合計児童数（人）	2,150	2,065	1,937	1,717	1,670	1,626
公立幼稚園児童数（人）（各年5月1日現在）	264	234	218	186	180	169
私立幼稚園児童数（人）（各年5月1日現在）	1,886	1,831	1,719	1,531	1,490	1,457

資料：野田市資料

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況　（令和元年 5 月 1 日 現在）

幼稚園名	園児数（人）	延長保育	子育て支援
(公)野田幼稚園	77	実施無し	園庭開放、プレ幼稚園
(公)関宿南部幼稚園	53	実施無し	園庭開放、ひよこ教育
(公)関宿中部幼稚園	39	実施無し	園庭開放
(私)月影幼稚園	117	実施無し	園庭開放※問合せにより実施、ピアノ教室（個人）、書道教室（個人）
(私)第二野田中央幼稚園	198	17:30 まで	プレ幼稚園、幼稚園農園、相談室、幼児教室（音楽教室、サッカー教室、英会話教室、ペンシリア、プレイルーム）
(私)宮崎幼稚園	3	実施無し	なし
(私)野田中央幼稚園	273	17:30 まで	幼児教室（音楽教室、サッカー教室、英会話教室、体操教室、新体操教室、学研 3 歳児教室（ぴよちゃん教室））
(私)野田北部幼稚園	327	18:00 まで	幼児教室（英語教室、音楽教室、サッカー教室 、体操教室、美術教室）
(私)柳沢幼稚園	220	18:00 まで	幼児教室（体操教室、体育クラブ、サッカー教室、英語教室）、園庭開放、未就園児親子教室、育児相談
(私)岩木幼稚園	226	18:30 まで	社会見学、さつま芋の継続観察、幼児教室（リズム体操、音楽教室、サッカークラブ、スポーツクラブ、えんぴつランド）、園庭解放 、ミニコンサート
(私)関宿幼稚園	93	18:00 まで	幼児教室（体操教室、空手教室、サッカー教室、バレエ教室）、さくらんぼ親子教室と園庭開放、関宿小学校と給食体験

資料：野田市資料

２）地域における子育て支援の基盤整備の状況

（１）学童保育所

学童保育所は 2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度にかけて、５か所の整備を行い、合計 32 か所（平成 31 年４月現在　うち２ヶ所民設）となっています。

小学校の児童数は、減少傾向にありますが、学童保育所の利用は年々増加傾向にあり、2018（平成 30）年度には延べ 18,826 人となっています。

経営形態別でみると、直営学童保育所と委託学童保育所、共に入所児童数が増加する傾向にあります。なお、学校区単位で過密化が常態化している場合は、新たに学童保育所を整備するとし、学校区単位では過密化していないが、入所児童数のバランスにより過密化となる学童保育所がある場合は、児童を振分けることで過密化の改善に努めています。

学童保育所入所状況　（各年度 4 月 1 日時点）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
合計施設数（箇所）	32	32	32	34	34	32
直営施設数（箇所）	14	14	14	14	14	14
委託施設数（箇所）	18	18	18	20	20	18
合計延べ人数（人）	15,244	16,478	17,136	17,546	18,826	
直営延べ人数（人）	3,592	4,626	4,318	4,211	4,747	
委託延べ人数（人）	11,652	11,852	12,818	13,335	14,079	

資料：野田市資料

※　平成 31 年４月１日より「清水第２学童保育所」と「清水第３学童保育所」及び「みずき学童保育所」と「みずき第２学童保育所」がそれぞれ統合し、「清水第２学童保育所」、「みずき第２学童保育所」となりました。

学童保育所別の入所状況　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

学童保育所名	運営先	入所児童数（人）	児童1人当たり保育室面積（㎡）
野田	直営	50	3.65
野田第二	社会福祉協議会	93	2.20
柳沢	直営	15	4.57
柳沢第二	社会福祉協議会	32	2.29
清水	直営	35	2.33
清水第二	社会福祉協議会	133	1.24
南部	社会福祉協議会	87	0.79
南部第二	どろんこの会	37	2.06
南部第三	どろんこの会	25	3.05
東部	直営	48	1.77
川間	直営	29	2.98
福田	直営	13	6.20
岩木	直営	26	3.71
岩木第二	社会福祉協議会	127	1.64
宮崎	直営	30	2.66
宮崎第二	社会福祉協議会	96	0.87
宮崎第三	社会福祉協議会	33	2.18
山崎	直営	26	2.85
山崎第二	社会福祉協議会	57	1.25
七光台	直営	16	4.43
七光台第二	社会福祉協議会	64	1.57
尾崎	直営	27	2.78
尾崎第二	社会福祉協議会	54	1.28
二ツ塚	直営	37	2.41
北部	社会福祉協議会	117	1.73
みずき	社会福祉協議会	110	1.81
三ケ尾	社会福祉協議会	20	4.51
木間ヶ瀬	直営	29	2.37
二川	日本保育サービス	68	2.16
関宿中央	直営	26	2.65
関宿中央第二	社会福祉協議会	46	1.61
関宿	社会福祉協議会	15	4.71
合　計		1,621	2.00

資料：野田市資料

（2）ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は、増加傾向にあり、2018（平成 30）年度は 803 人と前年度に比較し大幅に増加しています。一方、利用件数は、概ね横ばいで推移し、2018（平成 30）年度は、3,768件となっています。

会員・利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員合計（人）	597	620	616	661	803
利用会員（人）	433	458	451	505	642
提供会員（人）	117	117	123	117	120
両方会員（人）	47	45	42	39	41
年間延べ利用件数（件）	3,818	3,952	4,583	3842	3,768

資料：野田市資料

利用状況

（件）

内　　容	平成 30 年度
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	407
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	500
学童の放課後の援助	225
学童保育のお迎え	0
学童保育のお迎え及び帰宅後の援助	517
子どもの病気時の援助	1
保育所・学校等休み時の援助	36
保育所等施設入所前の援助	35
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	117
保護者等の求職活動中の援助	30
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助	5
保護者等の買い物等外出の場合の援助	162
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	318
学校の送り	171
家族等の通院等の場合の援助	1
習い事の送迎（主に学童・保育所からの習い事への送りと迎え）	755
学校の迎え	340
学童保育所等の登所前の援助及び送り	148
合　　計	3,768

資料：野田市資料

（3）地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に４か所の地域子育て支援センターを設置しており、2018（平成 30）年度で約 2,500 人の利用となっています。

地域子育て支援センターでは、相談事業を始め、子育て世代の交流、サークル支援、講座開催等の事業を行っています。

年間延べ利用人数　（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	4,091	3,401	2,607	2,669	2,557
東部保育所内 地域子育て支援センター	1,792	1,530	1,281	1,436	1,507
聖華保育園内 さくらんぼルーム	1,534	1,114	657	438	442
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	765	757	669	580	22
聖華未来のこども園内 コアラルーム				215	586

資料：野田市資料

（4）子育てサロン

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談などの事業を行う「子育てサロン」の運営について、2017（平成 29）年度までは設置者のＮＰＯ法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っておりましたが、一定数整備されたことから、事業運営に重点を置くため、2018（平成 30）年度から交流・相談・情報提供・講座関係の４事業を委託事業として実施することで、開設日・開設時間を統一しサービスの拡充を図っています。

年間延べ利用人数　（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	19,771	24,813	25,543	20,424	12,586
「子育てサロン」 NPO 法人ゆう&みい	6,085	8,762	8,570	7,244	7,272
「ゆっくっくサロン」 NPO 法人子育て ネットワークゆっくっく	6,979	12,230	13,421	9,658	3,647
「スマイル」 ※NPO 法人 野田市どろんこの会	6,707	3,821	3,552	3,522	1,667

※平成 30 年 4 月から、社会福祉法人　すくすくどろんこの会に変更　　資料：野田市資料

（5）つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、３歳までの乳幼児を育てる保護者とその子どもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業をNPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。

年間延べ利用人数　（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数	5,022	5,221	4,423	5,165	6,136

資料：野田市資料

（6）子ども館（児童館）

市内６か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークルなどによる交流事業、伝承遊びや工作などの指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇などのイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

また、市民ニーズに対応するため、新しい子ども館の整備を進めています。

年間延べ利用人数　（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計利用人数（6館）※	89,070	94,386	98,093	90,564	93,772

資料：野田市資料

第4章　基本理念と基本目標

1　プランの基本理念

子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち」・野田

エンゼルプランは、当初から全体の考え方である「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」に基づき、「子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち」を基本理念に掲げ、子どもと家族を支える支援に取り組んできました。本計画からは、野田市の将来を担う子どもたちが、未来に希望を持って元気に明るく成長できるよう「子どもが未来に希望を持ち『元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち』・野田」とし、子どもたちが心豊かに、いきいきと健やかに成長して行けるよう、また、安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう施策の充実に努め、家庭や地域の子育て支援力の向上を図ります。

また、子ども・子育て支援法の基本理念でも「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」としており、子育てと子育て支援について、共通する考え方となっています。

2 プランの考え方

1）プランの基本構成

プランの基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初代エンゼルプラン時代からその時々に必要な施策を創設し、改正及び整理をしながら取り組んできた施策体系と、2015（平成 27）年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量の設定などを位置付ける市町村事業計画の二本柱で構成します。

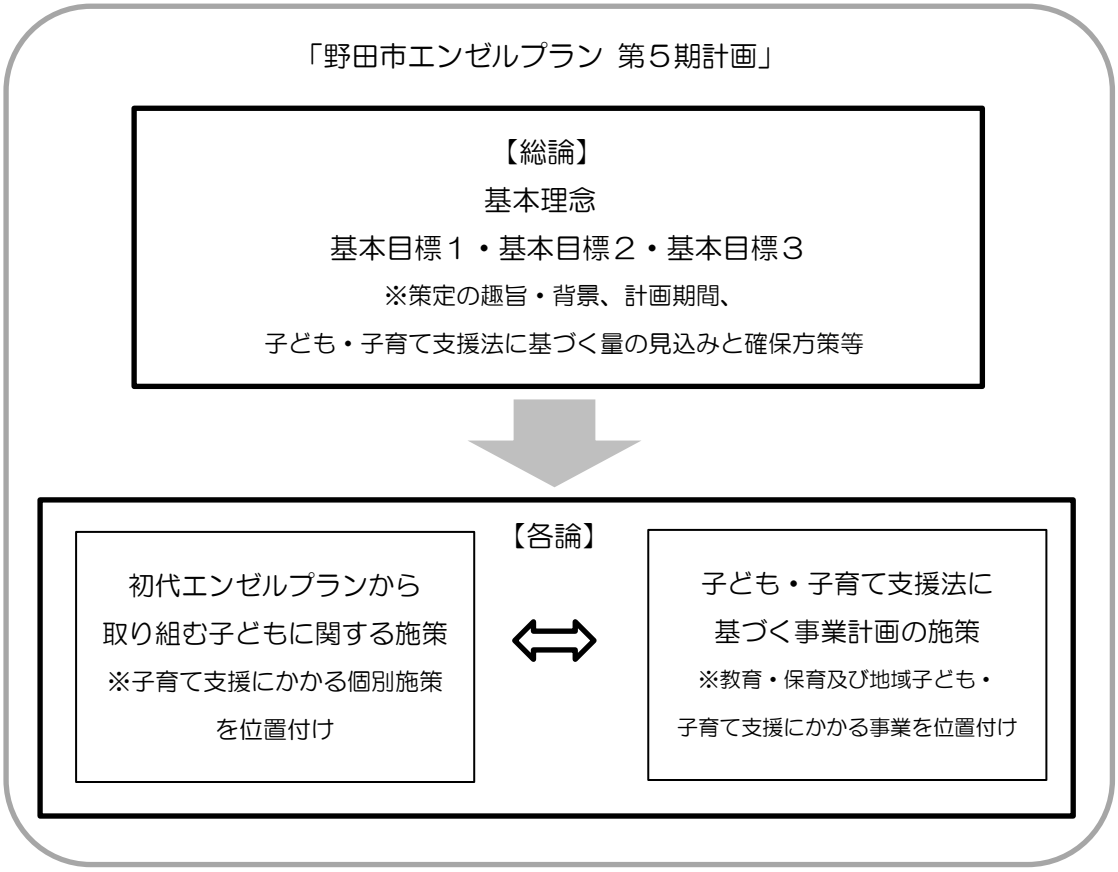

3 プランの基本目標

これまでエンゼルプランに掲げてきた３つの基本目標については、基本理念を見直ししたことから、基本目標２に「元気」を追記し、「元気に明るく」とします。また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に子どもの権利保障が位置付けられ、基本目標２は、子どもの権利保障の趣旨と整合することから、「（子どもの権利保障）」と追記します。なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針は基本目標と趣旨が整合しています。

基本目標１：すべての人が安心して楽しく子育てができるように
（家庭養育力の回復・向上）

核家族化の進行や家族構成の変化は続いており、意識調査の結果からも子育ての不安や悩みを当事者のみで抱える保護者の存在がみられます。また、少子化の進行にもかかわらず、女性の社会進出や経済状況の長期間の低迷等から、子育てする母親の就労希望は高く、保育サービスの需要はとりわけ低年齢児において増加しています。さらには、働き方の多様化や子どもを取り巻く環境の変化により、保育ニーズの内容も多岐に渡り、それぞれに対応できるサービスの充実が望まれています。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の新制度を踏まえた教育・保育の量の確保と質の改善、適切な相談や情報提供が行える体制づくりとともに、子育て支援や子どもたちの体験活動を地域で支える地域交流の拠点となる新しい子ども館の整備を進めていきます。

基本目標２：すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、
成長できるように　（子どもの権利保障）

現代の子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及が子どもを犯罪の世界に容易に引き込む危険性を併せ持ち、また厳しい経済状況が格差を生むことで、将来の進路にも影を落とすことなどが指摘されています。さらに、児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、虐待の内容も複雑化しています。

このような状況を踏まえ、子どもたちの権利が保障されるよう子どもたちの最善の利益に考慮し、子どもの安全を守る施策の推進や生きる力の育成、ひとしく学力の向上が図れる機会の提供等教育環境の整備に取組むとともに、児童虐待防止の体制を強化し、児童虐待の早期発見・未然防止と被虐待児や障がいを持つ子どもへの支援を進めていきます。

基本目標３：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように（子育て支援力の向上）

職業生活と子育てや介護など家庭生活との両立について、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を踏まえ、結婚や出産に対する不安を軽減するための環境を整備するとともに、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、行政による保育サービスの充実のみならず、地域や事業所における取組を進めていていくことが必要です。

市では、育児休業の取得や男性の子育てへの参加等「野田市男女共同参画計画」に基づく意識啓発を推進します。また、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭等について、子どもへの貧困の連鎖を断ち切ることからも、自立に向けた支援を進めることが重要です。

4　本プランの施策の主なポイントと新たな取組について

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、法に基づく基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育無償化の実施、特別な支援が必要な子どもへの施策の充実、児童虐待防止対策の強化、新・放課後子ども総合プランへの対応。また、子育て支援として、新たに位置付けた事業と既存事業の拡充に取り組みます。

１）教育・保育の量の確保

（１）待機児童と潜在的保育ニーズへの実効的な取組

保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者も入所できるように整備を進めてまいります。

具体的には、国は量の確保を定員数で求めていますが、定員の 120%内での弾力的運用を認めているため、保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、これを活用してまいります。また、待機児童及び保留者が年度末にかけて増加していく課題に対しては、小規模保育所等の地域型保育事業を活用していきます。　・・・（P64）

２）教育・保育の質の改善

（１）保育所における３歳児配置基準の改善

野田市はこれまでも保育士の配置数については、児童の年齢区分毎に切り上げて国の基準（全年齢の合計で四捨五入）よりも手厚くしていましたが、更に保育環境を充実させるために、新制度の公定価格の加算措置を踏まえ、３歳児の保育に当たり、児童 15 人に対し保育士１人を配置することとします。　・・・（P72）

３）地域子育て支援事業の充実

（1）学童保育所管理運営基準への対応

概ね 40 人を超える集団のクラス分けを行うとともに、ひとクラスに２人の指導員（うち一人は放課後児童支援員）を配置します。また、過密化の解消に向けた施設整備や児童の振り分けなどに取り組みます。　・・・（P82）

（2）利用者支援事業の拡充

保健センター子ども支援室にて、子育て支援情報サイト「にじいろｎａｖｉ」や LINE 公式アカウントを活用した情報発信を実施しています。

また、子育て世代包括支援センターである保健センターと関宿保健センターで、保健師等が必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から 18 歳までの切れ目のない支援を目指します。　・・・（P103）

（３）幼児教育・保育無償化の対応

幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担となりますが、2020（令和２）年度以降の財政支援については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

また、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。

保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していきす。 ・・・（P99）

（4）特別な支援が必要な子どもの施策の充実

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実として医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している「障がい児保育ための加配」、「グレーゾーンの児童がクラスに複数在籍する場合の加配」とともに市の支援体制の構築を検討していきます。・・・（P100）

（5）子育て短期支援事業（ショートステイ）への対応

保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合のセーフティネットとして、保護者の子育て支援や要保護児童対策の一環として実施しています。 ・・・（P244）

４）既存事業の拡充

（１）子ども医療費助成制度の拡大

2015（平成 27）年８月から通院・調剤費の助成対象について、「小学３年生まで」から「中学３年生まで」に拡大し、更に、2018（平成 30）年８月から小さな子どもを育てる世帯の負担をさらに軽減し、健康で安心した育児をしていただくため、３歳までの児童については医療費自己負担分について所得制限を設けずにすべて無料としています。

・・・（P275）

（２）児童虐待防止対策の強化

児童相談所との連携や関係機関との情報共有のためのシステム導入や要保護児童対策協議会の実務者会議の見直し、スクールロイヤーの配置など児童虐待防止対策の強化に努めます。 ・・・（P241）

５）新たに取組む主な事業

（１）新しい子ども館の整備

子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として、清水地先に新たに子ども館の整備を進めます。 ・・・（Ｐ114）

（２）市長と話そう集会の実施

市長が学校を訪問し、希望する子供たちと直接、意見交換を行い、出された意見や要望から、子供たちの将来のために何をすべきかを考え施策に反映させていきます。

・・・(P122)

（３）子ども未来教室の開催

野田市の将来を担う子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、支援していきます。 ・・・(P195)

（４）子ども家庭総合支援拠点の整備

子ども家庭総合支援拠点の機能を有する新しい課を設置し、関係機関等との情報共有や連携強化と合せて児童虐待防止対策の強化に努めます。 ・・・(P243)

６）次世代法に基づく職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な施策との連携

次世代育成支援対策推進法の期限延長に基づく市町村行動計画については、次世代法の趣旨の一部の要素を加えた形で子ども・子育て支援法に基づく事業計画と一体のものとして策定することが可能とされています。また、事業計画策定指針では、①県・労働者・事業主・子育て支援団体などと連携しながら地域の実情に応じた取組を進めること、②保育及び放課後児童健全育成事業、子育て支援事業の展開による仕事と子育ての両立のための基盤整備を示しています。

これらを踏まえ、市では、①啓発や企業・団体の取組の好事例の情報収集について県の施策と連携すること、②本プランに位置付ける各施策の取組により進めることとします。

・・・(P271～282)

【「新・放課後子ども総合プラン」について】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な事業の目標と方策等について、本プランに位置付けます。 ・・・（P57）

【「子どもの貧困対策の位置づけ」について】

国が今後、子どもの貧困を的確に把握するため、調査項目を共通化し、全国的に実施するとしていることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階に無いと判断しています。 ・・・（P59）

7）引き続き重点的に取り組む施策について

下記の２つの施策については、引き続き重点施策として位置付け、個別プランを別立てして取り組みます。

（1）ひとり親家庭等の自立支援の促進

2020（令和 2）年３月策定「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第 4 次改訂版」による施策を本プランの各論に位置付けます。同プランでは、母子家庭の就労収入を増やす施策や貧困の連鎖を断ち切るための養育費確保や学習支援など、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けた支援に取り組みます。 ・・・（P250～256）

（2）要保護児童対策の取組の推進

2011（平成 23）年３月策定「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に掲げる施策を本プランの各論に位置付けます。新たな施策として、児童相談所との連携や関係機関との情報共有、要保護児童対策協議会の見直し、子ども家庭総合支援拠点の整備など、児童虐待防止対策の強化に取り組みます。 ・・・（P241～248）

5 施策の整理について

第４期計画に位置付けた以下の施策については、見直しを行い制度改正や目的達成のため整理し再編や廃止することとし、第５期計画においては位置付けません。

（１）訪問型一時保育事業

当該事業は、自宅で子どもを保育している保護者（専業主婦等）が傷病や介護などにより、家庭で児童を保育することが困難な場合、保育士等を家庭に派遣し児童を保育する事業ですが、市単独事業であることから財政効率が悪いことや自宅に訪問し保護者不在の中で保育を行うことなどから、利用ニーズは比較的多くはありません。

また、2018（平成 30）年度から、類似する育児支援家庭訪問事業を拡充し、保育所や幼稚園等に所属していない児童（自宅で保育されている児童）についても支援対象としたことやファミリー・サポート・センター事業でも育児支援を行っていることから、市民サービスを維持した上で財政負担の軽減が図れるため廃止とするものです。

（２）巡回相談等による相談支援体制

虐待の未然防止等を図る目的で、巡回相談を実施していますが、発達に関する相談が多い現状や児童虐待の未然防止や早期発見が母子保健事業に位置付けられています。

このような中で、2019（令和元）年度から子ども支援室が補助事業である「巡回支援専門員整備事業」を活用し、専門職（臨床心理技術者、作業療法士、保健師）による巡回相談を効率的・効果的に実施できることから、「巡回支援専門員整備事業」に再編し実施するものです。

なお、虐待が疑われる場合は、巡回を待たずに即時対応するものです。

（３）育児学級

心身の悩みや、育児負担を強く感じている親が保健師・助産師・栄養士・保育士・心理士等の専門職に気軽に相談できる場として育児学級を実施していましたが、育児教室の対象となる親は、心身の悩みを持った者や、集団になじみにくい者も多いことから、子ども支援室の個別相談で対応することや、親子教室や子育て相談会で対応が可能であることから終了するものです。

（４）子ども放送局事業

文部科学省がインターネットで配信する子どもたちに夢と希望を与える映像等を公民館で視聴していましたが、2017（平成 29）年度からインターネットの配信がなくなったことから廃止とするものです。

（5）親子交通安全大会

野田交通安全協会が、主催となり毎年春に文化会館において「親子の交通安全大会」を実施していましたが、社会情勢の変化や多様化から、各幼稚園からの要望に基づき、野田警察署と野田交通安全協会が幼稚園に出向き、より身近な交通安全教室として見直し事業を実施するものです。

（6）福祉用自動車の貸出し

社会福祉の育成、向上を目的に社協に委託して 2017（平成 29）年度まで福祉車両の貸出しを実施していましたが、社会福祉協議会が独自に実施している「福祉車両貸出事業」とサービス内容が重複することから、「福祉車両貸出事業」に一元化して実施することとし廃止するものです。

（7）私立幼稚園就園奨励金事業

私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を目的としていますが、2019（令和元）年 10 月から実施される幼児教育の無償化に伴い廃止するものです。

第5章　サービス供給の事業量と確保量

1　子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度における事業の主なポイント

〇質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供
（幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無に関わらず幼児教育を受けられる「幼保連携型認定こども園」を普及）

〇保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善
（教育・保育のニーズを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・地域型保育などを組み合わせて計画的に整備）

〇幼児教育・保育の無償化
幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後２年間の推移を見極め、中間年度の令和４年度に見直しを行います。

〇地域の子育て支援の充実
（家庭と地域の多様なニーズに対応するため、地域子育て拠点事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどを充実）

1. 子ども・子育て支援給付

共通の給付制度により幼児教育・保育を提供

施設型給付
- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付
- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

施設等利用給付
- 幼稚園（未移行）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

2. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②一時預かり事業
③放課後児童健全育成事業
④地域子育て支援拠点事業
⑤妊婦健診事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業
⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
⑧子育て短期支援事業
⑨ファミリー・サポート・センター事業
⑩時間外保育事業
⑪病児･病後児保育事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2　事業計画における区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

野田市においては、以下の理由から「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定します。

なお、国の指針によれば、教育・保育施設の広域利用の実態と地域子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は事業ごとに区分設定できるとされていることから、子育てする方の身近な支援の場である地域子育て拠点事業については、地域バランスを考慮しながら実施してまいります。

- 広域設定の方が需給見込み及び調整が容易であり、柔軟な教育・保育の提供が可能。また、勤務地の都合等による広域ニーズに対応できること。
- 野田市は認可保育所による保育の提供を基本としていること。また、認可外保育施設や事業所内託児施設が少なく、新制度への移行が見通せないため、地域型保育事業における保育の提供体制の確保の想定が困難であること。
- 野田市は市域面積が広いが、保育所の送迎については自動車による手段が大半であり、例えば関宿地域の保育所利用者も川間、北部地域の保育所を含めて広域に利用している実態があること。

3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み

単位（人）

	実績	見込み			
	平成 30 年度	令和2年度		令和3年度	
	合計	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
		3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
①量の見込み	1,709 （定員 2,841）	1,274	703	1,242	685
		1,977		1,927	
②確保の内容		2,190		2,190	
②－①		213		263	

	見込み					
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
①量の見込み	1,168	645	1,117	616	1,079	595
	1,813		1,733		1,674	
②確保の内容	2,190		2,190		2,190	
②－①	377		457		516	

※量の見込みについては平成 30 年度実施の子育てに関する意向調査（ニーズ調査）の結果を使用。

■保育における量の見込み

単位（人）

		実績	見込み					
		平成 30 年度	令和2年度			令和3年度		
		合計	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
			3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳
①量の見込み		2,076 （定員 2,207）	1,148	489	859	1,119	485	808
②確保の内容	保育施設		1,454	171	777	1,454	171	777
	地域型保育事業		0	4	11	0	7	27
②－①			306	▲314	▲71	335	▲307	▲4

		見込み								
		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
		3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳	3歳以上	0歳	1-2 歳
①量の見込み		1,053	480	813	1,006	476	813	972	471	816
②確保の内容	保育施設	1,454	171	777	1,454	171	777	1,454	171	777
	地域型保育事業	0	7	27	0	7	27	0	7	27
②－①		401	▲302	▲9	448	▲298	▲9	482	▲293	▲12

（１）量の見込みは、平成 30 年度実施の子育てに関する意向調査に基づくニーズ量としています。

（２）確保の内容は、教育・保育施設における定員数の実績値としています。

ただし、教育・保育施設の確保予測が、幼児教育・保育無償化の影響で不透明であり、適確

に見込めないことから、令和２年度及び３年度の施設整備には柔軟に対応しつつ、今後２年間の推移を見極め、中間年度の令和４年度に見直しを行います。

〇１号認定・・・子どもが満３歳以上で幼稚園等での教育を希望

〇２号認定・・・子どもが満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

〇３号認定・・・子どもが満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方

１号認定の確保の内容については、私立幼稚園の「施設型給付」への移行の意思が現段階では概ね消極的であり、１号認定の利用者数が想定できないため、これまでの利用実績等に基づく推計値を参考として記載しました。

２号認定・３号認定については、「認定こども園」に関する事業者の意思は消極的な中で、令和２年度には幼保連携型認定こども園１施設の開園を予定しております。当該施設の整備により、待機児童の大半を占める低年齢児の定員を確保することができると考えております。

また、３号認定の量の確保について、これまでの市の基本的な考え方としては、認可保育所の整備による待機児童対策を優先することとしており、今後の施設整備等においては、公立保育所の在り方も含め、地域型保育事業（小規模保育施設Ａ型等）を活用し確保していくことを検討します。

なお、ニーズ量は今後の就労意向に基づき算出しているため、特に３号認定で大きくなり、確保の内容との間に乖離差が生じていますが、基本的にはニーズ量を量の見込みとしています。

◆教育

教育については、利用定員を認可定員の範囲で設定するとした国の方針に従い、公立幼稚園を含めた認可定員数により設定します。

なお、2018（平成 30）年度の利用実績は認可定員数を下回っていることから、今後の私立幼稚園の施設型給付への移行を注視し、2020（令和２）年度以降の提供体制と確保方策を検討します。

◆保育

（１）待機児童の推移

野田市では、民設民営保育所を、順次整備するとともに、定員の弾力化の活用により、待機児童の解消に努めてきました。2016（平成 28）年から 2018（平成 30）年には、３年連続で待機児童０人を達成することができましたが、再び増加傾向を示しています。さらに、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが大きな課題となっています。

待機児童の推移

年　度	4 月	3 月	定員	新規開設
平成 26 年度	16	109	1,970	
平成 27 年度	10	56	1,985	ひばり 15
平成 28 年度	0	77	2,109	すくすく分園 54、7 園定員 10 増員
平成 29 年度	0	100	2,275	聖華未来のこども園 166
平成 30 年度	0	139	2,207	聖華未来のこども園 68 減員
平成 31 年度	9		2,217	聖華未来のこども園 10 増員

（２）待機児童と保留者

待機児童の定義について、2015（平成 27）年度の改正では、これまで自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。

また、2017（平成 29）年度には、親に復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。

保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限りません。特定の施設のみを希望（単願）する場合や他に通園可能な保育所がある場合などは待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。

野田市では、待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者も保育所に入所できるよう整備を進めます。

（３）待機児童・保留者解消野田市計画

国は、量の確保を定員数で求めていますが、運用として定員の 120%内での弾力的活用を認めています。児童数が減少傾向にある中で、定員での確保は将来的に過剰となる可能性が高いので、野田市では保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、定員の弾力化により、待機児童・保留者の解消を進めてまいります。また、待機児童・保留者が、年度末にかけて増加していく課題に対しては、０歳児から２歳児までを対象とする小規模保育所等の地域型保育事業を活用してまいります。

待機児童・保留者解消野田市計画　（人）

年　度		3 歳以上	0 歳	1･2 歳
令和2年度	量の見込み	1,358	140	821
	市計画	1,456	180	826
	過不足	98	40	5
令和3年度	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48
令和4年度	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48
令和5年度	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48
令和6年度	量の見込み	1,313	135	790
	市計画	1,456	186	838
	過不足	143	51	48

（年度末における量の見込みと確保の状況）　（人）

年　度		3 歳以上	0 歳	1･2 歳
令和2年度	量の見込み	1,367	205	852
	市計画	1,456	180	826
	過不足	89	▲25	▲26
令和3年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17
令和4年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17
令和5年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17
令和6年度	量の見込み	1,322	200	821
	市計画	1,456	186	838
	過不足	134	▲14	17

（４）計画の変更

本プランに位置付ける「量の見込み」及び「確保の内容」は、ニーズ量と実績が乖離している部分があることから、計画に位置付けた量の見込みと確保の内容の補正については、待機児童数の状況、事業者の施設型給付への移行や教育・保育施設創設の意向及び進捗を把握した上で、また、2019（令和元）年 10 月に創設された幼児教育・保育無償化の影響も不透明であり量の見込みが予測困難な状況であることから、今後２年間の推移を見極め、中間年度の 2022（令和４）年度に見直しを行い、児童福祉審議会における審議を経て変更することとします。

4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業のうち、多様な主体の参入促進事業を除く 12 事業について実施しています。今後の方向性については、国の基本指針の改正を踏まえ、幼児教育・保育の無償化や地域子育て支援事業の充実を図ります。

1）地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成 30 年度（実績）	令和２年度（見込み）	令和３年度（見込み）	令和４年度（見込み）	令和５年度（見込み）	令和６年度（見込み）
利用者支援事業		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時預かり事業	幼稚園	43,341 人日/年	36,158 人日/年	35,237 人日/年	32,934 人日/年	31,552 人日/年	30,401 人日/年
	上記以外	1,806 人日/年	995 人日/年	960 人日/年	933 人日/年	921 人日/年	911 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,569 人 (年平均/月)	1,104 人	1,041 人	1,048 人	1,005 人	989 人
	高学年		685 人	665 人	631 人	616 人	584 人
	合計		1,789 人	1,706 人	1,679 人	1,621 人	1,573 人
地域子育て支援拠点事業		2,337 人回/月	3,333 人回/月	3,187 人回/月	3,189 人回/月	3,183 人回/月	3,182 人回/月
妊婦健診事業		9,696 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年	10,000 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		832 人	900 人	900 人	900 人	900 人	900 人
養育支援訪問事業		9 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
子育て短期支援事業		9 人 人日/年	434 人日/年	415 人日/年	402 人日/年	382 人日/年	366 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）		3,768 人日/年	3,884 人日/年	3,697 人日/年	3,654 人日/年	3,530 人日/年	3,451 人日/年
延長保育事業		1,137 人/月	829 人/月	802 人/月	775 人/月	756 人/月	744 人/月
病児・病後児保育事業		500 人日/年	595 人日/年	577 人日/年	549 人日/年	522 人日/年	500 人日/年

２）地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

（１）利用者支援事業

■量の見込み

単位（か所）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　利用者支援事業は、子育て世代包括支援センターである保健センター（子ども支援室を含む）と関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を実施しています。

　また、子ども支援室で実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。

（２）一時預かり事業

■量の見込み

単位（人日/年）

		実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	43,341	36,158	35,237	32,934	31,552	30,401
	②確保の内容		85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
	②－①		49,642	50,563	52,866	54,248	55,399
上記以外の一時預かり	①量の見込み	1,806	995	960	933	921	911
	②確保の内容		7,308	7,308	7,308	7,308	7,308
	②－①		6,313	6,348	6,375	6,387	6,397

■提供体制・確保方策の考え方

○　地域子育て拠点で行われている「一般型」の一時預かりについては、配置基準等を尊守した上で、事業を展開していきます。

○　「幼稚園型」については、２号認定児童に対する教育・保育の提供量確保の意味からも、私立幼稚園と連携を進めていきます。

（３）放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位（人）

		実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,569（年平均/月）	1,104	1,041	1,048	1,005	989
	高学年		685	665	631	616	584
	合計		1,789	1,706	1,679	1,621	1,573
②確保の内容			1,775	1,775	1,775	1,775	1,775
②－①			▲14	69	96	154	202

■提供体制・確保方策の考え方

○　ニーズ調査の結果による量の見込みに対しては概ね確保される見通しですが、小学校区の単位で過密化が常態化する場合は、施設整備に取り組みます。

　また、児童の入所バランスにより過密化している学童保育所については、抽選による振り分けを行います。

（４）地域子育て支援拠点事業

■量の見込み

単位（人回/月）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,337	3,333	3,187	3,189	3,183	3,182
②確保の内容		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②－①		167	313	311	317	318

■提供体制・確保方策の考え方

○　現在、市内に８か所の拠点施設があり、地域的なバランスは概ね取れています。

○　量の見込みに対しては確保される見通しであり、相談・情報提供・サークル・講座等、共通化による事業の充実に取り組みます。

（5）妊婦健診事業

■量の見込み

単位（人回/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,696	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②確保の内容		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　健診回数や健診項目については国の基準を踏まえつつ、保健センターによる事業として実施します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

（6）乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位（人）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	832	900	900	900	900	900
②確保の内容		900	900	900	900	900
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　保健センターの事業として、生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

（7）養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

■量の見込み

単位（人）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9	20	20	20	20	20
②確保の内容		20	20	20	20	20
②－①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○　母子保健事業や要保護児童対策地域協議会との連携により、産じょく期や育児に不安を持つ家庭を支援します。また、虐待の未然防止やリスクの軽減に努めます。

（8）子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9	434	415	402	382	366
②確保の内容		365	365	365	365	365
②－①		▲69	▲50	▲37	▲17	▲1

■提供体制・確保方策の考え方

○　子どもを同伴しての外泊ができない事情が発生した場合のセーフティネットとしての役割があることから、要保護児童対策として取り組んでいます。

○　量の見込みに対して確保の内容が少ない状況ですが、実績も勘案し確保の内容を見込んでいます。

（9）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
／就学児のみ

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,768	3,884	3,697	3,654	3,530	3,451
②確保の内容		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②－①		1,116	1,303	1,346	1,470	1,549

■提供体制・確保方策の考え方

○　今後も社会福祉協議会に委託して実施し、利用実績を踏まえた量に対応できるよう提供会員の確保に努めます。

（10）延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み

単位（人/月）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,137	829	802	775	756	744
②確保の内容		1,137	1,137	1,137	1,137	1,137
②－①		308	335	362	381	393

■提供体制・確保方策の考え方

○　量の見込みに対しては確保される見通しであり、引き続き公立保育所への指定管理者制度導入による民間活力にて保育時間の延長に対応します。

（11）病児・病後児保育事業

■量の見込み

単位（人日/年）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	500	595	577	549	522	500
②確保の内容		1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
②－①		577	595	623	650	672

■提供体制・確保方策の考え方

○　病児・病後児保育事業は、今後も既存施設（小張総合病院敷地内「ひばりルーム」）での実施を継続しつつ、保育所型病児施設の導入等についても検討します。

（１２）実費徴収に係る補足給付事業

■提供体制・確保方策の考え方

○　低所得者への保育材料費の補助等の事業については、幼児教育・保育無償化に伴い年収 360 万円未満相当世帯の副食費（実費徴収）が徴収免除となることから、副食材料費を除き教科書代等の補足給付について、国・県の実施要綱等に基づき実施します。

（１３）多様な主体の参入促進事業

■提供体制・確保方策の考え方

○　教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・斡旋に係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

5　教育･保育の一体的提供及び当該教育･保育の推進に関する体制の確保について

１）認定こども園の普及に係る考え方

2020（令和２）年４月１日には、幼保連携認定こども園が２園、保育所型認定こども園が１園の合計３園が市内に開設される予定となっています。

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受入れられ、教育・保育を一体的に提供できる施設であることから、既存幼稚園の移行に当たっての判断に資するよう、設置者に対し認定こども園に関する情報提供を適宜行っていきます。

２）幼保こ小の連携の取組について

質の高い幼児期の教育・保育を提供していくため、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を図る目的で設置している、既存の幼保こ小連絡会の仕組みを活用し、合同研修会の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流を進めます。

また就学に当たっては、引き続き保育所児童保育要録及び幼稚園幼児指導要録の適正な取扱に取り組んでまいります。

6　新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画

国は、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭などの児童を対象に放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ(学童保育所)」と全ての児童を対象に放課後等に学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子供教室」の計画的な整備（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携による実施を推進）を進めるため、2014（平成 26）年７月に「放課後子ども総合プラン」を示し、次世代法の計画の一部として位置付けました。

このプランを１年前倒し、2018（平成 30）年９月に見直しを行い 2019（令和元）年から 2023（令和５）年度までの５か年間で約 30 万人分の整備を図り目標を 152 万人分とする「新・放課後子ども総合プラン」を示し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に行動計画を位置付けました。

また、同一の小学校内等で両事業（放課後児童クラブと放課後子供教室）を実施する一体型を全国１万か所以上で実施することを目標としています。

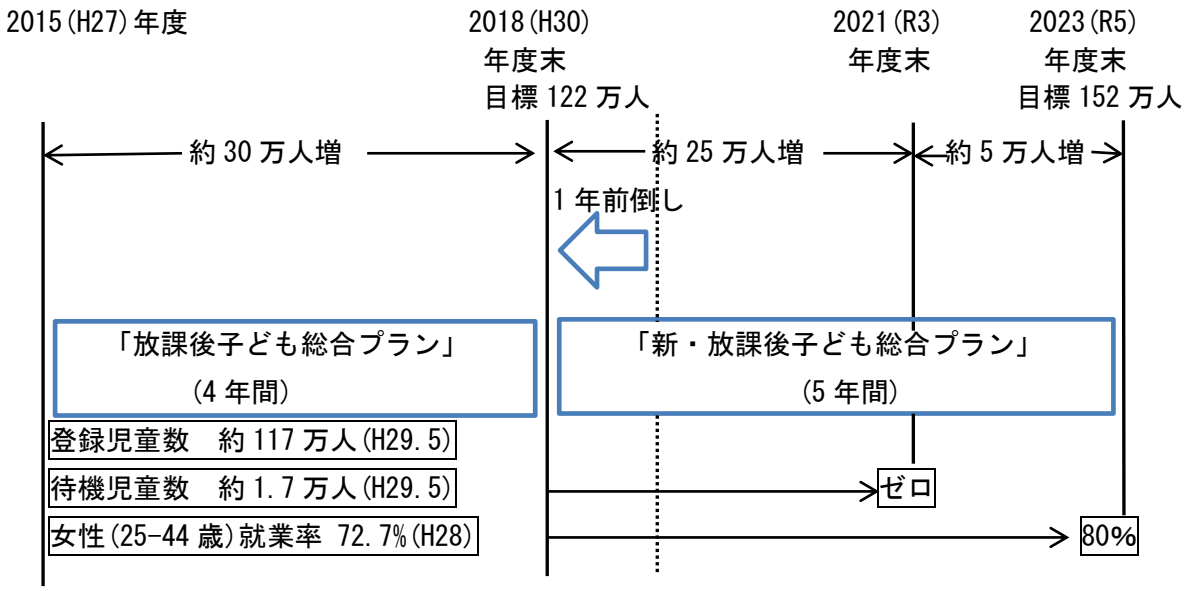

（１）現状と課題

①　放課後児童クラブ（学童保育所）の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校区において学童保育所を整備し、待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れています。なお、小学校区単位で過密化が常態化する場合は、余裕教室を活用し整備を行います。

また、学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の偏りにより過密化となっている学童保育所がある学校区については、抽選により児童を振り分けることで入所児童数のバランス改善に努めます。

②　放課後子供教室の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校を利用するとともに、公民館等の近隣施設８か所を利用し

計 39 か所で、毎月２回土曜日に児童が様々な体験活動を行うオープンサタデークラブを実施しています。

さらに、2018（平成 30）年度からは、全小学校において放課後に特別教室等を利用し授業への理解の差が目立ってくる小学校３年生の希望する全ての児童を対象に、４月から 10 月の間で週１回の学習支援を行う「子ども未来教室」を実施しています。

（２）今後の方向

① 放課後児童クラブ（学童保育所）

老朽化が進んでいる施設については、教育部局と連携し小学校の余裕教室の活用を図ります。

また、20 か所全ての小学校で学童保育所を実施していますが、今後も待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れるため、過密化が常態化する場合は、施設整備を行います。

なお、学童保育所は、児童の健全な育成を図る役割を担っていることから、指導員の研修等を含め質の向上を図るとともに保護者等への周知を図ります。

② 放課後子供教室

オープンサタデークラブについては、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を社会全体で創り出してゆくこと目的としていることから、指導者の資質の向上を図りながらオープンサタデークラブの改善に努め、事業を継続して実施していきます。

子ども未来教室については、当面は３年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図って参ります。

③ 一体型について

放課後子供教室（子ども未来教室）は全て学校施設内で実施していますが、放課後児童クラブ（学童保育所）については、学校施設内の実施が 16 か所となり４か所（川間小、福田一小、東部小、南部小）は未実施となっています。行政改革大綱においても学童保育所を余裕教室に移転する方針を示していますが、教室を提供していただく学校や学童保育所を利用する保護者との調整、また、南部小学校については、民設民営の事業者に委託しているなど実施に向けては課題もあることから、一体型については、教育委員会と連携し、可能な学校から随時実施していくことを目標とします。

④ 特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童については、保護者からの聞取りや学校等の関係機関と連携し、児童の様子を良く確認し、基本的に指導員を加配することで対応可能な場合は受け入れを行います。

7 子どもの貧困対策の位置付け

（1）子どもの貧困対策の状況

国は、子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、2013（平成 25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

この法律の基づき 2014（平成 26）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、子どもの貧困対策の重点施策として、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などを講ずるとともに、子どもの貧困に関する指標を設定し、対策の見直しや改善に努めるとしました。

また、都道府県に対し、「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課しています。

なお、法施行の5年後に見直しを行うとされていることから、2019（令和元）年6月に一部改正され、児童権利条約の精神に則り対策を推進することや市町村に対して「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課すとされました。

法改正に基づき、2019（令和元）年 11 月に「新たな子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指すとし、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施するとしました。

（2）野田市の子どもの貧困対策の現状

野田市の子どもの貧困対策としては、特に厳しい生活環境に置かれている母子家庭等のひとり親家庭を支援するため、就労支援、住居支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、2002（平成 14）年 11 月に「ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、見直しを行いながら、子育て支援、就労支援、居住支援、経済的支援、養育費確保支援など、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

また、2014（平成 26）年8月から、経済的な理由で学校以外に学習の機会の少ない市内の中学生を対象に学習支援を始めましたが、子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、2017（平成 29）年度からは、全ての中学生に学校以外での学力向上の機会が得られるよう学習支援に取り組んでいます。

野田市の子どもの貧困対策に関する主な施策

項　　目	内　　容
情報・体制	母子父子医率支援員による相談支援 ひとり親家庭のしおり 市報、ホームページによる広報啓発
就業支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業 母子家庭等就業自立支援事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等自立支援教育訓練促進給付金等事業

項　　目	内　　容
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
子育て支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭等情報交換事業 母子寡婦福祉会による各種事業
住居支援	ひとり親等民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付事業 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 住居確保給付金事業
養育費確保支援	養育費等法律相談事業
経済的支援	児童扶養手当 養育者支援手当 福祉資金貸付事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 未婚の母・父への寡婦（夫）控除のみなし適用 保育所、学童保育所減免 要保護・準要保護児童就学援助費補助金事業 特別支援教育就学奨励費補助金事業
自立支援	自立相談支援事業
学習支援	子ども未来教室事業（中学生及び小学 3 年生全員対象としていることから貧困家庭も含む）
居場所づくり	こども食堂への支援

（3）「子どもの貧困対策計画」策定の課題

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、新たな３つの視点として、

・親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
・地方公共団体による取組の充実
・支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援　が示されました。

子どもの貧困について、一般的に使われている相対的貧困率は所得データの分析により算出しています。このため、実質的な生活水準に影響する資源（貯蓄や財産、教育、能力、健康、人間関係の蓄積など）を考慮した調査などが必要となります。子どもの貧困の実態把握は難しく、例を挙げると「見た目は普通に見える子どもが多い」、「子どもは、生活の困難は絶対に言わない」など、調査を行う上で調査項目をどのように選定し、その結果をどのように分析していくのか、また、誰を対象にどのような規模で調査を実施する必要があるのかなど、子どもの貧困を的確に把握するため調査には多くの課題があります。法改正により、市町村に対し「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務とされましたが、国が今後、調査項目を共通化し、全国的に実施するとしていることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階にないと判断しています。

8 前計画の基本目標の実績

（１）教育・保育における量の見込みと提供体制・確保について

		令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 （実績）	令和元年度 （確保内容）	令和元年度利用・整備 実績の内容
教　育	１号認定 （３歳以上）	1,507	1,709	2,841	公立幼稚園　　３か所 私立幼稚園　　８か所
	２号認定 （３歳以上）	600			
保　育 （保育施設）	２号認定 （３歳以上）	1,438	1,282	1,347	公立保育所　　10 か所 私立保育所　　10 か所 認定こども園　２か所
	３号認定 （0 歳）	118	111	156	
	３号認定 （１～２歳）	776	670	699	
保　育 （地域型 保育事業）	２号認定 （３歳以上）	0	0	0	小張総合病院ひばり保育園 １か所
	３号認定 （0 歳）	4	3	4	
	３号認定 （１～２歳）	11	10	11	

（２）地域子育て支援事業の量の見込みと確保について

		令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 （実績）	令和元年度 （確保内容）	令和元年度利用・整備 実績の内容
利用者支援事業		１か所	1	2	
一時預かり事業	１号認定 （幼稚園）	10,333 人	43,341	85,800	私立幼稚園　６ 私立保育所　３
	２号認定 （幼稚園）	13,138 人			
	上記以外	3,786 人	1,806	7,308	
放課後児童健全育成事業	低学年	607 人	1,569 人 (年平均/月)	1,775 1,775	30 施設 ≒確保内容は定員数 （保育面積÷1.65 ㎡）
	高学年	487 人			
	合計	1,094 人			
地域子育て支援拠点事業		2,056 人	2,337	3,500	保育所支援センター４　子育てサロン３　つどいの広場１
妊婦健診		13,000 人	9,696	10,000	
乳児家庭全戸訪問事業		2,500 人	832	832	
養育支援訪問事業		20 人	9	20	社会福祉協議会委託
子育て短期支援事業		0 人	9	365	１か所
ファミリー･サポート･センター（就学児のみ）		5,330 人	3,768	5,000	１か所 社会福祉協議会委託
延長保育事業		435 人/月	1,137	1,137	13 か所
病児保育事業		1,037 人	500	1,161	１か所 小張総合病院ひばりルーム

※備考　　資料:野田市資料

① 目標事業量は、平成 25 年度に実施した意向調査の結果によるニーズ量に基づく
② 認可保育所及び学童保育所の利用実績は、平成 31 年4月1日時点、その他の実績は平成 30 年度の実績
③ 整備実績(確保内容)は、平成 31 年4月1日時点
④ 認可保育所の整備実績は、児童1人当たり(年齢別)の面積基準による最大入所可能人数

■各　論

第１章　施策の体系

子どもが未来に希望を持ち　「元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち」・野田

基本目標１　すべての人が安心して楽しく子育てができるように（家庭養育力の回復・向上）

１　幼児期における学校教育及び保育の充実

１）教育・保育の量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
２）教育・保育の質の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

２　地域における子育て支援の充実

１）地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
２）保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
３）子育て支援ネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
４）児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

３　母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

１）子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
２）食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
３）思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
４）小児医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165

４　子育てを支援する生活環境の整備

１）良質な住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
２）良好な居住環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
３）安全な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
４）安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
５）安全・安心まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182

基本目標２　すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように（子どもの権利保障）

１　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

１）次代の親の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備・・・・・・・・・・・193
３）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220

２　子ども等の安全の確保

１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・224
２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進・・・・・・・・・・・・・・228
３）被害にあった子どもの保護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237

３　要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

１）児童虐待防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
２）立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携・・・・・245
３）発生予防、早期発見、早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・247
４）ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
５）障がい児施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・257

基本目標３　地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように（子育て支援力の向上）

１　職業生活と家庭生活の両立の推進

１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し・・・・・・・・・・・・・・271
２）仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・279
３）ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）　・・・・・・・・・・・・・・・・281

第2章　基本目標1における施策・事業内容

基本目標１：すべての人が安心して楽しく子育てができるように
（家庭養育力の回復・向上）

1　幼児期における学校教育及び保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、増大する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、子ども・子育て支援法に基づく量の拡充、質的向上を図ります。

具体的な施策項目として、①教育・保育の量の確保、②教育・保育の質の改善の２項目を掲げて取り組みます。

１）教育・保育の量の確保

子ども・子育て支援法に基づき本プランに包含した事業計画に位置付けた「教育・保育」の量の見込について、提供体制の整備と確保に努めます。

事業番号・事業名	1　低年齢児の受入れ体制整備促進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保育所における０歳児から２歳児までの低年齢児の受入れを実施しています。施設整備や定員の弾力的運用、保育士の確保等により、低年齢児受入枠の拡充を行っています。

■　低年齢の利用ニーズに留意しつつ、民間活力を活用して受入児童数の拡大を行っています。

【実績】

入所数（人）	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	延べ人数	4/1 人数	延べ人数	4/1 人数	延べ人数	4/1 人数	延べ人数	4/1 人数
０歳	1,666	97	1,788	113	1,741	114	1,782	114
１歳	3,670	281	3,846	305	4,066	326	3,762	289
２歳	4,408	363	4,522	365	4,778	388	4,836	391
合計	9,744	741	10,156	783	10,585	828	10,380	794

事業評価・課題

■　公立保育所における低年齢児の受入れについて保育士の確保に努めていく必要があります。

■　年度末における低年齢児の確保量の不足及び年度当初の供給過大について検討する必要があります。

■　民間保育園の開設と低年齢児の待機児童数の推移を見極めた整備が必要となっています。

今後の事業方針

■　計画に位置付けた３号認定（低年齢児）の保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

■　既存保育所の定員増や定員の弾力的運用などを講じるとともに、必要な保育士の確保に努めていきます。

■　保育の量の確保に当たっては、認可保育所の設置を原則としますが、今後の保育量の確保の状況により、０歳児から２歳児までを対象とする地域型保育事業についても検討します。

事業番号・事業名	２　保育所の施設整備の推進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　待機児童の状況に対応し、民間活力の導入を図る中で、受入児童数の拡大を図っています。

■　受入れについては、保育士の確保や面積的要件を踏まえて、定員の弾力化による対応を継続しています。

【実績】

■　認可保育施設については、平成 27 年４月にひばり保育園（事業所内保育所）、平成 28 年４月にすくすく保育園分園、平成 29 年４月に聖華未来のこども園（幼保連携型認定こども園）が開園しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員（人）	1,985	2,109	2,275	2,207
保育所数（か所）	20	21	22	22
入所実績（延べ人）	26,449	26,102	27,405	25,749
入所実績（人）	2,123	2,103	2,224	2,076

※入所実績は、各年４月１日時点

事業評価・課題

■　待機児童の状況を踏まえ民間保育所の整備を推進していく必要があります。

■　待機児童及び入所保留者ゼロに向けて、必要に応じて小規模保育事業所の整備や幼稚園の預かり保育活用等を検討していく必要があります。

今後の事業方針

■　計画に位置付けた保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

■　既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努めていきます。

※ 認可外保育施設である「はじめのいっぽこども園（一般社団法人ひのでの森）」では、土地建物所有者から移設を求められており、移設せざるを得ない状況にあります。そのため既に近隣の市街化調整区域に土地を購入しています。

市では、認可保育施設での保育を基本としていますが、当該施設には一定数の子どもたちが利用し、地域や保護者からの存続要望があることから、柔軟な対応をしてまいりたいと考えています。

通常は、市街化調整区域に認可外保育施設の建設は認められませんが、建設費用等資

金計画の実現性があること、移転後も認可外保育施設の県指導監督基準を満たすこと、財政計画も含めて安定した運営が認められることなど、必要な要件を当該施設が満たした場合に限って、市街化調整区域であっても施設建設を認めていく方向で考えてまいります。

事業番号・事業名	３　駅前保育の整備		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討しています。

【実績】

平成 21 年度　アスク七光台保育園開設（七光台駅付近）
平成 23 年度　アスク川間保育園開設（川間駅付近）
平成 24 年度　梅郷保育園開設（梅郷駅付近）　※現すくすく保育園
平成 26 年度　コビープリスクールあたご保育所（愛宕駅付近）
平成 28 年度　すくすく保育園分園開設（梅郷駅付近）
平成 29 年度　聖華未来のこども園開設（梅郷駅付近）※聖華幼稚園が新制度へ移行

事業評価・課題

■　現在の市内鉄道各駅の駅前若しくは駅周辺に整備されている保育所の利用状況については、駅に近い保育所を希望しつつ入所保留となった事例が少ないため、各駅周辺の整備の必要性を検討する必要があります。

今後の事業方針

■　現状で駅前保育の利便性を享受できるニーズは少ないため、緊急の必要性は低いものの、今後の住宅開発等による需要と供給のバランスを把握しつつ、民間保育所の動向を注視します。

事業番号・事業名	４　産休・育休明け保育の円滑な利用の確保		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　生後３か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として、民間保育園 11 園において産休明け保育を実施しています。

■　今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意し、民間活力による受入乳児数の拡充を図っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児保育所（人）	1	0	1	0
聖華保育園（人）	1	0	0	1
コビープリスクールのだ保育園（人）	0	0	0	0
コビープリスクールせきやど保育園（人）	1	0	0	0
アスク七光台保育園（人）	0	0	0	0
アスク川間保育園（人）	1	0	0	1
コビープリスクールさくらのさと保育園（人）	0	0	0	0
すくすく保育園本園・分園（人）	0	0	1	0
アスク古布内保育園（人）	0	0	1	0
コビープリスクールあたご保育園（人）	0	1	0	0
聖華未来のこども園（人）			0	0
ひばり保育園（人）	0	0	0	0

※聖華未来のこども園は、平成 29 年度から実施

事業評価・課題

■　生後３か月未満の乳児は、公立１園、民間保育園 11 園で保育を実施しており、施設数は拡充されていることから、０歳児全体の保育の量の確保を進めることにより、ニーズに対応できるものと考えられます。

今後の事業方針

■　産休明け保育については、計画に位置付けた０歳児の保育の量の確保を進めることでニーズに対応していきます。

■　引き続き育児休業明けの保育所利用申請者については、利用調整に当たり優先的な配慮を行います。

事業番号・事業名	５　子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内託児施設助成金」制度のパンフレット等を配布することで、同制度の普及・啓発を実施しています。また「事業所内託児施設助成金」制度の利用実績を注視しながら制度の普及・啓発を実施しています。

【実績】

■　平成 30 年度の事業所内託児施設の利用実績の状況は、以下のとおりです。

（単位：人）	平成 30 年度
野田病院内保育室	21
かぞヤクルト販売㈱春日町センター	6
かぞヤクルト販売㈱関宿センター	3
かぞヤクルト販売㈱野田センター	3
キッコーマン総合病院内託児所	35

※　利用実績数は、年度途中の入退所に関わらず登録者を全てカウントしたものです。

事業評価・課題

■　保護者のニーズと事業者側の対応についての分析が必要であると考えられます。

■　事業者等に助成金制度の周知に努める必要があります。

今後の事業方針

■　「事業所内託児施設助成金」制度の周知とともに、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付に関する情報提供も行います。

■　地域型保育給付への移行については、計画に位置付けた３号認定（低年齢児）の保育量の確保の状況により、方策の一つとして推進します。

事業番号・事業名	６　子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充		
担当課	学校教育課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　私立幼稚園の６園で実施しており、公立幼稚園では実施していません。

事業評価・課題

■　公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねなく、実施する考えはありません。

■　多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要があります。

今後の事業方針

■　子ども・子育て支援制度では、幼稚園の預かり保育について、地域子育て支援事業の「預かり保育」事業として位置付けられ、施設型給付への移行の有無にかかわらず、市からの受託事業となり、当該園の児童以外の一時預かりを実施することが可能であるため、私立幼稚園の意向と２号・３号認定児童のニーズを踏まえて、今後の実施について協議していきます。

２）教育・保育の質の改善

「子ども・子育て支援交付金（補助金）」を利用して、教育・保育の質の改善を進めていきます。

子ども・子育て支援交付金を活用し、保育における３歳児の配置基準の改善に取り組んでいます。

事業番号・事業名	７　３歳児の保育士配置基準の改善		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子ども・子育て支援法が定める「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における３歳児の保育士の配置基準を改善します。
（子ども 20 人に保育士１人の配置から、子ども 15 人に保育士１人に改善）

事業評価・課題

■　従前から野田市は、児童の年齢毎に保育士の配置数を切り上げ、国基準より手厚く配置しているところですが、子ども・子育て支援法が定める制度に併せて財政措置（公定価格加算）を積極的に活用していきます。

■　保育士を確保するために、市内の保育免許保有者を活用するなどの方策が必要です。

今後の事業方針

■　計画に位置付けた保育の量の確保とともに、質改善のためにも保育士が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。

2　地域における子育て支援の充実

子育てをする家庭の全てが安心して子育てができるよう、民間活力の導入を図りつつ、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。なお、幼児教育・保育無償化については、影響が不透明であることから、今後の推移を見極める必要があります。

利用者支援事業や子育て支援拠点事業等、子ども・子育て支援法に位置付けられた 13 事業を着実に推進します。

また、子ども館・保育所・幼稚園・小中学校における異年齢集団や市長との意見交換、高齢者との交流、職場体験等による企業との連携等、地域全体で子育てをするまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①地域における子育て支援サービスの充実、②保育サービスの充実、③子育て支援ネットワークづくり、④児童の健全育成の４項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）地域における子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て支援 13 事業を着実に推進します。

これらの多様な事業の展開により、地域において、相談、情報提供、交流などの事業が共通に利用できること、また、様々な保護者の事情により一時的に保育サービスが必要になった場合などに確実な対応ができるよう施策に取り組みます。

施策の推進に当たっては、母子保健事業との連携を含む野田市子育て支援総合コーディネート事業の拡充、要支援児童の把握と要保護児童対策への適切なつなぎのための関係機関の連携、運営指針に基づく学童保育所の整備などについて、子ども・子育て支援交付金を活用しつつ取り組みます。

事業番号・事業名	８　乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　生後４か月までの乳児のいる家庭全戸を専門職が訪問し、居宅において不安や悩みを聞き適切な支援に結びつけ健やかに育成できる環境づくりを図るため、「新生児家庭訪問」「乳児訪問」を行っています。

■　妊婦訪問は、市保健師が実施し妊婦の健康管理や不安軽減、妊婦健診の勧奨について指導しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児・乳児訪問数（延べ件数）	351	818	833	832

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児•妊産婦訪問指導員委嘱数(人)	5	5	5	4
訪問指導員新生児産婦訪問（延べ件数）	712	346	580	496
常勤保健師妊産婦新生児訪問（延べ件数）	80	529	582	697
常勤助産師新生児産婦訪問（延べ件数）	0	328	312	322

事業評価・課題

■　育児に関する悩みや不安を抱える家庭には、家庭訪問時に必要な子育て支援情報を提供し、継続支援を行いました。

■　妊娠期・新生児期・産じょく期の訪問の充実と乳児訪問の継続した活動と他の育児支援事業との更なる連携を図る必要があります。

■　子ども家庭総合支援課との連携を密接に行い、虐待防止に努めました。

■　今後より一層出生連絡票提出の啓発を行い、訪問の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　全ての乳児の家庭を訪問し子育ての孤立化を防ぎ、居宅において不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供や支援を行います。

■　子ども家庭総合支援課と連携して、虐待の早期発見・把握に努めます。

■　要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

■　母子手帳交付時・妊婦訪問時等に出生連絡票提出の啓発を行い、新生児訪問を充実させ、母乳栄養の推進、育児不安の解消等自信を持って子育てができるよう連携し支援に努めます。

■　エジンバラ産後うつ病質問票の使用を継続し、支援が必要なケースを早期に把握する

ことに努めます。

■　市保健師は若年妊産婦・未熟児等妊娠中から出産後へ継続した育児支援に努めます。

事業番号・事業名	９　育児支援家庭訪問事業		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもの養育について支援が必要なケースで、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な育児ストレスがかかる前の段階において育児、家事の援助等を行っています。

【実績】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
利用者数（人）	32	31	19	9
利用日数（日）	518	428	337	134
利用時間数（時間）	1,149.0	906.5	822.3	313.5

■　保健センター（野田、関宿）との連携　　６件（平成 30 年度）

事業評価・課題

■　虐待の防止に効果的な事業として、出産直後の育児不安及び母親の孤立感や育児不安を緩和することで、多くの方の支援ができました。また、民間団体が実施している同様のサービスの活用も図りました。

■　保健センターの乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、支援の必要な児童の把握を行い、適切な対応を行いました。

今後の事業方針

■　保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、要保護児童への早期対応を図ります。

事業番号・事業名	１０　ファミリー・サポート・センター事業		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の提供会員宅での一時預かり等、育児について、相互に助け合いを行っています。

■　利用会員と提供会員の管理運営等について、事業を野田市社会福祉協議会に委託しています。

■　利用会員にあっては、生後６か月以上から小学校修了前までの児童を対象としております。

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用会員（人）	433	458	451	505	642
提供会員（人）	117	117	123	117	120
両方会員（人）	47	45	42	39	41
計	597	620	616	661	803
利用延件数（件）	3,818	3,952	4,583	3,842	3,768

事業評価・課題

■　平成30年１月から入会申請を児童家庭課窓口で行えるよう利便性の向上を図るとともに、申請に必要であった顔写真の添付を省略し手続きの簡略化を図りました。

■　平成30年１月から利用会員の対象児童の上限を10歳から小学校修了前まで拡大しました。

■　令和元年10月１日から、認可外保育所等を利用する子どもたちについて、保育の必要性の認定を受けた場合には、３歳から５歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円まで利用料が無償化されることとなりました。これに当たり制度整備を行うとともに、現在半額助成が行われている世帯についての規則改正を行いました。

今後の事業方針

■　引き続き市報やホームページ、情報誌「ぽんぽこ通信」を発行すること等により、広く事業の周知に努めます。

■　利用会員が増えていることから、提供会員の確保に向けた対策に取り組みます。

■　提供会員の資質向上に向けた研修等に積極的に参加させます。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
会員数（人）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利用見込み	3,884	3,697	3,654	3,530	3,451
確保量（件）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

事業番号・事業名	１１　充実した学童保育サービスの提供		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、スキルの向上を図っています。

■　放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に県の認定研修を受けるよう計画的に取り組んでいます。

■　市内の全ての学童保育所の閉所時間を午後７時まで延長して運営しています。

【実績】

■　指導員研修は、年に２回の自主研修会を実施している他、放課後指導支援員認定資格研修の受講を計画的に実施しています。

＜各種研修実施状況＞

		平成 27 年度～平成 30 年度
研修実績	定例会（指導員全員参加）	月１回
	職場内研修会（指導員全員参加）	年２回
	県の研修会（指導員順次参加）	年２回

＜放課後指導支援員認定資格研修受講状況＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
直営（人）	6	6	5	5
委託（人）	3	7	15	9
合計（人）	9	13	20	14

事業評価・課題

■　民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容等の発表を行い、情報やスキルの共有化と向上を図っています。

■　児童の安全確保のため、必要に応じて指導員の加配等の対応を図っています。

今後の事業方針

■　事業運営について、児童の保育環境を第一に考え、委託の方針を見直すことも含めて検討します。

■　指導員の配置については、従うべき基準が緩和されましたが、条例の改正は行わず放課後児童指導員を支援単位ごとに２人以上配置します。

■　運営指針に基づき、質の向上と機能の充実に努めます。

事業番号・事業名	１２　学童保育所の受入れ体制の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　運営指針に基づき、概ね 40 人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置しました。

■　学校区単位での過密化解消のため５か所の学童保育所を整備しました。

平成 28 年 12 月　野田第二学童保育所　増設
平成 29 年　４月　清水第三学童保育所　開設（平成 31 年4月から清水第二学童保育所に統合）
平成 30 年　１月　宮崎第三学童保育所　開設
平成 30 年　４月　北部学童保育所　　新築
平成 31 年　４月　岩木第二学童保育所　増設

■　複数の学童保育所がある学校区において、入所児童数バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善に努めました。

事業評価・課題

■　学童保育所の整備により、学校区単位での過密化が一時的に解消しましたが、入所する児童の割合が増え、過密化している学校区がありますので、児童数の推移を注視し、常態化する場合は、整備が必要になります。

今後の事業方針

■　学校区単位で過密化が常態化している場合は、施設整備を検討します。

■　学校区単位では、過密化となってないが、児童の入所バランスにより過密化が懸念される学童保育所については、抽選により児童の振分けを行います。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
学童数（か所）	32	32	32	32	32
児童数（人）	1,789	1,706	1,679	1,621	1,573
確保量（人）	1,775	1,775	1,775	1,775	1,775

事業番号・事業名	１３　学童保育所の施設環境整備の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　老朽化が著しい学童保育所施設について、緊急度を勘案し整備しています。

【平成 30 年度の主な実績】

■　南部学童保育所空調整備工事

■　川間学童保育所空調整備工事

■　北部学童保育所フェンス修繕工事

■　宮崎学童フェンス修繕工事

事業評価・課題

■　学童保育所の施設・設備について修繕等の対応を行いました。

■　現在の生活環境に鑑み、学童保育所のトイレの洋式化を計画的に進めていく必要があります。

今後の事業方針

■　計画的に整備をしていくために日常的な管理をしっかり行い、現状を把握してまいります。

■　エアコン設備については、定期点検等の維持管理を適切に実施するとともに設置から年数が経っている機器は交換部品の供給状況も勘案しつつ計画的に取替工事を行っていきます。

■　トイレの洋式化については、施設の状況を勘案しつつ計画的に行います。

■　校外にある学童保育所については、老朽化が進んでいることから、国の「新・放課後子ども総合プラン」やファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、可能な学校から余裕教室を活用し随時実施してまいります。

事業番号・事業名	１４　病児・病後児保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、施設型の病児・病後児保育事業として小張総合病院に委託し、定員４人とする「ひばりルーム」を病院敷地内に開設し、保育を実施しています。

■　利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者延べ人数（人）	307	283	354	500

事業評価・課題

■　利用者数は毎年の疾病の流行状況等で増減がありますが、定員に対する１日の利用者人数には余裕があるので、今後も引き続き周知していく必要があります。

■　感染症などの流行時における対応について検討する必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き事業を実施し、今後も利用者の利便性向上に配慮していくとともに、感染症における対応の検討及び利用の制限等についても理解を得るために周知を図ります。

■　医療社団法人への委託を継続しながら、必要に応じて保育所型病児施設の導入について検討をすすめます。

事業番号・事業名	１５　一時預かり事業の拡充		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行っています。

【実績】　延べ利用児童数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
聖華保育園	1,683	985	1,050	860
コビープリスクール せきやど保育園	41	155	178	291
コビープリスクール さくらのさと保育園	137	504	405	270
アスク七光台保育園	217	295	100	1
聖華未来のこども園（幼稚園型）			380	482

※聖華未来のこども園の一時預かり事業は、平成 29 年度から実施しています。

事業評価・課題

■　今後も利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、他の地域子育て拠点の事業も含め、一時保育の実施量を定めていく必要があります。

今後の事業方針

■　民間保育園において引き続き実施するとともに、民間保育所等の整備計画の中で実施の可能性を検討します。

■　子ども・子育て支援法において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ、委託事業として再編されることから、他の地域子育て拠点の事業や幼稚園（自園預かり）の事業を含め、ニーズ量への対応を図っていきます。

事業番号・事業名	１６　子育てサロン事業の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地域の子育て拠点として、子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを実施する「子育てサロン」を設置しているＮＰＯ法人に対して、事業費の一部を補助しておりましたが、平成30 年度から、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本４事業を委託により実施することで、開設日数や開設時間を統一しサービスの向上に努めました。
一時預かり事業については、認可外保育事業として再編しました。

【実績】　　延べ利用者数（人）

実施事業者／年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ゆう&みい	6,085 （2,101）	8,762 （3,197）	8,270 （2,755）	7,244 （2,043）	7,272
ゆっくっく	6,979 （1,294）	12,230 （1,379）	13,421 （1,974）	9,658 （1,375）	3,647
どろんこの会	6,707 （654）	3,821 （459）	3,552 （346）	3,522 （602）	1,667
合計	19,771 （4,049）	24,813 （5,035）	25,243 （5,075）	20,424 （4,020）	12,586

※（　　）内は一時預かり事業の利用人数です。

事業評価・課題

■　子育て中の悩みや相談が多様化しており、より専門的な知識が必要となっています。
■　子育てサロン以外の地域子育て支援拠点と事業の共通化を図り利便性の向上を図りました。
■　地域の子育て支援拠点としては、市内に８か所の拠点施設があり、地域的なバランスは概ね取れています。

今後の事業方針

■　地域子育て支援拠点として、引き続き基本４事業をNPO 法人等に委託して実施します。
■　NPO 法人等が行う独自事業（子ども食堂等）について、保育サービスの充実につながるよう支援します。

数値目標

	見込み				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育てサロン委託数（か所）	3	3	3	3	3

事業番号・事業名	１７　つどいの広場事業の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　関宿地域において乳幼児をもつ保護者同士が、打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるとともに、アドバイザーが保護者からの相談を受け、助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する事業を行っています。

■　実施事業の内容は、相談、情報提供、講座開催、サークルとなっています。

【実績】　（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用者数	5,022	5,221	4,423	5,165	6,136

事業評価・課題

■　平成 18 年１月の開設以来（平成 19 年 10 月いちいのホール移転）、関宿地域における子育て拠点として、子育て中の保護者の負担感の緩和や親子同士の交流などに努めました。

■　地域子育て拠点（つどいの広場事業）として、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業を実施しています。

今後の事業方針

■　関宿地域の子育て拠点として、引き続き基本４事業を NPO 法人等に委託して実施します。

■　NPO 法人等が行う独自事業（子ども食堂等）について、保育サービスの充実につながるよう支援します。

数値目標

	見込み				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
つどいの広場委託数（か所）	1	1	1	1	1

事業番号・事業名	１８　地域子育て支援センターの整備		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地域における子育て拠点として、４か所（東部保育所、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園）で子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施しています。

■　実施事業の内容は、相談、講座開催、サークル、情報提供となっています。

【実績】　　延べ利用児童数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東部保育所内 地域子育て支援センター	1,530	1,281	1,436	1,507
聖華保育園内 さくらんぼルーム	1,114	657	438	442
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	757	669	580	22
聖華未来のこども園内 コアラルーム			215	586

※聖華未来のこども園のコアラルームは、平成 29 年度から実施しています。

事業評価・課題

■　地域子育て拠点については、子ども・子育て支援法において 13 事業の一つに位置づけられていることから、引き続き子育て支援センターと子育て支援拠点支援事業施設と連携を図ります。

■　地域子育て支援センターについては、事業の周知方法を工夫しながら、新たな事業を検討する必要があります。

今後の事業方針

■　今後も子育てサロン等の利用者増加を目指すとともに、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等、親子が気軽に集まり、情報交換や子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。

■　子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の一つとして、支援センター事業以外の地域子育て拠点と共通して実施していきます。

事業番号・事業名	１９　巡回相談等による相談支援体制の充実		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　家庭児童相談員が市内の保育所、学童保育所等へ定期的に巡回し、利用者や施設周辺住民を対象に、育児相談会を開催しています。

【実績】（平成３０年度）

■　家庭児童相談員２人により市内各保育所、学童保育所、子ども館などの施設を巡回し相談を実施しました。

認可保育所	２２施設	（相談 172 件）
学童保育所	３４施設	（相談 177 件）
子ども館	６施設	（相談　７件）
園庭開放	１施設	（相談　５件）
合計	６３施設	（相談 361 件）

事業評価・課題

■　施設利用者への相談や職員への相談支援を行い、家庭と児童にかかわる問題が小さな段階からアドバイスすることで虐待防止などに寄与しました。

■　施設の増加により、巡回の日程が取りにくくなってきています。

今後の事業方針

■　虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、今後も継続して全ての市内各保育所、学童保育所、子ども館などで巡回相談を実施します。

事業番号・事業名	２０　公民館での電話及び面接相談の実施		
担当課	公民館	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談者として、毎月第３日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数（件）	1	10	19	20

事業評価・課題

■　家庭教育に精通する指導員ならではの相談対応を行っております。

■　課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月の第３日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き毎月第３日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていきます。

事業番号・事業名	２１　心配ごと相談事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第１金曜日に相談所を開設しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設日数（日）	59	61	58	59
相談件数（件）	52	38	31	35
来所者数（人）	33	29	21	20

事業評価・課題

■　相談員の資質の向上と事業の周知を図る必要があります。

今後の事業方針

■　相談所のＰＲ活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図ります。

事業番号・事業名	２２　子育て支援総合コーディネート事業		
担当課	子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、ホームページ「にじいろｎａｖｉ」やリーフレットを活用し、各種子育て支援サービスの情報を発信するとともに、子育て中の保護者からの相談に応じ、相談内容に適した子育て支援サービスの案内等の利用支援を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報収集（件）	201	434	524	436
相談（件）	76	85	29	99
ホームページ閲覧（件）	12,477	26,791	20,993	23,149

※平成 27 年度は 10 月以降の実績です。

事業評価・課題

■　平成 30 年 11 月よりインターネットによる子育て支援情報局「かるがもネット」を「にじいろｎａｖｉ」にリニューアルし野田市ホームページ内に開設しました。携帯電話（スマートフォン）にも対応し、見やすくなった他、LINE 公式アカウントも活用して情報を発信しています。

■　「にじいろｎａｖｉ」や LINE 公式アカウントを広く周知し多くの方に利用していただくことが課題です。

今後の事業方針

■　「にじいろｎａｖｉ」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載していきます。併せて LINE 公式アカウントも毎月２回程度発信します。

■　コーディネート事業として、母子保健事業に参加し子育て情報の提供や関係機関との調整を行います。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ホームページ閲覧（件）	22,296	23,160	24,012	24,876	25,728
LINE 登録者数（人）	468	486	504	522	540

2）　保育サービスの充実

「教育・保育」の量の確保と質の改善について、本プランに包含する子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けた量の確保に着実に取り組みます。

また、地域子育て支援事業に位置付けられた、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時保育、特別な支援が必要な子どもの施策などの多様な保育サービスについて、民間活力の導入による展開を一層充実させ、保護者の就労形態等による様々な保育ニーズに対応できるよう取り組みます。

なお、幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後の推移を見極め、見直しを行います。

事業番号・事業名	２３　延長保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　全公立保育所において午後７時までの延長保育を実施しています。

■　保育所の指定管理者導入に伴い、清水保育所（午後８時）、東部保育所（午後８時）、南部保育所（午後 10 時）、尾崎保育所（午後８時）、花輪保育所（午後８時）、北部保育所（午後８時）、木間ケ瀬保育所（午後８時）の７園において延長保育を実施しています。民間保育園では、聖華保育園（午後９時）、コビープリスクールのだ保育園（午後８時）、コビープリスクールせきやど保育園（午後８時）、アスク七光台保育園（午後８時）、アスク川間保育園（午後８時）、コビープリスクールさくらのさと保育園（午後８時）、すくすく保育園本園・分園（午後８時）、アスク古布内保育園（午後８時）、コビープリスクールあたご保育園（午後８時）、ひばり保育園（午後８時）で延長保育を実施しています。

【実績】（月極利用）

延べ利用児童数（人）	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
午後７時まで	2,307	1,628	2,054	1,633	2,136	1,434	1,809	1,254
午後８時まで	121	432	115	526	174	420	186	255
午後９時まで	0	1	0	0	0	0	0	0
午後 10 時まで	0	0	0	0	0	0	0	0

（日割利用）

午後９時まで	140	―	131	―	78	―	62	―
午後 10 時まで	52	―	13	―	2	―	10	―

事業評価・課題

■　遅い時間帯までの延長拡大については、実績が少ない現状もあり、今後の利用状況等を見極めながら、検討していく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き全保育所で延長保育を実施します。

■　民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られていますが、今後の延長時間の拡大等については、これまでの実績と保育無償化の影響を踏まえ、利用ニーズを見極めて再編に当たります。

事業番号・事業名	２４　休日保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　日曜･祝日等の保護者の就労その他の理由により､家庭で保育することが困難となった乳児又は幼児について､休日の保育を行っています。

【実績】

休日保育延べ利用数（人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
コビープリスクールあたご	366	406	384	366
尾崎保育所	97	48	207	245
合計	463	454	591	611

事業評価・課題

■　現状において、ニーズを満たしていると考えられますが、事業拡大については、今後の利用状況を見極める必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、休日保育を実施します。

事業番号・事業名	２５　病児・病後児保育の充実 【事業番号１４　再掲】		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	２６　子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充　【事業番号６　再掲】		
担当課	学校教育課、保育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	２７　求職者子育て支援サービス		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子育て環境の充実を求める市民の意見を受け、求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業）の費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

事業評価・課題

■　平成 26 年６月から開始した事業ですが、平成 30 年度までの利用実績が各年度５件以下であることから、引き続き求職活動中の保護者への周知を図る必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）の費用助成をしていきます。

■　求職活動中の保護者への周知を図るとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえ、必要に応じて代替保育利用支援事業の事業内容等の見直しを検討します。

事業番号・事業名	２８　保育所の耐震補強の実施		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　平成 24 年度から平成 25 年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する５保育所５棟（清水、中根、東部、北部、尾崎）について、財源の確保を含めた具体的な補強工事の方法等について検討します。

　その上で設計業務を委託し、判定結果に基づいて、緊急度等を考慮した工事の実施計画を策定します。

事業評価・課題

■　国の補助制度の活用による財源の確保に努め、他の公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする保育所の計画的な整備を検討します。

今後の事業方針

■　計画的な改修工事を実施し、安心して保育のできる環境の整備を推進します。

事業番号・事業名	２９　保育環境向上のための施設整備の推進		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施とともに、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　空調設備改修工事実施保育所

花輪保育所　　１基（保育室）
東部保育所　　１基（保育室）
北部保育所　　１基（保育室）
木間ケ瀬保育所　　１基（保育室）
乳児保育所　　２基（２保育室）

■　保育室床・排水設備等他改修工事実施保育所

天井扇風機撤去工事（全園）、暖房機交換工事（北部・東部・南部）、テラス塗装改修工事（花輪・尾崎）、保育室及び遊戯室床改修工事（北部・東部）、厨房改修工事（南部）、給湯器交換工事（乳児）、壁掛扇風機設置工事（尾崎）、トタン塀等修繕工事（中根）、フェンス等補修工事（南部）、ブロック塀撤去外柵設置工事（清水・中根）、オイルサーバー交換工事（北部）、消防設備改修工事（清水）、西側門扉改修工事（花輪）、屋外遊具安全対策修繕工事（清水・花輪・南部・乳児・福田・尾崎・木間ケ瀬）、ジャングルジム等改修工事（花輪・中根・東部・南部・乳児）

■　給水排水工事実施保育所

排水設備等改修工事（乳児）、屋外給水設備改修工事（中根）

事業評価・課題

■　更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進し、また未整備となっている調理室へのエアコン設置の計画的な実施に向けて検討する必要があります。

　また、経年劣化が顕著な保育所の修繕及び保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要があります。

今後の事業方針

■　施設維持に必要な修繕、改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の提供に努めます。

事業番号・事業名	３０　教育・保育の無償化		
担当課	学校教育課、保育課、児童家庭課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する３歳から５歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化になります。

■　上記施設を利用する、０歳から２歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化になります。

■　幼児教育・保育無償化に伴い、保育所の副食費は実費徴収（保護者負担）になります。

■　未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など子育てのための施設等の利用についても無償化になります。

事業評価・課題

■　幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担となりますが、２年度以降の財政支援については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

■　無償化の影響により、入所申込みの増加傾向に拍車がかかることが想定されますが、無償化の影響が不透明であるため、待機児童が解消できるかどうか予測困難な状況であります。

■　待機児童が解消できるかどうか予測困難な状況の中においては、公立保育所の在り方だけではなく民間保育施設の新築や老朽化による建て替え、移設等の整備予定を把握し、また、小規模保育等の地域型保育事業も含めた多様な施設形態を視野に入れ、さらには、幼稚園の預かり保育事業の状況を勘案し保育量を確保していくことを検討していく必要があります。

今後の事業方針

■　国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行います。

■　無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。

■　保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していきます。

■　幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後２年間の推移を見極め、中間年度の令和４年度に見直しを行います。

事業番号・事業名	３１　特別な支援が必要な子どもの施策の充実		
担当課	保育課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討します。

事業評価・課題

■　従前から、障がい児等の受け入れについて対応しておりますが、医療的ケア児の状態によっては施設整備の必要性や看護師等の専門職員の配置などの状況によることから、保護者や保育施設と事前に面談や協議等の対応が必要となります。

■　加配に対応するため保育士や看護師を確保するための方策が必要です。

今後の事業方針

■　障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、加配等に対応するための保育士や看護師が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。

３）子育て支援ネットワークづくり

地域において子どもを育てるという意識の醸成を図るため、地域子育て支援センターや子育てサロン、子ども館などにおける講演会やセミナー等を支援し、各拠点の利用者が主体的に事業に参画できるよう環境づくりを行います。

また、子育てガイドブックの作成やホームページの運営を通じて、事業者自らが経験と知識を活かした子育て支援事業に取り組めるよう支援していきます。

事業番号・事業名	３２　子育てに関する意識啓発の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図っています。

■　エンゼルプランについては、市ホームページ、広報を通じて周知しています。

■　子ども館６館合同により、子育てに関する講演会を年１回実施しています。

【実績】子育て支援講演会の実施

年度	日時・場所	内容	参加人数
平成30年度	10月18日（木） 市役所８階大会議室	「心の強い子どもを育てる子育ての秘訣」講師：徳田克己氏	192人
平成29年度	10月12日（木） 市役所８階大会議室	「心を育てる食育」 講師：板良敷信子氏	142人
平成28年度	10月13日（木） 市役所８階大会議室	「心の強い子どもを育てる子育ての秘訣」講師：徳田克己氏	211人
平成27年度	９月11日（金） 市役所８階大会議室	「食育」子どもが育つ“良い食卓”～ 食を通して人の心も体も良く豊かに育む～ 講師：増子雅代氏	147人

事業評価・課題

■　子ども館主催講演会参加者によるアンケートでは、子育てに有益な情報があった等の意見が寄せられ、好評を得ました。

■　子育て支援団体の講習会や講座の後援を市がすることで、団体が活力を得ることから、地域ごとに子育てを支援するための仕組みや醸成するための仕組みが必要です。

今後の事業方針

■　子育てに不安を抱える保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や講演会を開催します。

■　子育て支援を実施している民間団体の行事の後援を行うことで、社会全体で子育てを支援する意識を醸成します。

事業番号・事業名	３３　子育て世帯への情報提供		
担当課	児童家庭課、子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布しています。

■　野田市ホームページ内に「にじいろｎａｖｉ」を開設し、子育て支援情報の発信をしています。

【実績】

■　子育てガイドブック制作　6,500 部　（平成 30 年度）

■　子育て支援情報ホームページ閲覧数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ホームページ閲覧（件）	12,477	26,791	20,993	23,149

※平成 27 年度は 10 月以降の実績です。

事業評価・課題

■　平成 30 年 11 月よりインターネットによる子育て支援情報局「かるがもネット」を「にじいろｎａｖｉ」にリニューアルし野田市ホームページ内に開設しました。携帯電話（スマートフォン）にも対応し、見やすくなった他、LINE 公式アカウントも活用して情報を発信しています。

■　「にじいろｎａｖｉ」や LINE 公式アカウントを多くの方に利用していただくために、広く周知することが必要です。

■　子育てガイドブックは、企業広告を活用し無料で作成することで、最新情報を掲載し毎年発行できるようにしました。

■　妊娠から出産、乳幼児から就学児童まで、子育てのライフステージに合わせた内容に編集するとともに、祖父母世代との子育て違いを掲載するなど、内容の充実を図りました。

今後の事業方針

■　「にじいろｎａｖｉ」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載していきます。併せて LINE 公式アカウントも毎月２回程度発信します。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ホームページ閲覧（件）	22,296	23,160	24,012	24,876	25,728
LINE 登録者数（人）	468	486	504	522	540

４）児童の健全育成

児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的に、新たに整備する子ども館などの施設を有効に活用した居場所づくり、自主的に活動に参加できる機会づくりを進め、また、ボランティア活動などによる地域における交流の場づくりや健全育成の活動を支援します。

また、インターネットやスマートフォンなどの普及により、様々な問題が社会の中で顕在化している状況を踏まえ、子どもたちからの率直な意見や相談などに対応する取組を推進するとともに、性や薬物、非行やいじめなどの問題も含め、学校を中心に地域全体で取り組んでいきます。

事業番号・事業名	３４　高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地元自治会や老人クラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深めています。

■　地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　公立の 10 保育所では、年１回～13 回実施しており（清水保育所は８月を除く毎月実施）、延べ 40 回実施しました。

〈内訳〉

伝承あそび	３回	世代間交流	１４回		
夏祭り	２回	花植え	１回		
運動会	１回	散歩	１回		
芋苗植え	２回	ハロウィン	１回		
芋堀	３回	施設交流	９回	その他	３回

事業評価・課題

■　保育所と自治会、老人クラブ等の連携により、高齢者と子どもたちのふれあい事業の継続や充実が求められています。

今後の事業方針

■　地元自治会や老人クラブに協力を依頼し保育所ホールや園庭開放をし、保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて高齢者との触れ合いを深めます。

■　地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

事業番号・事業名	３５　主任児童委員・児童委員活動の充実		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地域のひとり親家庭等への相談や実態把握を行います。また、対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議する等、的確な対応に努めています。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子・父子自立支援員との同行訪問を実施しています。

■　要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　ひとり親家庭等への家庭訪問件数　　母子・父子自立支援員の同行 185 件

■　主任児童委員連絡会研修（2 回実施）

平成 30 年 10 月 24 日　ひとり親家庭の支援について

平成 31 年　2 月 20 日　ひとり親の家庭訪問について

事業評価・課題

■　ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もありますが、母子・父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りをさらに推進する必要があります。

今後の事業方針

■　ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施します。

■　主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年２回実施します。

事業番号・事業名	３６　青少年相談員活動の充実		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成に努めています。

■　青少年の非行防止活動を推進しています。

■　社会環境の浄化活動を推進しています。

■　スポーツルール、レクリエーション活動を学習しています。

■　青少年の社会参加を促進しています。

【実績】　　参加者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青少年相談員CUPドッジボール大会	376	371	358	363
青春の中学生!! 腕相撲王者決定大会	－	－	－	52
スケートで遊ぼう (関宿地域事業)	73	72	68	63
中学生ウルトラクイズ！クイズ王決定戦 (北部・川間地域事業)	－	－	－	42
青少年柔剣道大会協力	387	347	385	424
子ども釣大会協力	380	546	476	494
こどもまつり協力	約 800	約 800	台風で中止	約 850

■　その他各地域行事に参加協力しました。

事業評価・課題

■　スポーツ・レクリエーション活動を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができました。

■　広報誌等により青少年相談員活動を PR していく必要があります。

今後の事業方針

■　スポーツ、文化活動、野外活動等、子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努めていきます。

■　市内８地域に分かれ、より地域に根差した身近な青少年相談員を目指します。

事業番号・事業名	３７　青少年センターの機能の充実		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施しています。

■　青少年の健全育成を目的として講習会（大人・保護者向け）を実施しています。

■　環境浄化活動として、青少年を見守るための活動を実施しています。

【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
街頭補導	回数（回）	754	735	739	759
	従事者数（人）	1,928	1,888	1,929	2,061
補導少年数	男性（人）	72	32	18	14
	女性（人）	31	24	13	15

事業評価・課題

■　非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力連携しながら継続することが重要となっています。

■　たむろ、喫煙等の現実に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要があります。

今後の事業方針

■　青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を行います。

■　青少年補導員、青少年相談員合同による啓発活動を適宜実施していきます。

事業番号・事業名	３８　友だちづくり推進事業の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　オープンサタデークラブを開催し、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人としての素地を育む」機会を地域社会全体で創り出しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講座数	34	35	36	37
延べ参加者数（人）	8,971	10,204	9,835	6,974

事業評価・課題

■　体験をとおして地域の方々や子どもたち同士の交流や触れ合いが図れました。なお、各種団体及び個人講師による講座が継続できる体制を作ることが重要であり情報交換を緊密に行う必要があります。

今後の事業方針

■　引き続きオープンサタデークラブを実施し、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を地域社会全体で創り出していきます。

事業番号・事業名	３９　世代間交流事業の充実		
担当課	青少年課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

＜青少年課＞

■　市内小中学校で「ふるさと伝承講座」を開催し、学校、地域の方々の協力を得ながら、世代間の交流を推進しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催場所	南部小学校	東部小学校	関宿中央小学校	二ツ塚小学校
参加者数	244 人	70 人	73 人	25 人
内容	昔の生活体験	礼法を学ぼう 手巻寿司作り	昔から伝わる 遊び体験 うどん作り体験	昔から伝わる 遊び体験

＜指導課＞

■　学校・家庭・地域が連携した教育を支援するため地域教育コーディネーターを中心とした学校支援地域本部を活性化させ，子どもたちに世代を越えた活動を推進します。

【実績】（平成３０年度）

■　地域人材による授業補助や図書の読み聞かせ，また子どもたちが地域行事へ積極的に参加することにより，昔の遊びや農業体験などを通し世代を越えた交流ができました。

事業評価・課題

＜青少年課＞

■　学校支援地域本部地域コーディネーターとの連携により、地域の人材による講座を開催し、児童も楽しみながら地域の方や高齢者と世代間の交流が図られました。今後も市内小中学校の協力を得る中で、更に人材を発掘していく必要があります。

＜指導課＞

■　地域の方、諸団体との理解や交流をとおして、子どもたちが世代を越えた交流や体験ができたことで，多様な考え方やものの見方ができるようになってきています。今後は、更に体験や交流の場を増やすことにより，学校と地域相互で協力し子どもたちを育てる意識の醸成を進めていく必要があります。

今後の事業方針

＜青少年課＞

■「ふるさと伝承講座」を開催し、学校、地域の方々の協力を得ながら、世代間の交流を引き続き推進します。

＜指導課＞

■　世代間交流をとおして，子どもたちに様々な体験をさせるために，学校支援地域本部を核として地域と学校とが協働で子どもたちを育てる意識の醸成を目指します。

事業番号・事業名	４０　こどもまつりの充実		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、みんなで子どもたちを守り、健全な地域社会を作ることを目的に、開催しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催場所	清水台小学校	北部小学校	台風のため中止	中央小学校
参加者数（人）	約 800	約 1000		約 850

事業評価・課題

■　子どもたちの仲間づくりや体験活動の場として、子どもや保護者が楽しい一日を過ごすことができました。

■　近年各地域においてこどもまつりと同様な交流を含めた行事が実施されてきている状況を考慮しながら、今後の方向性を調整する必要があります。

今後の事業方針

■　開催時期や開催場所を含めた実施方法について、実行委員会内部で再検討していきます。

事業番号・事業名	４１　子ども館の機能の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するために、年末年始を除き休館日に該当する日を業務委託することで、児童に子ども館を開放しています。

■　親子が年間を通じて気軽に交流できる交流の場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開しています。

【実績】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	稼働日数（日）	延べ利用者（人）	稼働日数（日）	延べ利用者（人）	稼働日数（日）	延べ利用者（人）	稼働日数（日）	延べ利用者（人）
全体	359	94,386	360	98,093	359	90,564	359	93,772
直営	248	79,739	249	83,595	246	77,676	247	81,690
委託	111	14,647	111	12,498	113	12,888	112	12,082

事業評価・課題

■　子どもたちの健全な遊びの場として休館日を解消しました。

■　就学前児童から小中高校生までを対象とする異年齢の子どもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかに児童の育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。

今後の事業方針

■　より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。

■　子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て拠点事業において、事業の共通化を図るに当たり、子ども館の児童厚生員が拠点スタッフと連携して取り組みます。

■　小規模な児童館施設としての特性を生かし、今後も地域と密着した事業を推進します。

事業番号・事業名	４２　新しい子ども館の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として子ども館の整備を行います。

事業評価・課題

■　少子化や核家族化が進行し、女性の社会進出による共働き家庭が増加する中、地域社会のつながりが希薄になり、子どもを地域で見守るなどの機能も失われつつあり、子どもを育てる環境は大きく変化し、保護者の子育てに対する不安や悩みを相談できる相手が身近にいないことで、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

　次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願うところであり、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育み、豊かな人間性や社会性を養うために、多様な交流や経験機会を提供する場の整備が欠かせません。また、子どもと保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりも急務となっています。

■　野田市内には、地域に密着した小型の子ども館が６館ありますが、施設が古くユニバーサルデザインの視点が欠けていることや規模も小さいことから 18 歳までの児童の活動を踏まえた施設となっていません。また、施設配置についても、南部・福田地区に２館、北部・川間地区に２館、関宿地区に１館、中央・東部地区に１館ありますが、児童・生徒数のバランスから、中央・東部地区に１か所、子ども館を整備する必要があります。

今後の事業方針

■　子ども館は、子どもたちの心身の健康と豊かな情操を育むための施設であることから、豊かな自然や恵まれた環境の中で、子どもたちが所属を越え様々な人々や自然と触れ合うことが重要であり、子どもたちが自主性や社会性、創造性を身につけ成長するためにも多様な事業を効果的に展開できる豊かな自然や恵まれた環境の中に子ども館を整備します。

施設整備の概要

〇建築予定地　野田市清水 1122 番地１　他

〇敷地面積　　約 9,000 ㎡

〇建築面積　　1,000 ㎡程度

○主な機能

事業エリア

乳児コーナー、幼児コーナー、プレイルーム、図書コーナー、パソコンコーナー

創作室、調理室、音楽スタジオ、視聴覚室、集会室、静養室、相談室

共有エリア

玄関、多目的ホール、トイレ、倉庫

管理エリア

事務室

屋外エリア

水遊び場、芝生広場、緑地、駐車場、駐輪場、防災設備

事業番号・事業名	４３　プレーパーク活動への支援		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　プレーパーク活動は、木、落ち葉、泥、水、火などの自然を活かし、ロープや工具、調理道具などを自由に使って１日中外遊びをする自由遊びの活動で、体力や工夫する力、異年齢交流によるコミュニケーション能力などの向上に寄与するものです。

　指導者が遊び方や道具の使い方などをアドバイスしますが、預かるという立場でなく、基本的には「自己責任」で遊びます。

事業評価・課題

■　自然を活かした自由な遊びを定期的に行える場所の確保や、活動の周知・広報について、ボランティアだけの活動では限界があり、行政との関わりが求められています。

今後の事業方針

■　プレーパーク活動は、かつて普通に外遊びしていた頃、その中で様々なことを学んだことに通じており、今の時代にはむしろ新たなタイプのものです。

　活動については、児童の健全育成の施策の一つとして位置付け、実施する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する支援を行います。

事業番号・事業名	４４　育児サークル活動の充実		
担当課	児童家庭課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めています。

■　各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援しています。

■　主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど）

【実績】

延べ参加者数（人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター（４か所合計）	3,401	2,607	2,669	2,557
子ども館（６館合計）	14,647	14,558	11,489	11,820

事業評価・課題

■　多くのサークル参加者があり、親子の交流を図ることができました。

■　サークルの内容について利用者から意見を取り入れて利用者のニーズにあったサークルを開催していく必要があります。

今後の事業方針

■　今後もサークルの活動を推進していきます。

■　子ども・子育て支援制度に位置付けられた地域子育て拠点事業における地域支援機能（地域住民交流・ボランティアとの協働など）に該当する内容に再編し、子ども館においては、そのノウハウを子育てサロン等の事業拡充に活用していきます。

事業番号・事業名	４５　ブックスタートの推進		
担当課	興風図書館、子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　０歳児向け絵本リスト、１・２歳児向け絵本リストを作成・配布しています。

■　ブックスタートボランティアを養成し、３か月健診時の親子に読み聞かせを実施し、出生祝品として、絵本２冊とコットンバック、アドバイスブックレットを贈呈しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健診対象者（人）	1,014	914	885	869
配付件数（人）	1,007	897	857	855
配付絵本（冊）	2,014	1,794	1,714	(*1) 1,708
配付率（%）	99.3	98.1	96.8	98.4
延ボランティア人数（人）	163	155	146	136

（＊１）絵本は１人２冊贈呈しているが、１名バッグのみ希望のため

事業評価・課題

■　毎年、３か月健診対象者の 95%を超える親子に配付できています。

■　ブックスタートボランティアが高齢化し、代替わりの時期に来ています。新規加入のボランティアの平均年齢も高めで、定着が難しい状況です。

今後の事業方針

■　引き続き０歳児向け絵本リスト、１・２歳児向け絵本リストを作成・配布します。

■　ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、３か月健診時の親子へ絵本を贈ります。

■　ブックスタートボランティアを募集するとともに、質の向上を図るための養成を行い、３か月健診時の親子に読み聞かせを実施します。

数値目標

■　配布率 100%を目指します。

事業番号・事業名	４６　街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進		
担当課	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　利用しやすく、安全な公園管理を基本に、周辺の要望等を取り入れながら公園施設の整備を促進しています。

【実績】

■　遊具の付替え、公園施設の修繕、老朽化した遊具の撤去等を実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設撤去（か所）	2	1	0	0
施設新設（か所）	2	2	1	3
施設修繕（か所）	2	1	2	1
計	6	4	3	4

■　子どもの遊び場遊具は、安全点検の結果により、緊急度の優先順位をつけ、７か所８遊具の撤去と３か所４遊具の補修を実施しました。（平成３０年度）

事業評価・課題

■　公園の施設については老朽化が進んでいることから、安全点検の結果により緊急度等優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要があります。

今後の事業方針

■　公園を安全で快適に利用できるように、公園施設については、老朽化した遊具等の整備を引き続き実施していきます。

事業番号・事業名	４７　保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進		
担当課	保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保育所の園庭を開放し、子どもの遊び場を確保します。また、園庭開放の周知については、市報等で広報に努めています。

■　幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供しています。

【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所	年間開放回数（回）	100	113	108	140
	年間延べ利用人数（人）	1,136	1,104	1,192	1,049
小学校	年間開放回数（回）	10,018	10,848	8,764	10,693
	年間延べ利用人数（人）	238,521	321,094	250,352	282,028
中学校	年間開放回数（回）	4,181	4,057	4,391	4,486
	年間延べ利用人数（人）	69,515	63,561	66,272	70,118
幼稚園	年間開放回数（回）	23	21	5	35
	年間延べ利用人数（人）	309	413	122	472
合計	年間開放回数（回）	14,322	15,039	13,268	15,354
	年間延べ利用人数（人）	309,481	386,172	317,938	353,667

事業評価・課題

■　今後の事業の継続実施にあたり、地域の状況やニーズを踏まえた活用方法について検討する必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き保育所の園庭を開放します。

■　スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所と提供する幼稚園の園庭、小・中学校の校庭及び体育館等の施設の開放を地域の実情を踏まえ継続して実施します。また、その他の社会資源の活用を検討します。

事業番号・事業名	４８　公立幼稚園の機能の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供しています。

■　地域の公民館、婦人会等の交流活動を実施しています。（紙芝居・歌・収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等）

■　絵本読み聞かせを実施しています。

【実績】（平成３０年度）

■　園庭開放、未就園３歳児保育体験教室（こばとプレイルーム・ひよこ教室）、行事への地域住民の招待等で地域とのふれあいの場を提供しました。

■　幼児教育センターとして情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さをアピールするとともに、ひまわり相談との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援にも取り組みました。

事業評価・課題

■　次年度に入園する子どもにとっても、その保護者にとっても、幼稚園がどのような所かを理解するための良い機会となりました。

今後の事業方針

■　園庭を開放し、地域とのふれあいの場を提供します。

■　収穫祭を兼ねたカレーパーティーや伝承遊び、地域との交流活動を実施します。

■　絵本読み聞かせ等を実施します。

事業番号・事業名	４９　市長と話そう集会の実施		
担当課	市政推進室	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　市長と話そう集会

野田市の将来を担う子供たちが、楽しく安全な生活を送ることができるよう、子供たちからの意見を幅広く吸い上げ、市政に反映させるため、市内の全ての公立小中学校、全 31 校において、市長と話したいと希望する全ての子供が、市長と直接、意見交換をする「市長と話そう集会」を、平成 29 年度から実施しています。

【実績】

	平成 29 年度	平成 30 年度
子供たちからの意見数（件）	414	498

■　市長と話そう（手紙編）

市内の全ての公立小中学校に、市長宛ての封筒と手紙の用紙を子供たちに配布するとともに、学校や子ども館にも置いて、子供たちが市長と話そう集会では言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを用紙に記入し郵便ポストに投函することで、直接市長宛に手紙が届く仕組みを整備した「市長と話そう（手紙編）」を、令和元年９月から実施しています。

事業評価・課題

■　子供たちからの意見や要望等については、すぐに対応できるものはすぐに対応し、予算措置が必要なものについては、予算計上等の対応を行います。

今後の事業方針

■　全ての子供たちが、毎日元気に明るく健やかに学び、成長し、みんなが住みたい、住みやすいまちにするため、また子供たちの将来のために、子供たちから出された意見や要望を今後の施策に反映させることを目的に、今後も継続していきます。

事業番号・事業名	５０　子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援しています。

【実績】

■　子ども会育成連絡協議会補助金の交付及び各種事業の支援を行いました。

- 補助金の交付
- キャンプ研修会
- 親子映画会
- 育成者の集団活動指導のための安全講習会
- 指導者講習会への参加

事業評価・課題

■　子ども会育成連絡協議会の各種事業を通して子どもたちの健全育成が図られました。

■　子ども会への加入者は年々減少傾向にあります。

今後の事業方針

■　子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援します。

事業番号・事業名	５１　あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等に参加いただき、青少年健全育成団体地区別懇談会を開催しています。

【実績】

■　市内中学校区を廻り、あおいそら運動推進委員会を始め、地域団体の代表の皆さまに青少年健全育成のための活動について、ご協力いただくようお願いするとともに、地域における情報交換を行いました。

事業評価・課題

■　青少年健全育成団体地区別懇談会において、あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等が意見交換を行い、今後に向けての共通認識を確認することができました。

今後の事業方針

■　あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等より多くの団体に参加いただき、青少年健全育成団体地区別懇談会を開催します。

事業番号・事業名	５２　野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市と野田レクリエーション協会が協力して子どもの健全育成のための事業を実施しています。

【実績】

■　柳沢小学校でのオープンサタデークラブにおいて、ティーボールの指導者としてご協力いただいております。

事業評価・課題

■　市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っていただいています。

今後の事業方針

■　今後も引き続き青少年健全育成のための事業にご協力をいただきます。

事業番号・事業名	５３　野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、後継者の育成として学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催しています。

【実績】

＜野田市民俗芸能のつどい出演＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校（校）	6	6	6	6
中学校（校）	1	1	1	1
出演児童生徒（人）	136	117	114	127

＜後継者育成指導委託＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小中学校（校）	2	2	1	1
児童生徒数（人）	87	94	28	28

事業評価・課題

■　学校での指導を通じて子どもたちと地域の方々との交流が図られており、継続して子どもたちへの学習機会の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図ります。

■　継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させます。

数値目標

＜野田市民俗芸能のつどい出演＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校（校）	6	6	6	6	6
中学校（校）	1	1	1	1	1
出演児童生徒（人）	120	120	120	120	120

＜後継者育成指導委託＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小中学校（校）	1	1	1	1	1
出演児童生徒（人）	28	28	28	28	28

事業番号・事業名	５４　野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　野田市サイクリング協会の活動を充実させるため、サイクリングロードを整備しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から１ｍ幅について年２回除草を実施しました。

事業評価・課題

■　福田地区の利根川堤防未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要となっています。

今後の事業方針

■　平成 18 年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了しましたが、今後も事業の継続を図ります。

■　除草の実施を行います。

事業番号・事業名	５５　野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　野田市スポーツ協会　　加盟 28 種目、9,529 人

■　行事調整会議（平成 30 年度実施用）　　参加：43 団体

■　市体育協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付しました。

事業評価・課題

■　市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。

■　補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図ります。

事業番号・事業名	５６　ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進		
担当課	青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　ゴミゼロ運動を始めとする清掃奉仕、覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン 、歳末助け合い運動等の活動を通して、青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動支援を行っています。

【実績】

■　野田市スカウト連絡協議会に補助金交付（350 千円）を行いました。

事業評価・課題

■　市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通して子どもたちの人間形成に大きく寄与しています。

今後の事業方針

■　今後も引き続き青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動の支援を行います。

事業番号・事業名	５７　スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援しています。

■　広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　野田市スポーツ少年団　　加盟団体 20 団体、347 人

■　近隣交流大会４種目

■　野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付しました。

事業評価・課題

■　平成 30 年度は１団体増加に伴い、団員数が増加したが近年少子化の影響により団員数が減少傾向にあります。

今後の事業方針

■　今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図ります。

■　野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援します。

■　各単位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費補助金を交付します。

事業番号・事業名	５８　社会福祉協議会の体制強化		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　ファミリー・サポート・センター会員数

利用会員 642 人

提供会員 120 人

両方会員　41 人

■　学童保育所運営受託　17 か所

事業評価・課題

■　17 か所の学童保育所を受託し、円滑な運営を努めました。

■　学童指導員等を各種研修会に派遣してレベルアップを図りました。

今後の事業方針

■　社会福祉協議会は市と役割分担する中で、地域福祉の担い手として住民の福祉ニーズに即した事業の展開及び経営基盤の整備を計画的に推進します。

■　子ども・子育て支援法における学童保育所の新基準である、おおむね 40 人を超える集団を２つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努めます。

事業番号・事業名	５９　性に関する啓発活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　性に関する正しい知識を身に付けられるよう思春期教育講演会を開催し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　市内中学校を対象に思春期教育講演会を開催しました。

参加者数　1,341 人

事業評価・課題

■　講演会後生徒へのアンケートより「命の大切さ」、「人への思いやり」等の感想が多く聞かれ好評でした。

■　思春期等の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の問題は年々増加し心身症、不登校、引きこもり等の心の問題も深刻化しています。

■　解決が極めて困難であるが、改善に向けて今後も正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。

今後の事業方針

■　学校や地域、保健所との連携を図りながら、今後も思春期教育講演会の開催し、知識の普及や啓発に取り組みます。

■　学校の授業では取り扱う事の難しい内容や知識を学べる機会を作り、思春期における性や命に関わる諸問題を未然に防ぐよう努めます。

■　引き続き市内中学校全校で実施するため、学校への働きかけを行っていきます。

事業番号・事業名	６０　性教育の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育･発達について学習しています。

■　中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達･生殖にかかわる機能の成熟について学習しています。

【実績】（平成３０年度）

■　小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育･発達について学習しました。（４年生）

■　中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達･生殖にかかわる機能の成熟について学習しました。（主に１年生で学習）

事業評価・課題

■　性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差があります。指導方法や表現等、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要があります。

今後の事業方針

■　学習指導要領改定に伴い小学校においては、保健領域「体の発育・発達」「心の健康」において、思春期における体の発育･発達について学習します。

■　学習指導要領改訂に伴い中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習します。

事業番号・事業名	６１　人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について		
担当課	人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもじんけん映画会を開催しています。

■　人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室を開催しています。（啓発ビデオの視聴・話し合い）

■　人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会を開催しています。（市内中学校 11 校を３年で一巡）

【実績】（平成 30 年度）

■　子どもじんけん映画会(人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発)

開催日　平成 30 年 10 月 15 日　　来場者　230 人

■　小学生人権教室（人権擁護委員）

開催日	平成 30 年 12 月　４日	尾崎小学校	聴講者	58 人
	平成 30 年 12 月　５日	福田第二小学校	聴講者	15 人
	平成 30 年 12 月 10 日	川間小学校	聴講者	55 人

■　中学生人権講演会（NPO 法人ジェントルハートプロジェクト）

開催日	平成 30 年　５月 16 日	木間ケ瀬中学校	聴講者	337 人
	平成 30 年　６月 29 日	東部中学校	聴講者	160 人
	平成 30 年　６月 29 日	南部中学校	聴講者	825 人

事業評価・課題

■　子どもじんけん映画会については、産業祭の開催日に合わせ、事前に市報やタウン誌への掲載及び保育所や幼稚園等にチラシを配布しました。また、産業祭当日、会場内においてチラシの配布を行ったことにより、多くの親子に映画を見てもらうことができ、人権意識豊かな子どもの成長を手助けすることができました。

■　小学生人権教室については、市内の小学校から２、３校を選出し、４年生を対象に実施し、「いじめ」について講演を行い、他人への思いやりやいたわりあう心を持つことで人間関係の大切さを学ぶ講演を実施することができました。

　一方で、小学校数（20 校）に比べ、開催回数（年２、３回）が少ないことについて検討する必要があります。

■　中学生人権講演会については、いじめを苦に自殺する事件が発生していることから、子どもがいじめにより自ら命を絶った遺族の方を講師に招き、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができました。

今後の事業方針

■　他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的として、あらゆる機会を利用し、継続的に人権教育・啓発事業を実施します。

■　引き続き子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。

事業番号・事業名	６２　いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備		
担当課	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努めます。

■　ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行います。

■　地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行います。

【実績】（平成３０年度）

■　各小中学校より、または保護者より相談があった場合、ひばり教育相談での面談・電話・訪問による相談や市スクールカウンセラー、市スクールサポートカウンセラーの巡回相談を通して、該当児童生徒に寄り添う支援をしてきました。また必要に応じて、警察や児童相談所、民間のフリースクールなどと情報共有し、他機関との連携も密にしてきました。

■　悩みを抱えた子どもに寄り添い、集団での生活や家族との関わり方について、支援をしてきました。

■　学校警察連絡会を活用し，警察・学校・市と情報の共有を図り，非行の防止に努めてきました。

■　ひばり教育相談では「保護者の会」を年４回実施し、不登校を経験した生徒または保護者の話を聞いたり、カウンセラーから助言を受けたりしながら、保護者同士で同じ悩みを共有する機会としました。

■　地域教育コーディネーターとキャリア教育担当教員が中心となり、キャリア教育の啓発活動を行い、地域の人材を生かした農業体験や伝統文化の体験学習を行いました。

事業評価・課題

■　非行問題・いじめ・不登校等に悩む家庭に対して関係機関と連携した相談体制を持つとともに、近隣の温かい声かけ・見守りのある地域社会の風土づくりが必要となっています。

今後の事業方針

■　いじめの防止，少年非行に迅速に、かつ適切に各学校が組織的に対応できるよう支援し，早期の解消に向けて取り組みます。

■　いじめや少年非行を未然に防ぐために、学校警察連絡会をはじめ、地域の協力を得られるよう体制づくりを進めます。

■　学校や保護者の相談を受けて、子どもや家族の心のケアを行うとともに、問題解決に向けて、関係機関との連携を図ります。

■　野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを必要な学校へ派遣し、反社会的な行為に起因する加害者及び被害を受けた児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。

事業番号・事業名	６３　１日体験保育の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所の各行事に参加し、子育ての相談や情報交換の場として１日体験保育を実施しています。

【実績】（平成 30 年度　10 保育所の実績）

運動会（人）	128
親子ふれあい保育体験（人）	16
消防車見学（人）	7
お楽しみ会・クリスマス会（人）	48
人形劇鑑賞（人）	1

事業評価・課題

■　更なる事業の充実のため周知方法を検討します。

今後の事業方針

■　引き続き保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として保育所の各行事を活用つつ、また、ニーズに応じた新たな事業を取り入れ、子育ての相談や情報交換の場として１日体験保育を実施します。

事業番号・事業名	６４　岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流		
担当課	指導課、高齢者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　児童が昼休み等にデイサービスセンターを訪問するとともに、昔遊びや合唱等各学年に応じた交流を図ります。

【実績】（平成 30 年度）

■　学年ごとの計画に基づき、昔遊び、ダンス、合唱等を通してコミュニケーションを図りました。

■　２年生は、生活科の学習の一環として、一緒に昔遊びを楽しみました。

事業評価・課題

■　児童との交流は、デイサービス側の受入人数が増加していることから、より日常的な交流になりました。そのため、日程や内容の調整等、よりきめ細かな指導が必要になっています。

今後の事業方針

■　学年ごとの計画により交流活動を通してコミュニケーションを図ります。

3　母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて保健サービスを提供し、母と子が健康に暮らし、子どもが生き生きと育つことができるよう、「野田市健康づくり推進計画 21」に基づき、健康診査や個別訪問等母子保健の推進を図るとともに、両親学級や健康教育等の充実、「第２次野田市食育推進計画」に基づいた食育や思春期における保健対策の推進、小児医療体制の充実などに取り組みます。

また、妊産婦一人一人の状況を把握し、出産から子育てまで切れ目ない相談をワンストップで行い、妊産婦や子育てする方の不安の解消を図ります。

このほか、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」等との連携により、児童虐待や所在不明児の早期把握と対応に努めます。

具体的な施策項目として、①子どもや母親の健康の確保、②食育の推進、③思春期保健対策の充実、④小児医療の充実の４項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び幼児期を通して母子の健康を確保するため、母子健康手帳交付時から妊婦や乳幼児の健康診査、妊産婦・新生児の訪問指導等の保健対策の充実を図ります。

また、保護者の育児不安を解消するため、親子教室や両親学級の開催や育児相談の実施、乳幼児により起こる誤飲、転落等の事故や疾病の予防に関する啓発事業を推進します。

保健センターと関宿保健センターを「子育て世代包括支援センター」として位置付け、妊娠期から子育て期の親子の実情を把握し、様々な相談に応じて、情報提供や助言・指導を行います。必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と連携して切れ目のない支援ができるよう機能の充実を図ります。

事業番号・事業名	６５　妊婦・乳児一般健康診査の促進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　妊婦健康診査・乳児健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行っています（妊婦健康診査のみ）。

・妊婦一般健康診査　14 回

・乳児一般健康診査　　2回（3～6 か月児・9～11 か月児）

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦一般健康診査受診数（延べ件数）	11,685	10,289	10,071	9,353
妊婦健康診査償還払い（延べ件数）	342	298	278	343
乳児一般健康診査受診数（延べ件数）	1,490	1,364	1,287	1,375
乳児健康診査償還払い（延べ件数）	0	0	0	0

事業評価・課題

■　件数は少ないが、関係機関と連携を図り、受診等をすすめるケースがあります。

今後の事業方針

■　必要に応じて関係機関と連携を図り、早期の受診勧奨や保健指導に努めます。

■　母子健康手帳交付時や両親学級・乳幼児健康診査等において受診勧奨や啓発に努めます。

■　健診や訪問など様々な事業の機会を捉え、支援を要する家庭及び児童の把握、所在を確認できない児童の把握に努め、子ども家庭総合支援課など関係機関との速やかな連携を図ります。（事業番号 65 以降の母子保健にかかる事業に共通）

■　要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的に適切な支援につなげます。

事業番号・事業名	６６　妊産婦・新生児訪問指導の充実 【事業番号８　再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	６７　保健推進員活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市の保健サービスの情報提供、研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加等を行っています。平成 30 年度から、保健推進員の活動を見直し、保健事業のサポートや健診（検診）の PR 活動、子育て中の親子に対する講演会の企画、運営活動を中心とした活動を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保健推進員委嘱数（人）	98	96	95	64

（平成 30 年度）

	回数	参加人数
母子向け講演会	１回	28 組
３か月健診	27 回	51 人
１歳６か月健診	27 回	49 人
離乳食講習会	８回	１４人
子育て相談会	27 回	34 人

事業評価・課題

■　今後も地域の身近な存在として、地域の課題に根づいた活動を検討していく必要があります。

■　多様化する対象者のニーズに応えられるようにしていくため保健推進員自身の資質向上が求められており、今後も研修等の開催に努めていきます。

今後の事業方針

■　母子保健及び健康増進事業の普及、啓発と地区保健活動の推進のため、市民と行政のパイプ役として地区保健協力活動を展開します。

■　地域の身近な育児の相談相手となる保健推進員と連携し、講演会の開催等を通し、子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。

事業番号・事業名	６８　保健師の適正な人員配置		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応しています。

【実績】

保健師配置数（人）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保健センター	母子保健係	9	10	11	11
	健康増進係	8	8	8	8
	子ども支援室	1	1	1	2
	関宿保健センター	3	3	3	3
介護保険課	介護予防係	1	1	1	1
	介護認定係	1	1	1	1
	地域包括支援センター	3	3	3	2

事業評価・課題

■　保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えています。

■　保健センターにおいては、新たな予防事業等の増加や、相談・指導業務の内容が複雑・多様化してきていることから、対応が困難になってきています。

今後の事業方針

■　引き続き適正な配置に努めます。

事業番号・事業名	６９　乳幼児健康診査の促進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援しています。

■　発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては、精密検査の実施や関係機関と連携してきめ細かな関わりを持ち、育児不安への軽減に努め支援等を充実・継続しています。

【実績】（平成 30 年度）

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
３か月児健康診査	869	849	97.7
１歳６か月児健康診査	854	820	96.0
３歳児健康診査	1,074	1,022	95.2
５歳児健康診査	58	45	77.6
低出生体重児健康診査	174	151	86.8

事業評価・課題

■　未受診者に対し訪問や電話等で把握することに努めていますが、依然把握できないケースがいる状況です。訪問、手紙等の対応方法をスタッフで話し合い実施していますが、今後も継続する必要があります。

■　子ども家庭総合支援課と連携し、虐待防止として育児支援の必要なケースのフォローに努めました。フォロー体制については更なる検討が必要となっています。

今後の事業方針

■　未受診者フォローについては、関係機関と連携し未受診者の状況確認を行います。

■　発育、発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携し、乳幼児とともに保護者を支援していきます。

■　要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

■　子ども家庭総合支援課と連携し、虐待の早期発見・把握に努めます。

事業番号・事業名	７０　母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　妊娠届出、母子健康手帳交付時に保健師が全員に面接し、妊娠・出産・育児に関しての不安の解消及び今後の支援の基礎としています。

■　マタニティーストラップを母子手帳交付時に全員に配布しています。

【実績】（平成 30 年度）

母子健康手帳交付数（妊娠届出者数/件）	810
マタニティーストラップ配布数（部）	810

事業評価・課題

■　妊娠中の健康管理・妊婦訪問等継続して支援できる相談窓口として保健センターの利用を進めていく必要があります。

今後の事業方針

■　父親の育児参加を勧めるため、両親学級への参加を呼びかける等妊娠中から父親の関心を高めていきます。

■　保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届出時及び各事業を通して周知します。

■　妊娠届出時にアンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組みます。

■　妊娠届については、子ども支援室にて行い、同室の保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーターが妊婦全員の面接に当たります。

■　母子手帳交付時に、マタニティーストラップを全員に配布し妊婦の安全に努めます。

事業番号・事業名	７１　両親学級の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得し、健全な子どもを産み育てることができるよう指導及び助言を行っています。また両親学級修了者を対象に同窓会を開催し、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援しています。

■　保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が妊婦及びその配偶者に対し正しい知識を提供し、必要に応じて個別相談を行っています。

【実績】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	実施回数（回）	参加者数（人）	実施回数（回）	参加者数（人）	実施回数（回）	参加者数（人）	実施回数（回）	参加者数（人）
コースⅠ	21	237	21	270	21	258	21	268
コースⅡ	9	189	9	203	9	230	9	225
同窓会	7	87	7	64	7	68	7	70
交流会	7	159	7	119	7	155	7	156
参加者計	44	672	44	656	44	711	44	723

事業評価・課題

■　グループワークを取り入れ、妊婦同士の思いや悩みを共有する場、情報交換や仲間作りの場として活用されました。

■　インターネットの普及等に伴い妊娠・出産・育児に関する情報が氾濫し、混乱している妊婦が多くみられました。

■　平日開催が多く、仕事をしている妊婦は参加しづらい状況にあるため、コースⅠの土・日曜日開催が好評でした。

■　夫への参加を期待するコースⅡでも参加しやすいよう土曜日開催を２回、日曜日開催を２回実施しました。

今後の事業方針

■　両親学級を通して正しい知識を普及するとともに交流会や同窓会を行い、妊婦や配偶者の仲間作り、育児の情報交換、夫の育児参加を支援します。

■　夫の参加が多いコースⅡについては、引き続き土・日曜日開催を実施します。仕事をしている妊婦が参加しやすいようにコースⅠについても日曜日開催をしていきます。

■　要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

事業番号・事業名	７２　親子教室の充実・育児相談の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行っています。平成 28 年度より１歳６か月児健診事後教室、２歳３か月児発達相談事後教室として年齢ごとの２クラス制とし、子ども支援室と連携して発達課題の早期発見に努めています。

■　育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行い、発達上の問題が発見された場合には、小児科医師等を紹介し医学的な指導を受けて事後指導に当たっています。

【実績】（平成 30 年度）

	開催数（回）	参加者数（延べ人数）
親子教室	36	628
育児相談	36	28
２歳３か月児発達相談	48	（実人数）564

参加者数（延べ人数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
親子教室	965	705	764	628
育児相談	36	27	31	28
２歳３か月児発達相談	436	423	564	564

事業評価・課題

■　平成 28 年度より親子教室には心理職が毎回スタッフとして加わり、発達に関する課題を見出せるようになりましたので、さらにきめ細かい指導が必要です。

今後の事業方針

■　保護者の育児不安、悩み等に対し個別的・集団的に相談を実施し関係機関と連携を深め継続した支援を行います。

■　要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

■　親子教室のプログラムやカンファレンスの充実を図り、よりきめ細かい支援に努めます。

事業番号・事業名	７３　健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会としています。

【実績】

参加者数（延べ人数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保健センター	1,743	1,739	866	1,304
関宿保健センター	207	170	139	159
合計	1,950	1,909	1,005	1,463

事業評価・課題

■　健康づくりフェスティバルは、野田、関宿の２会場で、各コーナーに参加した市民が健康づくりに対して興味、関心を持ってもらえるように展示物などに工夫をしました。

■　野田会場では産業祭と同時開催することで集客効果が得られているように、関宿会場でも集客のための工夫をしていくことが必要です。

今後の事業方針

■　幅広い年齢の方に楽しんで参加していただけるテーマ及び魅力あるコーナーづくりに努め、健康づくりに関する知識の普及を図ります。

事業番号・事業名	７４　乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　３か月児健康診査及び離乳食講習会において、事故防止に関するパンフレットを配布しています。

■　離乳食講習会では、事故防止に関する健康教育を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
３か月児健康診査受診者数（人）	1,005	899	859	849
離乳食講習会参加者数（組）	200	164	141	174

事業評価・課題

■　乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要です。

■　保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットを配布し、家庭での事故防止に役立てられるようにしていく必要があります。

今後の事業方針

■　３か月児健康診査において、乳幼児の事故防止に関するパンフレット「我が家の安心ガイドブック」を配布します。

■　離乳食講習会においても乳幼児の事故防止について健康教育及びパンフレットの配布を実施し、啓発に努めます。

事業番号・事業名	７５　口腔衛生指導の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　むし歯予防のための歯科健康診査・歯科相談・はみがき指導等を実施しています。

【実績】（平成 30 年度）

	開催数（回）	参加者数（人）
はみがき教室	20	229
フッ素塗布	28	474
保育所・幼稚園・学校等の巡回指導	168	3,744
２歳３か月児歯科相談	48	745

■　親と子のよい歯のコンクール　10 組

事業評価・課題

■　乳幼児期の子どもは、まだ自分で十分に歯の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要があります。

今後の事業方針

■　はみがき教室、フッ素塗布の年齢を引き下げ、幼稚園等に入園する前に指導を行います。

■　子どもだけでなく、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図ります。

事業番号・事業名	７６　予防接種の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　定期予防接種を行っています。

【実績】

ワクチン			平成２７年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ジフテリア破傷風１期	１回目	実施者数	０人	０人	０人	０人
	２回目	実施者数	０人	０人	０人	０人
	追加	実施者数	１人	０人	０人	０人
ジフテリア破傷風２期	対象者数		1,441 人	1,384 人	1,472 人	1,422 人
	実施者数		829 人	887 人	956 人	1,084 人
	実施率		57.5%	64.1%	64.9%	76.2%
日本脳炎	１回目	対象者数	1,166 人	1,135 人	1,050 人	1,088 人
		実施者数	1,167 人	1,139 人	1,028 人	1,035 人
		実施率	100.1%人	100.4%	97.9%	95.1%
	２回目	対象者数	1,166 人	1,135 人	1,050 人	1,088 人
		実施者数	1,136 人	1,141 人	1,019 人	1,014 人
		実施率	97.4%	100.5%	97.0%	93.2%
	追加	対象者数	1,265 人	1,166 人	1,154 人	1,072 人
		実施者数	1,063 人	1,022 人	902 人	1,043 人
		実施率	84.0%	87.7%	78.2%	97.3%
	２期	対象者数	1,451 人	1,408 人	1,410 人	1,379 人
		実施者数	745 人	908 人	893 人	1,158 人
		実施率	51.3%	64.5%	63.3%	84.0%
日本脳炎（特例対象者）	１回目	対象者数	－	－	－	－
		実施者数	92 人	61 人	52 人	97 人
		実施率	－	－	－	－
	２回目	対象者数	－	－	－	－
		実施者数	100 人	64 人	66 人	95 人
		実施率	－	－	－	－
	３回目	対象者数	2,853 人	－	－	－
		実施者数	264 人	207 人	126 人	210 人
		実施率	9.3%	－	－	－
	４回目	対象者数	1,491 人	1,523 人	1,472 人	1,451 人
		実施者数	176 人	158 人	166 人	253 人
		実施率	11.8%	10.4%	11.3%	17.4%
百日せきジフテリア破傷風	１回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	０人	０人	０人	０人
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	２回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	０人	０人	０人	０人
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	３回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	０人	０人	０人	０人
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	追加	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	３人	０人	０人	２人
		実施率	0.3%	0.0%	0.0%	0.2%
麻しん風しん混合（MR）	１期	対象者数	1,027 人	1,049 人	950 人	963 人
		実施者数	965 人	973 人	911 人	926 人
		実施率	94.0%	92.8%	95.9%	96.2%
	２期	対象者数	1,357 人	1,362 人	1,286 人	1,183 人
		実施者数	1,225 人	1,192 人	1,158 人	1,036 人
		実施率	90.3%	87.5%	90.0%	87.6%

麻しん	１期	実施者数	１人	０人	０人	０人
	２期	実施者数	０人	０人	０人	０人
風しん	１期	実施者数	０人	０人	１人	０人
	２期	実施者数	０人	０人	０人	１人
ＢＣＧ（結核）	対象者数		999 人	912 人	866 人	887 人
	集団	実施者数	516 人	284 人	125 人	０人
	個別	実施者数	505 人	664 人	753 人	903 人
	実施率		102.2%	103.9%	101.4%	101.8%
ヒブ感染症	１回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	1,006 人	926 人	871 人	883 人
		実施率	100.7%	101.5%	100.6%	99.5%
	２回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	997 人	917 人	861 人	885 人
		実施率	99.8%	100.5%	99.4%	99.8%
	３回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	992 人	920 人	863 人	883 人
		実施率	99.3%	100.9%	99.7%	99.5%
	追加	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	977 人	1,019 人	920 人	927 人
		実施率	97.8%	111.7%	106.2%	104.5%
ヒトパピローマウイルス感染症	１回目	対象者数	714 人	696 人	709 人	662 人
		実施者数	１人	２人	２人	１人
		実施率	0.1%	0.3%	0.3%	0.2%
	２回目	対象者数	714 人	696 人	709 人	662 人
		実施者数	１人	２人	２人	１人
		実施率	0.1%	0.3%	0.3%	0.2%
	３回目	対象者数	714 人	696 人	709 人	662 人
		実施者数	０人	２人	１人	１人
		実施率	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%
小児の肺炎球菌感染症	１回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	1,017 人	930 人	874 人	885 人
		実施率	101.8%	102.0%	100.9%	99.8%
	２回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	1,005 人	920 人	860 人	887 人
		実施率	100.6%	100.9%	99.3%	100.0%
	３回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	1,002 人	930 人	866 人	886 人
		実施率	100.3%	102.0%	100.0%	99.9%
	追加	対象者数	999 人	912 人	866 人	887 人
		実施者数	957 人	1,007 人	923 人	931 人
		実施率	95.8%	110.4%	106.6%	105.0%
百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ	１回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	1,018 人	947 人	866 人	903 人
		実施率	101.2%	100.1%	97.6%	99.6%
	２回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	1,040 人	964 人	883 人	929 人
		実施率	103.4%	101.9%	99.5%	102.4%
	３回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	1,048 人	973 人	901 人	930 人
		実施率	104.2%	102.9%	101.6%	102.5%
	追加	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	1,045 人	1,068 人	953 人	982 人
		実施率	103.9%	112.9%	107.4%	108.3%
不活化ポリオ	１回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	９人	６人	３人	０人
		実施率	0.9%	0.6%	0.3%	0.0%
	２回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	31 人	24 人	10 人	３人
		実施率	3.1%	2.5%	1.1%	0.3%

	３回目	対象者数	1,006 人	0124…	887 人	907 人
		実施者数	37 人	33 人	12 人	7 人
		実施率	3.7%	3.5%	1.4%	0.8%
	追加	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	907 人
		実施者数	157 人	61 人	44 人	24 人
		実施率	15.6%	6.4%	5.0%	2.6%
水痘	１回目	対象者数	1,027 人	1,049 人	950 人	963 人
		実施者数	1,013 人	967 人	910 人	935 人
		実施率	98.6%	92.2%	95.8%	97.1%
	２回目	対象者数	1,027 人	1,049 人	950 人	963 人
		実施者数	1,214 人	833 人	803 人	894 人
		実施率	118.2%	79.4%	84.5%	92.8%
B型肝炎	１回目	対象者数	－	912 人	866 人	887 人
		実施者数	－	650 人	873 人	880 人
		実施率	－	71.3%	100.8%	99.2%
	２回目	対象者数	－	912 人	866 人	887 人
		実施者数	－	579 人	860 人	881 人
		実施率	－	63.5%	99.3%	99.3%
	３回目	対象者数	－	912 人	866 人	887 人
		実施者数	－	152 人	868 人	842 人
		実施率	－	16.7%	100.2%	94.9%

事業評価・課題

■　感染症の流行状況等、予防接種に関する情報提供と周知を行う必要があります。

■　保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要があります。

今後の事業方針

■　予防接種法に基づき、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で予防接種の必要性についての情報提供を行います。

■　対象者に対し、お知らせと予診票を配布します。

■　転入者に対しては、市民課と連携し、転入届提出時に案内文を配布し、手続きをしていない方に対しては、文書にて通知し、周知を図ります。

■　MR（麻しん風しん混合）ワクチンの接種率の向上のため、就学前健診や１歳６か月健診の際に、接種勧奨のチラシの配布をするとともに未接種者には個人通知にて勧奨します。また、MR（麻しん風しん混合）ワクチン２期対象者への接種勧奨として市内幼稚園・保育園の年長児クラスにポスターを掲示します。

■　日本脳炎の接種率向上のため、３歳児健診の際に接種勧奨のチラシを配布します。

■　過誤接種の防止を図ります。

事業番号・事業名	７７　医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加

■　保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加

■　野田市特別支援教育連絡協議会への参加

事業評価・課題

■　円滑な母子保健の推進を図るため、会議や研修会に参加し情報交換を行い、綿密な連携を図りました。また、児童虐待例が増加しているため、母子保健福祉に関わる担当者や学校関係者との更なる緊密な連携が求められています。

今後の事業方針

■　引き続き医療機関・学校・保健所・庁内関係課等との連携強化に努めていきます。

事業番号・事業名	７８　母子等医療費の助成の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　妊娠・出産に係る疾患（出産後２か月まで）の医療費に対し助成しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子等医療費助成金 申請件数（件）	132	136	113	93

事業評価・課題

■　制度利用の結果、妊産婦の異常について早期発見、早期対応につながりました。

■　母子健康手帳交付時や両親学級等を通して制度の周知を図り、継続した保健指導を行う必要があります。

今後の事業方針

■　制度の更なる周知に努め、制度を利用した結果から妊娠出産に起因する疾病を早期に把握し継続した保健指導を行います。

事業番号・事業名	７９　子ども支援室による支援の推進		
担当課	子ども支援室	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　妊娠期から18歳までの子育てに関する総合相談窓口として様々な相談を行っています。また、母子健康手帳を交付し、妊婦の不安の軽減や妊婦の情報を把握しています。子育て支援情報の発信、発達支援を行っています。

相談の中で支援が必要な方に支援プランを作成し支援することにより、妊産婦や子育てをする方の不安や孤独感の解消を図り、児童虐待のリスク軽減なども図ります。

■　子ども支援室に心理士・保健師・理学療法士・作業療法士等を配置し、子ども発達相談支援事業として、親子教室（集団）と個別相談支援を実施しています。児童の発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や医療・療育につなぐことを目的にしています。

また、巡回相談支援事業として、専門職が保育所等を巡回し、施設スタッフや保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行っています。

【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出時面談		420	879	814	754
妊娠届出時プラン		88	150	220	236
転入妊婦面談		35	77	71	77
転入届出時プラン		2	16	21	27
相談総数		302	916	1,671	2,531
相談時プラン		17	35	111	131
相談方法	電話相談	167	651	1,210	1,814
	面接相談	134	265	461	706
	文書相談	1	0	0	11

※平成 27 年度は 10 月以降の実績です。

事業評価・課題

■　要支援者には支援プランを作成していますが、継続的に支援できるように、関係機関と連携して対応することが求められています。

■　発達に課題のある児童の相談支援についても、療育支援会議や保育所等の巡回相談など関係機関と共に支援しています。

■　関係機関と早期にケースの情報共有をし、連携して支援をしていくことが必要です。

■　親子教室や個別相談支援では、児の発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や療育につないでいます。

■　保護者や保育所等の希望により、巡回相談支援事業として保育所や幼稚園等を巡回

し、施設スタッフや保護者に対し、助言等を行いました。

■　親子教室等の参加に繋がらない場合や、参加しても療育の必要性について保護者の理解や受容に時間がかかる場合があります。

今後の事業方針

■　妊娠届出や母子保健事業、様々な相談を通して、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、必要時支援プランを作成し、切れ目ない支援につなげていきます。

■　子育ての総合相談窓口として子ども支援室があることを子育て世代や関係機関に広く周知していきます。

■　関係機関と早期にケースの情報共有をし、連携して支援できる体制づくりと、ネットワークを構築していくことが必要です。

■　親子教室や個別相談支援の対象者が増加した場合にも対応できるような体制をつくり、発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容ができるように丁寧に関わっていきます。

■　巡回相談支援事業により多くの施設を専門職が巡回できるように努め、その後の継続支援の充実を図ります。

事業番号・事業名	８０　子育て世代包括支援センターの充実		
担当課	保健センター	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　平成27年10月より保健センターと関宿保健センターを子育て世代包括支援センターとして設置し、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、様々な相談に応じ、必要な情報提供や指導を行っています。必要に応じて支援プランを作成し継続支援をしています。関係機関との連絡調整も行っています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援プラン作成数（件）	－	641	1,229	1,438

事業評価・課題

■　母子健康手帳交付時や母子保健事業、子ども相談等を通して、親子の情報を把握し、アセスメントを行い、必要に応じて支援プランを作成することができました。

■　子ども支援室が開設し、常時心理士がいる体制になったため、早期に相談や支援につなぐことができました。

■　定期的に支援方針会議を実施していますが、より多角的に支援方針の検討や見直しでできるように実施していく必要があります。

今後の事業方針

■　妊娠届出や母子保健事業、様々な相談を通して、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、必要時支援プランを作成し、切れ目ない支援につなげていきます。

２）食育の推進

「第２次野田市食育推進計画」に基づき、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりなど、心身の健全育成を図るため、おやこの食育教室、離乳食やおやつに関する講習会などを開催します。

また、食の重要性を啓発するため、食生活改善推進員の啓発活動を充実し、市民の健康の保持・増進に寄与します。

事業番号・事業名	８１　食生活改善推進員活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　健康づくり料理講習会を開催しています。

■　おやこの食育教室を開催しています。

■　広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年２回発行しています。

■　地産地消で地場産の料理を紹介しています。

■　健康づくりフェスティバル等で食育に関する人形劇を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委嘱数（人）	72	51	51	51

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)
健康づくり料理講習会	37	671	26	445	24	422	24	427
おやこの食育教室	4	74	3	60	3	63	3	61
保健栄養教室	6	58	6	75	6	75	6	64
離乳食講習会	12	200 組	12	164 組	12	141 組	12	174 組

事業評価・課題

■　食育の活動の場を広げていくことで、市民への食育推進を図る必要があります。

今後の事業方針

■　地域住民と行政のパイプ役になっており、「食生活で市民の健康づくりを支援」を目標に各地域を拠点にさらに活動を展開します。

■　食育を推進するための担い手として、身近な地域で食育を推進する人材を育成し、その活動を支援します。

事業番号・事業名	８２　食育事業の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　育児支援の一環として食生活の大切さ、食事の楽しさに関心を持ってもらうことを目指しています。

■　離乳食講習会はおおむね６か月児の保護者を対象に、発育に合った食べ物や、成長に必要な栄養が取れるよう実施しています。また小学生以上を対象に食事を作る楽しさや食べることの喜び、そして食べ物の大切さを学ぶために食育講座を実施しています。

【実績】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
離乳食講習会	12 回	200 組	12 回	164 組	12 回	141 組	12 回	174 組
食育講座	２回	35 人	２回	40 人	２回	48 人	２回	30 人

事業評価・課題

■　様々な体験や調理実習等を通して、“食”に興味・関心をもち、適切な食生活が送れる市民を増やしていけるよう、更に各ライフステージに応じた「食育」を推進していく必要があります。

今後の事業方針

■　乳幼児期の食事は生涯の食生活の基盤となるものであり、生活習慣病予防には、乳幼児期からの「食」が大切であることから、子どもや保護者に「食べ物を選ぶ力」の育成をしていきます。

■　生涯にわたる食生活の基盤が形成される学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高め、健全な食生活の実践へとつなげていきます。

事業番号・事業名	８３　講習会、講演会の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　０歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行っています。

【実績】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	開催回数（回）	参加者数（人）	開催回数（回）	参加者数（人）	開催回数（回）	参加者数（人）	開催回数（回）	参加者数（人）
食と遊びの講習会	2	42	2	33	1	17	2	34

※参加者数は乳幼児と保護者の合計数

※平成 29 年度は２回の計画が、天候による中止のため１回となりました。

事業評価・課題

■　講習会の参加機会の周知と内容の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き事業を実施し児童の健康づくりの啓発等に努めます。

事業番号・事業名	８４　おやこの食育教室の充実 【事業番号８２　再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

３）思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識が身に付くよう、啓発に努め、教育指導の充実を図ります。また、身近に迫りつつある薬物の問題について、警察等関係機関の協力も得ながら、児童生徒への啓発・指導の充実を図ります。

事業番号・事業名	８５　性に関する啓発活動の充実 【事業番号５９　再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	８６　性教育の充実 【事業番号６０　再掲】		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業番号・事業名	８７　薬物乱用防止対策事業の推進		
担当課	学校教育課、保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。

■　中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。

■　学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努めています。

【実績】（平成 30 年度）

■　薬物乱用防止教室を実施しました。

小学校実施　12 校　　参加延べ人数：1,146 人
中学校実施　11 校　　参加延べ人数：2,528 人

事業評価・課題

■　薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要があります。

■　警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく必要があります。特に中学校については年間最低 1 回以上の開催を働きかけていく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き小中学校においては授業の中で「薬物乱用防止」について指導を実施します。

■　学校･地域･保健所等と連携し、学校薬剤師の協力も得ながら、更なる正しい知識の普及に努めます。

４）小児医療の充実

市内医療機関による休日診療及び急病センターにおける休日医療体制について、周知徹底を図るとともに、引き続き小児科医の 24 時間救急医療体制について充実に努めます。

事業番号・事業名	８８　休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　休日診療、緊急時の医療体制の周知を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　休日診療や急病センターについて市報、ホームページ等を活用し周知するとともに、市報の健康ガイドでは更に網掛け等により記載内容が目立つよう工夫し周知しました。

事業評価・課題

■　休日診療や急病センターの内容については毎月２回市報で周知しており、更にホームページ等で周知を図っています。健康ガイドにおいても見易く表記をしているので、一定の周知が図れました。

今後の事業方針

■　休日診療、緊急時の医療体制の周知を継続実施します。

4　子育てを支援する生活環境の整備

ひとり親家庭等の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅居住支援制度や公営住宅への優先入居などに取り組みます。

また、子どもたちが自然に触れ、快適に過ごせるよう、みどりのまちづくりを進めるとともに、安心・安全に生活できるよう、防犯や交通安全に関する整備の充実、公共施設等のバリアフリー化を進め、子どもを連れての外出での負担を軽減するまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①良質な住宅の確保、②良好な居住環境の整備、③安全な道路交通環境の整備、④安心して外出できる環境の整備、⑤安全・安心まちづくりの推進の５項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）良質な住宅の確保

ひとり親家庭等の子育てを支援する観点から、民間賃貸住宅居住支援制度の周知を行い、民間賃貸住宅への入居支援や住宅情報の提供を行います。また、公営住宅の入居について募集を周知し、ひとり親家庭等の入居を支援します。

事業番号・事業名	８９　ひとり親家庭等の居住支援の充実		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件にあう住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」等の理由で、住宅に困難している方に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行っています。

■　緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の一部の助成を行っています。

■　市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　協力不動産店物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供　　０件

■　入居保証制度利用　　０件

■　民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成　　８件（806,000 円）

■　市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸を確保　　14 件

事業評価・課題

■　保証人や賃貸情報に関しては、不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっております。また、契約時、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合は契約が難しい等の問題があります。

■　家賃助成は昨年と同数の利用者があり、入居時の経済的負担軽減を図ることができました。

今後の事業方針

■　引き続き制度の周知を図り継続して支援を実施します。

２）良好な居住環境の確保

子育て世帯が地域で快適に過ごせるよう、市民活動による緑化を進めるとともに、街路樹の適正な管理、市民の森林の保全、公共施設等の緑化により、市民が身近に触れあえるみどりのまちづくりに努めます。

事業番号・事業名	９０　街路樹管理事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施しています。

【実績】

■　市内全域の街路樹帯等の除草、剪定、害虫駆除等を実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
除草	59,230 ㎡	56,928 ㎡	53,158 ㎡	53,005 ㎡
剪定	1,684 本	1,759 本	1,711 本	1,749 本
害虫駆除	544 本	126 本	291 本	121 本

事業評価・課題

■　市内都市計画道路や区画整理事業が完了し、街路樹による緑化が進められていますが、管理面積や数量の増加等管理費用が増大しています。

今後の事業方針

■　継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努めます。

事業番号・事業名	９１　市民の森保全事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市内８か所を市民の森に指定し、緑地の保全を推進しています。

【実績】

■　市民の森の除草、剪定等を実施しました。
宮崎市民の森、山崎市民の森、清水修景緑地、柳沢西山市民の森、
柳沢北耕地市民の森、岩名修景緑、中央の杜

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業内容	支障枝剪定 枯木伐採 倒木処理 除草	支障枝剪定 枯木伐採 倒木処理 除草	支障枝剪定 枯木伐採 倒木処理 落下枝処理 除草	支障枝剪定 枯木伐採 倒木処理 除草
箇所数	７箇所	７箇所	７箇所	７箇所

事業評価・課題

■　都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続し拡大することで良好な居住環境を確保していく必要があります。

今後の事業方針

■　現在の市民の森を貴重な自然環境として適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていきます。

事業番号・事業名	９２　公共施設等植栽事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　公共施設等に植栽し、緑化の推進を図っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
種類	ソメイヨシノ 他	クロマツ　他	サツキツツジ、 ドウダンツツジ 他	ソメイヨシノ
拠点植樹 （本数）	49	231	354	109

事業評価・課題

■　継続的に事業を推進し、都市化による緑の減少をカバーする必要があります。

今後の事業方針

■　継続的に市内各所の公共施設に植栽し、緑化を推進します。

事業番号・事業名	９３　みどりのふるさとづくりの推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベント等を開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開しています。

■　また、研修会や視察等を行い、知識・技術の向上を図っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
苗木配布（本）	700	1,450	1,020	800
花苗配布（鉢）	600	600	600	480
球根配布（袋）	1,000	250	600	480
合計	2,300	2,300	2,220	1,760

事業評価・課題

■　より一層子どもたちも参加できる市民参加型の緑化活動を行っていく必要があります。

今後の事業方針

■　都市化により減少した潤いややすらぎ等の恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開します。

３）安全な道路交通環境の整備

通学路などにおける児童の安全を確保するため、信号機の設置及び改良に関して、警察署に要望していくとともに、交通安全に関する啓発設備等の設置に努めます。

また、関係機関との連携協力のもと、体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通マナーの向上及び交通安全に関する意識の向上を図ります。

事業番号・事業名	９４　子どもに配慮した交通安全対策の推進		
担当課	市民生活課、管理課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　交通安全施設の設置及び補修については、通学路改善会議からの要望を基に、市内小中学校の通学路の安全点検を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努めています。

【実績】

■　信号機、横断歩道設置数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
信号機	1	1	2	0
横断歩道	1	1	4	0

■　信号機の設置（改良）については、平成 30 年度に設置 85 件、改良 18 件を野田警察署に要望しました。

■　通学路改善会議での指摘等をふまえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行いました。

事業評価・課題

■　信号機の設置（改良）の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要となっています。また、道路形状･交通形態等から、現状の形での設置ができない場合があります。

■　警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加･体験･実践型の交通安全教育を充実させる必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き信号機要望については、全て野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組みます。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努めます。

４）安心して外出できる環境の整備

妊娠している女性や子ども連れの保護者が安心して外出することができるよう、「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設周辺などでバリアフリー対応に改修が望ましい箇所の発見と応急的な修繕を図ります。

また、公共施設や公共交通機関等におけるベビーキープ等、子連れに優しい設備の整備を促進するとともに、整備情報を提供することで、子育てする家庭の外出時の利便性の向上を図ります。

事業番号・事業名	９５　道路パトロールによるバリアフリー化の推進		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　妊産婦や乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会に係る関係部署の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべき箇所を指摘していただきながら、応急的な改修を図ります。

【実績】（平成 30 年度）

■　福祉のまちづくりパトロールを実施し、16 路線の点検を行いました。

通算 71 回：関宿会館周辺（1）、関宿小学校周辺（1）、七光台駅周辺（1）、南部中学校周辺（1）

通算 72 回：関宿会館周辺（1）、関宿小学校周辺（1）、七光台駅周辺（1）南部中学校周辺（1）

通算 73 回：関宿会館周辺（1）、第一中学校周辺（1）、福田中学校周辺（1）、島会館周辺（1）

通算 74 回：関宿会館周辺（1）、第一中学校周辺（1）、福田中学校周辺（1）、島会館周辺（1）

事業評価・課題

■　公共施設から 500m以内のパトロールが平成 24 年度に終了し、平成 25 年度からは半径 1,000m以内にパトロールの範囲を拡大しました。

■　公共施設のバリアフリー化については「ファシリティ・マネジメントの基本方針」に基づき、平成 28 年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を実施しています。

今後の事業方針

■　令和元年度より公共施設や商業施設を中心に半径 500m圏内の路線を新たに選定し、歩行空間の安全確保（バリアフリー化）を図ります。

■　公共施設のバリアフリー化計画については、交通バリアフリー法専門部会で決定されたトイレ洋式化等を実施していきます。

事業番号・事業名	９６　子育て世帯にやさしい設備の整備		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子ども連れを含む市民の方が、本庁舎や市内の公共施設を利用するにあたり、ベビーキープ、ベビーシート、多目的トイレ、授乳室などの設置をするものです。

　本庁舎内においては子供連れの来庁が見込まれる課のカウンターにベビーシート、ベビーキープを設置し、多目的トイレは５か所整備しました。また、正面玄関からはいってすぐのわかりやすい場所に授乳室を整備しています。

■　平成３０年から市内で催物等を開催する法人等に対し、子ども連れでも安心して催物等への参加できるよう、乳幼児の授乳やおむつ交換を行えるスペースとして「移動式赤ちゃん休憩室（テント）」の貸出しをしています。

＜移動式赤ちゃん休憩室貸出実績＞

	平成 30 年度 （１０月から）
移動式赤ちゃん休憩室（件）	2

事業評価・課題

■　「移動式赤ちゃん休憩室（テント）」の利用を促進するため、広く周知する必要があります。

今後の事業方針

■　子ども連れでも安心して外出等ができるよう、子育て世帯にやさしい設備の設置を推進します。

事業番号・事業名	９７　子育て世帯への情報提供 【事業番号３３　再掲】		
担当課	児童家庭課、子ども支援室	事業区分	既存

事業番号・事業名	９８　公共交通機関のバリアフリー化の推進		
担当課	企画調整課、道路建設課、都市整備課、 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しています。

■　重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。

■　まめバス乗務員へのバリアフリー教育等について運行事業者に実施依頼し、接遇サービス向上を図っています。

【実績】（平成 27 年度から 30 年度）

■　重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口駅前広場の整備等に合わせて歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づき整備しました。愛宕東駅前線は、歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づく整備を進めています。

　愛宕駅西口駅前広場の整備については、用地買収を実施しております。平成 30 年度末の事業費進捗率は 18.6%になっております。

■　準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、交通バリアフリー法専門部会において意見を伺い、街路事業の実施に合わせたバリアフリー化の準備を進めました。

■　まめバス乗務員へのバリアフリー教育が実施され、接遇サービスの向上が図られました。

事業評価・課題

■　市内６駅のうち４駅のバリアフリー化が完了し、駅周辺住民の利便性は大幅に向上しました。

■　連続立体交差事業により、愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化を令和２年度末の営業線高架切替えを目標に全線で工事を促進していますが、工事完了までに時間を要することが課題となっています。

■　野田市駅周辺の駅前広場及び道路のバリアフリー化は、土地区画整理事業等により物件補償完了後に整備をするため、工事完了まで時間を要することが課題となっています。

■　継続したまめバス乗務員の接遇サービスの向上を図っていく必要があります。

今後の事業方針

■　重点整備地区の愛宕駅は、連続立体交差事業により駅のバリアフリー化を促進し、愛宕駅西口駅前広場の整備も実施していきます。

■　準重点整備地区の野田市駅は、連続立体交差事業、及び区画整理事業等により、バリアフリー化を実施していきます。

■　継続したまめバス乗務員の接遇サービスの向上を図っていきます。

5）安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪などに巻き込まれないため、防犯灯などの防犯設備の整備を推進するとともに、市民一人一人の防犯意識を高揚するための啓発事業や犯罪発生情報のメール配信を充実させ、地域の防犯活動を支援します。

事業番号・事業名	９９　防犯灯等の防犯設備整備の推進		
担当課	防災安全課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　学校や自治会長等からの要望に基づき、子どもへの犯罪抑止を目的に、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　通学路に配慮し、防犯灯を 119 灯新設し、55 灯の寄付を受け、平成 31 年３月末時点で 20,727 灯となりました。

■　従来の蛍光灯から LED 式防犯灯への切替えを 2,415 灯行いました。

■　防犯カメラを 19 台新設し、平成 31 年３月時点で 94 台稼働しています。

【防犯灯および防犯カメラ設置数等の推移】

○防犯灯　　単位：灯数

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
防犯灯新設	141	99	150	119
防犯灯寄付	177	98	73	55
防犯灯 LED 灯へ交換	1,406	1,849	1,924	2,415
防犯灯合計	20,184	20,376	20,588	20,727

○防犯カメラ　　単位：台

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
防犯カメラ新規設置数	10	5	15	19
防犯カメラ設置数	55	60	75	94

事業評価・課題

■　防犯灯の新設について、子どもへの犯罪抑止を目的に通学路に配慮した設置に努めています。

■　防犯カメラの設置箇所については、各小学校の要望に基づき通学路及び小学校周辺の安全対策として設置しています。

今後の事業方針

■　引き続き予算の範囲により計画的に防犯灯を設置し、維持管理を図ります。

■　ＬＥＤ式防犯灯への切替えを進めます。

■　防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。

事業番号・事業名	１００　防犯に関する広報啓発の推進等		
担当課	防災安全課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　防犯意識の向上のため、市のイベント等における啓発物資等の配布や市報を活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施しています。

■　スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込め詐欺に対する注意喚起を行っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　夏まつり踊り七夕や産業祭等において、野田市防犯組合、野田警察署と連携した防犯キャンペーンを実施しました。

■　警察との連携により市内スーパーマーケットＡＴＭ（現金自動預け払い機）付近において、振り込め詐欺や自転車盗に対する注意喚起を行いました。

■　市ホームページに防犯対策を掲載するほか、市報に 13 回、安全安心メールで防犯情報を 51 件配信しました。

事業評価・課題

■　市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されています。

■　今後、更に市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していきます。

第3章　基本目標2における施策・事業内容

基本目標２：すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、
成長できるように（子どもの権利保障）

1　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「子どもは次代の親である」との観点から、学校教育の場において、男女が協力して子育てに取り組み、家庭を築くことの意識啓発に努めます。

また、子どもが心身ともにたくましく育ち、自立する意識を醸成するため、学力向上の機会や様々な体験・経験を積む機会を充実させるとともに、地域において異年齢が交流する機会を設け、豊かな心を持った次の世代を育みます。

具体的な施策項目として、①次代の親の育成、②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備、③家庭や地域の教育力の向上、④子どもを取り巻く有害環境対策の推進の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）次代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子育てを行う、次代の親を育成するために、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や男女共同参画に関する啓発を行い、家庭と家族、仕事に関する適切な学習（道徳、学級活動、技術・家庭科）を行います。

さらに、保育所、幼稚園、小学校や中学校の連携を強化し、様々な年齢の児童とふれあい、交流する場の充実を図ります。

事業番号・事業名	１０１　家庭教育に関する意識の醸成		
担当課	保育課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施しています。小中学校における合同行事、小学６年生の中学校一日体験入学等を実施しています。各学校で、他学年との交流活動を実施しています。

■　幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設けています。

■　幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施しています。

【実績】（平成 30 年度）

＜キャリア教育（職場体験）＞

保育所（人）	43
幼稚園（人）	39
子ども園（人）	35

事業評価・課題

■　職場見学や職場体験をとおして、家族の職業観を語り合うことで家庭教育の醸成の一助となっています。

■　地域、家庭の協力連携により推進していくことが重要と考えられます。また、幼稚園、保育所での保育体験を継続実施するとともに、幼稚園、保育所、学校とのさらなる連携強化が必要となっています。

今後の事業方針

■　引き続き幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して様々な年齢層と触れ合い、語り合う場を設けていきます。

■　引き続き幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校でのキャリア教育及び中学校での職場体験における保育体験を実施します。

事業番号・事業名	１０２　中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供		
担当課	保育課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学びます。その際、幼児とのふれあいができるよう留意しています。

■　中学２年生がキャリア教育の一環で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験学習を実施しています。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しています。幼児との関わりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族との関わりについて学ぶ機会としています。

【実績】（平成 30 年度）

＜キャリア教育（職場体験）＞

保育所（人）	43
幼稚園（人）	39
こども園（人）	35

事業評価・課題

■　中学生と幼児のふれあいという実体験を通して，教室で学んだ知識を深めています。

■　中学生が保育所・幼稚園の園児と触れ合う体験をより効果的にするためには，家庭との連携が必要であり、地域と家庭の協力のもとに進めていくことが重要となっています。

今後の事業方針

■　家族、家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児と触れ合う取組を推進します。

■　幼児との関わりの中で自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会とします。

事業番号・事業名	１０３　男女共同参画の視点に立った意識改革の推進		
担当課	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　女性の社会参加や経済的自立、また、若者を対象にした男女共同参画意識の啓発等を図るため、各種講演会や出前セミナー等を開催するとともに、男女共同参画に関する様々な制度や情報等を収集し、広く市民に情報提供を行っています。

■　興風図書館内及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーに、男女共同参画関連図書を整備し、市民の利用に供しています。

■　啓発情報誌の男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を行っています。

■　男女平等教育啓発冊子「自分らしく」を市内小中学校に配布し、活用を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　男女共同参画に関する講演会等の開催

《デートＤＶ講演会》

①千葉県立清水高校１年生　162 人

②千葉県立野田中央高校２年生　327 人

③千葉県立関宿高校２年生　83 人

講師：NPO 法人レジリエンス

■　女性情報コーナーの整備充実

興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書 36 冊を整備

■　男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行

市報折込により、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行

発行部数 51,000 部

事業評価・課題

■　一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえて、地元資源を生かして幅広のテーマで男女共同参画につなげるような工夫をして実施することが求められています。

■　高校生に対するデートＤＶの啓発については、学校側から高評価を得て、継続実施が望まれています。デートＤＶの低年齢化が進んでおり、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっている。

■　女性情報コーナーは、興風図書館及びせきやど図書館内に設置しており、啓発や情報提供に大きな役割を果たしています。今後、その効果等を検証しつつ、一層の充実・拡大を図る必要があります。

■　男女共同参画推進だより「フレッシュ」を年２回、市内全戸に配布していますが、配布後に「女性のための相談」の申込件数が増加するなど、市民の反応も良いことから、市民に対する情報提供及び啓発等の役割を果たしています。今後も継続して実施する必要があります。

今後の事業方針

令和元年度に第４次野田市男女共同参画計画の策定を予定しており、２年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

したがって、当策定に当たっては、野田市男女共同参画審議会の審議状況によるため、以下の内容は決定ではありません。

■　一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、開催方法等を工夫しながら、今後も継続実施するとともに、その充実・拡大を図っていきます。また、デートＤＶ啓発及び防止に向けた講演会については、市内高校を対象に継続実施し、開催校の拡大を図ります。さらに、市内中学校等においても、教職員も対象とした、デートＤＶに関する知識の普及や啓発活動の取組に着手します。

■　女性情報コーナーにおける図書等の充実を図り、さらなる啓発や情報提供を図ります。

■　男女共同参画推進だより「フレッシュ」を年２回発行し、市内全戸に配布することにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進します。

■　「女性のための相談」のさらなる周知を図るとともに、男性カウンセラーによる「男性のための電話相談」を実施し、男性ならではの悩みに対応します。

事業番号・事業名	１０４　学校教育における男女平等教育の推進		
担当課	指導課、人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　男女平等教育について、適切な学習活動の実践(道徳、学級活動、家庭科、技術･家庭科)を実施しています。

■　キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身に付けています。

■　男女平等教育資料「自分らしく」を活用しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　男女平等教育資料（野田市発行）「自分らしく」を活用し、市内各小学校第６学年及び市内各中学校第２学年を対象に男女平等教育を推進しました。

事業評価・課題

■　家庭や地域社会との連携については各校の主体性に頼るところが大きいと考えられます。

■　男女平等教育資料「自分らしく」では、キャリア教育や、ワーク・ライフ・バランスを取り入れた職業観について知る機会（市内各小学校第６学年及び市内各中学校第２学年）を授業で設定しました。

今後の事業方針

■　「男女平等教育」と「学校人権教育」を関わらせて一人一人が自分らしく生きることをめざした教育を実践できるよう各校の取組を推進します。

■　キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れた男女平等教育資料を活用した男女平等教育を推進します。

■　授業だけではなく学校教育全体をとおして、人権意識の向上を目指し、あらゆる場面で男女平等マインドを醸成していきます。

事業番号・事業名	１０５　学校での子育て意識の啓発		
担当課	指導課、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子育てに関する講演を、各学校で実施しています。

■　「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供しています。

■　ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行っています。

■　道徳・総合的な学習の時間や生活科や及び各教科を通じて家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにしました。

■　中学校全 11 校と小学校４校に千葉県スクールカウンセラーを配置し、子どもたちだけではなく，保護者が校内で子育てに関する相談を受けています。

■　千葉県スクールカウンセラー未配置の小学校でも、近隣の学校に配置されている千葉県スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーター、担任や養護教諭、市スクールカウンセラー等が対応することにより、校内やひばり教育相談で子育てに関する保護者の相談を受けました。

【実績】

＜学校等への情報提供＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校から発信する家庭教育支援プログラム（回）	1	1	1	1
家庭教育リーフレット（回）	1	1	1	1

事業評価・課題

■　保護者や地域・学校のニーズにあった相談の場、発達段階に応じた情報の提供が必要となっています。

■　集団になじめない等不適応の悩み、不登校の悩みを持つ児童生徒が依然として多くなっています。カウンセラー等専門的な知識をもつ者が相談を受けるとともに家庭教育・家庭での支援が充実するよう、家庭のニーズにあった情報の提供が必要となっています。

今後の事業方針

■　学習活動や教育相談活動を通して家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにします。

■　「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関を通じて活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供し、家庭教育の向上を図ります。千葉県のホームページからのデータ入手が可能であり、入手方法についても周知を図ります。

２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子ども自身の自立する力と豊かな心を育むため、土曜日授業の実施による確かな学力の向上とともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要があるため、様々な体験学習・活動を実施します。

また、全ての子どもたちが将来へ希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう「子ども未来教室」を開催し学習支援の充実を図ります。

さらに、いじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーの派遣や教育相談の実施とともに、学校評議員による学校運営など地域全体による取組を推進します。

事業番号・事業名	１０６　確かな学力の向上		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　平成25年度までのサタデースクールに替わり、よりきめ細かで質の高い指導を行い、市内全ての児童生徒に均等な学習機会を提供する機会として、平成26年度より土曜授業を行っています。授業内容は、各学校の実態に応じ、学校ごとにカリキュラムを組み、算数・数学を中心とした重点的な指導や補習・発展的な学習を行います。

【実績】（平成30年度）

■　土曜授業アシスタントとして、145名の方にご協力をいただきました。

■　土曜授業では各学校の実態に応じて習熟度別学習や少人数授業の学習形態を取り入れるとともに、NIE学習（新聞を学校の授業などで教材として活用）にも取り組み、自分の考えをもたせることに力を入れました。

事業評価・課題

■　土曜日に授業を実施することに対して、肯定的ではない児童生徒、保護者がおりますので、「土曜日に学校で学習できてよかった。」と児童生徒が感じることができるように学習内容・学習形態を工夫する必要があります。

■　新学習指導要領の趣旨を十分に生かすことができるような教育課程を編成する必要があります。

今後の事業方針

■　土曜授業については、各学校の取組みをさらに充実させていきます。

■　新学習指導要領に柔軟に対応できるように、各学校の実態に合った効果的な土曜日の活用ができるように検討していきます。

■　毎日の授業の積み重ねを大切にするため、先生方の授業力アップへの取り組みを行います。

事業番号・事業名	１０７　子ども未来教室の開催		
担当課	生涯学習課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行います。

■　平成 28 年度までは、経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭などの中学校１年生から３年生までを対象とする「ステップアップセミナー」として実施していたものを、平成 29 年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として「子ども未来教室」を始めました。

■　平成 30 年度からは、中学生に加え、授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校３年生も対象として学習支援を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども未来教室出席率 小学生（%）	―	―	―	94.8
子ども未来教室出席率 中学生（%）	―	―	65.7	62.3

事業評価・課題

■　必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲をもって学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっています。学習意欲のある生徒と、学習に取り組むことを苦手に思う生徒それぞれに応じた学習支援が必要なため、今後、教室運営の方法を工夫する等、その対応を図る必要があります。

■　小学校３年生について、子ども未来教室実施後のアンケート調査によると、児童からは「算数、国語が好きになった」との回答が80%を超え、保護者からは「家庭学習の習慣が身に付いた」との回答は52%となっています。学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているか、追跡調査などを実施してまいります。

今後の事業方針

■　中学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、確認テストを行い、改善を図りながら継続して実施します。

■　小学生については、当面は３年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ってまいります。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子ども未来教室出席率小学生（%）	94.8	94.8	94.8	94.8	94.8
子ども未来教室出席率中学生（%）	63.8	65.3	66.8	68.3	70.0

事業番号・事業名	１０８　いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 【事業番号６２　再掲】		
担当課	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１０９　教育相談・指導体制の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行います。

■　野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行います。

■　ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行います。

■　適応指導学級では、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指します。

【実績】（平成 30 年度）

■　ひばり教育相談・適応指導学級において保護者、学校と連携を図りながら悩みの解消、不登校の解消につなげました。（平成 30 年度実績　2,959 件）

■　野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校を訪問し、教育相談及び支援にあたりました。

■　ひまわり相談において、保護者の気持ちに寄り添いながら、未就学児の発達相談等に助言しました。（平成 30 年度実績　50 件）

事業評価・課題

■　各学校で教育相談の充実を図ります。

■　教育相談の内容は、個々により異なります。カウンセラー等専門的な知識を持つ者、関係機関と連携して対応できるよう相談体制をさらに充実していく必要があります。

■　保護者や学校・地域が手を携えて長期的に子どもを見守っていく体制が必要です。

今後の事業方針

■　教育相談を充実させるため，各学校の教育相談体制の構築への支援を行います。

■　有効な教育相談を目指すには、教師と子どもたちの信頼関係が重要なため、学級経営力を高める取組を進めます。

■　ひばり教育相談、適応指導学級において、保護者・学校と連携を図りながら、課題・悩みを抱える児童生徒の支援を実施します。

■　教職員向けの研修会・相談会を実施し、未就学児から思春期の生徒の課題や悩みに対応する力のスキルアップを図ります。

■　野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを配置し、反社会的な行為に起因する児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。

■　ひばり教育相談や学校，家庭で必要な情報を共有し相談体制の充実を図ります。

事業番号・事業名	１１０　体験学習等教育内容の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備等教育活動を支援する体制づくりを行っています。

■　東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　地域人材を活用した特別授業として、小学校では、農業体験やお囃子体験、稲刈り体験、車椅子・目隠し体験、かかし作り・かかし立て体験など多くの体験活動を実施することができました。中学校では、講師による校内の草花の観察学習や校外の自然観察体験、マナー講習会や着付け体験を実施しました。

■　619 の事業所において、職場見学・体験を実施させていただき、地域に根ざしたキャリア教育の体験学習を行うことができました。

■　東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の１つとして「特別授業」では、小学生 1,232 人、中学生 760 人が教授を始め、院生・学生の協力で、楽しい授業を体験することができました。また「学生・院生派遣事業」では、サタデースクール、オープンサタデークラブや放課後補習に学生支援ボランティアの支援をいただいきました。さらにキャリア教育では、みずき小、山崎小で研究室訪問を行い、159 人の児童が各研究室で教授より小学生にわかりやすく講義していただき、科学技術に興味関心を持つ機会となりました。

■　中学２年生対象のキャリア教育では、500 を超える事業所との連絡調整を行い、職場体験等を実施しました。

事業評価・課題

■　キャリア教育や読書環境、特別授業の実施、環境整備が充実しました。また、地域との合同行事や伝統文化体験、行事への参加等が、地域の実情や学校のニーズに応じて計画的に実施できるとよいと考えられます。

■　地域人材が、支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっています。

■　特別授業等で得られたノウハウや地域ボランティアとの交流をさらに活性化させる必要があります。

今後の事業方針

■　担当課と学校が多方面から地域住民への働きかけを行い、理解と協力を高められるよ報活動に努めます。

■　学校のニーズに合わせ支援内容を共有化し、学校支援地域本部の活動を推進します。

■　ＰＣ設置に伴い、司書の管理システムの研修を充実させ、読書環境を充実させます。

■　東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努めます。

■　「今後の事業方針」では学習効果を上げるために地域と協働で様々な体験学習の場を設定できるよう推進します

事業番号・事業名	１１１　学校外体験活動の推進		
担当課	公民館、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　公民館・生涯学習センター（令和元年 10 月から、野田公民館と中央コミュニティ会館を統合し、生涯学習センターと改称しました。以下同じです。）主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）や地域住民との交流を深めます。

■　また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図ります。

【実績】

＜公民館主催による講座＞

実施場所	講座	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
野田公民館	「エアロスポーツジュニアアカデミー」	6	75	6	97	6	50	6	53
	「忍者修行体験」	8	159	8	181	—	—	—	—
	「親子体験教室」	13	219	13	234	11	229	3	133
東部公民館	「冬休みチャレンジ講座」	1	79	1	70	1	49	1	70
南部梅郷公民館	「星空観察会」	2	83	2	182	1	52	—	—
	「生物多様性講座」	—	—	—	—	2	33	2	22
川間公民館	「生物多様性講座」	—	—	—	—	—	—	4	381
福田公民館	「子どもチャレンジ広場」	1	1800	1	2100	1	2020	1	2445
	「生物多様性講座」	—	—	—	—	—	—	2	34
関宿公民館	「関宿あおぞらまつり」	1	326	1	330	1	356	1	380
二川公民館	「学校支援講座」	24	525	22	438	22	646	22	369

＜子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室＞

市内 11 公民館

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数
48	3,005	47	3,008	53	3,056	54	3,270

事業評価・課題

■　少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いため、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければなりません。その中で、特に、各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができたと子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けています。

今後の事業方針

■　各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）や地域住民との交流を深めます。

■　さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていきます。

数値目標

＜公民館・生涯学習センター主催による講座＞

実施場所		令和２年度 回数（回） 人数（人）	令和３年度 回数（回） 人数（人）	令和４年度 回数（回） 人数（人）	令和５年度 回数（回） 人数（人）	令和６年度 回数（回） 人数（人）
東部公民館	「冬休みチャレンジ講座」	1 70	1 70	1 70	1 70	1 70
南部梅郷公民館	「生物多様性講座」	2 20	2 20	2 20	2 20	2 20
川間公民館	「生物多様性講座」	4 380	4 380	4 380	4 380	4 380
福田公民館	「子どもチャレンジ広場」	1 2,100	1 2,100	1 2,100	1 2,100	1 2,100
	「生物多様性講座」	2 30	2 30	2 30	2 30	2 30
関宿公民館	「関宿あおぞらまつり」	1 350	1 350	1 350	1 350	1 350
二川公民館	「学校支援講座」	22 480	22 480	22 480	22 480	22 480
生涯学習センター	「エアロスポーツジュニアアカデミー」	6 60	6 60	6 60	6 60	6 60
	「親子体験教室」	3 130	3 130	3 130	3 130	3 130

＜子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室＞

市内 10 公民館・生涯学習センター

令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数
51	3,100	51	3,100	51	3,100	51	3,100	51	3,100

事業番号・事業名	１１２　国際理解教育の推進		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　外国語活動・外国語の授業等にＡＬＴ（英語指導助手）や英語に堪能な地域人材を配置し、コミュニケーション能力の向上を図っています。

■　異国の歴史や文化理解を目的とした学校行事等で、ＡＬＴや地域外国人材をボランティアとして活用します。

■　学校教育全体をとおして、自分と異なる立場を尊重したり、他者への思いやりを理解したりする態度を育てます。また、他国との関係に目を向けながら、自国の歴史や伝統文化についての理解を深めていきます。

【実績】（平成 30 年度）

■　12 人のＡＬＴを直接雇用し、３人を中学校、９人を小学校に配置し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てました。また、英語に堪能な地域人材も活用し、外国語による児童のコミュニケーション能力の向上に役立てました。

■　希望する中学生を対象に「野田市イングリッシュキャンプ」を開催し、夏季休業中の２日間、ＡＬＴと互いの意見や思いを英語で通い合わせる活動を行いました。

■　ＡＬＴや地域外国人を、希望する市内小学校に派遣し、諸外国の文化について学習する行事を行いました。

■　オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業として、市内２校が千葉県指定を受け、国際的な視野に立って主体的に行動できる児童の育成を進めました。

事業評価・課題

■　ＡＬＴや地域人材を活用したより効果的な指導方法の改善や、配置計画の見直しを行うことで、児童生徒のコミュニケーション能力の一層の向上を図る必要があります。

■　外国語活動や英語科に限らず、各教科等で自国や他国の歴史・文化について理解を深めていく必要があります。

今後の事業方針

■　ＡＬＴや地域人材を有効に活用し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てます。

■　児童生徒が国際化の進展に対応できるようにするため、学校教育全体をとおして、国際理解教育の推進を図っていきます。

事業番号・事業名	１１３　文化センター事業の充実		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供します。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設けます。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
文化事業（件）	2	2	2	2

事業評価・課題

■　子どもや子どものいる家庭向けの文化事業を展開し、多くの来場者を得られました。

■　今後も事業の内容や周知方法等を検討し、一層の集客を図る必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術に子どもたちが参加し、体験できる機会の提供を図ります。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
文化事業（件）	2	2	2	2	2

事業番号・事業名	１１４　子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実		
担当課	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

＜10 公民館・生涯学習センター＞

■　「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図っています。

＜スポーツ推進課＞

■　市民駅伝競走大会を開催しています。

＜青少年課＞

■　子ども釣り大会・少年野球教室を開催しています。

【実績】　　参加者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども釣大会	380	546	476	494
少年野球教室	302	295	269	287

＜生涯学習課 11 公民館＞

■「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」

市内 11 公民館

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数
48	3,005	47	3,008	53	3,056	54	3,270

＜スポーツ推進課＞

■　市民駅伝競走大会を開催しました。　７部門　170 チーム　850 人参加

事業評価・課題

＜10 公民館・生涯学習センター＞

■　各公民館・生涯学習センターで実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができたと子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けています。

＜スポーツ推進課＞

■　市民駅伝競走大会では、多くの児童・生徒が参加しスポーツに親しむいい機会となっています。

＜青少年課＞

■　子ども釣り大会、少年野球教室ともに盛況であり、この事業を通じて子どもの健全育成に寄与しました。

今後の事業方針

＜10 公民館・生涯学習センター＞

■　「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設することにより夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていきます。

＜スポーツ推進課＞

■　今後も引き続き大会内容の充実を図ってまいります。

＜青少年課＞

■　今後も引き続き子ども釣り大会・少年野球教室を開催します。

数値目標

市内 10 公民館・生涯学習センター

＜子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室＞

令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数	コース	人数
51	3,100	51	3,100	51	3,100	51	3,100	51	3,100

事業番号・事業名	１１５　学校保健教育の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　生活習慣病健診を実施しています。

■　小児期における生活習慣病対策サマースクールを実施しています。

■　保健指導を実施しています。

■　薬物乱用防止教室を実施しています。

【実績】（平成 30 年度）

生活習慣病健診・利用者数（人）	1,185
サマースクール・参加者数（生活習慣病対策の一環）（人）	28
保健指導・希望利用者数（人）	114
薬物乱用防止教室・参加者数（人）	3,674

事業評価・課題

■　健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域に根ざした健康教育の取組が必要となっています。

■　生活習慣病健診の参加者はやや減少し、サマースクールの参加者は増加となりました。引き続き積極的な働きかけを行い健康・自分の体への意識を高める指導・支援が必要となっています。

今後の事業方針

■　今後も引き続き事業を実施していきます。なお、生活習慣病健診、サマースクールについては、参加者増加のための方策及び、効果的な活動内容を検討していきます。

事業番号・事業名	１１６　外部指導者を活用した運動部活動の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市内小中学校で、より専門的な部活動指導を展開するために、地域に住む各分野において学識、経験等に優れた人材を招いています。家庭、地域との連携を深め、学校教育の活性化を図っています。

【実績】（平成３０年度）

■　51 名の外部指導者が小学校９校、中学校９校に派遣されました。指導されたのはソフトテニス部、吹奏楽部、バレーボール部、卓球部、サッカー部、バトミントン部、野球部、太鼓部、剣道部の９つの部活動です。

事業評価・課題

■　各小中学校の部活動顧問と外部指導者が協力をし、充実した部活動指導を行うことができました。安全面については、今後も配慮を続けていく必要があります。

■　若い教職員が増えているため、部活動顧問も外部指導者の元で、専門的な知識、技量を身につけていく必要があります。

■　令和元年度より、部活動ガイドラインに則った指導を行うため、本市では部活動指導員を導入しました。現在、レスリング、ソフトテニス、２つの部活動指導員を２校に配置しています。

今後の事業方針

■　専門性豊かな地域人材を活用することにより、生徒の確かな技術の習得を目指すとともに、開かれた学校づくりを推進します。

■　多忙な状況にある教員がより効果的に部活動を指導するため、今後も活用していきます。

■　部活動指導員は来年度以降、増やしていく予定です。

事業番号・事業名	１１７　学校評議員制度の充実		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺っています。

・学校運営や教育活動に関する事項
・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項
・その他校長が必要と認める事項

【実績】（平成 30 年度）

■　市内全小中学校に 150 人の評議員が委嘱されています。

事業評価・課題

■　開かれた学校づくりを推進するには、保護者や地域住民等の意向を把握･反映するとともに、情報発信する必要があります。その点で学校評議員は地域と学校を結ぶパイプ役としての大切な役割が今後も期待されています。

■　今後は、地域の目で学校運営を点検･評価･支援することをより強力に推進し、学校が実施した自己評価の結果を評価する学校関係者評価について、中心となって進めていただくことが求められています。

今後の事業方針

■　地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるため、今後も保護者、地域住民、有識者等から１校につき５人以内の学校評議員を委嘱して実施します。

事業番号・事業名	１１８　幼稚園の施設整備の推進		
担当課	教育総務課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修しています。

【実績】

■　空調設備設置工事は、平成 29 年度に幼稚園全３園が完了しました。その他、施設の耐久性、安全性の確保と教育環境の整備を継続的に進めました。

（平成 27 年度）野田幼稚園網戸取付工事
（平成２８年度）野田幼稚園ウサギ小屋屋根改修工事
（平成 29 年度）関宿南部幼稚園内窓取付工事
（平成 30 年度）関宿中部幼稚園砂場縁枠取替工事

事業評価・課題

■　小中学校・幼稚園を含めた市の施設については、老朽化が進行している中で、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されることから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立った建物の維持管理に努めていくことが求められています。

　また、平成 25 年 11 月に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、文部科学省では、平成 27 年３月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、所管施設などの長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立学校施設などの適切な施設区分ごとに令和２年度までに個別施設計画を策定するように求められています。

今後の事業方針

■　個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていきます。

事業番号・事業名	１１９　学校施設整備の推進		
担当課	教育総務課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　児童・生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童･生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように､現状の施設を必要に応じて改修しています。

【実績】

■　校舎等の耐震補強工事は、平成 27 年度までにすべて完了しました。空調設備設置工事は平成 28 年度に中学校（11 校)、平成 29 年度に小学校（20 校）について実施し、市内すべての小中学校が完了しました。また平成 30 年度には、大阪府北部で発生した地震を受けて、危険なブロック塀等の安全対策を早期に行うための工事を実施しました。その他、トイレ改修工事（洋式便器設置、バリアフリー化）等を実施し、施設の耐久性、安全性の確保と教育環境の整備を継続的に進めました。

＜ブロック塀等改修・撤去工事＞
（平成 30 年度）
中央小学校ブロック塀等改修工事
投てき板解体工事（中央小学校、宮崎小学校、尾崎小学校、七光台小学校）
第一中学校ブロック塀撤去工事
フェンス改修工事（北部中学校、二川中学校）
福田中学校ブロック塀基礎前土復旧工事

＜トイレ改修工事＞
（平成 27 年度）第一中学校
（平成２８年度）南部中学校、北部中学校、二川中学校
（平成 29 年度）川間中学校、福田中学校、岩名中学校
（平成 30 年度）木間ケ瀬中学校、関宿中学校

＜その他の工事＞
（平成 27 年度）
東部小学校屋内運動場照明器具改修工事
屋内運動場ステージ照明改修工事（南部小学校他２校）
屋内運動場天井改修工事（みずき小学校他１校）
第一中学校武道場天井改修工事
（平成２８年度）
中央小学校階段手すり取付工事
中央小学校ことば相談室トイレ改修工事（洋便器に交換）
南部小学校トイレ手すり取付工事（南部小学校他１校）
山崎小学校トイレ改修工事（バリアフリー化）

（平成 29 年度）
山崎小学校屋内運動場照明器具交換工事
福田第一小学校屋内運動場照明器具交換工事
（平成 30 年度）
北部小学校第二プレハブ校舎改修工事
清水台小学校普通教室改修工事
清水台小学校トイレ改修工事（バリアフリー化）
山崎小学校階段手すり取付工事
南部中学校トイレ改修工事（バリアフリー化）
木間ケ瀬中学校屋内運動場改修工事
二川中学校体育館スロープ設置工事

事業評価・課題

■　耐震補強工事・耐震補強設計については、耐震化を早急に進めるため、財源が確実で、有利な国の補正予算、予備費を活用し、平成 27 年度をもって完了しました。また、トイレ改修工事については、平成 15 年度から実施計画に基づき進めており、国庫補助金やふるさと納税を活用した学校施設整備費等基金を活用し、平成 30 年度をもって当初の計画は完了しましたが、女子トイレの洋式化率が低い状況にあります。

小中学校・幼稚園を含めた市の施設については、老朽化が進行している中で、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されることから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立った建物の維持管理に努めていくことが求められています。

また、平成 25 年 11 月に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、文部科学省では、平成 27 年 3 月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、所管施設などの長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立学校施設などの適切な施設区分ごとに令和 2 年度までに個別施設計画を策定するように求められています。

今後の事業方針

■　個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていきます。

また、女子トイレの洋式化率 70%を目標として、さらなる洋式化に取り組んでまいります。

事業番号・事業名	１２０　公立幼稚園の機能の充実 【事業番号４８　再掲】		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１２１　幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化		
担当課	指導課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施しています。

■　５月・２月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動の計画や取り組み状況等を発表し合い、反省をまとめています。

【実績】（平成 30 年度）

■　就学前の生活環境、就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう保育所･幼稚園･小学校が連携し、お互いの活動状況についての共通理解を図り、教育内容の充実を図りました。

事業評価・課題

■　年間２回の連絡会で直接顔を合わせ話し合う機会を持つなど、計画的な交流活動をとおして、情報交換が効果的に行われました。

■　遠距離のために交流活動の実施が難しい場合の情報交換の持ち方を確認することができました。

今後の事業方針

■　就学前の教育内容の充実及び就学前の生活環境･就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携していきます。

３）家庭や地域の教育力の向上

核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化する中、家庭における教育の力を向上させるため、就学前から中学生までの児童・生徒を養育する保護者を対象とした家庭教育学級の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子育てを支えていく観点から、地域における教育力の向上を図るため、世代間や高齢者福祉施設における交流、地域や職場における体験の機会の充実やスポーツ拠点の整備を推進します。

事業番号・事業名	１２２　家庭教育学級の整備・充実		
担当課	公民館	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱いている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図っています。

■　引き続き小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習しています。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めています。

■　平成 29 年度より「公民館に集まろう！みんなのすくすくひろば」を開設し、「保護者同士の交流の場」や「子育ての不安や悩みを相談できる場」の提供をしています。

【実績】

講　　座	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
家庭教育学級（小学コース）８コース	44	5,258	45	5,702	46	5,777	46	5,960
家庭教育学級小学コース運営委員会８コース	8	226	8	239	8	239	8	201
家庭教育学級（幼児コース）２コース	11	316	11	288	11	178	11	243
就学児健康診断時家庭教育講演（小学校）	19	1,210	20	1,302	20	1,286	20	1,142
出前家庭教育講演（中学校）	11	2,371	10	1,411	11	1,214	11	1,129
すくすくひろば（H29　３ｺｰｽ　H30　２ｺｰｽ）	—	—	—	—	18	248	16	171

事業評価・課題

■　就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めました。今後も、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。

■　また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいですが、参加できない親もいるのが実情です。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。

今後の事業方針

■　小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習します。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めます。

事業番号・事業名	１２３　世代間交流事業の充実 【事業番号３９　再掲】		
担当課	青少年課、指導課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１２４　岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流 【事業番号６４　再掲】		
担当課	指導課、高齢者支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１２５　野田市総合公園の整備		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　総合公園体育館バスケットボード修繕を行いました。
■　総合公園体育館バスケットゴール修繕を行いました。
■　総合公園陸上競技場ウレタン舗装修繕を行いました。
■　総合公園水泳場ろ過ポンプ修繕を行いました。

事業評価・課題

■　今後も老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施していきます。

今後の事業方針

■　総合公園水泳場流水ポンプ修繕工事、総合公園体育館電気設備高圧ケーブル改修工事、総合公園庭球場人工芝修繕工事等を行います。

事業番号・事業名	１２６　野田市スポーツ公園の整備		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供しています。

【実績】（平成２７年度から３０年度）

■　市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理を行いました。

■　野草、樹木、昆虫の各観察会を実施しました。

■　水田でのもち米栽培、かかし作りを実施しました。

事業評価・課題

■　三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できました。

今後の事業方針

■　「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け、維持管理やイベント等の開催を実施していきます。

事業番号・事業名	１２７　春風館道場の整備		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　平成 21 年度に春風館道場（柔剣道場）の耐震改修工事を実施し、平成 22 年度には道場敷地内に弓道場を建設することにより、子どもたちが武道に親しむことができる場所を提供しています。

【実績】（平成 30 年度）

■　子どもたちを対象とした剣道、空手、合気道等の練習の場を提供しました。

事業評価・課題

■　今後も広く子どもたちが武道に親しむ場を提供していく必要があります。

今後の事業方針

■　柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供していきます。

事業番号・事業名	１２８　キャリア教育を通しての地域教育力の向上		
担当課	指導課、商工課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組んでいます。

■　小学校６年生による職場見学、中学校２年生による３日間連続の職場体験を実施しています。

■　地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会で呼びかけています。

【実績】（平成 30 年度）

■　市内中学２年生が職場体験を実施しました。（11 校）

■　市内小学６年生が就業密着観察学習を実施しました。（15 校）

■　小中学校９年間を見通したキャリア教育の充実を図りました。

■　地域の社会人をキャリアアドバイザーとして招いての講話を各学校で実施しました。

■　619 の事業所が小学校又は中学校の体験を受入れ、地域による教育の機会を提供しました。

■　地域の方の協力をいただき、農業体験や伝統文化の体験学習やマナー講座、自然観察学習などの体験学習を実施しました。

事業評価・課題

■　「キャリア教育」の有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていくよう、より一層の働きかけが必要となっています。

■　体験はきっかけであり、事後につながる指導を各校で工夫して取り組んでいくことが、地域教育力の向上につながると考えられます。

■　「地域の子どもは地域が育てる」という考えを基に、９年間の見通しをもった計画や地域との関わり方を工夫していくことが必要となっています。

今後の事業方針

■　職場体験・職場訪問を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくります。

■　職場体験・職場訪問を実施することにより、地域において子どもと大人が互いに知り合い、声をかけ合う、さらに地域の子どもを地域で育てるという意識の高揚に努めます。

■　小中連携を核とした上級学校体験学習を工夫し、上級学校で「もっと学びたい」という意欲を培うことに努めます。

４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

地域住民、関係団体等と連携し、青少年センターを中心に、有害環境の浄化活動に取り組みます。また、青少年の健全育成を目的とした講演会の充実を図ります。

さらに、近年のインターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネット上のいじめや学校の裏サイト、性、暴力などの有害情報等に関する不適切な利用から児童を守るため、情報モラルを向上させるための教育を推進します。

事業番号・事業名	１２９　青少年センターの機能の充実 【事業番号３７　再掲】		
担当課	青少年センター	事業区分	既存

事業番号・事業名	１３０　青少年問題行動防止活動の推進		
担当課	青少年センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　青少年の健全育成を目的とした大人向けの講演会を実施しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
主な講演内容	ペアレンタルコントロールについて	低年齢化するインターネット利用問題	ネットトラブルの現状	ネットトラブルの対応
参加者数	64	56	66	64

事業評価・課題

■　子どもたちが利用しているネット情報の現状に触れ、生徒指導の先生を含め保護者（大人）として無関心ではいけないことを確認し、ペアレンタルコントロール能力の向上につながることができました。

■　講演会に参加していない保護者のスキルアップをどう図っていくのか検討する必要があります。

今後の事業方針

■　保護者・ＰＴＡを中心に「フィルタリングの必要性」「管理責任の必要性」について学ぶ機会を増やし、啓発に努めます。

事業番号・事業名	１３１　情報モラル教育の推進		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市主催教員向けの ICT（情報通信技術）活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努めます。ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努めます。

【実績】（平成３０年度）

■　各校の実態に応じて市で提携している情報モラルサービス等を活用し、児童生徒や保護者を対象に情報モラル教室を実施しました。

■　いじめ通報アプリ「STOP　IT」を導入し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進めます。併せて、全校中学１年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施します。

事業評価・課題

■　市内各小中学校において実態や発達段階に応じた情報モラル教育が進められています。

■　家庭の指導力向上が課題です。保護者向け研修会を実施し、ますます家庭における情報モラルの向上を進めます。

■　SNS におけるいじめなどの人権侵害が生徒指導上の問題となるケースがあるので、引き続き指導が必要です。

今後の事業方針

■　いじめ通報アプリ「STOP　IT」を活用し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進めます。併せて、全校中学１年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施します。

■　専門的知識を持つ外部講師を活用し、児童生徒・家庭に向けた授業、職員への研修をより一層進めます。

2　子ども等の安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に巻き込まれることがないよう、交通安全教育の充実を図るとともにチャイルドシートの利用促進を図ります。また、地域における防犯の取組や、警察等関係機関との連携による防犯体制を構築し、市民全体が一体となって子どもを犯罪や事故から守ります。

自然災害においても、自主防災組織や教育機関等の連携により、子どもが迅速に避難できる体制を構築します。

また、万が一犯罪等の被害にあった子どもには、警察や児童相談所等の関係機関との連携のもと、適切な対応を図ります。

具体的な施策項目としては、①子どもの交通安全を確保するための活動の推進、②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、③被害にあった子どもの保護の推進の３項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育を推進するため、交通安全推進隊などのボランティアと連携し、地域全体で交通事故を防ぐ体制づくりを推進します。

また、チャイルドシートの正しい着用方法の啓発や貸出事業を推進するなど、着用の促進を図ります。

事業番号・事業名	１３２　幼児・園児に対する交通安全教育		
担当課	市民生活課、学校教育課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と野田交通安全協会が、毎年市内の保育所や幼稚園に出向き交通安全教室を実施し、幼児や園児に対して正しい交通ルールの手本を示し、交通安全に対する親子での理解を深めるとともに、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいます。

【実績】

■　交通安全教室の実施件数（①）、参加人数（②）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	①	②	①	②	①	②	①	②
保育所（園）	17	2,125	20	2,286	21	2,344	21	2,289
幼稚園	3	213	2	175	3	170	3	166

事業評価・課題

■　交通事故は減少傾向にあるものの、依然として後が絶えない状況にあることから、幼児から高齢者までの交通安全教育、各地区の指導者における交通安全活動等の事業推進が求められています。

今後の事業方針

■　引き続き交通安全教室を実施し、さらに交通安全協会等による交通安全推進活動を実施しながら、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいきます。

事業番号・事業名	１３３　チャイルドシート着用の推進		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実施時に街頭キャンペーン等により、広報啓発に努めます。

【実績】

■　交通安全運動実施時に広報啓発活動を年４回実施しました。

■　春の全国交通安全運動実施時に出動式及びパレード・街頭キャンペーンを実施しました。

事業評価・課題

■　チャイルドシート着用の推進について交通安全運動実施時に広報啓発活動を実施していますが、更なるシートベルト着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努める必要があります。

今後の事業方針

■　交通安全運動実施時に広報啓発活動等を実施し、チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努めていきます。

事業番号・事業名	１３４　チャイルドシート貸出事業の推進		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市内に在住の６歳未満の乳幼児を対象に６か月（1 回延長可能で最長１年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長３か月のチャイルドシートを貸し出します。

【実績】（平成 30 年度）

貸出件数（件）	345
チャイルドシートの老朽化に伴う入れ替え台数（台）	0

事業評価・課題

■　チャイルドシートの老朽化に伴う入れ替えを、引き続き実施する必要があります。

今後の事業方針

■　交通安全の普及啓発とともに、健康で安全な子育て支援の促進を図るためチャイルドシートを貸し出します。

■　引き続き老朽化に伴う入れ替えを実施します。

２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが巻きこまれる犯罪を未然に防ぐため、被害者とならないための講座やセミナー等の開催による啓発事業を充実させるとともに、防犯推進員や保護者のボランティア活動、安全安心メールの配信など、市が一体となって子どもの安全を確保する取組を推進します。

また、地震や集中豪雨等の自然災害の被害からも子どもを守る必要があるため、各地域で自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、各学校で防災計画を策定し、子どもの安全確保の推進を図ります。

事業番号・事業名	１３５　青少年の消費者問題対策の推進		
担当課	市民生活課、青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　消費者被害を未然に防ぎ、最小限にとどめるため、消費者相談窓口である消費生活センターのＰＲを行い、気軽に相談できることを周知します。また、消費生活展、消費生活セミナー、高校への出前講座等を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めます。

【実績】

■　消費生活センターのＰＲとあわせ、消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに消費者問題について広く市民に啓発を図りました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
消費生活展（回）	1	1	1	1
消費生活セミナー（回）	1	1	1	1
出前講座（回）	6	12	6	11

事業評価・課題

■　消費生活センターの事業内容等についてＰＲをしていますが、青少年に係わりのある団体等からの出前講座の申込みは減少しており、野田市教育委員会等の関係機関と連携して推進する必要があります。

今後の事業方針

■　消費生活センターのＰＲとあわせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施していきます。

【目標】

	各年度
消費生活展（回）	1
消費生活セミナー（回）	1
出前講座（回）	随時

事業番号・事業名	１３６　子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施		
担当課	防災安全課、指導課、青少年課	事業区分	既存

事業の内容・実績

＜防災安全課＞

■　野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動を実施します。

■　防犯推進員（警察官経験者）による「まめばん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室を実施します。

■　安全安心メール防犯情報を配信します。

■　防災無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送します。

＜指導課＞

■　児童生徒を守るため情報共有の流れを構築します。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応します。

＜青少年課＞

■　学校等から提供された不審者情報を基に野田市子ども安全メールを配信しています。

■　個人、会社等に「子ども 110 番の家」への協力をお願いしています。

■　小中学校を始め関係機関との会議に参加し情報共有を図っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
メール配信件数	31	41	28	50

【実績】（平成 30 年度）

＜防災安全課＞

■　野田市防犯組合に設立された 17 の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施されました。また、10 月開催の防犯組合情報交換会では、各支部間の交流と情報交換による防犯力の向上を目的に各支部での取り組みを話し合いました。

■　防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後２時から午後７時まで防犯推進員を配置し業務にあたりました。

北部まめばんの平成 30 年度利用件数　　延べ 215 件

■　青色回転灯搭載の防犯パトロール車２台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ　244 日間実施しました。

■　安全安心メール防犯情報を 51 件配信しました。

■　防犯推進員による防犯教室を市内全 20 校の小学校で実施し、犯罪から身を守る方法

を指導しました。

＜指導課＞

■　子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行いました。特に、学校からの防犯の観点による通学路の改善要望をとりまとめ、関係各課と連携して進めました。防災安全課と連携した防犯推進員による防犯教室を全小学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく、子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努めました。

■　学校警察連絡会において情報を共有し、防犯体制の強化に努めます。

＜青少年課＞

■　不審者情報の多発から防災行政無線を利用し、子どもの見守り放送を行っています。

事業評価・課題

＜防災安全課＞

■　市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が継続的に実施され、市内の平成 30 年の犯罪件数は 1,107 件で前年より 146 件減少しました。

＜指導課＞

■　児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応しました。

■　学校警察連絡会において情報を共有し、学校での防犯体制の強化を図ってきました

＜青少年課＞

■　不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができました。引き続き各学校との連携により不審者情報の速やかな配信を行うとともに、関係機関との情報交換や発生防止、抑止に向けて協力を行う必要があります。

■　学校警察連絡協議会事業により犯罪等の被害から子どもたちを守る為の各種事業について、引き続き協力を行う必要があります。

今後の事業方針

＜防災安全課＞

■　防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していきます。

■　防犯推進員による「まめばん」での在所警戒及び防犯パトロールを実施していきます。

■　防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図ります。

■　防犯推進員による防犯教室を小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導して参ります。

■　安全安心メールにより、市内犯罪発生情報を配信していきます。

■　防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送していきます。

＜指導課＞

■　子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行います。地域としての防犯意識を高めるため、各学校に地域と連携・協働を働きかけます。

＜青少年課＞

■　家庭、地域、学校での情報の共有化を図り、児童生徒の安全安心に役立つ情報を引き続き配信していきます。

■　野田市学校警察連絡協議会との連携を継続していきます。

事業番号・事業名	１３７　子どもに配慮した防災対策の推進		
担当課	防災安全課、指導課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

＜防災安全課＞

■　災害時においては、自主防災組織における共助により子ども（乳幼児）の被害を防ぐことができるように自主防災組織設立を推進し、資機材購入費補助等を実施しています。

■　安全安心メール防災情報の配信を行っております。

＜指導課＞

■　各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組みます。特に、着実に避難訓練を実施する等防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作ります。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成します。

＜保育課＞

■　保育所においては、年 12 回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図っています。さらに火災や地震だけではなく風水害の訓練に加え、不審者対応避難訓練や保護者引渡し訓練を実施し、不審者に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知します。

【実績】（平成 30 年度）

＜防災安全課＞

■　防災会議委員は、子どもや女性、高齢者、障がい者に配慮した地域防災計画とするために女性の委嘱を進めています。委員 34 名のうち女性は 12 名となり、割合は 35.3%となっております。

■　自主防災組織設立に向けた講習会等を実施し、平成３０年度は３団体の自主防災組織が設立されました。

■　安全安心メール防災情報の配信をしました。

■　子ども等に配慮した地域防災計画で被害想定を見直し、幼児用オムツや粉ミルクなどの備蓄を推進しました。

＜指導課＞

■　各学校の防災計画の見直しを行い、災害時の対応について改善を図りました。

■　ワンポイント避難訓練の実施等、より実践的な訓練になるよう改善を図りました。

■　市内 10 校（小学校６校、中学校４校）に緊急地震速報受信装置を設置し、緊急地震速報の受信環境を整備しました。

＜保育課＞

■　日頃から実施していた訓練が東日本大震災時に生かされたことから、今後も震災発生時に迅速な対応等ができるよう、毎月の訓練を以前にも増して力を入れて実施しました。また、携帯電話からの一斉メールをはじめ、災害等発生時における緊急連絡網の見直しを行いました。

■　公立保育所（10 か所）、私立保育所（12 か所）で各保育所ともに年 12 回（毎月１回）以上の避難訓練を実施しました。

事業評価・課題

＜防災安全課＞

■　自主防災組織は平成 17 年度以降、毎年平均 10 数団体が設立され、平成 30 年３月末現在で 217 団体が設立し組織率が 49.4%となっています。

＜指導課＞

■　東日本大震災等により各校の防災意識を継続して持ち続けている。今後も風化させずに継続的に防災教育に努めていく必要があります。特に学校・子どもたちと地域の関わりについて意識するよう指導していく必要があります。たとえば、地域の方と挨拶をするなど、日常的に地域と関わっていくことが大切です。

＜保育課＞

■　保育所においては防災に対する避難訓練の実施と併せて、職員、保護者の防災意識を高める必要があります。また、保護者へ対しては、火災や地震だけではなく、風水害や不審者対応等についての意識をより高めてもらう必要があります。

今後の事業方針

＜防災安全課＞

■　子ども等に配慮し、計画を修正していきます。

■　引き続き自主防災組織設立を推進していきます。

■　安全安心メールにより防災情報を配信していきます。

■　子どもに配慮した備品（幼児用オムツ、ウェットティッシュ、粉ミルク、哺乳瓶）を配備していきます。

＜指導課＞

■　各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組みます。平成 29 年度に川間中学校が「避難所対応」をテーマとして、県指定の研究に取り組み、生徒が保護者や地域住民と一体となった、地域ぐるみの防災体制づくりに努めた内容など、各学校で参考にし、防災計画などの見直しを図ります。

■　避難訓練については、ワンポイント避難訓練や緊急地震速報受信を想定した訓練を実施し、より実践的な訓練を実施していきます。

＜保育課＞

■　保育所では防災計画に従い避難訓練を実施して、災害等に対して備える意識を高めるとともに、大震災の教訓を生かし保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していきます。また、火災や地震だけではなく風水害に対する訓練を実施し、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者への周知徹底を図っていきます。

事業番号・事業名	１３８　子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進		
担当課	指導課、保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努めます。

■　「子ども 110 番の家」の協力を広めています。

■　幼稚園や保育施設等の未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保については、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、安全点検を実施し必要に応じて安全対策を講じます。

【実績】（平成 30 年度）

■　地域に合わせた安全指導として、各小学校の PTA が、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施しました。

■　登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施しました。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をしました。

■　不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に情報を提供しました。

■　登下校の安全指導は各校において行いました。

■　学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用しました。

事業評価・課題

■　登下校時における地域や保護者への安全指導の協力依頼は、時間的に難しい面もあります。

■　学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携をとって問題行動に対応することができました。

■　幼稚園や保育施設等の未就学児が参加する園外活動については、安全性が第一であることを常に意識しながら実施する必要があります。

今後の事業方針

■　不審者情報については各課と連携をとり情報を共有します。

■　登下校の安全指導は各校に依頼します。

■　学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用します。

■　未就学児が集団で移動する経路等については、子どもたちの安全を守るため定期的に安全点検を実施し、関係部署と連携を図りながら安全対策の取組を進めます。

３）被害にあった子どもの保護の推進

犯罪などの被害にあった児童の保護体制を充実させるため、警察や児童相談所、庁内関係各課との連携を強化します。また、学校や児童委員等との連携も強化し、地域における支援体制の充実も図ります。

事業番号・事業名	１３９　被害にあった子どもの保護の推進		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし保護を児童相談所に送致します。

■　重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　虐待ケースで柏児童相談所が一時保護した人数 22 人
　（うち、施設入所した児童　２人）

■　虐待以外のケースで柏児童相談所が一時保護した人数　８人
　（うち、施設入所した児童　０人）
　※入所先決定までの一時保護者や親の一時躁鬱に対する一時保護

事業評価・課題

■　柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の見直しを行い、関係機関の連携強化を図っていく必要があります。

■　市には一時保護の権限はないことから、一時保護を視野に入れた柏児童相談所への送致依頼をするとともに、役割分担についても明確化する必要があります。

今後の事業方針

■　児童虐待に関する情報提供等があった場合、48 時間以内に子どもを目視により直接確認するとされているが、野田市においては原則当日に行うこととし、柏児童相談所職員の同行、同席も依頼します。

■　緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、他に優先する手段を取る明確な理由がない場合、ただちに立ち入り調査・一時保護を児童相談所または身柄付き送致を警察署に要請します。

3　要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

年々増加する児童虐待相談への対応について、「野田市児童虐待防止総合対策大綱」の「児童の安全を最優先する」市の方針に基づき、虐待の未然防止と虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議の３層構造で構成する「野田市要保護児童対策地域協議会」において、実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しを行うことにより、関係機関の相互の連携、協力体制の構築を図ります。

また、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、ひとり親家庭の経済的な自立支援について推進します。

障がいのある児童への対応については、施設等における取組の充実を図るとともに、発達障がいを持つ児童では、就学児童における特別支援教育のシステムとともに、「子ども支援室」による相談体制により、個々の児童の発達に対応した支援に取り組みます。

具体的な施策項目として、①児童虐待防止対策の充実、②立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携、③発生予防、早期発見、早期対応、④ひとり親家庭等の自立支援の推進、⑤障がい児施策の推進の５項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）児童虐待防止対策の強化

児童虐待の実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的な見直しを図り、進行管理を実施しているケースごとに主担当、関係機関の役割分担、個別支援会議の必要性を議論する場にかえるとともに、児童虐待管理システムを導入し、柏児童相談所をはじめ関係機関がシステムを通じてつながることにより、情報共有の強化を図ります。

また、野田市と柏児童相談所の連携に特化した児童虐待対応マニュアルを作成し、その後学校や警察等との連携についても分冊としてマニュアルを作成することで、各機関の連携強化を図ります。

さらに、子ども家庭総合支援課を児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、18 歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦を切れ目なく継続的に支援していくことと併せて、DV と子どもの虐待は関係性が強いことから、DV 相談も同時に実施し、虐待の未然防止に努めます。

事業番号・事業名	１４０　児童虐待防止対策の強化		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応にあたり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図っています。

- 要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関連のあるＤＶ被害者支援も行う子ども家庭総合支援課の新設
- 教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
- 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- 母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進
- 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- 虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底
- 学校等から依頼があった場合の、警察官ＯＢの同行訪問の実施
- 児童相談所全国共通ダイヤル『189』のリーフレットの市内全戸配布
- ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
- 児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営
- 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- 毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
- 野田市児童虐待防止総合対策大綱の見直し（令和２年度）
- 虐待防止対応マニュアルの改訂（令和元年度、関係機関についての分冊は２年度）
- 連携強化、情報共有を図るための、児童虐待管理システムの導入（柏児童相談所を含む）

【実績】（平成 30 年度）

児童虐待相談対応件数（延べ件数）	3,408
児童虐待相談受付電話「子どもSOS」受付件数（件）	17

■　要保護児童対策地域協議会は、代表者会議 2 回、実務者会議 13 回、個別支援会議 13 回、関係機関への研修会１回（参加者 76 人）を開催しました。

■　進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月１回書面による情報交換を開始しました。（依頼機関 54 か所　情報交換数延 1,190 件）

■　11 月の児童虐待防止推進月間には、「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催し、優秀作品を掲載した啓発チラシを自治会、市内の児童生徒及び医療機関等に配布し、緊急時の連絡先を掲載することで啓発効果のアップを図りました。（応募総数 601 点）

また、児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業者３か所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図りました。（マグネットシート装着 108 枚、バスマスク装着 10 枚、懸垂幕２枚）

■　保健センターの乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、虐待リスクの未然防止のため、育児支援家庭訪問事業につなげました。（6 件）

事業評価・課題

■　通報後 48 時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底することにより、虐待の重篤化の防止を図りました。

■　要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。

■　虐待防止対応マニュアルについては、柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成のうえ、毎年度内容を見直しするとともに、学校や警察等との連携についても分冊等により個別のマニュアルを作成していきます。

今後の事業方針

■　今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応にあたります。また、引き続き全ケースの進行管理を行い、ケースの掘り起こしや虐待の重篤化の防止に努めていきます。

■　「居住実態が把握できない児童」の所在確認に関しては、引き続き以下のとおり対応します。

① 最初にケースを把握する関係部署（保健センター・教育委員会等）が速やかに子ども家庭総合支援課に報告

② 必要な情報を関係部署や関係機関から収集

③ 得られた情報を要保護児童地域対策協議会で共有して対策を協議

④ 必要に応じて児童相談所や警察に対応を依頼

※システムの各段階において、児童の所在を迅速に把握していきます。

■　子ども家庭総合支援課は、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として、18 歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦を継続的に支援していきます。

■　虐待と関連性の強いＤＶ支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。

事業番号・事業名	１４１　子ども家庭総合支援拠点		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、18 歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけています。

　また、従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施しています。

事業評価・課題

■　子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要があります。

今後の事業方針

■　広く市民に子ども家庭総合支援拠点の事業を周知し、18 歳までの全ての子どもとその家族や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

事業番号・事業名	１４２　子育て短期支援事業		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	新規

事業の内容・実績

■　保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かっています。

【実績】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
利用者数（人）	4	5	5	3
利用日数（日）	16	50	32	9

事業評価・課題

■　虐待の防止に効果的な事業として、母親の育児疲れによるレスパイトのための利用を行うことで、支援ができました。

■　利用者数の伸び悩みがあり、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点や家庭児童相談室での相談等から、積極的に支援につなげていく必要があります。

今後の事業方針

■　保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、さらに、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図ります。

２）立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携

野田市においては、児童虐待の通報後 48 時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底します。

また、「他に優先すべき明確な理由がない場合は、直ちに立入調査を要請する」との基本方針に基づき、児童相談所及び関係機関と連携を図ります。

さらに、専門性の高い相談業務にも対応できるよう、県児童相談所との情報交換を定期的に行うとともに、相談に当たる職員の資質の向上を図ります。

事業番号・事業名	１４３　千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　要保護児童対策地域協議会実務者会議では、毎月、全ケースについて情報交換を行うとともに、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、個別支援会議の開催が必要となった案件については、速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図っています。

　また、更なる連携の強化のため、柏児童相談所に市の児童虐待管理システムを専用回線でつなぎ、端末を設置いたしました。

【実績】（平成 30 年度）

■　対応が困難なケースについては随時援助を依頼し、助言及び同行訪問等の協力を持っています。また、必要に応じてケース送致することで、次の段階の対応に進めています。

　　援助依頼件数　　５件

　　送致件数　　９件

事業評価・課題

■　新規及び継続中の困難ケースへの対応に関して、専門性の高い見解や援助技術についての助言を受け処遇方針を決定しました。

■　実務者会議を抜本的に見直し、会議は柏児童相談所、野田警察署出席の下、個々の案件に対し、詳細な情報を共有するとともに、主担当や役割分担等を協議し、連携の強化を図りました。

今後の事業方針

■　今後も継続して相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れます。

■　柏児童相談所との連携に特化した、児童虐待防止対応マニュアルの活用により、情報の共有及び連携の強化を推進し、毎年度更新します。

３）発生予防、早期発見、早期対応

児童虐待の発生を予防、早期発見、対応するため、乳幼児健診や訪問指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を強化し、支援の必要な家庭の把握に努め、養育支援によるフォローに適切につなぐ体制について推進します。

また、所在を確認できない児童の早期把握のための関係機関との連携システムを構築しており、その履行に確実に取り組んでいきます。

事業番号・事業名	１４４　要支援家庭の早期発見・早期対応		
担当課	子ども家庭総合支援課、保健センター	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生のリスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努めています。

■　家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努めています。

■　養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとりました。

■　教育委員会内指導課に分室を設置し、小中学校、幼稚園及び保育所を訪問し、子どもに関する情報を聞き取ることにより、早期発見につなげました。

事業評価・課題

■　ハイリスクケースの母子等に対しては保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況、未受診児の状況の把握に努め、継続して支援する必要があります。

■　早期発見のためには、地域の声も大切であることから、更なる啓発活動の推進を図る必要があります。

今後の事業方針

■　虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援訪問事業につなげる等、関係機関との連携をさらに強化します。

■　所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携体制を強化します。

■　要支援と考えられる家庭について、関係機関と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

■　通告を受理した場合は、国が規定する 48 時間以内ではなく、当日に即対応します。

事業番号・事業名	１４５　乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業 【事業番号８　再掲】		
担当課	保健センター	事業区分	既存

４）ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭等への支援については、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）」に基づき、経済的自立と児童の健全育成に向けた支援の充実を中心に施策を推進します。

経済的支援に関する制度である児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度、野田市独自の養育者支援手当等の各制度について、国の制度を踏まえた改正と情報提供を始め、就労と収入増に向けた相談などの支援や母子寡婦福祉会の交流などに取り組みます。

事業番号・事業名	１４６　ひとり家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　ひとり家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努めています。

■　母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

■　ひとり親家庭相談：　804 件　（母子・父子自立支援員による相談）

■　婦人相談　　：　116 件　（婦人相談員による相談）

■　市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載

■　「ひとり親家庭支援のしおり」（平成 30 年６月改訂版）を作成

■　母子・父子自立支援員研修会（庁内講師により平成 31 年２月 15 日開催）

実施日：平成 31 年２月 15 日（金）

内　容：就学援助制度について
就園奨励費制度について
奨学金について
転出入手続について
学区外就学について

講　師：学校教育課職員

■　野田市母子寡婦福祉会に委託して「ひとり親家庭等情報交換事業」を実施（全８回実施）し、128 人の親子が参加し交流を深めました。

■　野田市母子寡婦福祉会の会員数 172 人

事業評価・課題

■　平成 30 年度に実施したひとり親家庭等の支援に関する意識調査の結果によると、制度の周知度や利用状況が低調なものが多く、子育てや就労に関する支援制度について周知徹底を図る必要があります。

■　若い会員の母子寡婦福祉会への加入促進については、プライバシーの重視などの観点から難しい面もありますが、引き続き団体事業の紹介などを通じ積極的に行う必要があります。

今後の事業方針

■　引き続きひとり親家庭に対する支援策について、特に母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応に努めるほか、母子寡婦福祉会の事業による会員相互の交流等の機会拡充を図っていきます。

■　平成30年度実施の意識調査の結果から、特に母子家庭の母の就労収入が低く、依然として厳しい経済状況が続いており、資格の修学等による転職や収入アップの意向が強いことから、収入増に向けた資格の取得やスキルの向上のための支援が必要です。

■　令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）」の基本目標「情報提供・相談機能・支援体制の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	１４７　ひとり親家庭等の就労支援の拡充		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進しています。

■　職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図っています。

■　平成 28 年７月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っています。

■　自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭を支援しました。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就業支援講習会	17	16	14	11
自立支援教育訓練給付金事業	1	3	2	4
高等職業訓練促進給付金	9	11	9	11
母子自立支援プログラム策定事業	23	25	16	26
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	-	-	0	0

事業評価・課題

■　平成 30 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果によると、母子家庭の母の就業形態は「パート・アルバイト等」が 45.7%、「正規の職員・従業員」が 36.7%であること、また就職や仕事の問題解決のために必要な支援策として、「訓練受講などに経済的な支援が受けられること」が最も多く 44.2%となっています。このため、正社員となれるスキルの向上を含めた就労支援の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(H25.3.1)の施行により、各事業の対象に父子家庭が加わったことから、父子家庭に対する制度の周知や適切な相談対応に努めます。

■　特に就労収入の低い母子家庭の母がより高収入を得られるよう就業し、自立した生活を送るため、母子・父子自立支援員が無料就労紹介所やハローワーク等と連携し、よりきめ細かい自立支援プログラムを策定する事業を推進します。また、職業訓練センターを活用した就業支援講習会や高等職業訓練促進給付金等支給事業等の活用推進に努め、資格の取得やスキルの向上の支援に努めます

■　令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）」の基本目標「就業支援の拡充」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	１４８　ひとり親家庭等の子育て支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図っています。

【実績】

＜ひとり親家庭等日常生活支援事業　利用件数＞

利用件数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援（件）	9	10	5	3
生活援助（件）	1	1	0	1

＜ファミリー・サポート・センター利用料助成　（ひとり親家庭）＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用登録世帯数（件）	21	21	16	13
利用料助成世帯数（件）	19	19	12	10
延べ利用時間（時間）	1225.5	1199.5	636.9	424.5

事業評価・課題

■　平成 30 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、仕事と子育てに関する悩みについて、「残業などで帰宅が遅く、家で待っている子どもが心配」と「子どもの急な病気などでも、仕事をあまり休むことができない」を合わせると母子家庭が 39.3%、父子家庭が 45.4%と高く、上記のような事業のニーズはあるものの、認知度が高いとはいえないため、周知の徹底が必要です。

今後の事業方針

■　引き続きひとり親家庭に必要な子育て支援や生活支援を行い、求職活動時や残業時等の子育てをフォローしていきます。

■　税法上、寡婦控除が適用されない未婚の母等について、保育料等の策定にあたり不利にならないよう「みなし適用」することについて適用する事業を検討し、引き続き実施します。

■　令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 4 次改訂版）」の基本目標「子育て支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	１４９　ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号８９　再掲】		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１５０　ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月１回実施しています。また、弁護士による「養育費等個別法律相談会」を実施しています。

【実績】

無料法律相談事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数（件）	16	21	20	27

養育費等個別法律相談会	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数（回）	1	1	1	3
参加者数（人）	9	7	7	12

事業評価・課題

■　平成 30 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、「養育費確保のための無料法律相談」について、「役に立った」、「知っている」を合わせると母子家庭が 51.1%、父子家庭が 18.3%となっています。

　しかし、養育費の取得については、「現在も受けている」のは母子家庭が 25.2%、父子家庭は 1.7%で、「受けたことがあるが現在は受けていない」のは母子家庭が 11.1%、父子家庭が 3.4%となっており、依然として取得している割合が低い状況ですが、養育費の取り決めをしていない理由として母子家庭は「相手と関わりたくないから」の割合がトップであることから、個々の事情に応じた相談対応が必要です。

今後の事業方針

■　養育費取得のため、引き続き相談事業を推進します。

■　子どもの育成の面からも重要な面会交流について、県の事業などの周知を図っていきます。

■　令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）」の基本目標「養育費確保のための支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

事業番号・事業名	１５１　ひとり親家庭等の経済的支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者支援手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努めています。

■　養育者支援手当については、平成 26 年 12 月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援できるよう、条例の改正を行いました。

【実績】　（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当受給者数	1,401	1,290	1,270	1,208
養育者支援手当	8	6	7	7
ひとり親家庭医療費助成制度延受給者数	2,071	1,821	1,671	1,578

事業評価・課題

■　離婚直後のひとり親家庭に対しては、他の自立支援策と合わせて、経済的支援の情報提供に努める必要があります。

■　受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても届出を怠るなど不適切な受給のケースがあります。児童扶養手当について事実婚等により返還金が生じた場合などは、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続きひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当や養育者支援手当、ひとり親家庭等医療費助成等の制度に関して情報提供に努めるほか、制度の趣旨説明を徹底するなど適正な給付事務に努めます。

■　令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）」の基本目標「経済的支援の推進」に位置付ける施策を推進していきます。

５）障がい児施策の推進

野田市の障がい者の施策については、障害者基本法に基づく「野田市障がい者基本計画」と障害者総合支援法に基づく「野田市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「野田市障がい児福祉計画」により、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し支えあう共生社会の構築を基本に推進しているところです。

障がいのある子どもについては、児童福祉法に基づく障害児通所支援や一部の障害者総合支援法に基づく支援や施設におけるサービスの充実などの施策に努めているところですが、特に発達障がいについては、特別支援教育とともに、「子ども支援室」による個々の児童の発達に応じた総合的な相談に取り組み、早期発見と早期療養への適切なつなぎを図ります。

事業番号・事業名	１５２　障がいに関する理解促進		
担当課	生活支援課、障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会等への参加を支援しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障がい者釣大会（人）	80	85	71	68
サンスマイル（人）	約 1,000	約 1,100	約 1,100	約 1,100

事業評価・課題

■　障がいのある人に対する理解を深めるには、障がいのある人とない人が地域等様々な場において交流する機会が必要となっています。

今後の事業方針

■　継続的に共生社会の理念を普及するとともに、障がいに関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事を中心に幅広い層の参加による啓発活動等を推進していきます。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
障がい者釣大会（人）	80	80	85	85	90
サンスマイル（人）	約 1,100	約 1,100	約 1,100	約 1,100	約 1,100

事業番号・事業名	１５３　障がいのある子の外出支援の促進		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　障がいのある子が地域行事の参加や、通院等の際、福祉タクシーや福祉サービス（移動支援・意思疎通支援）を利用することにより、社会活動の範囲を広め、障がいのある子の福祉の向上を図っています。

【実績】

福祉タクシー

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもの登録者(人)	集計なし	13	61	70

移動支援

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもの利用者(人)	32	32	47	39

事業評価・課題

■　利用登録者数が増えており、外出の機会の拡充に寄与しています。

■　障がいのある子の社会参加の拡大のため、今後も利用促進を図ります。

■　引き続き適切な福祉サービスの利用促進を図ります。

今後の事業方針

■　障がいのある子の社会活動の範囲を広めるため、登録事業所の拡充に努めるとともに、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの導入について働きかけていきます。

■　移動支援の対象となる外出内容について、拡充を図ります。

数値目標

福祉タクシー

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子どもの登録者(人)	79	87	93	96	96

移動支援

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子どもの利用者(人)	46	52	57	59	59

事業番号・事業名	１５４　障がいのある子の相談体制の充実		
担当課	障がい者支援課、子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　妊娠期から 18 歳までの子育てに関する総合相談窓口として、子ども相談支援室に心理士等の専門職を配置し、妊娠・子育て・発達などの相談を行っています。

■　障がい者総合相談の機能を障がい者支援課に置き、一般的な相談、当事者・関係者相談を実施しています。

■　相談支援事業所では、障がい特性に配慮した相談を行います。

■　障がい者相談員 11 名に委嘱し、障がい者等の生活全般に関する相談受付を実施しています。

【実績】

相談件数（述べ件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども支援室（件）	104	247	536	754
相談支援事業所（件）	―	502	350	262
障がい者相談員（件）	938	726	708	722

※子ども支援室の平成 27 年度は 10 月以降の実績です。

事業評価・課題

■　障がいのある子の保護者を含め多くの方が利用されています。

■　相談内容の多様化により、関係機関の連携がより必要な相談が増えてきています。

今後の事業方針

■　引き続き関係機関との連携の向上を図ります。

■　引き続き相談支援事業、障がい者相談員による相談受付業務を継続して実施します。

数値目標

■　利用者が相談しやすい体制整備を図っていきます。

■　障がいに関する相談支援の核となる基幹相談支援センターの設置を目指します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
基幹相談支援センター	設置	令和２年度設置のセンターの運営			

事業番号・事業名	１５５　心理相談の充実		
担当課	子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　妊娠期から 18 歳までの子育てに関する総合相談窓口として、子ども支援室に心理士を配置し、妊娠・子育て・発達などの相談を行っています。
保護者や子ども本人からの相談や乳幼児健診などの母子保健事業、関係機関からの案内により相談につながっています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
心理相談（人）	211	344	301	251

事業評価・課題

■　子ども支援室の心理士が毎日常駐していることにより、心理士と早期に相談することができました。

■　相談後に継続して支援できるよう他機関との連携を強化する必要があります。

今後の事業方針

■　相談の場において、心理士と保健師等のスタッフが連携し、子どもと保護者の支援を継続して行えるようにします。

■　療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行えるようにします。

事業番号・事業名	１５６　ことば相談室の機能の充実		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等の児童に対して個別指導を行うとともに、保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保しています。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな移行を行っています。

【実績】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用人数（人）	延利用件数（件）	利用人数（人）	延利用件数（件）	利用人数（人）	延利用件数（件）	利用人数（人）	延利用件数（件）
野田ことば相談室	77	949	95	1,042	89	1,013	88	888
関宿ことば相談室	93	815	66	691	57	638	47	534
就学に向けての学習会参加者（人）	50		48		43		48	

■　研修等への参加を通じて指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図りました。

事業評価・課題

■　適正な指導訓練の実施について多くの希望者に対し適切に行ったが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続き機能の充実が求められています。

■　言語発達遅滞以外のコミュニケーションが取りにくいことや集中できない等の発達障がいの疑いのある利用者が多くなってきているため、それらの利用者も含めて、言語発達遅滞として一括して指導していきます。

■　子ども支援室とことば相談室との連携等について、引き続き検討する必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き市内在住の就学前児童について言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図り、指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図るため積極的に研修参加を勧めます。また、就学に際しては学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに発達障がいの疑いがある就学前児童について、連携して取り組めるよう関係機関と検討します。

■　より専門的で適切な指導を行うため、言語聴覚士（会計年度任用職員）を募集します。

■　「子ども支援室」との連携により適切な支援につなげます。

事業番号・事業名	１５７　子ども支援室による支援の推進 【事業番号７９　再掲】		
担当課	子ども支援室	事業区分	新規

事業番号・事業名	１５８　障がい児教育の推進		
担当課	指導課、子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高めています。

■　年間３回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。

■　学校の要請により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートしています。

【実績】（平成 30 年度）

■　教育委員会主催の研修会を実施し、幼稚園・小・中学校の通常学級を含めた教員の専門性を高めました。

■　野田市特別支援教育連携協議会で、福祉と教育の連携上における成果と課題を協議しました。

■　学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の体制づくりをサポートしました。

■　ことば相談室親の会や、あさひ育成園及びこだま学園の平成 31 年４月就学予定児の保護者に対し、教育委員会及び特別支援学校の協力のもと、７月に就学説明会を開催し、保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施しました。

■　特別支援教育に携わる教職員を対象に，年 10 回の研修（教育相談研修１回・教育課程説明会２回・新任担当者研修１回・特別支援学級支援員研修１回・サポートティーチャー研修１回・校内研修会４回　等）を実施し，指導力や専門性の向上を図りました。

事業評価・課題

■　特別支援教育の研修会は、今後も各校や教育委員会主催で実施していく必要があります。

■　早期相談、支援に向け、福祉と教育の各相談活動の連携がさらに強化される必要があり、情報交換の方法を検討する必要があります。

■　学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣することで、学校の体制づくりの充実が図られました。

■　就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができました。

今後の事業方針

■　研修会により教員の専門性の向上を図ります。

■　年間３回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図ります。

■　学校の要請により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートします。

■　次年度の就学予定児の保護者に対し、就学説明会を教育委員会及び特別支援学校の協力を得て、こだま学園等で実施します。

業番号・事業名	１５９　障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費を補助します。

■　日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保しています。

【実績】

■　地域活動支援センター

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所（か所）	10	8	7	7
利用登録者（人）	159	104	95	93

■　日中一時支援

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもの利用者(人)	56	56	69	59

事業評価・課題

■　地域活動支援センターに運営費等の補助金を交付することにより、利用者に対するサービスの向上と事業所運営が保たれています。

■　地域活動支援センターにおいて、専門職員の配置や機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを通じ自立等を高める事業を実施している事業所が少ない状況です。

■　医療的ケアが必要な子が利用できる日中一時支援事業所が少ない状況です。

今後の事業方針

■　地域活動支援センターの運営費等の補助金交付を継続し、利用者に対する支援の充実と促進を図ります。

■　各種専門支援への研修会等の啓発により、専門職員等の配置の推進を図り、利用者に対する支援の充実と促進を図ります。

数値目標

■　地域活動支援センター

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
事業所（か所）	8	8	8	8	8
利用登録者（人）	95	100	100	105	105

■　日中一時支援

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子どもの利用者(人)	61	63	64	64	64

事業番号・事業名	１６０　機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実		
担当課	障がい者支援課、子ども支援室	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図っています。

■　あさひ育成園やこだま学園において、市の作業療法士（OT）と理学療法士(PT))により必要に応じ機能訓練を実施しています。

■　あさひ育成園では、看護師が常駐しており、医療的ケアが必要な子の受け入れをしています。

事業評価・課題

■　市の理学療法士及び作業療法士が機能訓練を実施したことにより、充実が図られました。また、従来の理学療法士１人に加え、新たに理学療法士１人、作業療法士２人が採用されたことにより４名の専門職が機能訓練を実施し更なる充実が図られました。

■　看護師が常勤していることで、医療的ケアが必要な園児の療育が図られました。

■　医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援事業が少ない状況です。

■　医療的ケアができる資格のある介護職員が少ない状況です。

■　医療的ケアが必要な子どもが緊急時に預け入れられる施設が少ない状況です。

今後の事業方針

■　引き続き市の作業療法士（OT）と理学療法士(PT))による機能訓練を実施しています。

■　引き続きあさひ育成園に看護師を配置し、療育の質の向上を図ります。

■　引き続き電気式たん吸引器や透析液加温器など、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施しています。

■　あおい空において、医療的ケアが必要な子どものも利用できる日中一時支援を実施しています。

■　介護職員の喀痰吸引等研修への参加を図っています。

■　市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを検討していきます。

■　新たに、災害時等にの停電に備え、電気式たん吸引器や透析液加温器などに必要な非常用発電機の購入に対する助成を検討していきます。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
機能訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具の給付又は貸与	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援の実施（あおい空）	実施	実施	実施	実施	実施
喀痰吸引研修の参加（人）	4	4	5	5	5

事業番号・事業名	１６１　障がいのある子の生活支援		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　平成 30 年度から重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う、居宅訪問型児童発達支援を行っています。

■　電気式たん吸引器や透析液加温器など、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
居宅訪問型児童発達支援利用者（人）	－	－	－	0

事業評価・課題

■　平成 30 年度から行っている居宅訪問型児童発達支援の実施事業者が少ない状況です。

今後の事業方針

■　居宅介護事業者の拡充の支援をするとともに、真にサービスが必要な方にサービスを提供できるように努めます。

数値目標

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
居宅訪問型児童発達支援利用者（人）	4	4	4	4	4

業番号・事業名	１６２　施設サービスの充実		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　こだま学園が福祉型児童発達支援センター、あさひ育成園は、平成２７年４月に医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行し、通所支援事業を行っています。

■　入園児の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、非常勤の保育士等を活用し適正な職員配置を行っています。

【実績】

こだま学園利用者

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援（人）	21	27	29	29
障害児相談支援（人）	40	70	97	112
保育所等訪問支援（人）	9	11	9	9

あさひ育成園利用者

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援（人）	10	8	12	12

事業評価・課題

■　こだま学園、あさひ育成園とも、年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して入園希望者を受入できる体制の充実を図ります。

■　こだま学園の利用希望者が増加する傾向にあるため、定員拡大のための対策が必要と考えています。

今後の事業方針

■　指定管理者制度により管理、運営を行い、事業所の特性を生かした児童発達支援事業（主に知的障がい児を対象に療育を行うこだま学園、日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育を行うあさひ育成園）を実施します。

事業番号・事業名	１６３　福祉カー貸出事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　障害者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ﾐﾆﾊﾞﾝ）及び軽自動車の貸出を行いました。

【実績】　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福祉カー貸出実績計	331	320	339	253
ゆうあい号（ﾐﾆﾊﾞﾝ）	94	87	87	63
たんぽぽ（軽自）（4 台）	237	233	252	190

事業評価・課題

■　周知広報に努める必要があります。

今後の事業方針

■　障がい者・児及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために実施します。

事業番号・事業名	１６４　車椅子等貸出事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　市民に対して無料で車椅子の貸出を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用延件数（件）	607	572	522	353
貸出延日数（日）	14,942	13,402	11,054	6,440

事業評価・課題

■　経済的理由等で介護保険福祉用具貸与が利用できない市民の方についての一助となっているため、周知広報に努める必要があります。

今後の事業方針

■　在宅介護者に対する支援事業として実施していきます。

第4章　基本目標3における施策・事業内容

基本目標３：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように
（子育て支援力の向上）

1　職業生活と家庭生活の両立の推進

家庭や地域の養育力の低下が指摘されている中、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、子育ては地域全体が協力して行うことが重要です。

厳しい経済状況の中、子育てに関わる時間の確保の面からも「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要であり、企業への周知や、意識啓発のための県の施策との連携に取り組みます。

また、経済的自立が困難なひとり親家庭等について、就労支援など自立に向けた支援とともに、各種助成制度の適正な運用を図ります。

具体的な施策項目として、①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、②仕事と子育ての両立のための基盤整備、③ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）の 3 項目を掲げ、取組を推進していきます。

１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活のバランスの調和の実現に向けて、育児休業や、男性の子育てへの参加を支援する事業主行動計画の策定などの取組が必要であるとともに、県の施策との連携による啓発などの施策への取組や、「野田市男女共同参画計画」に基づく「ワーク・ライフ・バランス」の視点に立った意識啓発を推進します。

また、ひとり親家庭を対象とした資格取得のための講座や女性のための就職活動講座の開催、経済的負担の軽減では、子ども医療費助成制度の無料化の拡大などに取り組みます。

事業番号・事業名	１６５　男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 【事業番号１０３　再掲】		
担当課	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１６６　雇用環境の整備・充実		
担当課	児童家庭課、商工観光課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図っています。

【実績】（平成 30 年度）

母子家庭等就業自立支援事業 ＜就業支援パソコン講習会の実施＞	年３回開催（5 月開講コース/9 月開講コース/12 月開講コース） 合計 11 人受講 うち資格取得者　ﾜｰﾄﾞ ８人・ｴｸｾﾙ９人
野田市雇用促進奨励金	７人に支給
女性のための就職活動支援講座	６人受講

事業評価・課題

■　母子家庭等就業・自立支援事業（就業支援パソコン講習会）については、受講生 11 人中、９人が就職又は転職に向け資格を取得しました。

■　雇用促進奨励金制度については、ホームページへの掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努める必要があります。

今後の事業方針

■　母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努めます。

■　国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図ります。

■　ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて雇用の確保に取り組みます。

事業番号・事業名	１６７　社会教育における男女平等教育の推進		
担当課	公民館、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　「男性の料理教室」等、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館・生涯学習センターにおいて開催しています。

■　引き続き楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。さらには、調理実習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努めています。

【実績】

実施場所	講座	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
野田公民館	男の料理教室	3	21	3	12	3	48	3	30
南部梅郷公民館	男性のための料理講座	—	—	—	—	3	20	—	—
福田公民館	男の料理教室	8	160	8	91	—	—	—	—
関宿中央公民館	男の料理教室	—	—	5	59	5	55	5	75

事業評価・課題

■　参加者からは大変喜ばれており、多くのリピーターがありますが、一方で、一度も参加したことのない市民も多く、男女共同参画意識を醸成していくため、より一層の魅力的な講座とすることが必要となっています。

今後の事業方針

■　楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。また、調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事等を男性にも楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図ります。

数値目標

実施場所	講座	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
公民館・生涯学習センター	男の料理教室	8	90	8	90	8	90	8	90	8	90

事業番号・事業名	１６８　保育料の適正化		
担当課	保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっています。引き続き経済情勢を勘案するともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた対応に取り組みます。

【実績】

■　保育料納入の利便性と安全の確保を図るために開始した口座振替制度の加入促進に努めました。

■　幼児教育の段階的無償化の取組として平成年４月分保育料から、①市民税非課税世帯の第二子についての無償化とし、②年収 360 万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を更に拡大し、非課税世帯と同額にし、③１号認定子どもについては、年収 360 万円未満相当の保育料を軽減しました。

事業評価・課題

■　幼児教育の段階的無償化に向けた取組として国から示された、保育所等の多子世帯等に係る利用者負担額軽減措置に基づき、改正を行い、保育料の適正化を図りました。

■　幼児教育・保育無償化の国の財政支援については、初年度は国が全額負担となりますが、２年度以降については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き経済情勢及び国の施策の動向を注視しながら、保育料の適正化に努めます。

事業番号・事業名	１６９　子ども医療費助成制度の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校３年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30年８月診療分から、３歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っています。

■　母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続を行っています。

【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給申請件数（件）	275,563	270,197	267,022

※ 平成30年８月より３歳までの自己負担金を無料に拡充した。

事業評価・課題

■　平成27年８月１日診療分から、小学校３年生までを対象としていた通院、調剤を中学校３年生にまで助成対象を拡大し、併せて自己負担金は通院１回、入院１日当たり300円（調剤は無料）としました。さらに、平成30年８月診療分から、３歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図りました。

■　県内各市が競って実施する対象年齢の拡大により、地域間で助成内容に格差が生じています。

今後の事業方針

■　子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、まず就学前児童の無料化の拡充を図っていきます。

■　国に対しては、本制度は子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、国の制度として医療費の無料化を実施すること、当該事業の実施に伴う国保の国庫負担金減額措置の廃止の対象を未就学児までから中学３年生まで拡大すること、県に対しては、地域間の格差が生じている現状から、県の助成対象について通院・調剤についても中学３年生まで拡大し３歳までの自己負担を０円とすること、県の補助率２分の１を３分の２に引き上げること等を要望していきます。

事業番号・事業名	１７０　児童手当支給事業の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15 歳到達時後最初の3月 31 日）までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給しています。

【実績】（平成 30 年度）

児童手当延べ対象者数	217,368 人

事業評価・課題

■　制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与しました。

■　受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあります。返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

今後の事業方針

■　児童手当について、引き続き制度の周知に努めて適切な運営をしていきます。

事業番号・事業名	１７１　各種奨学金制度の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　野田市育英資金貸与事業として、野田市に１年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額１万５千円を、就学期間中貸与しています。なお、償還は卒業後５年以内で、無利息となっています。

【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
継続利用者	大学等（人）	９	４	５	３
新規利用者	大学等（人）	１	１	０	２

事業評価・課題

■　経済的な理由により進学や就学が困難な方に対し、教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができました。

今後の事業方針

■　今後も引き続き制度の周知を図りながら実施していきます。

事業番号・事業名	１７２　就学援助制度の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図っています。

【実績】

就学援助制度利用者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校（人）	680	704	723	898
中学校（人）	435	424	460	466

事業評価・課題

■　厳しい経済状況に伴い、多くの児童生徒へ援助を実施しました。

■　制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められています。

今後の事業方針

■　引き続き経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」に掲げた施策を推進します。

事業番号・事業名	１７３　雇用環境の整備・充実 【事業番号１６６　再掲】		
担当課	児童家庭課、商工観光課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１７４　「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」 【事業番号８から３１まで　参照】		
担当課	児童家庭課、保育課	事業区分	既存

３）ひとり親家庭等の自立支援の推進　【再掲】

厳しい生活環境にあり、経済的な自立が必要なひとり親家庭が豊かな家庭生活が送れるよう、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、就労支援や居住支援など総合的な施策を推進していきます。

事業番号・事業名	１７５　ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 【事業番号１４６　再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１７６　ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号１４７　再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１７７　ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号１４８　再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１７８　ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号８９　再掲】		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１７９　ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号１５０　再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	１８０　ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号１５１　再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

第5章 【付帯資料】事業番号順検索表

事業番号順の検索表を用意しましたのでご活用ください。

基本目標１ すべての人が安心して楽しく子育てができるように（家庭養育力の回復・向上）				
１ 幼児期における学校教育及び保育の充実				
１）教育・保育の量の確保				
事業番号 1	低年齢児の受入れ体制整備促進	保育課	既存	P 65
事業番号 2	保育所の施設整備の推進	保育課	既存	P 66
事業番号 3	駅前保育の整備	保育課	既存	P 68
事業番号 4	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	保育課	既存	P 69
事業番号 5	子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進	保育課	既存	P 70
事業番号 6	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課、保育課	既存	P 71
２）教育・保育の質の改善				
事業番号 7	３歳児の保育士配置基準の改善	保育課	既存	P 73
２ 地域における子育て支援の充実				
１）地域における子育て支援サービスの充実				
事業番号 8	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	既存	P 76
事業番号 9	育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課	既存	P 78
事業番号 10	ファミリー・サポート・センター事業	児童家庭課	既存	P 79
事業番号 11	充実した学童保育サービスの提供	児童家庭課	既存	P 81
事業番号 12	学童保育所の受入れ体制の整備	児童家庭課	既存	P 82
事業番号 13	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	既存	P 83
事業番号 14	病児・病後児保育の充実	保育課	既存	P 84
事業番号 15	一時預かり事業の拡充	保育課	既存	P 85
事業番号 16	子育てサロン事業の充実	児童家庭課	既存	P 86
事業番号 17	つどいの広場事業の充実	児童家庭課	既存	P 87
事業番号 18	地域子育て支援センターの整備	保育課	既存	P 88
事業番号 19	巡回相談等による相談支援体制の充実	子ども家庭総合支援課	既存	P 89
事業番号 20	公民館での電話及び面接相談の実施	公民館	既存	P 90
事業番号 21	心配ごと相談事業の充実	社会福祉協議会	既存	P 91
事業番号 22	子育て支援総合コーディネート事業	子ども支援室	既存	P 92
２）保育サービスの充実				
事業番号 23	延長保育の充実	保育課	既存	P 94
事業番号 24	休日保育の充実	保育課	既存	P 95

事業番号 25	病児・病後児保育の充実 【事業番号 14 再掲】	保育課	既存	P 95
事業番号 26	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充 【事業番号 6 再掲】	学校教育課、保育課	既存	P 95
事業番号 27	求職者子育て支援サービス	保育課	既存	P 96
事業番号 28	保育所の耐震補強の実施	保育課	既存	P 97
事業番号 29	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	既存	P 98
事業番号 30	教育・保育の無償化	学校教育課、保育課、児童家庭課	新規	P 99
事業番号 31	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	保育課	新規	P100
3）子育て支援ネットワークづくり				
事業番号 32	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	既存	P102
事業番号 33	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、子ども支援室	既存	P103
4）児童の健全育成				
事業番号 34	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	保育課	既存	P106
事業番号 35	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課	既存	P107
事業番号 36	青少年相談員活動の充実	青少年課	既存	P108
事業番号 37	青少年センターの機能の充実	青少年課	既存	P109
事業番号 38	友だちづくり推進事業の推進	青少年課	既存	P110
事業番号 39	世代間交流事業の充実	青少年課、指導課	既存	P111
事業番号 40	こどもまつりの充実	青少年課	既存	P112
事業番号 41	子ども館の機能の充実	児童家庭課	既存	P113
事業番号 42	新しい子ども館の整備	児童家庭課	新規	P114
事業番号 43	プレーパーク活動への支援	児童家庭課	既存	P116
事業番号 44	育児サークル活動の充実	児童家庭課、保育課	既存	P117
事業番号 45	ブックスタートの推進	興風図書館、子ども支援室	既存	P118
事業番号 46	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	既存	P119
事業番号 47	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課、学校教育課	既存	P120
事業番号 48	公立幼稚園の機能の充実	指導課	既存	P121
事業番号 49	市長と話そう集会の実施	市政推進室	新規	P122
事業番号 50	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P123

事業番号 51	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P124
事業番号 52	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P125
事業番号 53	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	既存	P126
事業番号 54	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P127
事業番号 55	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P128
事業番号 56	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	既存	P129
事業番号 57	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P130
事業番号 58	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	既存	P131
事業番号 59	性に関する啓発活動の充実	保健センター	既存	P132
事業番号 60	性教育の充実	指導課	既存	P133
事業番号 61	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	人権・男女共同参画推進課	既存	P134
事業番号 62	いじめ・少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	既存	P135
事業番号 63	1日体験保育の充実	保育課	既存	P137
事業番号 64	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	既存	P138
3 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進 1）子どもや母親の健康の確保				
事業番号 65	妊婦・乳児一般健康診査の促進	保健センター	既存	P141
事業番号 66	妊産婦・新生児訪問指導の充実 【事業番号 8 再掲】	保健センター	既存	P141
事業番号 67	保健推進員活動の充実	保健センター	既存	P142
事業番号 68	保健師の適正な人員配置	保健センター	既存	P143
事業番号 69	乳幼児健康診査の促進	保健センター	既存	P144
事業番号 70	母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実	保健センター	既存	P145
事業番号 71	両親学級の充実	保健センター	既存	P146
事業番号 72	親子教室の充実・育児相談の充実	保健センター	既存	P147
事業番号 73	健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進	保健センター	既存	P148

事業番号 74	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	保健センター	既存	P149
事業番号 75	口腔衛生指導の充実	保健センター	既存	P150
事業番号 76	予防接種の推進	保健センター	既存	P151
事業番号 77	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	既存	P154
事業番号 78	母子等医療費の助成の推進	保健センター	既存	P155
事業番号 79	子ども支援室による支援の推進	子ども支援室	新規	P156
事業番号 80	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	新規	P158
2）食育の推進				
事業番号 81	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	既存	P160
事業番号 82	食育事業の充実	保健センター	既存	P161
事業番号 83	講習会、講演会の充実	保育課	既存	P162
事業番号 84	おやこの食育教室の充実 【事業番号 82 再掲】	保健センター	既存	P162
3）思春期保健対策の充実				
事業番号 85	性に関する啓発活動の充実 【事業番号 59 再掲】	保健センター	既存	P164
事業番号 86	性教育の充実 【事業番号 60 再掲】	指導課	既存	P164
事業番号 87	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課、保健センター	既存	P164
4）小児医療の充実				
事業番号 88	休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底	保健センター	既存	P166
4　子育てを支援する生活環境の整備				
1）良質な住宅の確保				
事業番号 89	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	既存	P169
2）良好な居住環境の確保				
事業番号 90	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P171
事業番号 91	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P172
事業番号 92	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P173
事業番号 93	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P174

3）安全な道路交通環境の整備

事業番号 94	子どもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、管理課、指導課	既存	P176

4）安心して外出できる環境の整備

事業番号 95	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	生活支援課	既存	P178
事業番号 96	子育て世帯にやさしい設備の整備	児童家庭課	既存	P179
事業番号 97	子育て世帯への情報提供 【事業番号 33 再掲】	児童家庭課、子ども支援室	既存	P179
事業番号 98	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	既存	P180

5）安全・安心まちづくりの推進

事業番号 99	防犯灯等の防犯設備整備の推進	防災安全課	既存	P183
事業番号 100	防犯に関する広報啓発の推進等	防災安全課	既存	P184

基本目標2　すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように（子どもの権利保障）

1　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1）次代の親の育成

事業番号 101	家庭教育に関する意識の醸成	保育課、指導課	既存	P187
事業番号 102	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	保育課、指導課	既存	P188
事業番号 103	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	既存	P189
事業番号 104	学校教育における男女平等教育の推進	指導課、人権・男女共同参画推進課	既存	P191
事業番号 105	学校での子育て意識の啓発	指導課、生涯学習課	既存	P192

2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業番号 106	確かな学力の向上	指導課	既存	P194
事業番号 107	子ども未来教室の開催	生涯学習課	新規	P195
事業番号 108	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 【事業番号 62 再掲】	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	既存	P196
事業番号 109	教育相談・指導体制の充実	指導課	既存	P197
事業番号 110	体験学習等教育内容の充実	指導課	既存	P198
事業番号 111	学校外体験活動の推進	公民館、生涯学習課	既存	P200
事業番号 112	国際理解教育の推進	指導課	既存	P202
事業番号 113	文化センター事業の充実	生涯学習課	既存	P203

事業番号 114	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	既存	P204
事業番号 115	学校保健教育の推進	学校教育課	既存	P206
事業番号 116	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	既存	P207
事業番号 117	学校評議員制度の充実	学校教育課	既存	P208
事業番号 118	幼稚園の施設整備の推進	教育総務課	既存	P209
事業番号 119	学校施設整備の推進	教育総務課	既存	P210
事業番号 120	公立幼稚園の機能の充実 【事業番号 48 再掲】	指導課	既存	P212
事業番号 121	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、保育課	既存	P213
3）家庭や地域の教育力の向上				
事業番号 122	家庭教育学級の整備、充実	公民館	既存	P215
事業番号 123	世代間交流事業の充実 【事業番号 39 再掲】	青少年課、指導課	既存	P216
事業番号 124	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流 【事業番号 64 再掲】	指導課、高齢者支援課	既存	P216
事業番号 125	野田市総合公園の整備	スポーツ推進課	既存	P216
事業番号 126	野田市スポーツ公園の整備	みどりと水のまちづくり課	既存	P217
事業番号 127	春風館道場の整備	スポーツ推進課	既存	P218
事業番号 128	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課、商工観光課、保育課	既存	P219
4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進				
事業番号 129	青少年センターの機能の充実 【事業番号 37　再掲】	青少年センター	既存	P221
事業番号 130	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	既存	P221
事業番号 131	情報モラル教育の推進	指導課	既存	P222
2　子ども等の安全の確保				
1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進				
事業番号 132	幼児・園児に対する交通安全教育	市民生活課、学校教育課、保育課	既存	P225
事業番号 133	チャイルドシート着用の推進	市民生活課	既存	P226
事業番号 134	チャイルドシート貸出事業の推進	社会福祉協議会	既存	P227

2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業番号 135	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課、青少年課	既存	P229
事業番号 136	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課、指導課、青少年課	既存	P230
事業番号 137	子どもに配慮した防災対策の推進	防災安全課、指導課、保育課	既存	P233
事業番号 138	子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進	指導課、保育課	既存	P236

3）被害にあった子どもの保護の推進

事業番号 139	被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭総合支援課、指導課	既存	P238

3　要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

1）児童虐待防止対策の強化

事業番号 140	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	既存	P241
事業番号 141	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援課	新規	P243
事業番号 142	子育て短期支援事業	子ども家庭総合支援課	新規	P244

2）立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携

事業番号 143	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	子ども家庭総合支援課	既存	P246

3）発生予防、早期発見、早期対応

事業番号 144	要支援家庭の早期発見・早期対応	子ども家庭総合支援課、保健センター	既存	P248
事業番号 145	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業 【事業番号 8 再掲】	保健センター	既存	P248

4）ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号 146	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	既存	P250
事業番号 147	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	既存	P252
事業番号 148	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	既存	P254
事業番号 149	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 89 再掲】	営繕課	既存	P255
事業番号 150	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	既存	P255
事業番号 151	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	既存	P256

5）障がい児施策の推進

事業番号 152	障がいに関する理解促進	生活支援課 障がい者支援課	既存	P258
事業番号 153	障がいのある子の外出支援の促進	障がい者支援課	既存	P259
事業番号 154	障がいのある子の相談体制の充実	障がい者支援課、子ども支援室	既存	P260
事業番号 155	心理相談の充実	子ども支援室	既存	P261
事業番号 156	ことば相談室の機能の充実	保育課	既存	P262
事業番号 157	子ども支援室による支援の推進 【事業番号 79 再掲】	子ども支援室	新規	P262
事業番号 158	障がい児教育の推進	指導課、子ども支援室	既存	P263
事業番号 159	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	既存	P264
事業番号 160	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	障がい者支援課 子ども支援室	既存	P265
事業番号 161	障がいのある子の生活支援	障がい者支援課	既存	P266
事業番号 162	施設サービスの充実	障がい者支援課	既存	P267
事業番号 163	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	既存	P268
事業番号 164	車椅子等貸出事業の充実	社会福祉協議会	既存	P269

基本目標3　地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように（子育て支援力の向上）

1　職業生活と家庭生活の両立の推進

1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業番号 165	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 【事業番号 103 再掲】	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	既存	P272
事業番号 166	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工観光課	既存	P272
事業番号 167	社会教育における男女平等教育の推進	公民館、生涯学習課	既存	P273
事業番号 168	保育料の適正化	保育課	既存	P274
事業番号 169	子ども医療費助成制度の推進	児童家庭課	既存	P275
事業番号 170	児童手当支給事業の推進	児童家庭課	既存	P276
事業番号 171	各種奨学金制度の推進	学校教育課	既存	P277
事業番号 172	就学援助制度の推進	学校教育課	既存	P278

2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業番号 173	雇用環境の整備・充実 【事業番号 166 再掲】	児童家庭課、商工観光課	既存	P280

	事業番号 174	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」 【事業番号 8～31 再掲】	児童家庭課、保育課	既存	P280
3）ひとり親家庭等の自立支援の推進 【再掲】					
	事業番号 175	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 【事業番号 146 再掲】	児童家庭課	既存	P282
	事業番号 176	ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号 147 再掲】	児童家庭課	既存	P282
	事業番号 177	ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号 148 再掲】	児童家庭課	既存	P282
	事業番号 178	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 89 再掲】	営繕課	既存	P282
	事業番号 179	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号 150 再掲】	児童家庭課	既存	P282
	事業番号 180	ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号 151 再掲】	児童家庭課	既存	P282

野田市エンゼルプラン　第５期計画
（野田市子ども・子育て支援事業計画）

発行：野田市
編集：野田市　児童家庭部　児童家庭課
〒278-8550　千葉県野田市鶴奉７番地の１
TEL：04-7125-1111（代）　FAX：04-7123-1087
発行年月：令和　年　月

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(素案)概要

（第４次改訂版）

野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画

（計画期間：令和２年度～令和６年度）

令和２年●月

野田市

◆総　論

第１章　プランの概要

１　プラン策定の趣旨

（１）　ひとり親家庭の全国の現状

平成 27 年の国勢調査による全国のひとり親世帯数は、母子世帯（他の世帯員がいない世帯）が 754,724 世帯で、前回平成 22 年調査時の 755,972 世帯と比べて 0.17%の減となっています。

母子世帯になった理由は離婚が 79.5%（前回 80.8%）、死別が 8.0%（前回 7.5%）、未婚の母が 8.7%（前回 7.8%）となっており、未婚の母の割合が増えています。また、父子世帯については 84,003 世帯で、平成 22 年の 88,689 世帯と比べて減少しています。

平成 29 年の福祉行政報告例（厚生労働省）による児童扶養手当の受給者数は、97.3 万人で、前回調査の平成 23 年より 9.7 万人の減少となっています。

また、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）によるひとり親世帯の経済的状況を見ると、母子世帯の１世帯当たりの平均収入は 243 万円で、前回調査の 223 万円から若干改善していますが、全世帯の平均所得金額 545.4 万円（平成 28 年の国民生活基礎調査）に比べて低い水準であり、依然厳しい状況が続いています。

就業状況では、母子世帯の母の 81.8%が就業していますが、就業している者のうち、正規の職員・従業員が 44.2%、パート・アルバイト等が 43.8%となっています。

「相対的貧困率」（平成 28 年の国民生活基礎調査）については、国民全体で 15.7%、ひとり親家庭では、50.8%となっています。

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の集計では、日本の「相対的貧困率」は加盟 34 か国中 10 番目に高く、ひとり親家庭については、ＯＥＣＤ加盟国中最も高く、ひとり親家庭が特に経済的に困窮している状況となっています。

（２）　国の対応

国のひとり親家庭等への対策については「母子及び寡婦福祉法」に基づき、平成 20 年４月、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策等を柱とした総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきました。

また、平成 25 年３月、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父の就業に関する支援の充実が位置付けられています。

同年８月に社会保障審議会児童部会の専門委員会がまとめた「ひとり親家庭への支援施策の在り方」についての中間まとめでは、直ちに自立が困難な家庭もあることから、状態に応じた自立支援が必要であり、関係機関との連携が不可欠とし、相談窓口の整備やニーズを踏まえたメニューの充実などを施策の方向性として示しました。

さらに、平成 27 年４月に中間まとめで示された課題や平成 26 年度の母子及び父子並びに寡

婦福祉法等の改正を踏まえ、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を見直し、相談支援体制の整備、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加し、生活の安定と向上のための施策を総合的かつ計画的に展開するとしています。

（3）　千葉県の対応

千葉県においても「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県母子家庭等自立促進計画である「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、現在、第3期計画に位置付けた子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援、支援体制の充実などの施策を進めています。

このプランの計画期間は令和元年度までとなっていることから、これまでの取組の成果を踏まえ、令和元年度に新たな計画を策定することとしています。

（4）　野田市の対応

野田市においては、厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援するために、就労支援、居住支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、平成 14 年 11 月に「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を他の自治体に先んじて策定し、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

平成 18 年3月改訂の第2期プラン（第1次改訂版）では、さらに自立支援に重点を置いた施策を配し、「養育費確保のための支援策の推進」を加えた7つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでいます。

平成 22 年3月改訂の第3期プラン（第2次改訂版）では、「情報提供、相談機能、支援体制の充実」、「就業支援の拡充」、「子育て支援の充実」、「居住支援の充実」、「養育費確保のための支援策の推進」、「経済的支援の推進」の6つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでいます。

また、野田市は、平成 15 年度から独自の「野田市父子家庭等支援手当（平成 22 年度に父子家庭が児童扶養手当の支給対象となり、「養育者支援手当」に改編しました。）」を創設するなど、かねてから先進的な施策に取り組んでいます。

平成 27 年3月改訂の第4期プラン（第3次改訂版）では、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けて支援するとともに、新たに親の学び直しと子どもの進学支援として、平成 29 年度から「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施しています。

また、養育費の確保への支援として、平成 30 年度から「弁護士による個別法律相談会」の回数を年 3 回に増やし、野田市母子寡婦福祉会の事業として毎月 1 回実施する「無料法律相談」との連携による相談体制の強化を図りました。この他にも「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「情報交換事業」を実施し、育児や家事等生活面での支援に取組むとともに、母子・父子自立支援員と無料職業紹介所等との連携によるひとり親家庭向け求人情報の提供を基に、個々のひとり親家庭の職業適性に応じた就業支援など、自立に向けた実効的な施策を積極的に推進しているところです。

２　プランの位置付け

本プランは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする「野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画」の第４次改訂版として策定し、「野田市エンゼルプラン（第５期計画）」に位置付ける重点施策「ひとり親家庭の自立支援の推進」を図るための具体的な計画とします。

野田市エンゼルプラン（第５期計画）
（野田市子ども・子育て支援事業計画第２期計画）
施策体系及び重点施策に「ひとり親家庭の自立支援の推進」を位置付ける。

↓ ※個別計画として別立てする。

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）

３　プランの計画期間と推進体制

本プランの計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間とし、プランの推進にあたっては、関係機関及び関係団体と連携を図りながら施策に取り組み、進捗状況については野田市児童福祉審議会に報告します。

４　用語の定義

この計画における用語は、次のように定義します。

用　語	定　　義
母　子　家　庭	配偶者のいない（離婚、死別、未婚又は配偶者が生死不明、遺棄、精神又は身体の障害、拘禁などで長期にわたって労働能力を失っている）女子で現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭
父　子　家　庭	配偶者のいない（離別、死別、未婚又は配偶者が生死不明、遺棄、精神又は身体の障害、拘禁などで長期にわたって労働能力を失っている）男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭
寡　　婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦

※　児童扶養手当は児童扶養手当法の規定により 18 歳の年度末までの児童を対象としていますが、本計画においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、20 歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

第２章　ひとり親家庭等の現状

１　離婚件数等の推移

野田市の離婚件数は、平成 25 年から平成 29 年までの５年間の推移を見ると平成 27 年からやや減少している傾向が見られます。

また、人口 1,000 人当たりの離婚率も同様に推移しており、平成 28 年は千葉県及び全国と近い数値になっています。

【離婚件数及び人口 1,000 人当たり離婚率の推移と比較】（人口動態調査）

区分/年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
離婚件数	281	296	307	269	284
離婚率（野田市）	1.82	1.92	2.02	1.76	1.87
離婚率（千葉県）	1.85	1.74	1.78	1.73	1.69
離婚率（全国）	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70

※平成 30 年の離婚件数
287 件

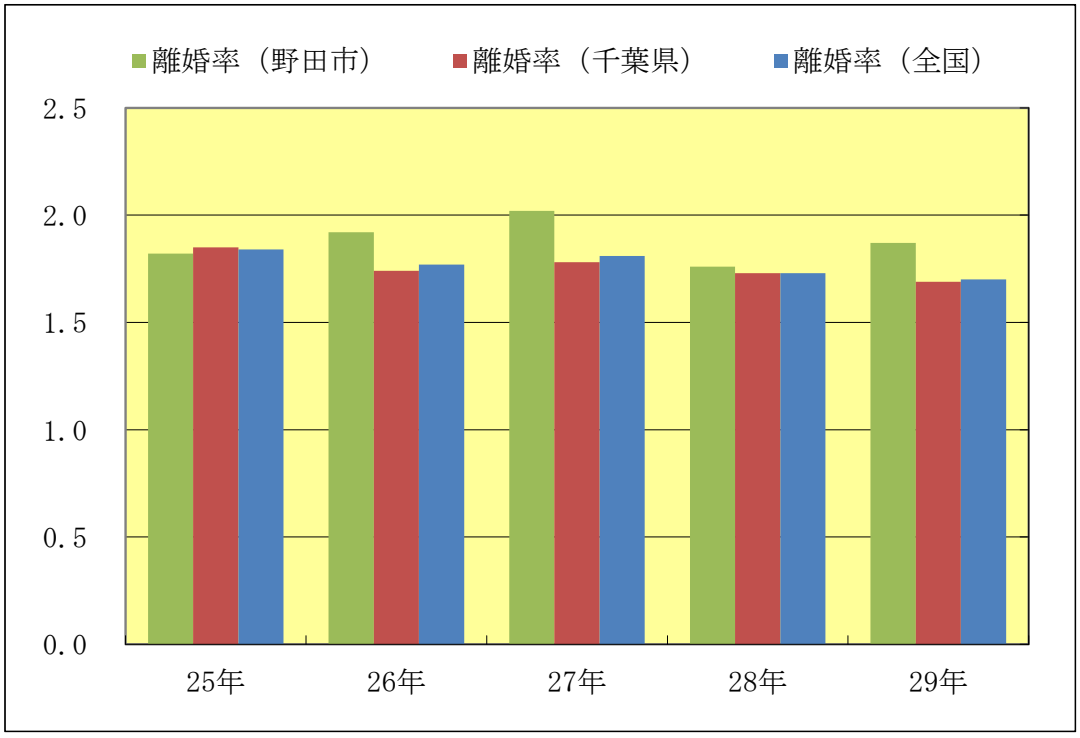

2　ひとり親家庭の世帯数等の推移

平成30年４月現在、市内に居住する母子家庭数は1,500世帯、父子家庭数は157世帯となっており、母子家庭については、この５年間の推移ではほぼ横ばいですが、児童扶養手当の受給者は28年度以降減少傾向にあります。

一方、父子家庭数は、５年前との比較では約１割程度が減少し、児童扶養手当についても、約２割程度の減少が見られます。

母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

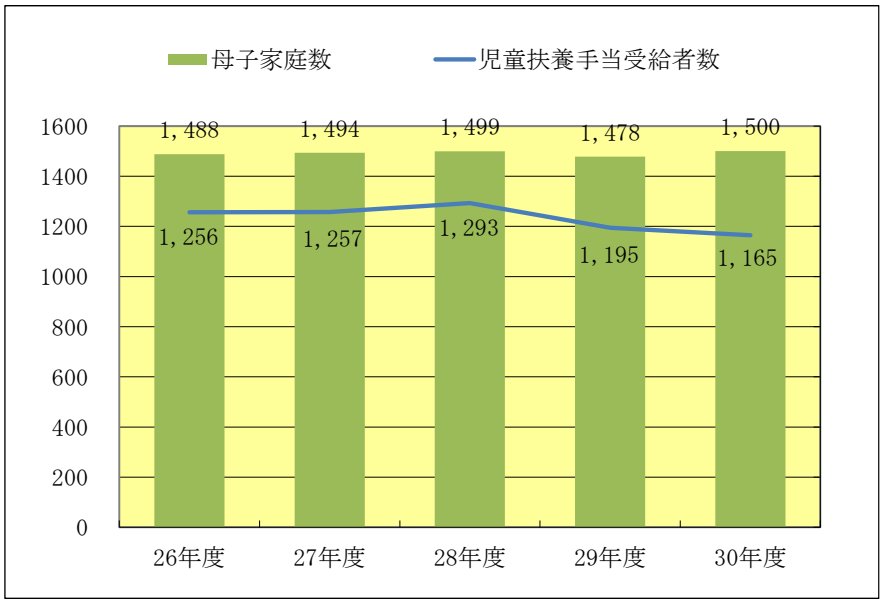

父子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

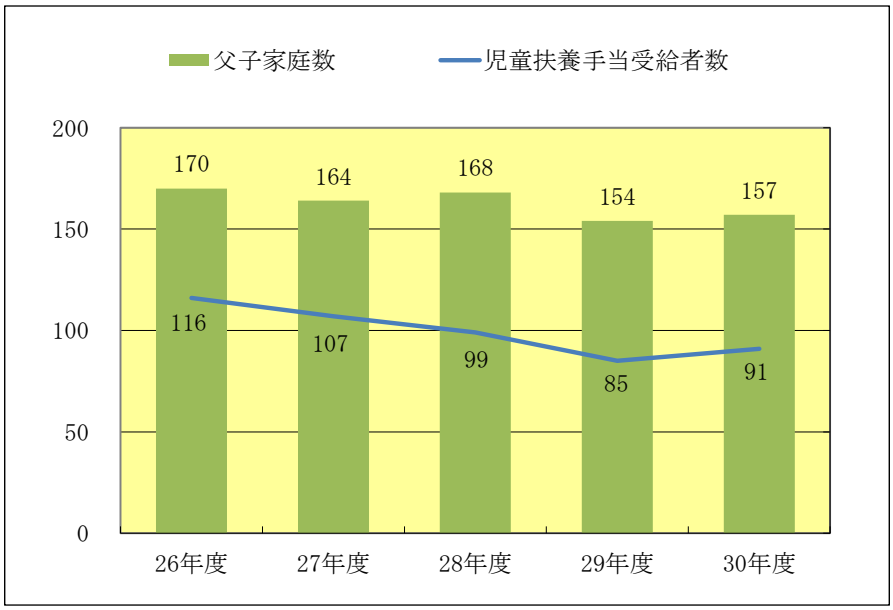

３　ひとり親家庭等の状況

「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果から

平成 30 年度に実施した意識調査の結果と前回（平成 25 年度）実施の意識調査の結果について、「住宅」「養育費」「就労状況」「収入」などについての状況を比較したところ、今回の意識調査の結果では、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く（年収 200 万円以下の割合が最も多い）、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れています。

意識調査の実施概要

項目	実施時期	調査対象	回答数及び回答率
今回	平成 30 年８月	母子家庭　1,366 人 父子家庭　136 人 寡婦　108 人	母子家庭　902 人（66.0%） 父子家庭　71 人（52.2%） 寡婦　68 人（63.0%）
前回	平成 25 年8月	母子家庭　1,476 人 父子家庭　171 人 寡婦　196 人	母子家庭　921 人（62.4%） 父子家庭　87 人（50.9%） 寡婦　175 人（89.3%）

（1）　母子家庭の状況

〈1〉 世帯の状況

- ひとり親家庭の年齢

前回調査時との比較では、30 歳代の割合が減り、40 歳代の割合が増え、年齢は 40 歳代が 47.1%（前回調査 41.5%）となっています。

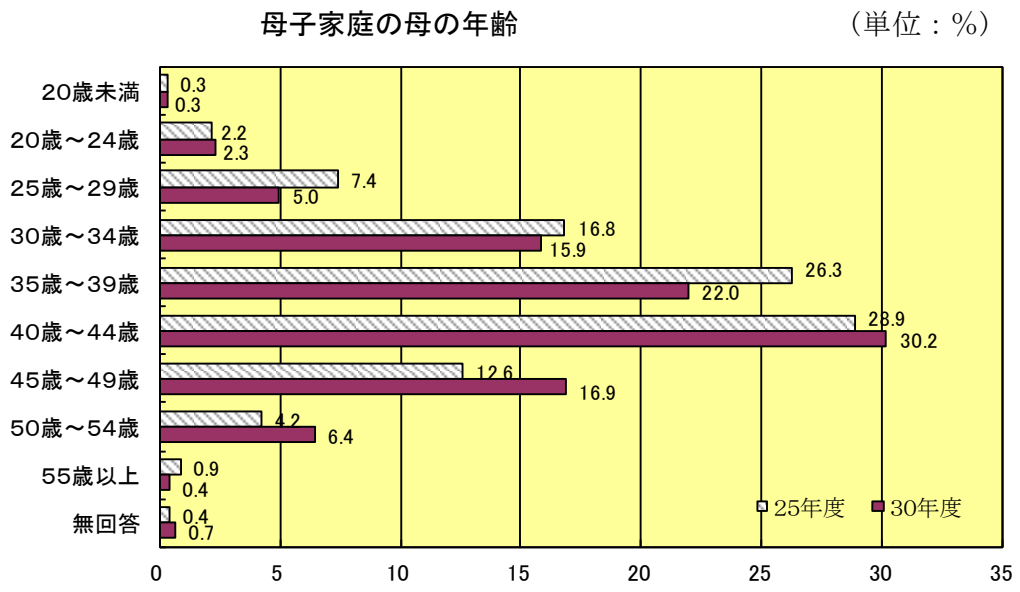

- 子どもの状況

子の就学等の状況について、「小学校」が 55.8%となっており、前回調査時との比較では、中学生（前回調査 31.9%）及び高校生（前回調査 31.9%）の割合が増えています。

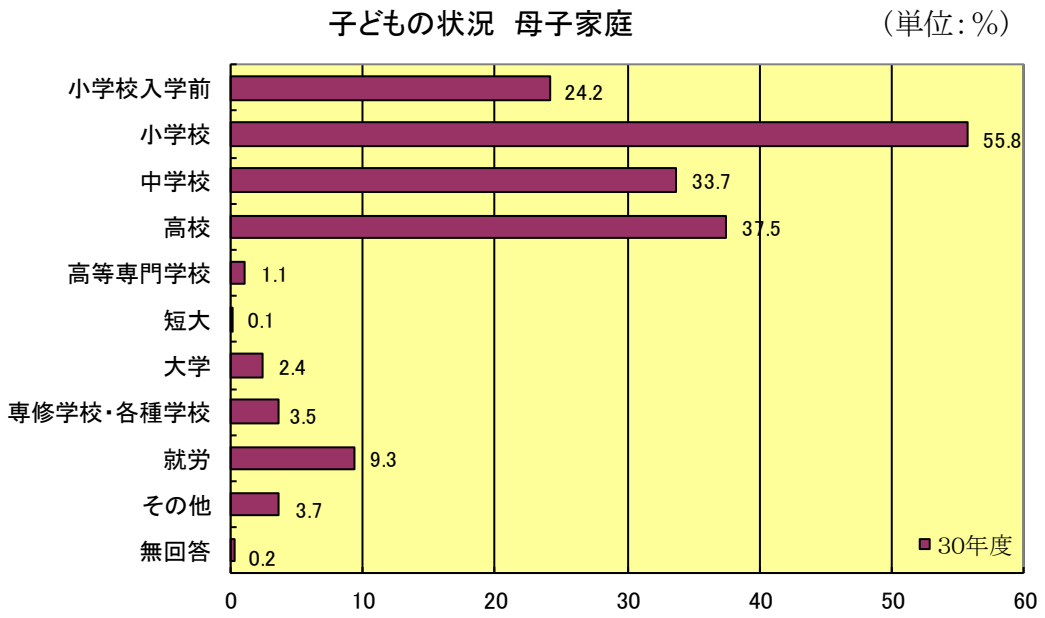

〈2〉 住居の状況

- 住居の状況

住居の状況について、「民間の賃貸住宅」が 39.5%（前回調査 34.6%）、「親などの家に同居」が 27.6%（前回調査 32.6%）となっており、前回調査時との比較では、「民間の賃貸住宅」の割合が増えています。

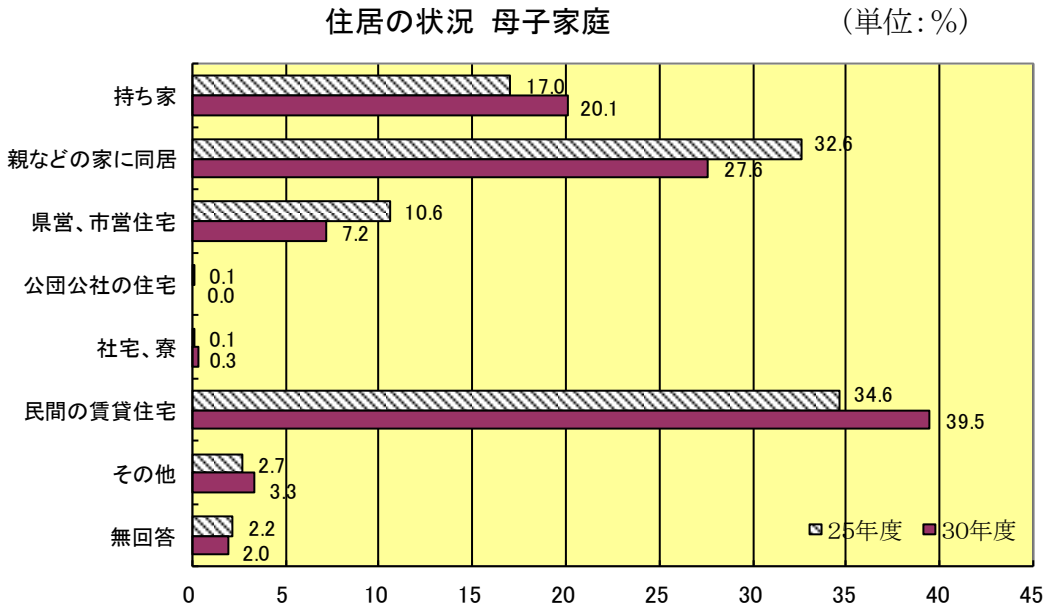

〈3〉 ひとり親家庭になった理由など

- ひとり親家庭になった理由

「離婚」が圧倒的に多く 82.1%（前回調査 83.6%）となっています。また、未婚の母についても 9.9%と前回調査の 8.6%より増えています。

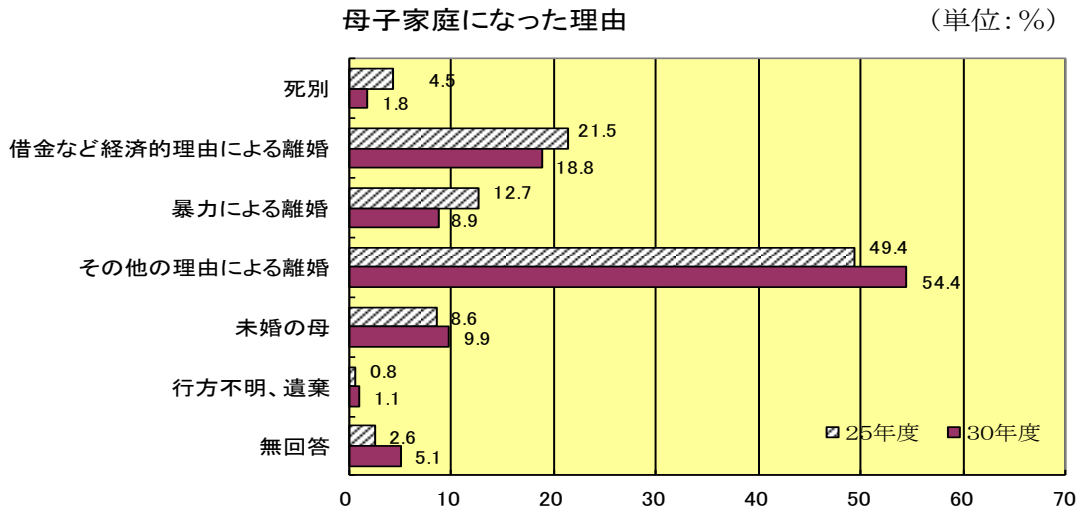

- 養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況について、「取り決めをしている」が41.8%となっています。

養育費の取り決め状況 母子家庭

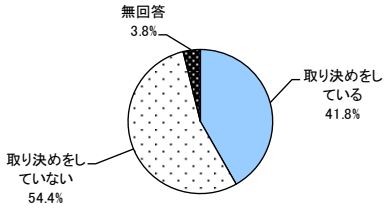

- 養育費の受給状況

「現在も受けている」が25.2%となっており、「受けたことがない」が55.8%と受けていない割合が相変わらず高い状況となっています。

養育費の受給状況 母子家庭 （単位：%）

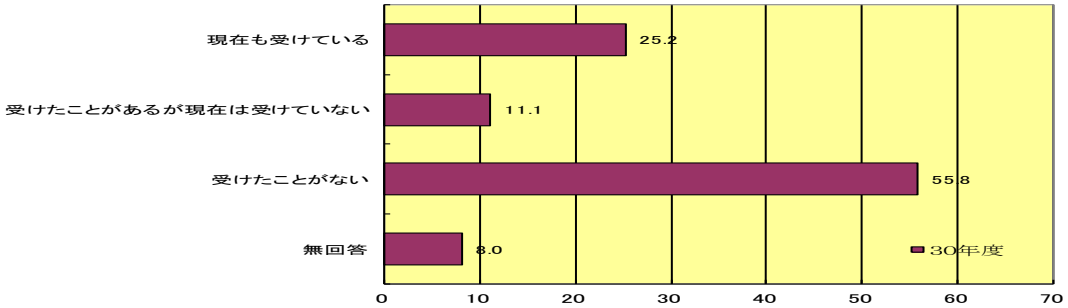

- 現在の悩み

「子どもの養育、教育」が46.8%（前回調査52.4%）となっており、子どもの養育や教育に関する悩みの割合が高くなっています。

母子家庭の母の現在の悩み （単位：%）

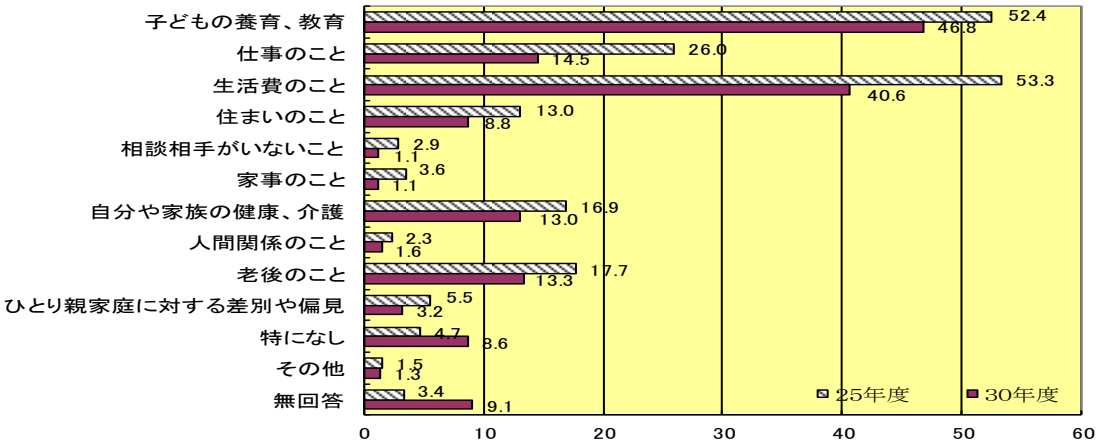

〈4〉 就労状況について

- 就業形態と職種

現在働いている方が89.7%となっており、就業形態としては、「パート・アルバイト等」が45.7%、「正規の職員・従業員」が36.7%となっており、正規の職員・従業員の割合は依然低い状況です。

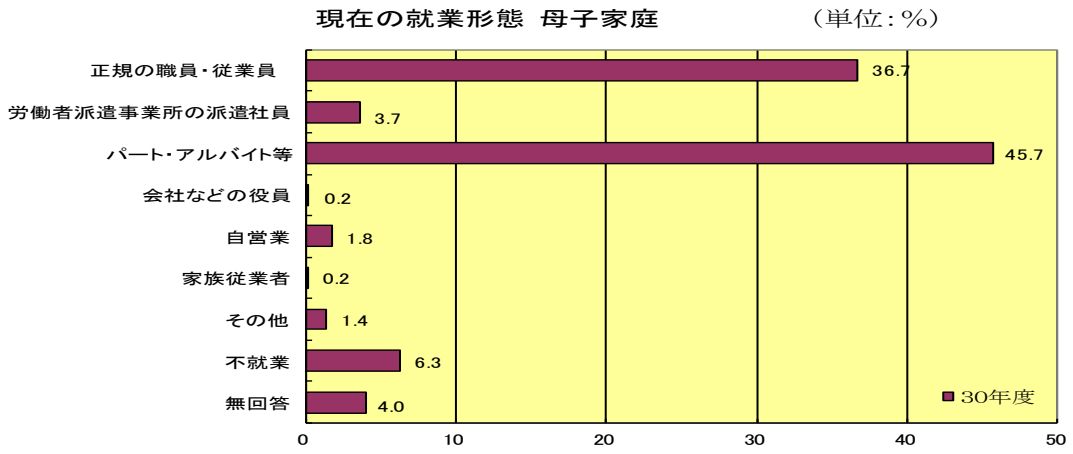

- 転職の希望の有無

「現在の仕事を続けたい」が56.5%（前回調査54.5%）、一方、仕事を変えたい理由は「収入がよくない」が43.6%（前回調査42.2%）、となっています。

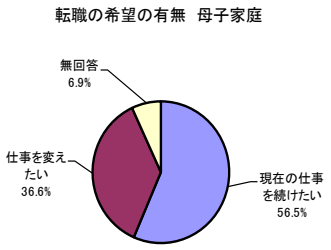

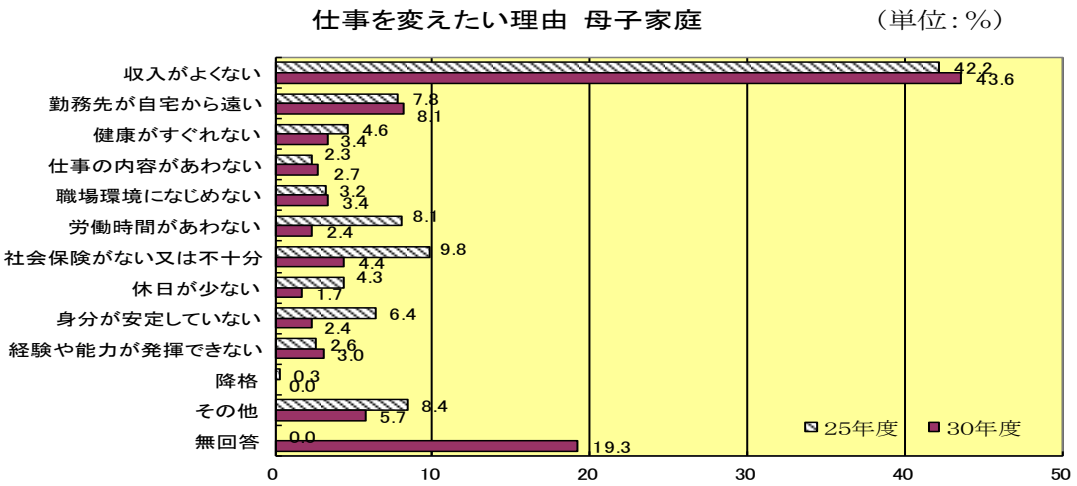

・　希望する就業形態

希望する就業形態について、母子家庭は「正社員」が81.4%（前回調査80.9%）となっています。

希望する就業形態　母子家庭　　（単位：%）

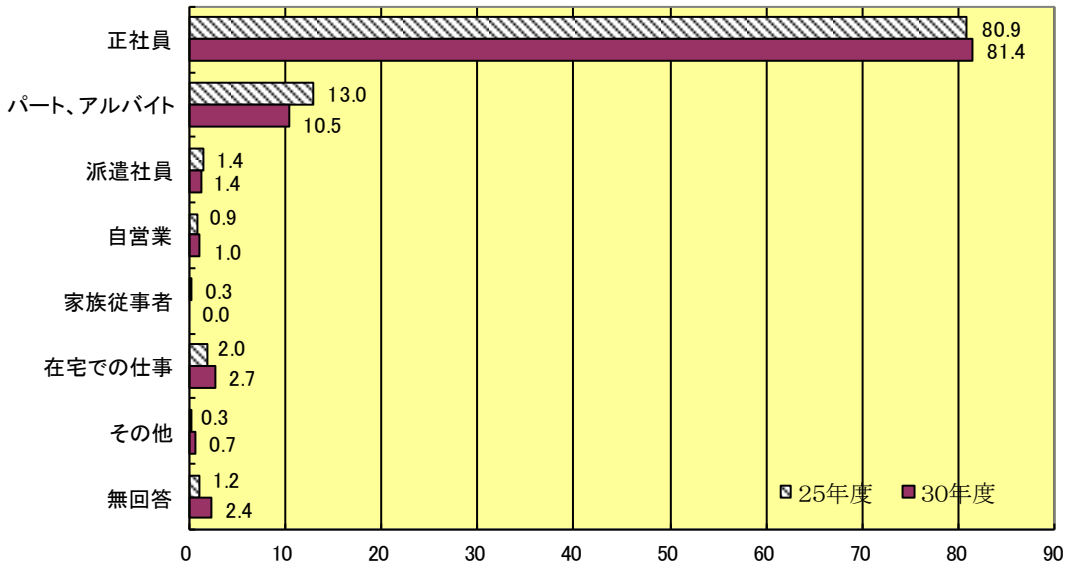

〈5〉　仕事に必要な技能、資格及び希望する支援施策

・　取得希望の国家資格

「特にない」が32.7%（前回調査30.9%）、取りたい資格は「看護師、保健師」が14.5%（前回調査14.6%）、「保育士、幼稚園教諭」が6.8%（前回調査4.8%）となっています。

取得希望の国家資格　母子家庭　　（単位：%）

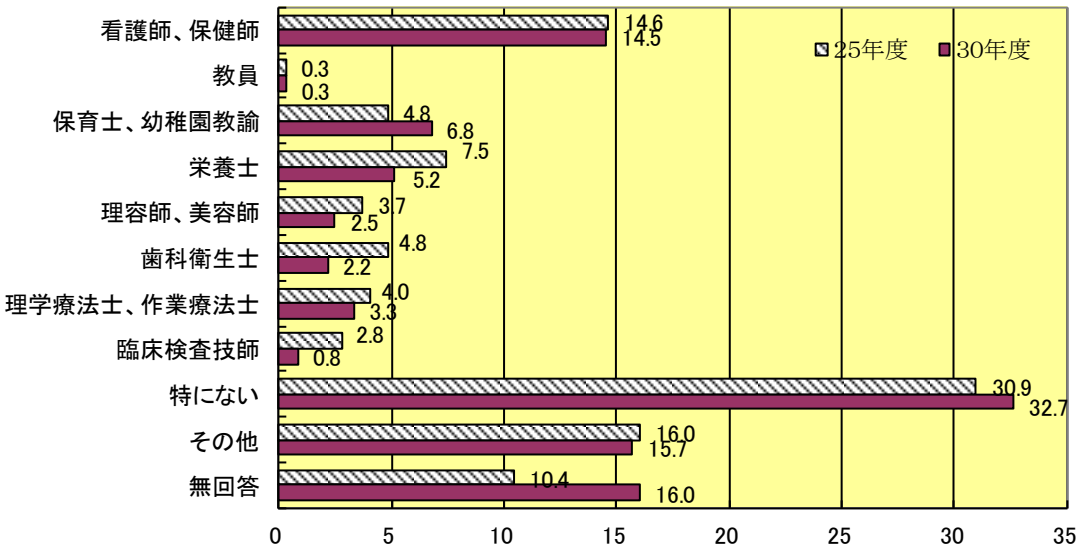

- 取得希望の資格・技能
  「パソコン」が 17.2%（前回調査 25.5%）となっています。

取得希望の資格・技能 母子家庭　　（単位：%）

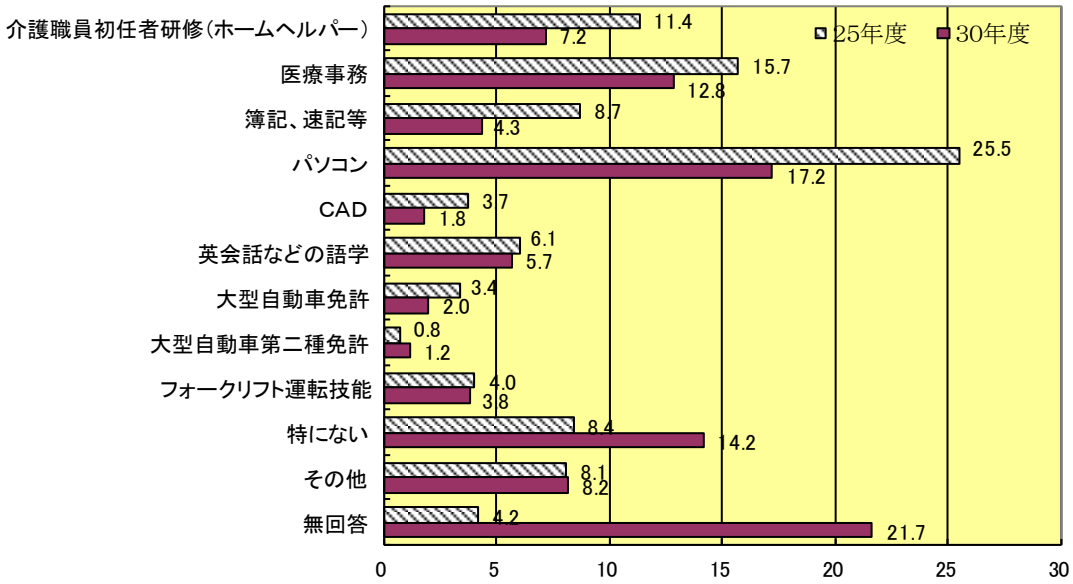

- 就職のために必要な支援策
  「訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も必要とされ、44.2%（前回調査 48.6%）となっています。その他、「技能講習、職業訓練など機会が得られること」と回答した割合が高くなっています。

就職のために必要な支援策 母子家庭　　（単位：%）

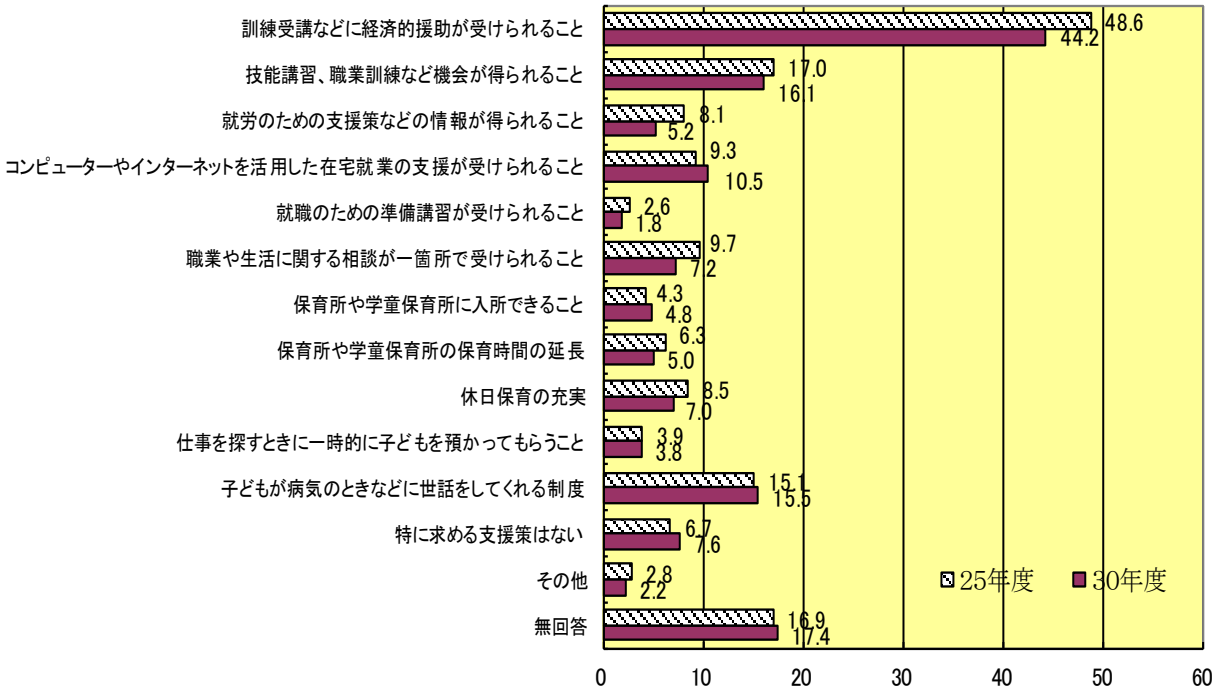

〈6〉 生活について

・ 就労による収入

「100～150 万円未満」が 10.3%（前回調査 11.0%）で最も多くなっており、母自身の就労収入は「200 万円未満」の割合が高く、依然厳しい状況が続いています。

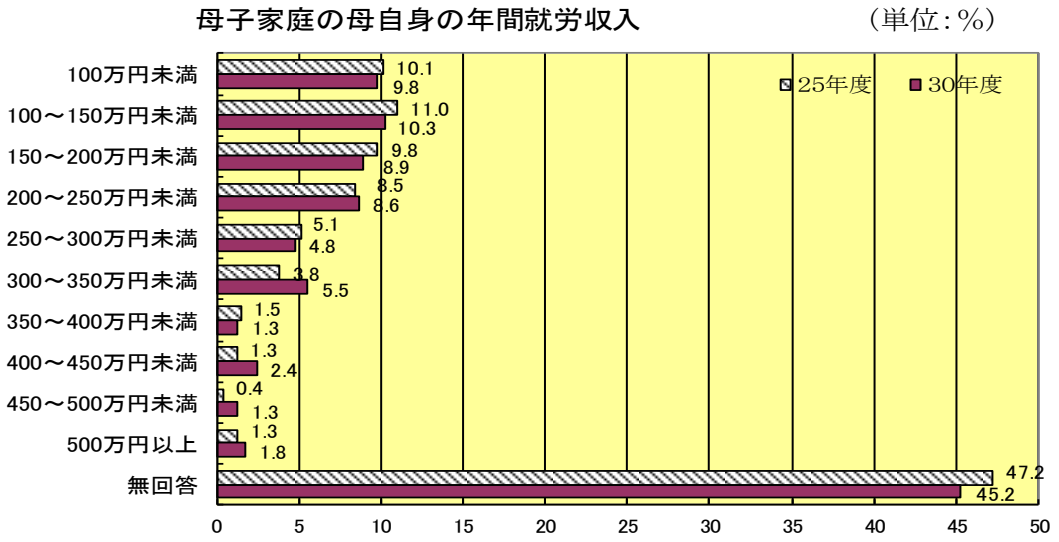

・ 子どもの最終進学目標

「大学・大学院」までの進学を目標とする割合が最も高く、39.8%（前回調査 39.3%）、となっています。

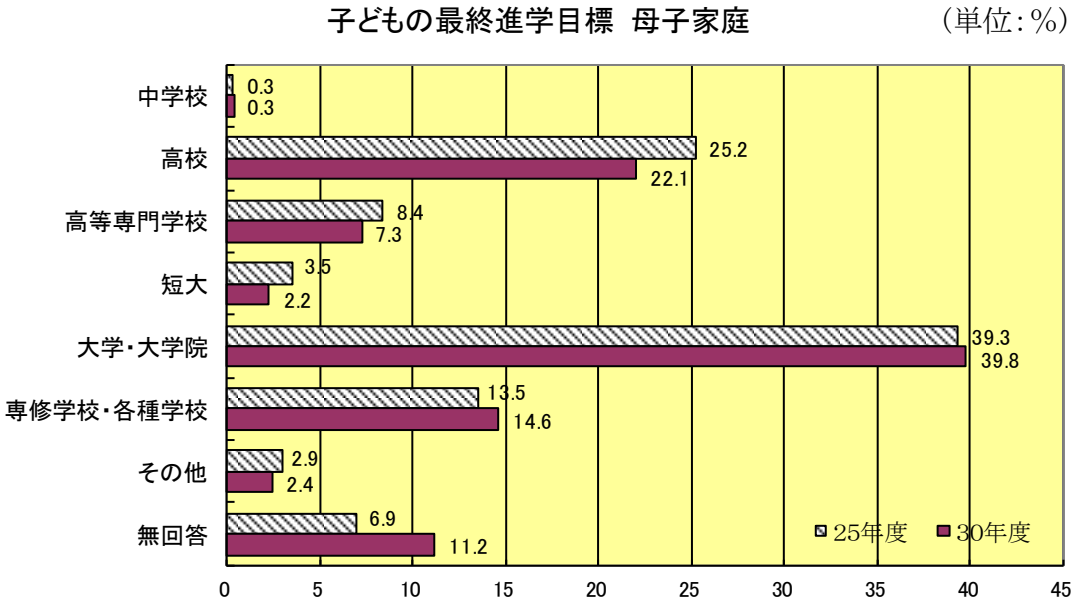

- 制度や施策の認知度及び利用状況

６割以上の人が「知っている」あるいは「役に立った」と回答した制度については、「児童扶養手当」が88.9%(前回調査87.4%)、次いで「ひとり親家庭等医療費助成制度」が86.6%（前回調査 86.5%)、「公共職業安定所（ハローワーク)」が 80.2%（前回調査 81.2%)、「ひとり親家庭就業支援講座」が 71.1%（前回調査 74.0%)、「野田地域職業訓練センター（さわやかワークのだ)」が 66.0%（前回調査 69.0%)、「ファミリー・サポート・センター事業」が 60.1%（前回調査 57.9%）となっています。

制度、施策の認知度及び利用状況　母子家庭

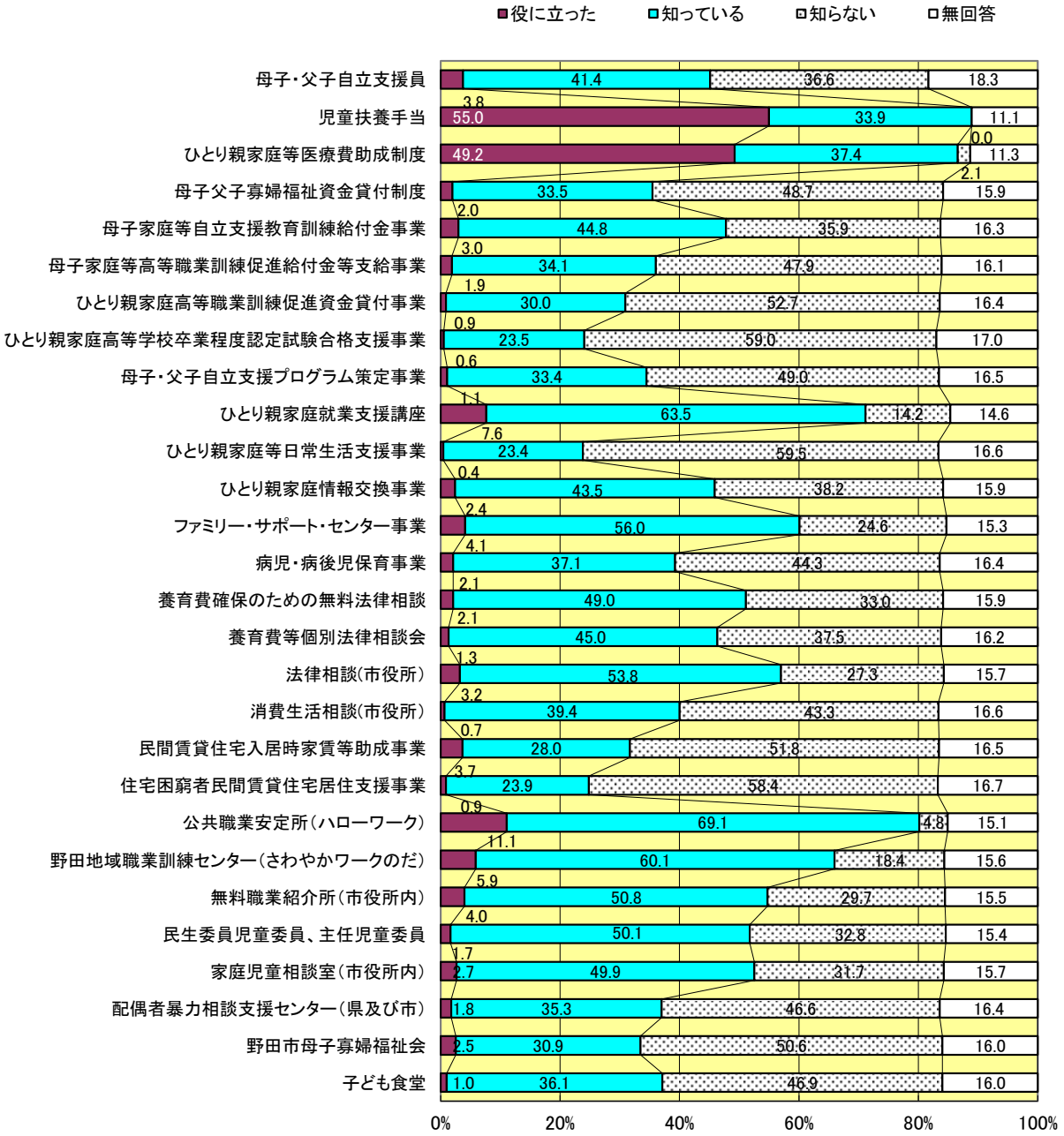

第３章　プランの基本的な考え方

１　プラン見直しに当たって

第２章の結果のとおり、依然、厳しい雇用や経済の状況に置かれているひとり親家庭の実態を踏まえ、本プラン策定にあたっては、初代プランからの基本的な考え方である「生計の維持、家事や子育てなど、通常は両親が分かち合う負担を一身に背負わなければならないケースが多いひとり親家庭について、厳しい雇用、経済情勢の下における負担を軽減するために必要な支援を行い、ひとり親家庭の児童が健全に育成されるための環境を整備する」を第４次改訂版においても踏襲します。

また、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」で示された、母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向から、母子世帯の状況として、パート・アルバイト等の割合が増え、就労収入は低い水準にあることや、養育費を大半が取得していないこと、父子世帯では、家事等生活面に多くの困難を抱えている状況があること、また、母子・父子世帯共に子どもの「教育・進学」や「しつけ」に対する悩みを抱えているなどの現状と課題があり、平成 30 年度に市が実施した意識調査の結果から引き続き見えた、「収入増に向けた実効的な支援や養育する児童が自立し、貧困の連鎖を断ち切っていくための施策が必要」などの課題と共通することから、これらに対応する計画とします。

２　基本目標

本プランは、上位計画である「野田市新エンゼルプラン（第５期計画）」の基本理念である「子どもが未来に希望を持ち『元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち』・野田」を基本的視点とし、ひとり親家庭等が自立し、安心した生活を送るため、国の基本方針の内容とも共通する次の６つの基本目標を前プランに引き続き設定し、ひとり親家庭等への支援を推進します。

（1）６つの基本目標とその趣旨について

①　情報提供、相談機能、支援体制の充実

ひとり親家庭になった直後の生活環境の激変などにより、様々な悩みや困難に直面することから、相談支援や支援情報の提供などについて、関係機関、関係団体と連携し、それぞれのニーズに合わせた対応ができる体制づくりに努めます。

②　就業支援の拡充

ひとり親家庭等の自立と生活の安定・向上を図るためには、より良い条件で就業し、十分な収入を安定的に得ることが重要です。特に母子家庭の就労収入が低いことから、個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援策の充実に努めます。

③　子育て支援の充実

ひとり親家庭等が子育てと仕事を両立し、早期の経済的自立を実現できるよう、子育て支

援サービスの利用における負担軽減や配慮に努めます。

④　居住支援の充実

民間賃貸住宅への入居の際の経済的支援や情報提供などによる支援や、市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保などにより、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図ります。

⑤　養育費確保のための支援策の推進

ひとり親家庭の児童の育成のため、貴重な収入となる養育費が確実に確保できるような支援の推進に努めます。

⑥　経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の向上及び児童の健全育成と自立に向け、生活安定のための支えとなる児童扶養手当制度及び野田市独自の制度である養育者支援手当制度が効果的に活用されるよう、適正な給付事務を推進します。また、児童の進学希望の実現に向けた福祉貸付金について、県に円滑につなげるよう取り組みます。

３　各基本目標における現状と課題及び施策の方向と取組

各基本目標における現状と課題に対する施策の方向性と、具体的に取り組む主な施策は次のとおりです。

（1）現状と課題・施策の方向・主な取組

①情報提供、相談機能、支援体制の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子・父子自立支援員は約半数近くが認知しているものの、就労支援に関する個別事業の認知度がやや低く、また、父子家庭では施策全般の認知度が低い傾向があります。
施策の方向性	・　子育て支援、ひとり親家庭支援にかかる施策を周知徹底する。 ・　相談事業の中心である母子・父子自立支援員のさらなる相談スキルの向上を図る。 ・　母子寡婦福祉会と連携した取組の拡充を図る。
主な取組	・　母子寡婦福祉会と連携した「情報交換事業」の内容を拡充し、ひとり親家庭の交流を深めます。 ・　相談事業における母子・父子自立支援員の積極的な研修を進め、父子家庭にも対応できるスキルとノウハウを獲得します。 ・　野田市パーソナルサポートセンターと母子・父子自立支援員が連携した相談体制の充実を図ります。 ・　主任児童委員等との連携による地域での見守りなど支援の充実に努めます。

②就業支援の拡充	
現状と課題	【意識調査の結果から】 特に母子家庭の母は正社員での雇用割合が依然低く、自身の就労収入が増えない原因となっています。また、母子家庭、父子家庭ともに転職の希望割合が高く、その理由としていずれも収入の低さを挙げており、母子家庭では、正社員を希望する割合が高くなっています。
施策の方向性	・　ひとり親家庭の雇用への理解等の啓発活動を一層進める。 ・　高等職業訓練促進給付金等事業などによる資格取得に向けた支援を推進する。
主な取組	・　無料職業紹介所と連携し、ひとり親家庭のニーズに適した求人情報の収集に努めるとともに、事業所を訪問し、ひとり親家庭への事業主側の理解と、雇用促進奨励金制度の啓発に努めます。 ・　好条件の就労に向け、自立支援プログラム策定に合わせて個々の職業適性を把握し、きめ細やかな支援を行います。 ・　高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業の活用の促進を図り、資格取得を支援します。 ・　収入の低いひとり親家庭の自立のため、より高収入を得るための転職やスキルアップに向け、資格取得に向け実施する講座の内容に工夫を凝らすことや、求人側から見たニーズを把握していきます。 ・　親の学び直しと子どもの進学支援として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知啓発に努めます。

③子育て支援の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子家庭、父子家庭ともに、現在の生活上の悩みとして生活費という基本的な問題もありますが、日常のことよりも子どもの養育・教育に関することの割合が高くなっています。
施策の方向性	・　求職活動時や勤務における残業時の子育て支援の充実などにより、安心して勤務に集中できる環境づくりを促し、就労収入を増やしていきます。
主な取組	・　母子寡婦福祉会に委託する日常生活支援事業のホームヘルプサービス事業などを活用し、仕事に集中できる時間が確保できるようにします。

④居住支援の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子家庭、父子家庭とも核家族化しており、母子家庭では親などの家に同居する割合が減り、民間賃貸住宅に移るケースが増えています。
施策の方向性	・　子どもの成長に伴い、部屋に余裕のある民間賃貸住宅に移る傾向があるた

	め、子どもの年齢などに応じたニーズを把握し、ライフステージごとに必要な支援（助成や情報提供）を行います。
主な取組	・　公営住宅入居におけるひとり親家庭への配慮と民間賃貸住宅入居における情報提供などの支援を継続していきます。

⑤養育費確保のための支援策の推進	
現状と課題	【意識調査の結果から】 養育費を現在も受けている割合は極めて低く、養育費の取り決めをしていない理由として「相手と関わりたくないから」、「相手に支払う意思がないと思ったから」、「相手に支払う能力がないと思ったから」が挙がっており、養育費の確保を妨げる課題となっています。
施策の方向性	・　養育費を受けていない割合が依然高く、その理由として「相手と関わりたくない」ことの割合が高いことから、相談に当たっては個別の事情を考慮することを重視します。また、児童の成長の観点から重要である面会交流について、周知啓発と情報提供を行います。
主な取組	・　母子寡婦福祉会と連携した法律相談事業の周知を推進し充実を図ります。 ・　弁護士による養育費の個別法律相談会の充実を図ります。 ・　母子・父子自立支援員との相談から、母子寡婦福祉会が取り組む月１回の「無料法律相談」と、「養育費等個別法律相談会」との連携を強化します。 ・　県が新たに取り組む面会交流事業の情報を把握し、個々の事情に応じて情報提供していきます。

⑥経済的支援の推進	
現状と課題	【意識調査の結果から】 子どもの最終進学目標を大学・大学院としている割合が高く、自らの経済的自立とともに、子どもの将来を見据えた支援の必要性があります。
施策の方向性	・　母子、父子家庭とも、子どもの養育･教育の悩みが高い割合であることを踏まえ、進学希望が実現するような支援を進めます。 ・　児童扶養手当と野田市独自の養育者支援手当について、それぞれの趣旨に沿った適正な運営に努めます。
主な取組	・　県貸付金は進学等に一定の役割を果たしており、活用にあたって、県の審査が円滑に進むよう市の相談事業の段階で適切な返済計画等の指導を行います。 ・　父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットとして、引き続き養育者支援手当を支給します。 ・　税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を、引き続き実施していきます。

（2）国の制度改正について施策への反映

国の制度改正・拡充にについて、着実に推進します。

施策	国の制度改正と内容
就業支援	きめ細かな支援と転職やキャリアアップの支援など 【制度改正等】 ・高等職業訓練促進給付金等事業の拡充 修業期間１年の調理師等を対象（28.4.1） 支給期間の上限を36月に延長（28.4.1） 准看護師から引き続き看護師の養成機関で修業する場合を対象（30.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給期間の上限を48月に延長（31.4.1） 修業期間の最後の12月について4万円増額（31.4.1） ・自立支援教育訓練給付金事業（講座受講費用の補助）の拡充 所要経費の２割（限度額10万円）を６割（上限20万円）支給へ拡充（28.4.1） 雇用保険法等に基づく一般教育訓練給付金との差額を支給（29.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 特定一般教育訓練給付金（上限20万円）及び専門実践教育訓練給付金（上限80万円）を支給対象講座に追加（31.4.1） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 プログラム目標達成後のアフターケア（28.4.1） ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業　新規実施（29.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1）
子育て支援	子ども・子育て支援新制度における保育所などの優先利用の配慮、当事者の相互交流・情報交換の機会確保、就職活動の際の日常生活支援事業の拡充など 【制度改正等】 ・日常生活支援事業 就業上の理由による残業等について支援が拡大（28.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.6.1）
経済的支援	貸付金の父子家庭への拡大、奨学給付金の創設など 【制度改正等】 ・母子・父子・寡婦福祉資金 違約金利率の引下げ（27.4.1） 保証人がいない場合の貸付利率を年 1.5%から 1.0%に引下げ（28.4.1）

施策	国の制度改正と内容
	修学資金及び就学支度資金について対象に大学院を追加（30.4.1） 就学支度資金について修業施設に係る貸付限度額の引上げ、修業資金の償還期限の延長（31.4.1） ・児童扶養手当 第２子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充（28.8.1） 全部支給に係る所得制限限度額の引上げ（30.8.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30.10.1） 支払回数を年３回から６回に拡充（1.11 分から） ・養育者支援手当 第２子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充（28.8.1） 全部支給に係る所得制限限度額の引上げ（30.8.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30.10.1） 支払回数を年３回から６回に拡充（1.11 分から） ・ひとり親家庭等医療費助成金 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30.10.1）

４　施策の体系

基本目標	具体的施策の方針
１　情報提供、相談機能、支援体制の充実	① 情報提供の充実 ② 相談、支援体制の強化 ③ 地域における支援体制の充実 ④ ひとり親家庭の交流会の推進 ⑤ 養育費等支援事業の推進 ⑥ 母子寡婦福祉会の財政基盤の強化
２　就業支援の拡充	① 関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進） ② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 ③ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 ④ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 ⑤ 在宅就業推進事業導入の検討 ⑥ 雇用促進奨励金の活用 ⑦ 職業訓練の強化 ⑧ ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進 ⑨ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用
３　子育て支援の充実	① ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 ② 保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化 ③ 保育所、学童保育所における延長保育の充実 ④ 保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 ⑤ 児童の居場所づくり ⑥ 招待事業の充実 ⑦ ファミリー・サポート・センターの利用促進
４　居住支援の充実	① 市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 ② 市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討 ③ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 ④ ひとり親家庭等及びＤＶ被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 ⑤ ＤＶ世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進
５　養育費確保のための支援策の推進	① 養育費等相談体制の充実 ② 広報、啓発活動の推進 ③ 弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施
６　経済的支援の推進	① 児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 ② 母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進 ③ 保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 ④ ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し ⑤ 未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用

施策の事業番号一覧

基本目標	具体的施策の方針	事業番号	
１情報提供、相談機能、支援体制の充実	①情報提供の充実	1-①	既存
	②相談、支援体制の強化	1-②	既存
	③地域における支援体制の充実	1-③	既存
	④ひとり親家庭の交流会の推進	1-④	既存
	⑤養育費等支援事業の推進	1-⑤	拡充
	⑥母子寡婦福祉会の財政基盤の強化	1-⑥	既存
２就業支援の拡充	①関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進）	2-①	既存
	②母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	2-②	既存
	③母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用	2-③	拡充
	④母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用	2-④	拡充
	⑤在宅就業推進事業導入の検討	2-⑤	既存
	⑥雇用促進奨励金の活用	2-⑥	既存
	⑦職業訓練の強化	2-⑦	拡充
	⑧ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進	2-⑧	既存
	⑨ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用	2-⑨	新規
３子育て支援の充実	①ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	3-①	既存
	②保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化	3-②	既存
	③保育所、学童保育所における延長保育の充実	3-③	既存
	④保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実	3-④	既存
	⑤児童の居場所づくり	3-⑤	既存
	⑥招待事業の充実	3-⑥	既存
	⑦ファミリー･サポート･センターの利用促進の強化	3-⑦	既存
４居住支援の充実	①市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保	4-①	既存
	②市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	4-②	既存
	③住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進	4-③	既存
	④ひとり親家庭等及びＤＶ被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進	4-④	既存
	⑤ＤＶ世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進	4-⑤	既存
５養育費確保のための支援策の推進	①養育費等相談体制の充実	5-①	拡充
	②広報、啓発活動の推進	5-②	既存
	③弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施	5-③	拡充
６経済的支援の推進	①児童扶養手当等の支給事業の適正な推進	6-①	既存
	②母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進	6-②	既存
	③保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知	6-③	既存
	④ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し	6-④	既存
	⑤未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用	6-⑤	既存

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（素案）
（第４次改訂版）

野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画

（計画期間：令和２年度～令和６年度）

令和２年●月

野田市

■目　次

◆総　論

第１章　プランの概要
１ プラン策定の趣旨 ･･ 1
（１）ひとり親家庭の全国の現状 ･････････････････････････････････････1
（２）国の対応 ･･･1
（３）千葉県の対応 ･･･2
（４）野田市の対応 ･･･2
２ プランの位置付け ･･3
３ プランの計画期間と推進体制 ･･････････････････････････････････････3
４ 用語の定義 ･･4

第２章　ひとり親家庭等の現状
１ 離婚件数等の推移 ･･5
２ ひとり親家庭の世帯数等の推移 ････････････････････････････････････6
３ ひとり親家庭等の状況 ･･7
（１）母子及び父子家庭の状況 ･･････････････････････････････････････8
（２）寡婦の状況 ･･41

第３章　プランの基本的な考え方
１ プラン見直しに当たって ･･47
２ 基本目標 ･･47
（１）６つの基本目標とその趣旨について ･･････････････････････････47
３ 各基本目標における現状と課題及び施策の方向と取組 ･･････････････48
（１）現状と課題・施策の方向・主な取組 ･･････････････････････････48
（２）国の制度改正について施策への反映 ･･････････････････････････51
４ 施策の体系 ･･53
（１）施策の事業番号一覧･･54

◆各　論

第４章　具体的施策の展開
１ 情報提供、相談機能、支援体制の充実 ･･････････････････････････････55
２ 就業支援の拡充 ･･61
３ 子育て支援の充実 ･･70
４ 居住支援の充実 ･･77
５ 養育費確保のための支援策の推進 ･･････････････････････････････････82
６ 経済的支援の推進 ･･86

◆総　論

第１章　プランの概要

１　プラン策定の趣旨

（１）　ひとり親家庭の全国の現状

平成 27 年の国勢調査による全国のひとり親世帯数は、母子世帯（他の世帯員がいない世帯）が 754,724 世帯で、前回平成 22 年調査時の 755,972 世帯と比べて 0.17%の減となっています。

母子世帯になった理由は離婚が 79.5%（前回 80.8%）、死別が 8.0%（前回 7.5%）、未婚の母が 8.7%（前回 7.8%）となっており、未婚の母の割合が増えています。また、父子世帯については 84,003 世帯で、平成 22 年の 88,689 世帯と比べて減少しています。

平成 29 年の福祉行政報告例（厚生労働省）による児童扶養手当の受給者数は、97.3 万人で、前回調査の平成 23 年より 9.7 万人の減少となっています。

また、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）によるひとり親世帯の経済的状況を見ると、母子世帯の１世帯当たりの平均収入は 243 万円で、前回調査の 223 万円から若干改善していますが、全世帯の平均所得金額 545.4 万円（平成 28 年の国民生活基礎調査）に比べて低い水準であり、依然厳しい状況が続いています。

就業状況では、母子世帯の母の 81.8%が就業していますが、就業している者のうち、正規の職員・従業員が 44.2%、パート・アルバイト等が 43.8%となっています。

「相対的貧困率」（平成 28 年の国民生活基礎調査）については、国民全体で 15.7%、ひとり親家庭では、50.8%となっています。

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の集計では、日本の「相対的貧困率」は加盟 34 か国中 10 番目に高く、ひとり親家庭については、ＯＥＣＤ加盟国中最も高く、ひとり親家庭が特に経済的に困窮している実態となっています。

（２）　国の対応

国のひとり親家庭等への対策については「母子及び寡婦福祉法」に基づき、平成 20 年４月、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策等を柱とした総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきたところです。

また、平成 25 年３月、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、子育てと就業の両立が困難な状況に置かれている父子家庭の父の就業に関する支援の充実が位置付けられています。

同年８月に社会保障審議会児童部会の専門委員会がまとめた「ひとり親家庭への支援施策の在り方」についての中間まとめでは、子どもへの影響の観点からもできる限り就業自立を目指すべきとしながらも、直ちに自立が困難な家庭もあることから、状態に応じた自立支援が必要であり、福祉、保健、教育、法務など多岐にわたった関係機関との連携が不可欠とし、相談窓口の整備やニーズを踏まえたメニューの充実などを施策の方

向性として示しました。

さらに、平成 27 年４月に中間まとめで示された課題や平成 26 年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法等の改正を踏まえ、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を見直し、相談支援体制の整備、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加し、生活の安定と向上のための施策を総合的かつ計画的に展開するとしています。

（３）　千葉県の対応

千葉県においても「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県母子家庭等自立促進計画である「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、現在、第３期計画に位置付けた子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援、支援体制の充実などの施策を進めています。

このプランの計画期間は令和元年度までとなっていることから、これまでの取組の成果を踏まえ、令和元年度に新たな計画を策定することとしています。

（４）　野田市の対応

野田市においては、厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援するために、就労支援、居住支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、平成 14 年 11 月に「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を他の自治体に先んじて策定し、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

平成 18 年３月改訂の第２期プラン（改訂版）では、さらに自立支援に重点を置いた施策を配し、「養育費確保のための支援策の推進」を加えた７つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでいます。

平成 22 年３月改訂の第３期プラン（第２次改訂版）では、「情報提供、相談機能、支援体制の充実」、「就業支援の拡充」、「子育て支援の充実」、「居住支援の充実」、「養育費確保のための支援策の推進」、「経済的支援の推進」の６つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでいます。

また、野田市は、平成 15 年度から独自の「野田市父子家庭等支援手当（平成 22 年度に父子家庭が児童扶養手当の支給対象となり、「養育者支援手当」に改編しました。）」を創設するなど、かねてから先進的な施策に取り組んでいます。

平成 27 年３月改訂の第４期プラン（第３次改訂版）では、ひとり親家庭とその子どもの将来の自立に向けて支援するとともに、新たに親の学び直しと子どもの進学支援として、平成 29 年度から「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施しています。

また、養育費の確保への支援として、平成 30 年度から「弁護士による個別法律相談会」の回数を年３回に増やし、野田市母子寡婦福祉会の事業として毎月１回実施する「無料法律相談」との連携による相談体制の強化を図りました。この他にも「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「情報交換事業」を実施し、育児や家事等生活面での支援に取組むとともに、母子・父子自立支援員と無料職業紹介所等との連携によるひとり親家庭向け求人情報の提供を基に、個々のひとり親家庭の職業適性に応じた就業支援など、自立に向けた実効的な施策を積極的に推進しているところです。

２　プランの位置付け

本プランは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする「野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画」の第４次改訂版として策定し、「野田市エンゼルプラン（第５期計画）」に位置付ける重点施策「ひとり親家庭の自立支援の推進」を図るための具体的な計画とします。

野田市エンゼルプラン（第５期計画）
（野田市子ども・子育て支援事業計画第２期計画）
施策体系及び重点施策に「ひとり親家庭の自立支援の推進」を位置付ける。

↓ ※個別計画として別立てする。

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）

３　プランの計画期間と推進体制

本プランの計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間とし、上位計画である「野田市エンゼルプラン」の計画期間に合わせて見直しを行うこととします。

また、プランの推進にあたっては、福祉や雇用の関係機関及び関係団体と連携を図りながら施策に取り組み、進捗状況については野田市児童福祉審議会に適宜報告します。

【策定経過】

プランの名称	計画期間
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン	平成 14 年 11 月から 平成 18 年３月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂版 （野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画）	平成 18 年４月から 平成 23 年３月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第２次改訂版 （野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画）	平成 23 年４月から 平成 27 年３月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第３次改訂版 （野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）	平成 27 年４月から 令和　２年３月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第４次改訂版 （野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）	**令和　２年４月から 令和　７年３月まで**

4　用語の定義

この計画における用語は、次のように定義します。

用　語	定　　義
母　子　家　庭	配偶者のいない（離婚、死別、未婚又は配偶者が生死不明、遺棄、精神又は身体の障害、拘禁などで長期にわたって労働能力を失っている）女子で現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭
父　子　家　庭	配偶者のいない（離別、死別、未婚又は配偶者が生死不明、遺棄、精神又は身体の障害、拘禁などで長期にわたって労働能力を失っている）男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭
寡　　婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦

※　児童扶養手当は児童扶養手当法の規定により 18 歳の年度末までの児童を対象としていますが、本計画においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、20 歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

第２章　ひとり親家庭等の現状

１　離婚件数等の推移

野田市の離婚件数は、平成 25 年から平成 29 年までの５年間の推移を見ると平成 27 年からやや減少している傾向が見られます。

また、人口 1,000 人当たりの離婚率も同様に推移しており、平成 28 年は千葉県及び全国と近い数値になっています。

【離婚件数及び人口 1,000 人当たり離婚率の推移と比較】（人口動態調査）

区分/年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
離婚件数	281	296	307	269	284
離婚率（野田市）	1.82	1.92	2.02	1.76	1.87
離婚率（千葉県）	1.85	1.74	1.78	1.73	1.69
離婚率（全国）	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70

※平成 30 年の離婚件数
287 件

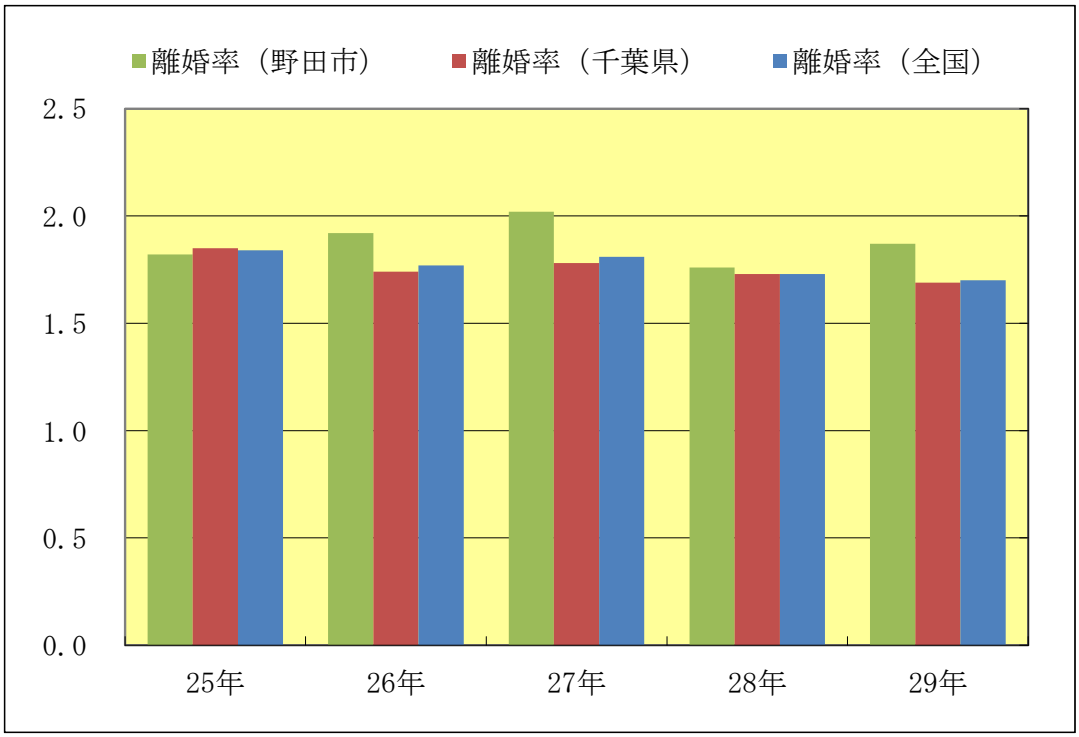

2　ひとり親家庭の世帯数等の推移

平成 30 年４月現在、市内に居住する母子家庭数は 1,500 世帯、父子家庭数は 157 世帯となっており、母子家庭については、この５年間の推移ではほぼ横ばいですが、児童扶養手当の受給者は 28 年度以降減少傾向にあります。

一方、父子家庭数は、５年前との比較では約１割程度が減少し、児童扶養手当についても、約２割程度の減少が見られます。

母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移（各年４月１日現在　単位：人）

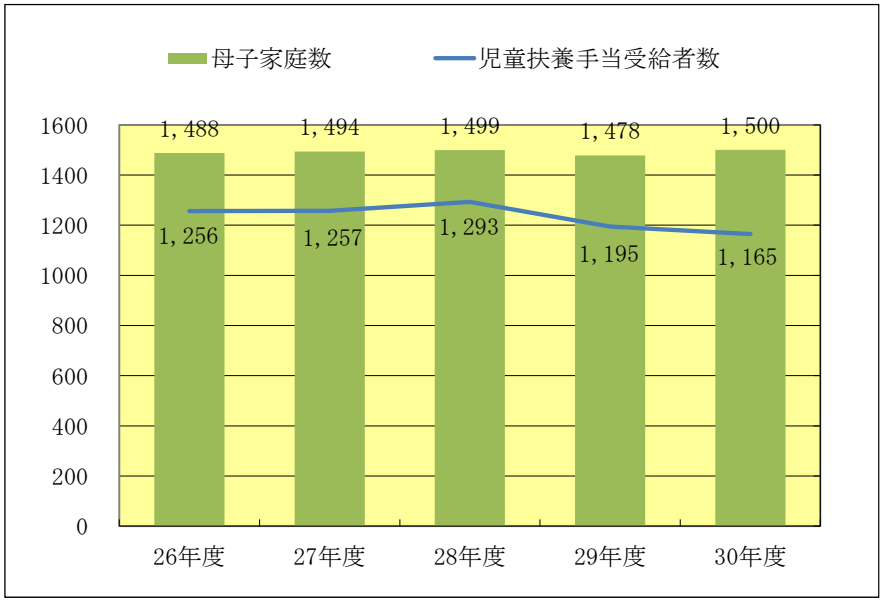

父子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移（各年４月１日現在　単位：人）

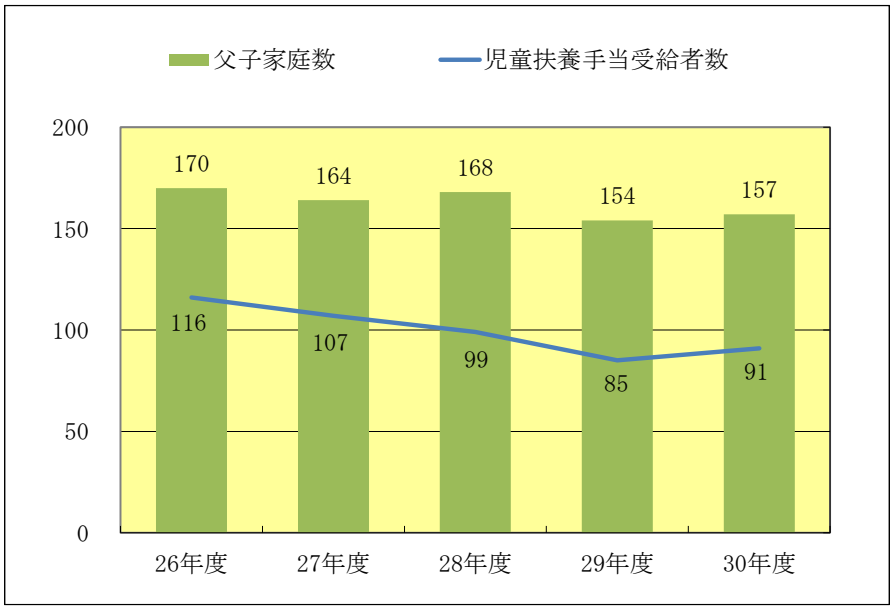

３　ひとり親家庭等の状況

「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果から

平成 30 年度に実施した意識調査の結果と前回（平成 25 年度）実施の意識調査の結果について、「住宅」「養育費」「就労状況」「収入」などについての状況を比較したところ、今回の意識調査の結果では、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く（年収 200 万円以下の割合が最も多い）、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れています。

意識調査の実施概要

項目	実施時期	調査対象	回答数及び回答率
今回	平成 30 年 8 月	母子家庭　1,366 人 父子家庭　136 人 寡婦　108 人	母子家庭　902 人（66.0%） 父子家庭　71 人（52.2%） 寡婦　68 人（63.0%）
前回	平成 25 年８月	母子家庭　1,476 人 父子家庭　171 人 寡婦　196 人	母子家庭　921 人（62.4%） 父子家庭　87 人（50.9%） 寡婦　175 人（89.3%）

（１）　母子及び父子家庭の状況

＜1＞　世帯の状況

①　ひとり親家庭の年齢

前回調査時との比較では、母子家庭の母、父子家庭の父ともに 30 歳代の割合が減り、40 歳代の割合が増え、母子家庭の母の年齢は 40 歳代が 47.1％（前回調査 41.5％）、父子家庭の父の年齢は 40 歳代が 49.3％（前回調査 44.8％）となっています。

母子家庭の母の年齢　（単位：％）

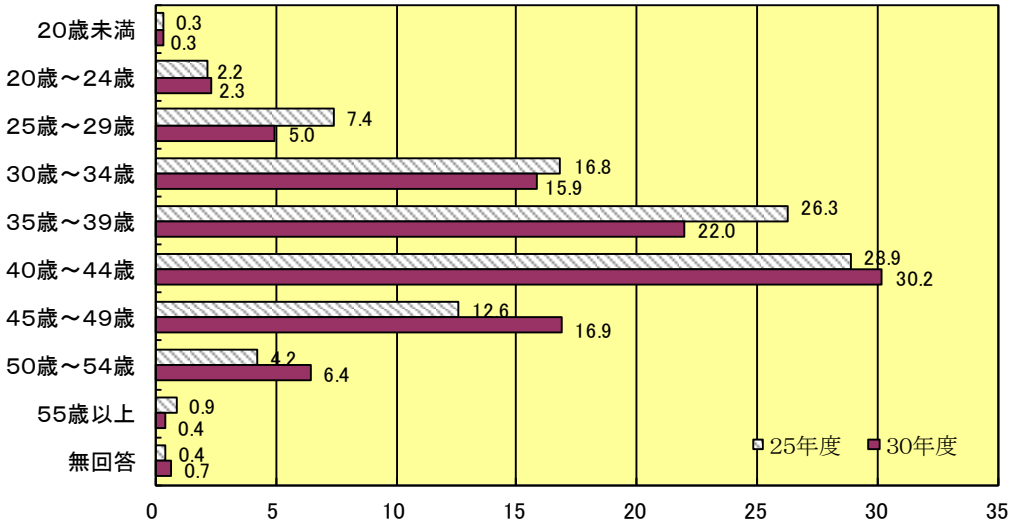

父子家庭の父の年齢　（単位：％）

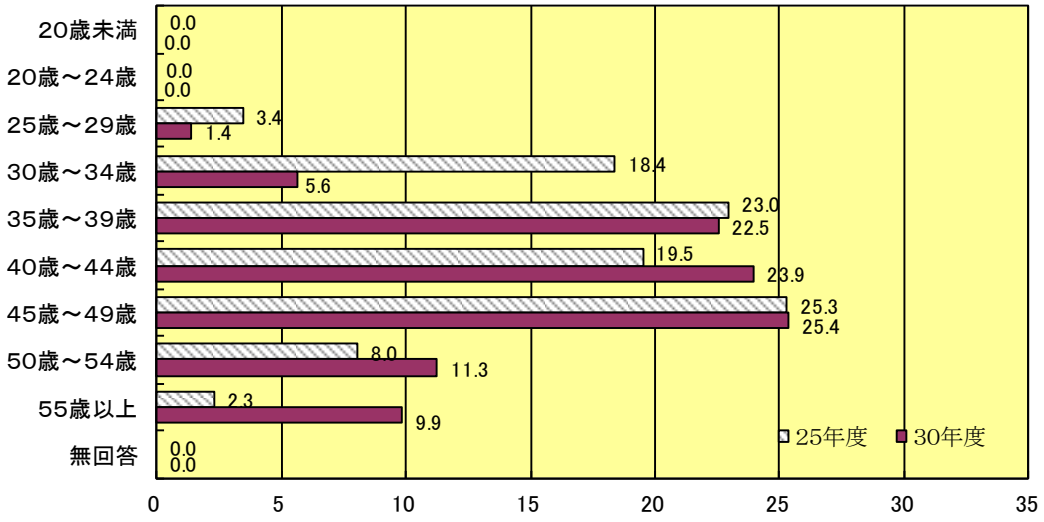

② 家族構成

母子家庭、父子家庭とも、親本人と「子どものみ」で暮らしている世帯が最も多く、核家族化しています。母子家庭は、母親本人と「子どものみ」で暮らしている世帯が 71.8%（前回調査 71.2%）、父子家庭は、父親本人と「子どものみ」で暮らしている世帯が 60.6%（前回調査 69.0%）となっています。

現在同居している家族 母子家庭 （単位：%）

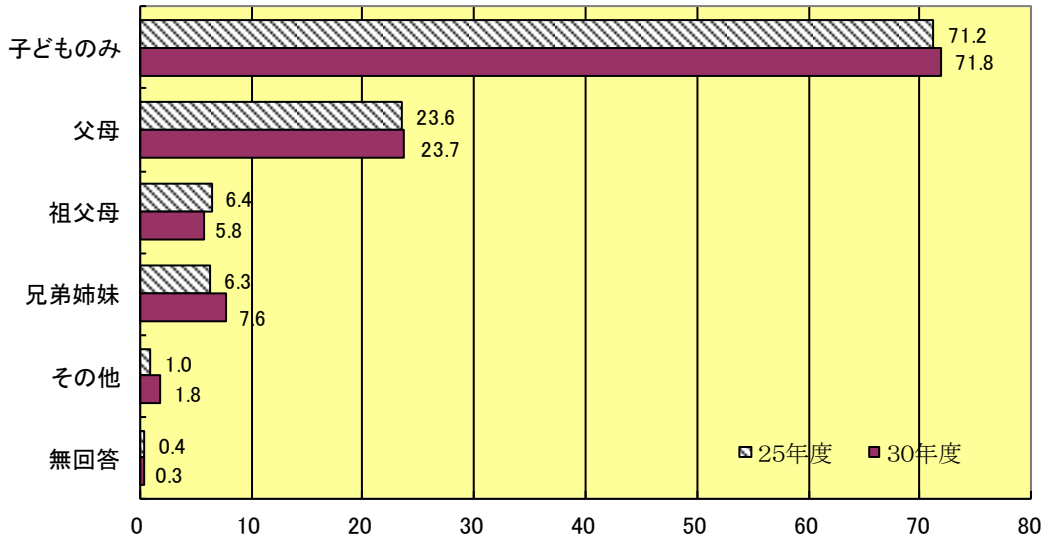

現在同居している家族 父子家庭 （単位：%）

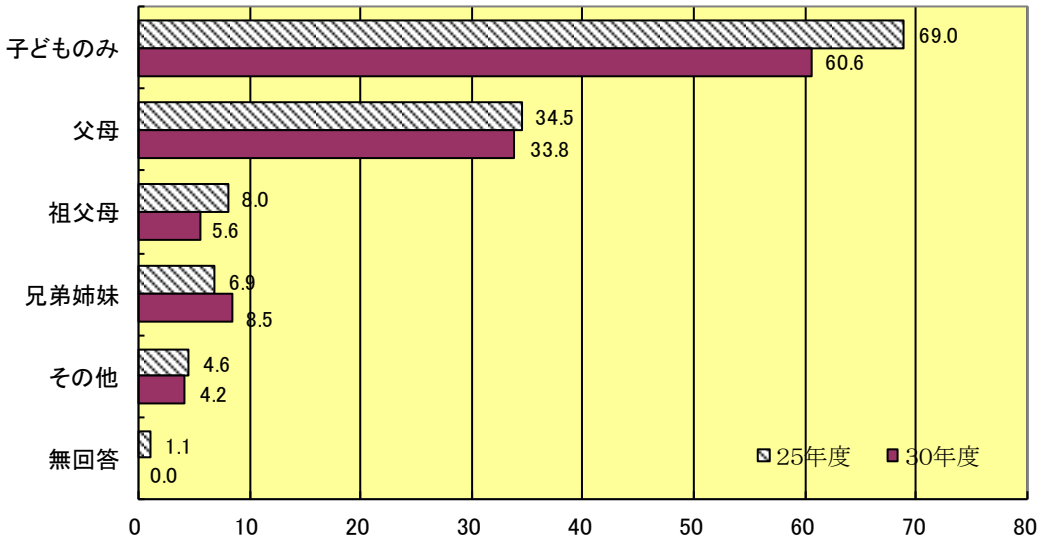

③　子どもの状況

子の就学等の状況について、母子家庭は「小学校」が 55.8%、父子家庭は「小学校」が 52.1%となっており、前回調査時との比較では、中学生（前回調査：母子家庭 31.9%、父子家庭 31.0%）及び高校生（前回調査：母子家庭 31.9%、父子家庭 35.6%）の割合が増えています。

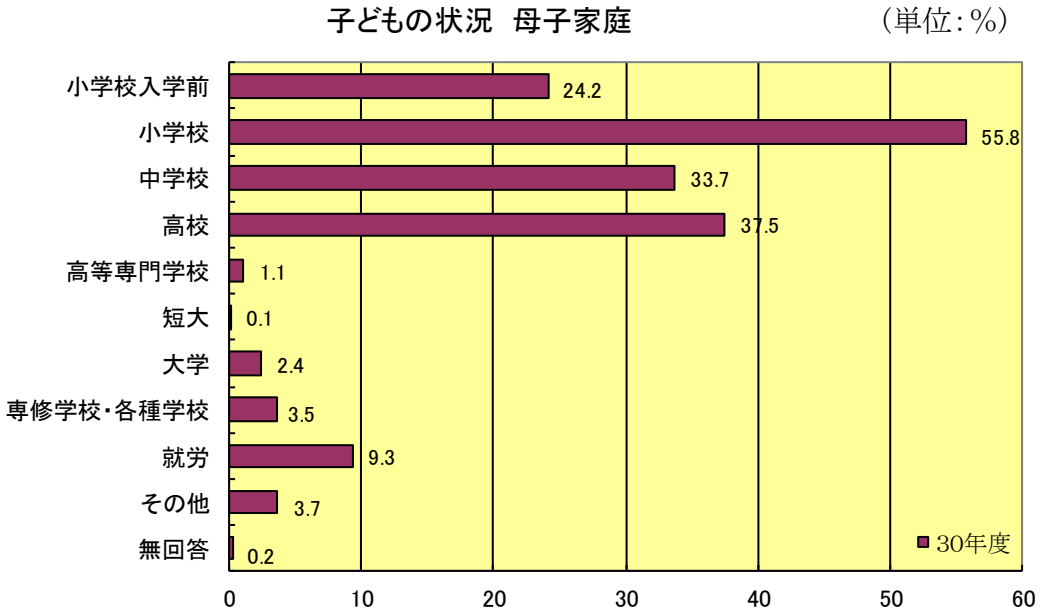

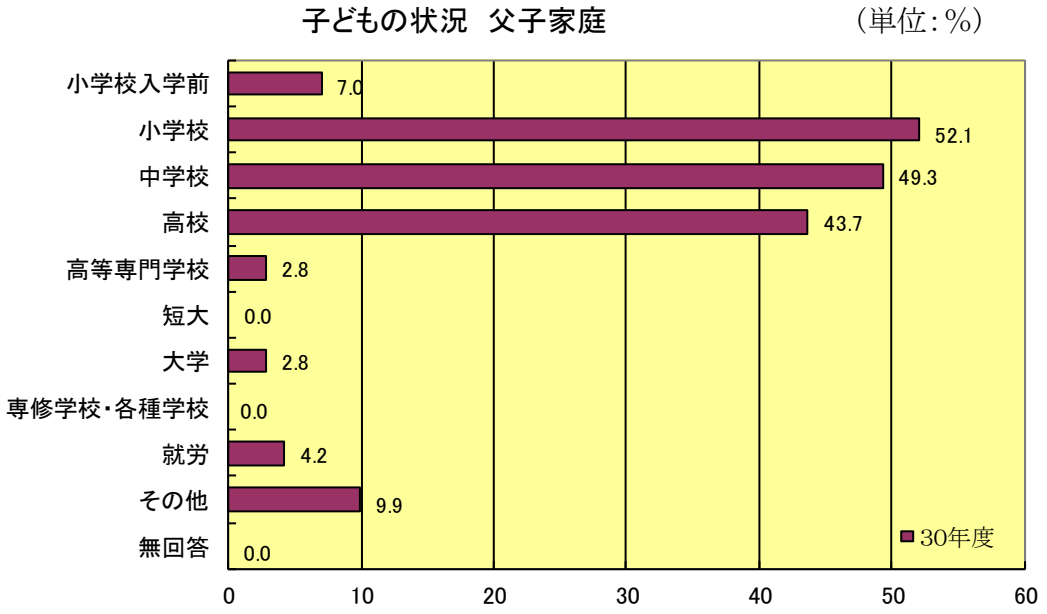

〈2〉　住居の状況

①　住居の状況

住居の状況について、母子家庭は「民間の賃貸住宅」が 39.5%（前回調査 34.6%）、「親などの家に同居」が 27.6%（前回調査 32.6%）、父子家庭は「持ち家」が 52.1%（前回調査 55.2%）、「親などの家に同居」が 25.4%（前回調査 18.4%）となっており、前回調査時との比較では、「民間の賃貸住宅」の割合が増えています。

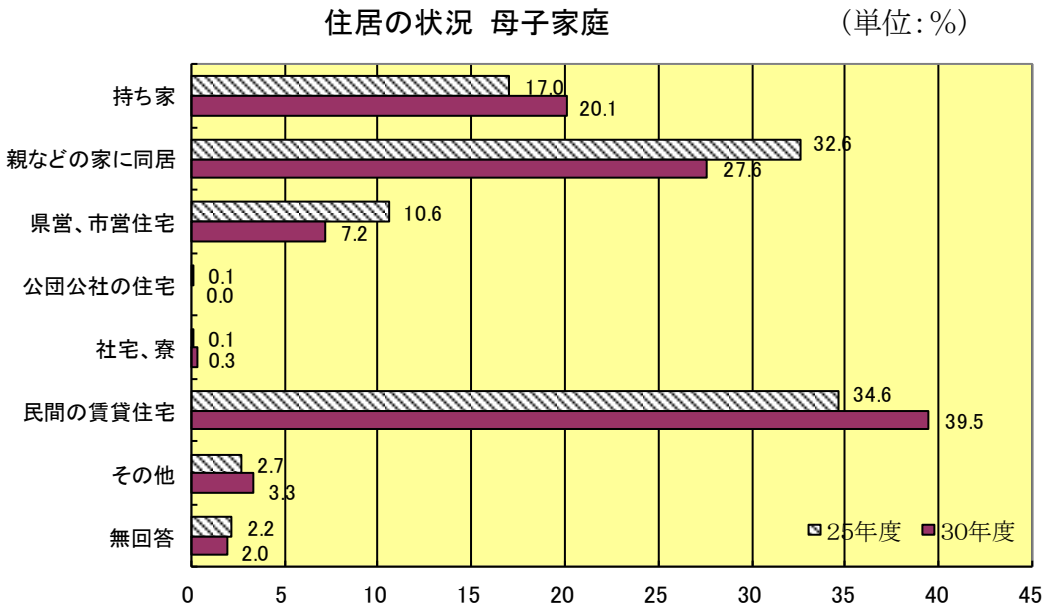

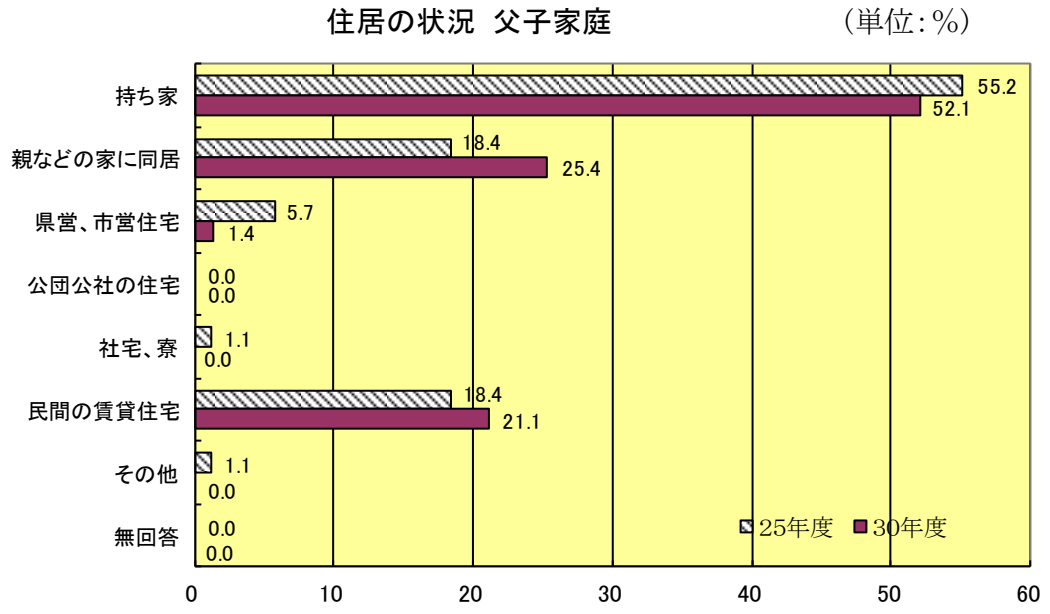

② 民間の賃貸住宅入居時の苦労

民間の賃貸住宅入居時の苦労について、母子家庭は「賃貸住宅の契約や家賃費用の工面」が 24.7%（前回調査 32.3%）、父子家庭は「賃貸住宅の契約や家賃費用の工面」、「特になかった」がそれぞれ 26.7%（前回調査それぞれ 25.0%）となっています。

民間の賃貸住宅入居時の苦労 母子家庭 （単位：%）

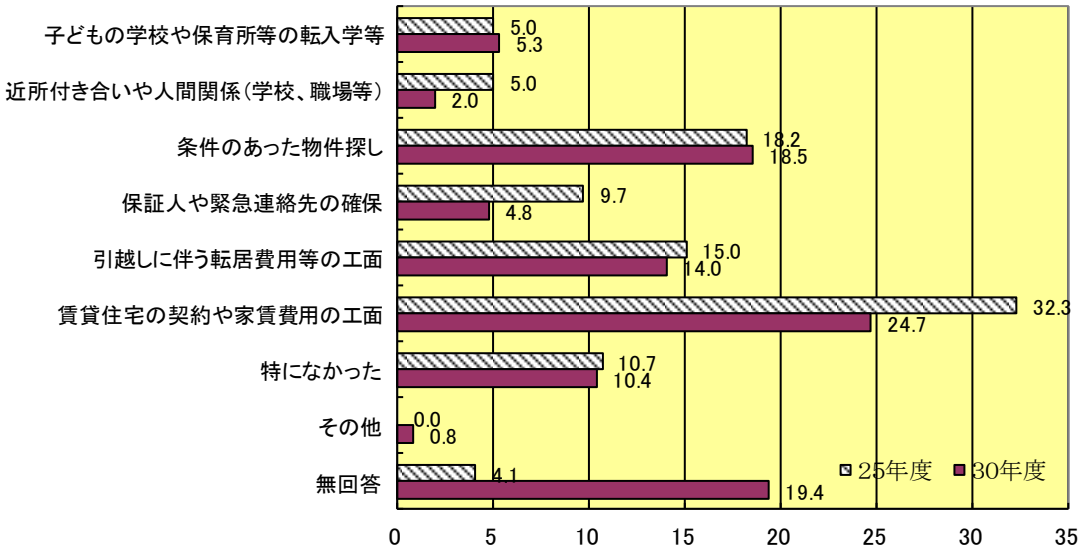

民間の賃貸住宅入居時の苦労 父子家庭 （単位：%）

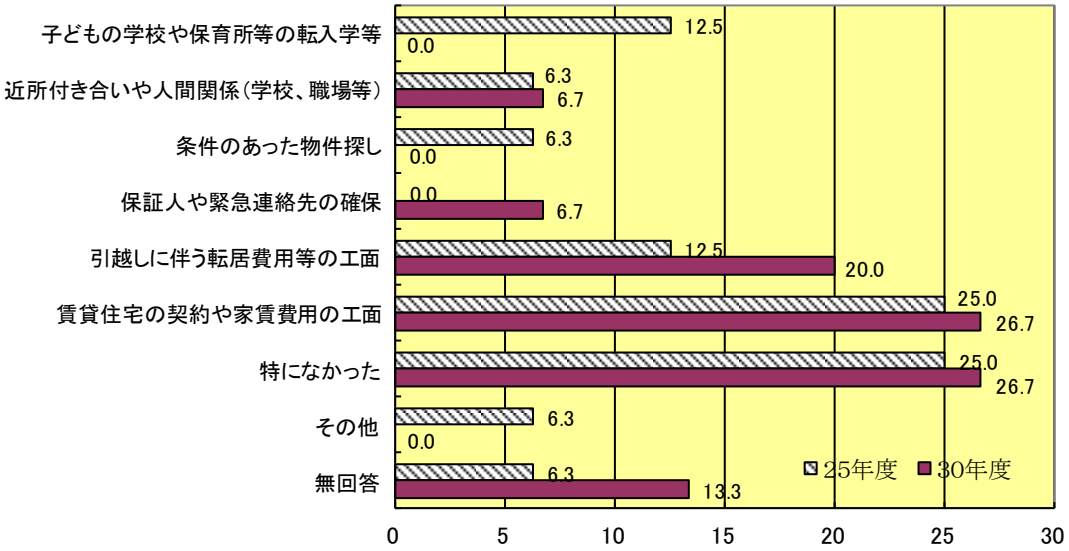

〈3〉　ひとり親家庭になった理由など

①　ひとり親家庭となってからの期間

母子家庭となってからの年数は、５年未満の世帯が 41.8%（前回調査 42.6%）と約４割、「５年以上１０年未満」が 30.8%（前回調査 34.6%）。父子家庭となってからの年数は、「５年以上１０年未満」が 47.9%（前回調査 34.5%）、５年未満の世帯が 29.6%（前回調査 36.7%）となっています。

母子家庭になってからの期間　（単位：%）

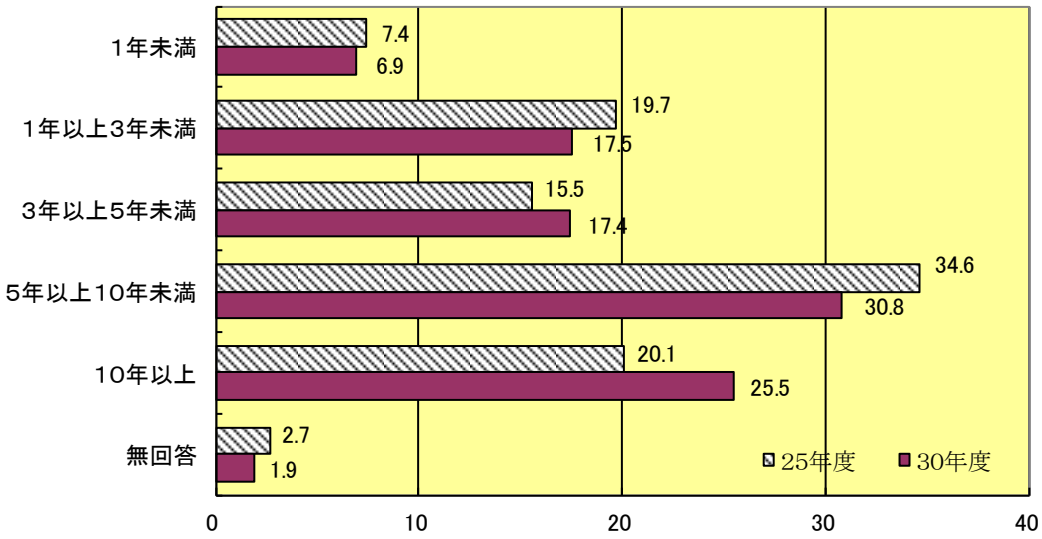

父子家庭になってからの期間　（単位：%）

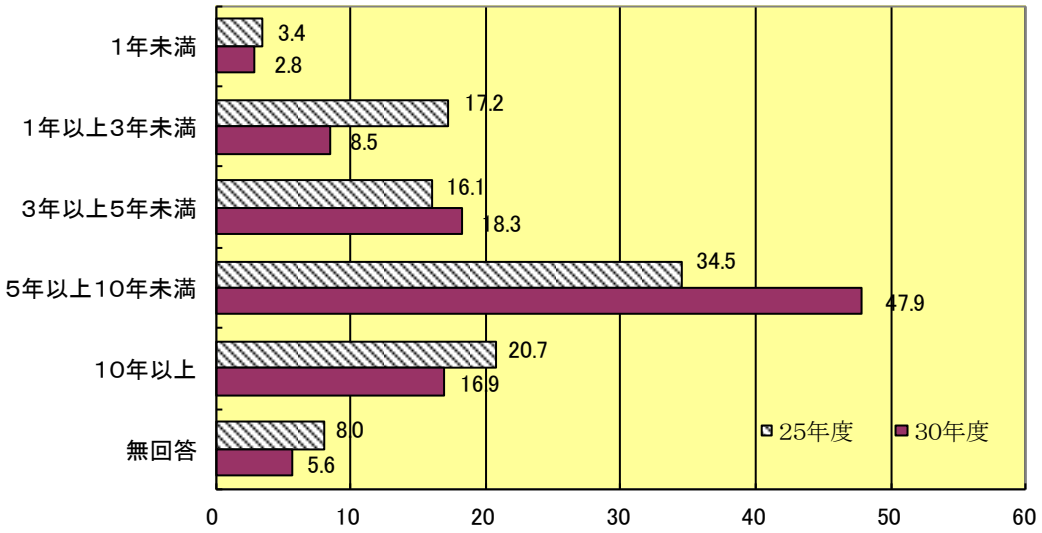

② ひとり親家庭になった理由

母子家庭は「離婚」が圧倒的に多く 82.1％（前回調査 83.6％）、父子家庭も「離婚」が 67.6％（前回調査 79.3％）となっています。また、未婚の母についても 9.9％と前回調査の 8.6％より増えています。

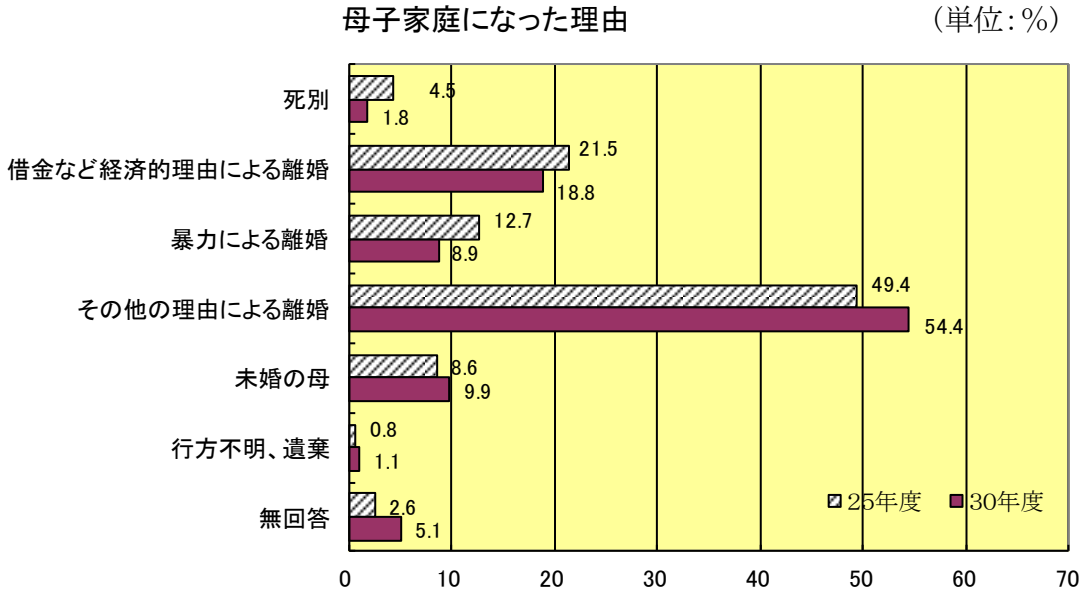

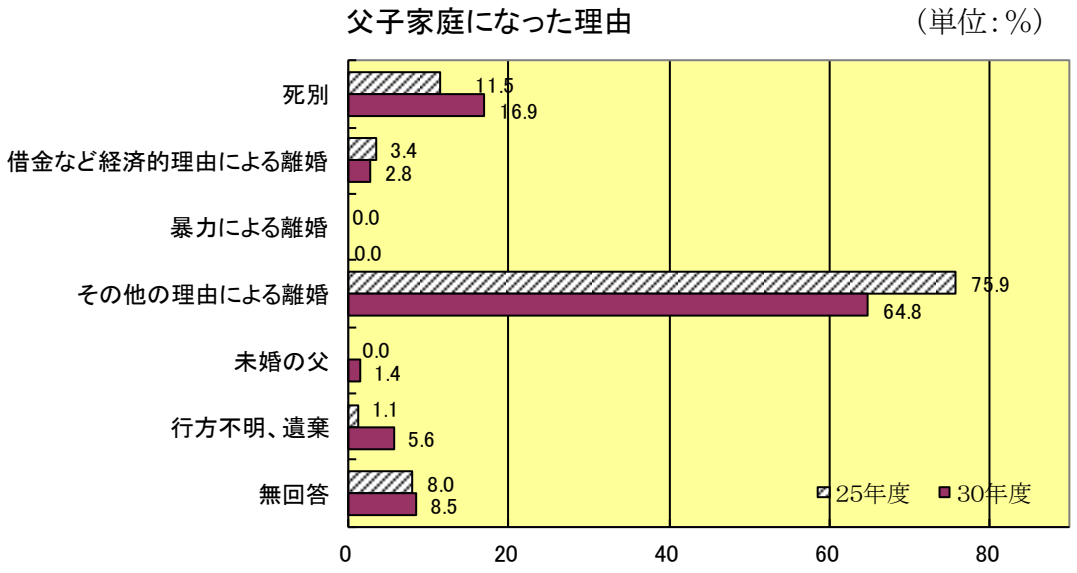

③　養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況について、母子家庭は「取り決めをしている」が 41.8%、父子家庭は「取り決めをしている」が 16.9%となっています。

養育費の取り決め状況 母子家庭

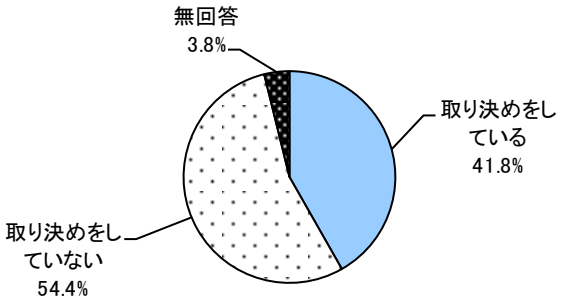

養育費の取り決め状況 父子家庭

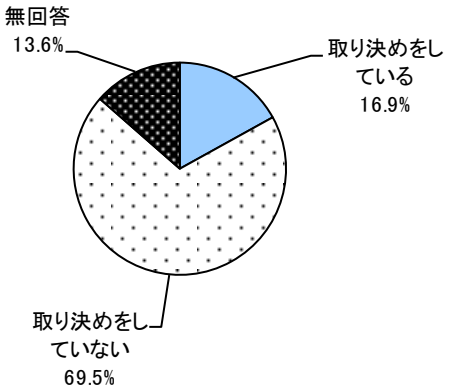

④　養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由について、母子家庭は「相手と関わりたくないから」が 27.2%で最も多く、父子家庭は「相手に支払う能力がないと思ったから」が 34.1%で最も多くなっています。

養育費の取り決めをしていない理由 母子家庭　（単位：%）

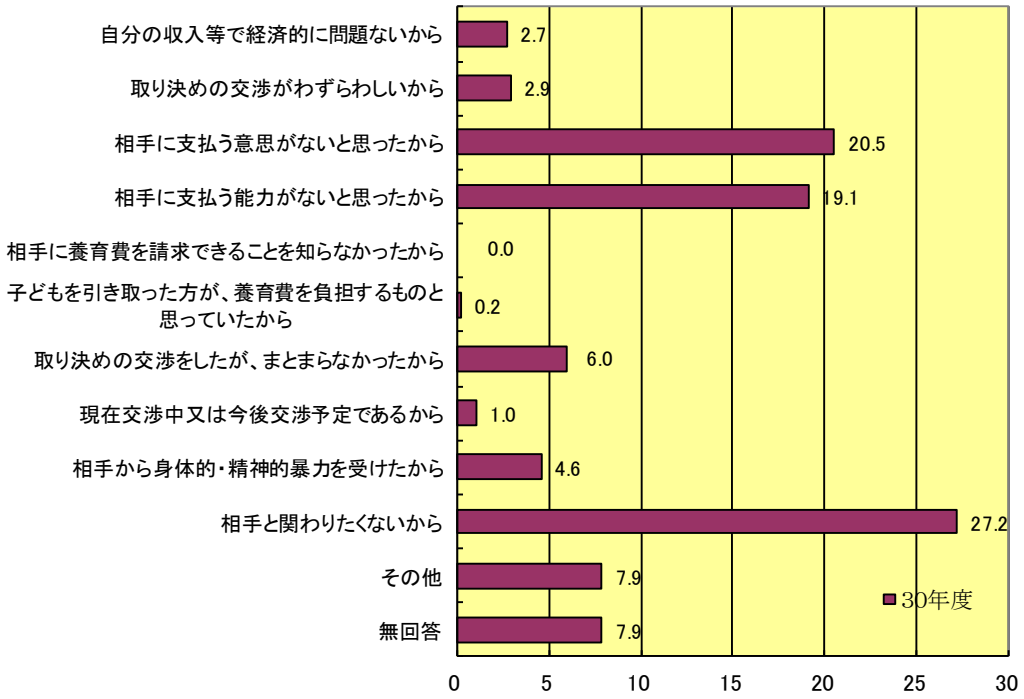

養育費の取り決めをしていない理由　父子家庭　（単位：%）

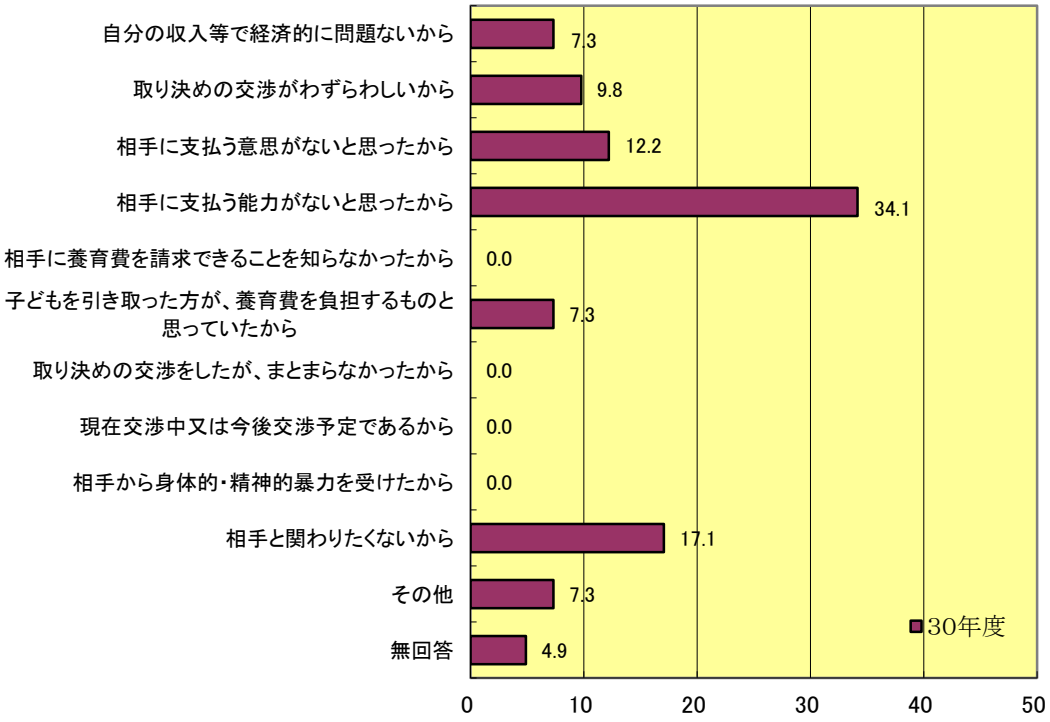

⑤　養育費の受給状況

母子家庭は「現在も受けている」が 25.2%となっており、「受けたことがない」が 55.8%、父子家庭は「現在も受けている」が 1.7%、「受けたことがない」が 78.0%となっており、受けていない割合が相変わらず高い状況となっています。

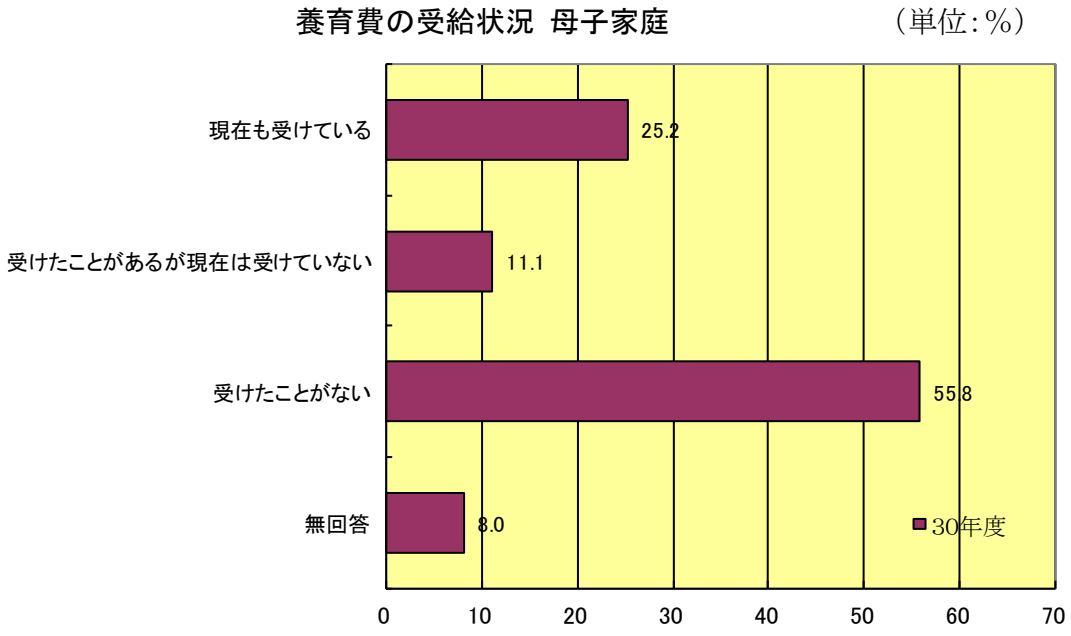

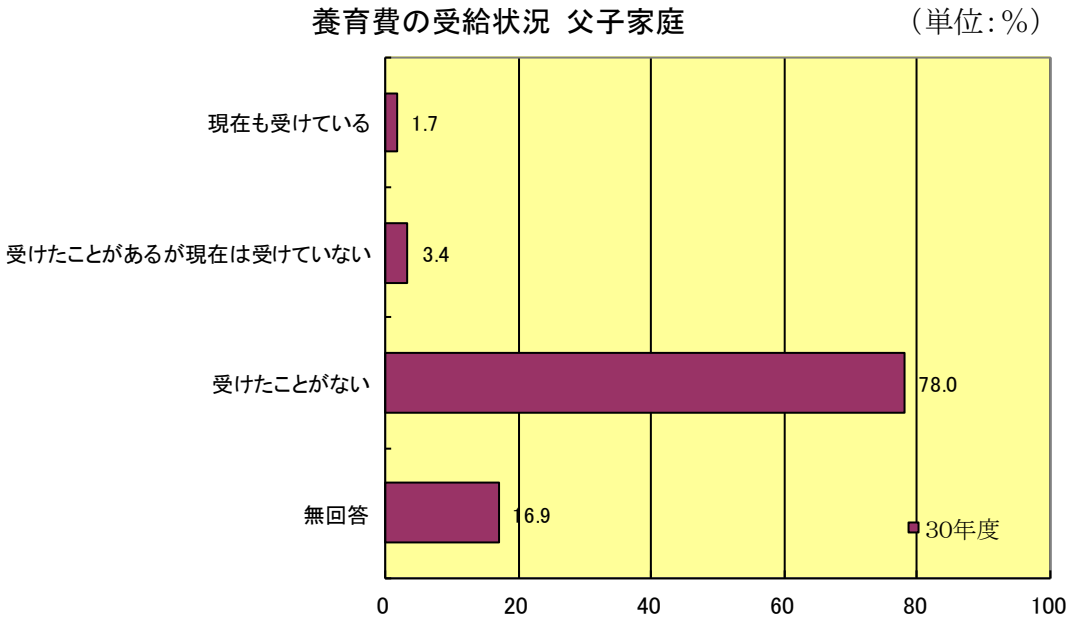

⑥　面会交流の取り決め状況

面会交流の取り決め状況について、母子家庭は「取り決めをしている」が 24.7%（前回調査 15.8%）、父子家庭は「取り決めをしている」が 27.1%（前回調査 19.5%）となっています。

面会交流の取り決め状況 母子家庭

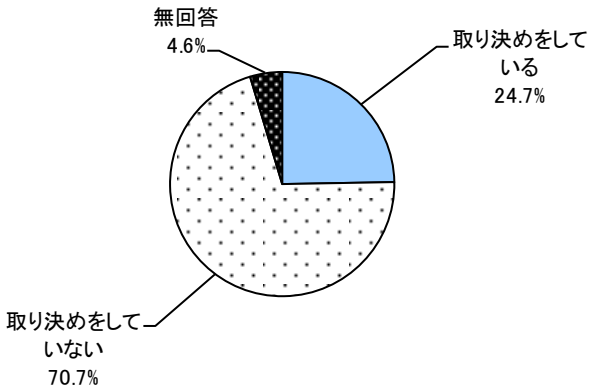

面会交流の取り決め状況 父子家庭

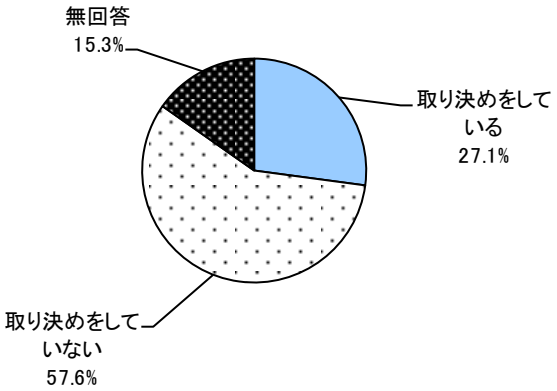

⑦　面会交流の取り決めをしていない理由

面会交流の取り決めをしていない理由について、母子家庭は「相手と関わりたくないから」が 27.0%で最も多く、父子家庭は「取決めをしなくても交流できるから」が 23.5%で最も多くなっています。

面会交流の取り決めをしていない理由 母子家庭　（単位：%）

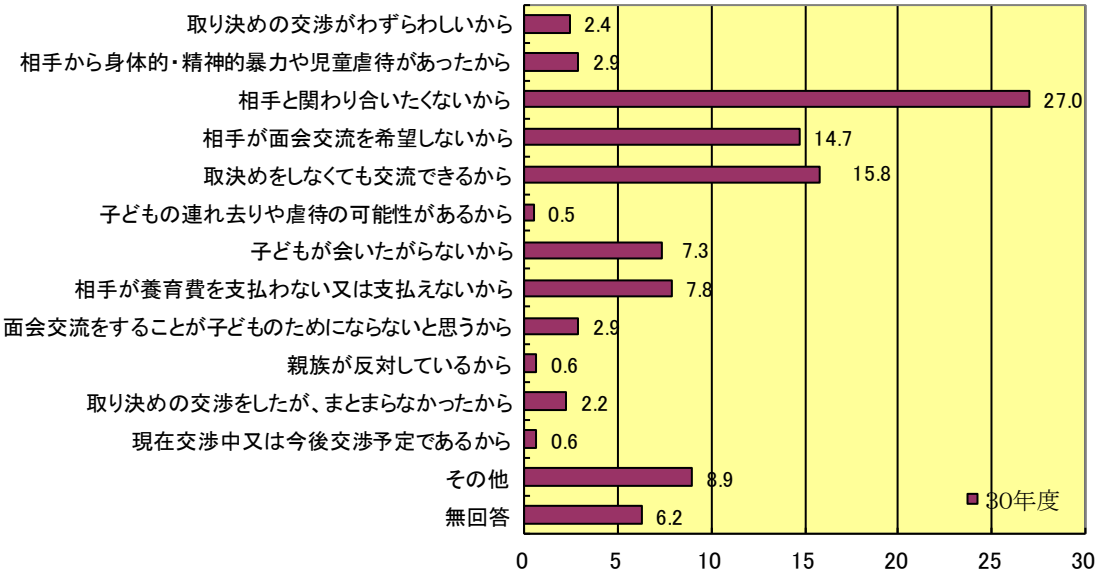

面会交流の取り決めをしていない理由 父子家庭　（単位：%）

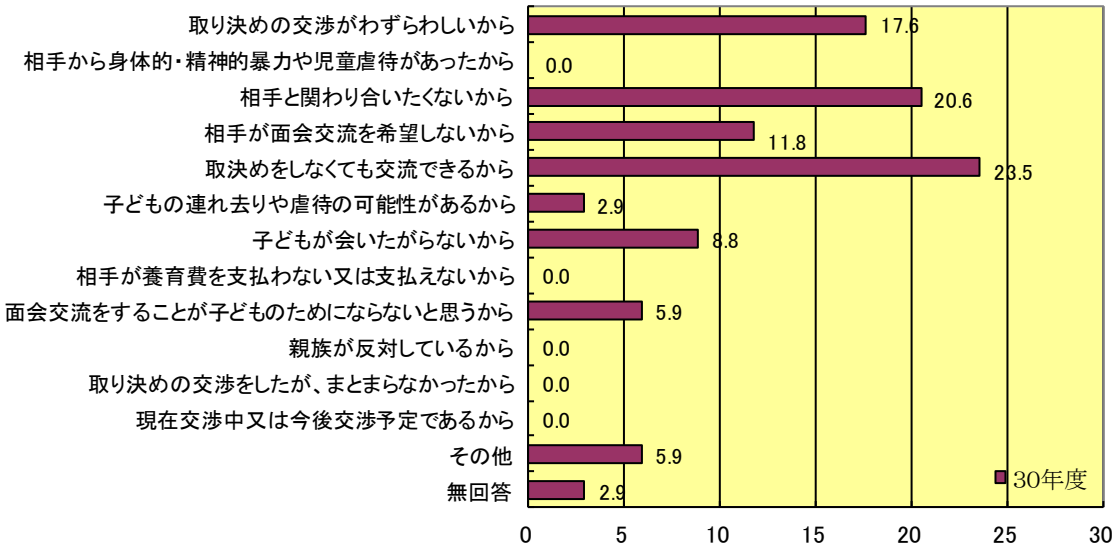

⑧　面会交流の実施状況

母子家庭は「現在、面会交流を行っている」が 21.9%（前回調査 21.1%）で、父子家庭は「現在、面会交流を行っている」が 28.8%（前回調査 28.6%）となっています。なお、「面会交流を行ったことがない」のは母子家庭が 48.2%（前回調査 36.3%）、父子家庭が 35.6%（前回調査 33.8%）となっており、行っていない割合が相変わらず高い状況となっています。

面会交流の実施状況 母子家庭　（単位：%）

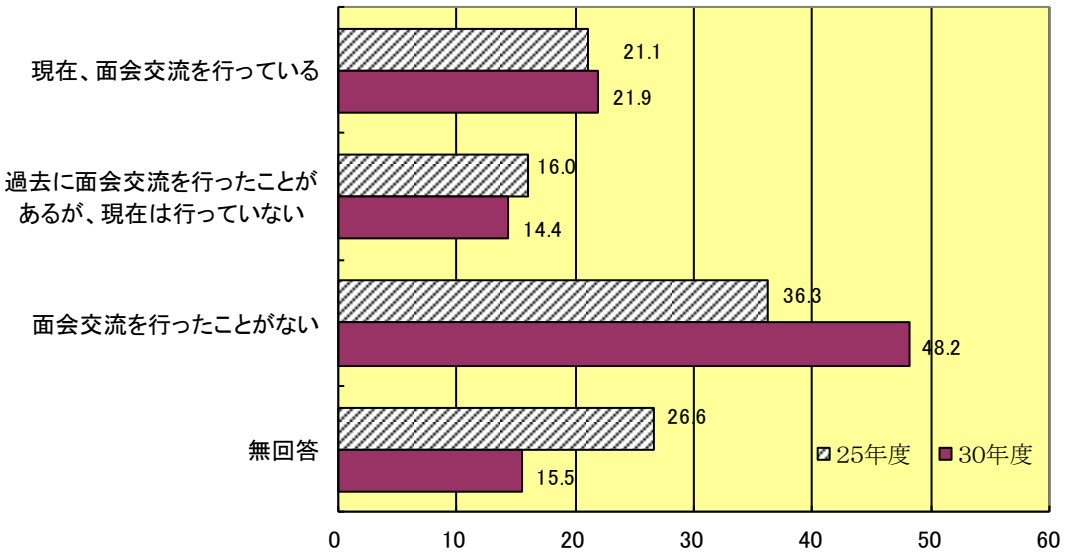

面会交流の実施状況 父子家庭　（単位：%）

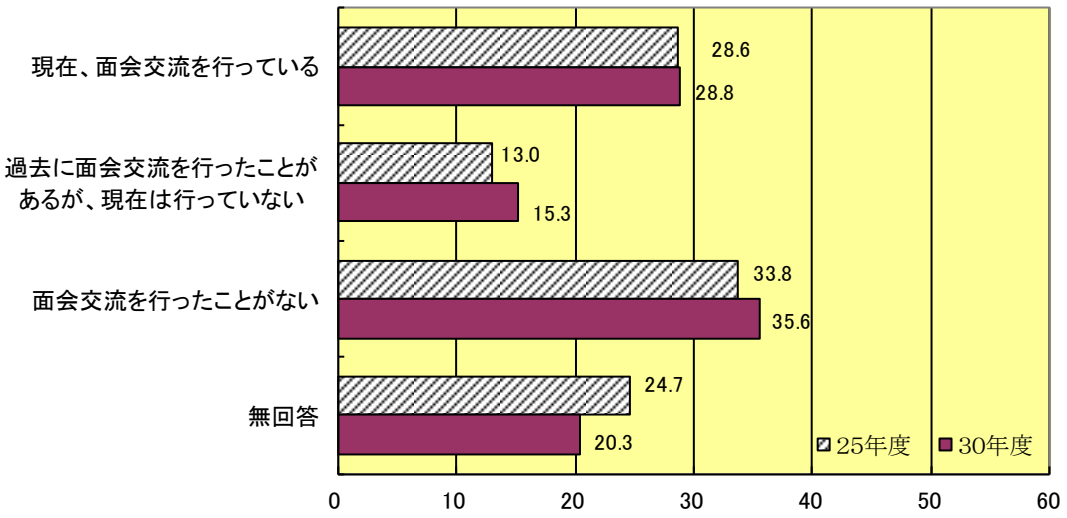

⑨　ひとり親家庭になった直後の悩み

母子家庭は「子どもの養育、教育」が 48.4%（前回調査 56.8%）、父子家庭は「子どもの養育、教育」が 56.3%（前回調査 52.9%）となっています。

母子家庭になった直後の母の悩み　（単位：%）

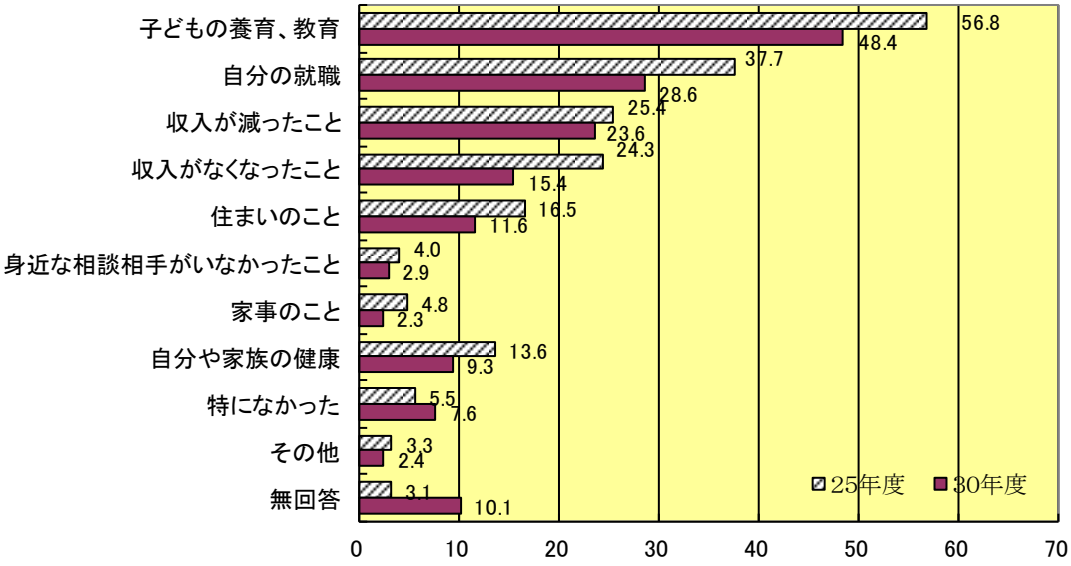

父子家庭になった直後の父の悩み　（単位：%）

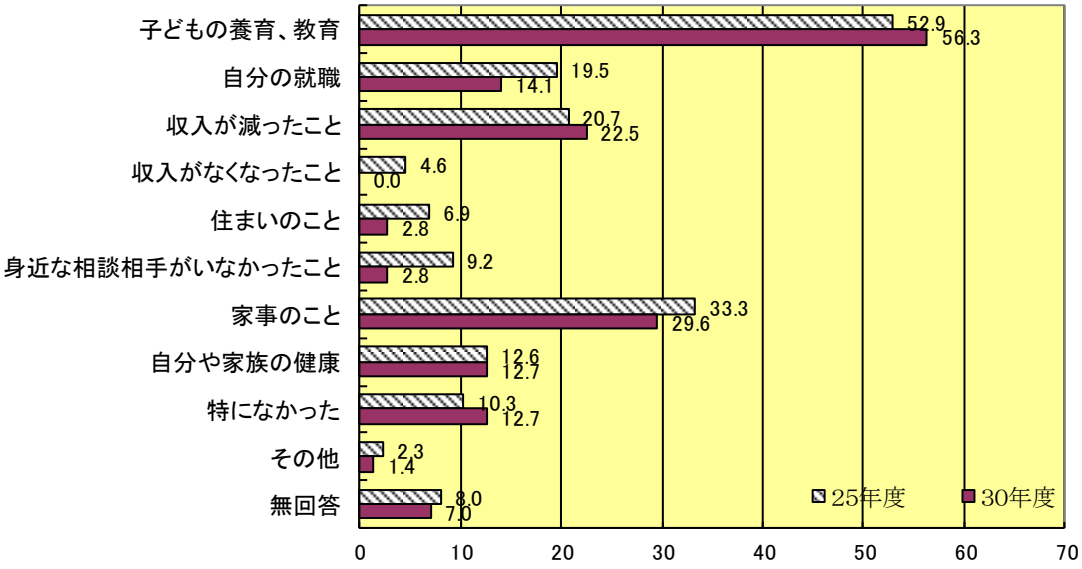

⑩　現在の悩み

母子家庭は「子どもの養育、教育」が 46.8%（前回調査 52.4%）、父子家庭は「子どもの養育、教育」が 46.5%（前回調査 49.4%）となっており、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの養育、教育」の割合が高くなっています。

母子家庭の母の現在の悩み　（単位：%）

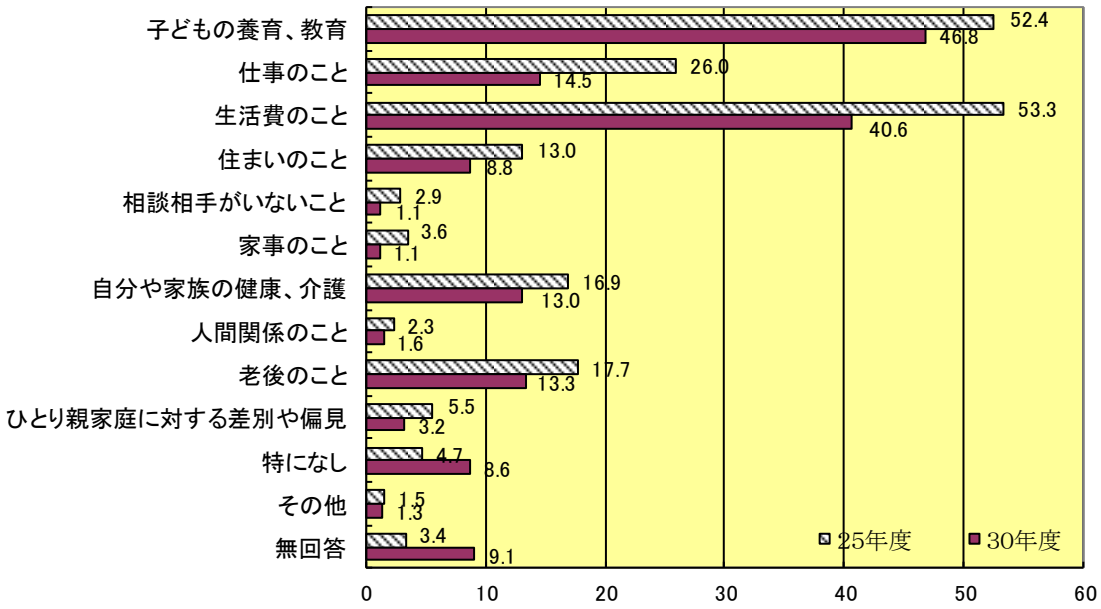

父子家庭の父の現在の悩み　（単位：%）

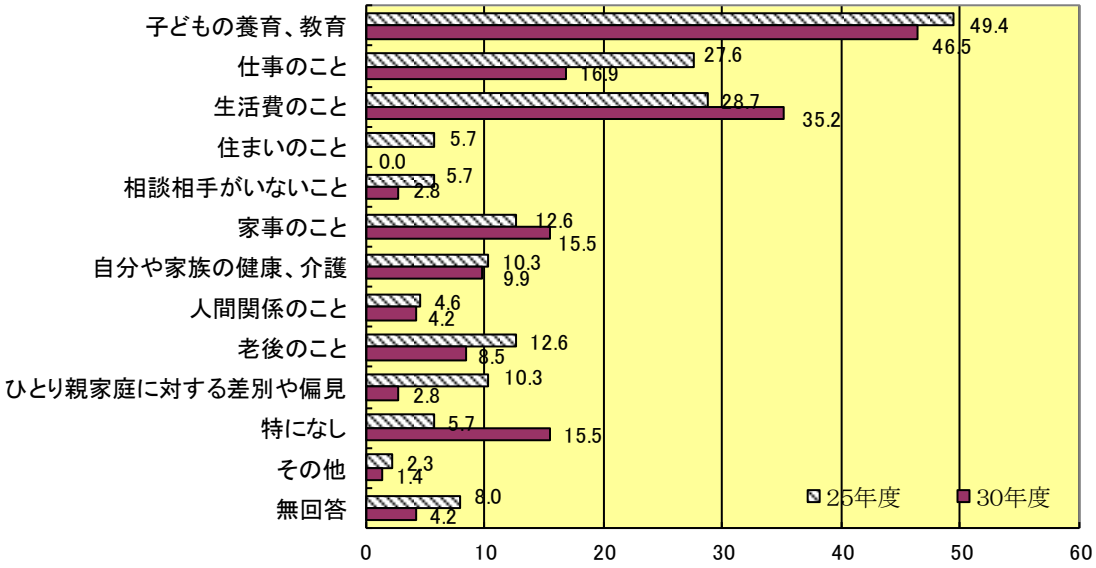

〈4〉　就労状況について

①　ひとり親家庭になる前となった直後の就労

母子家庭になる前は「働いていた」が 68.3%（前回調査 65.1%）、母子家庭になった直後は「新たに見つけて仕事を始めた」が 56.9%（前回調査 58.1%）、父子家庭になる前は「働いていた」が 94.4%（前回調査 92.0%）、父子家庭になった直後は「引き続き同じ仕事をしていた」が 70.4%（前回調査 57.5%）となっています。

母子家庭になる前の母の就労状況

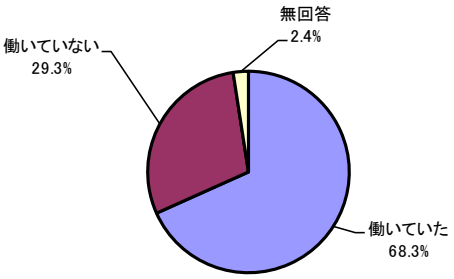

母子家庭になった直後の母の就労状況　（単位：%）

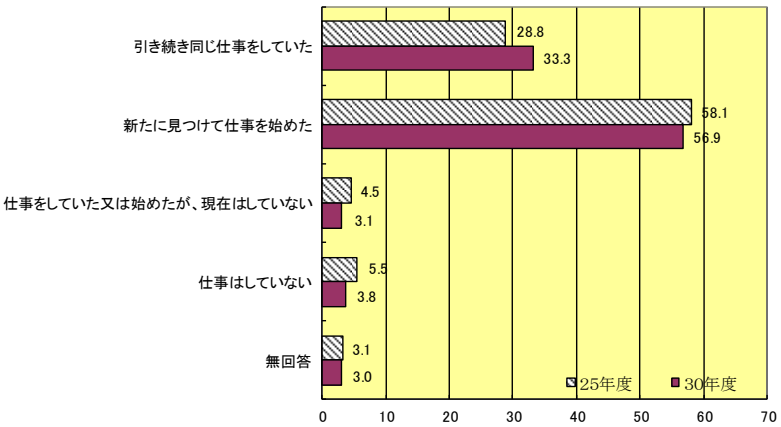

父子家庭になる前の父の就労状況

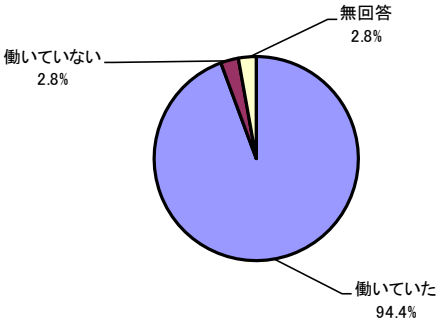

父子家庭になった直後の父の就労状況　（単位：%）

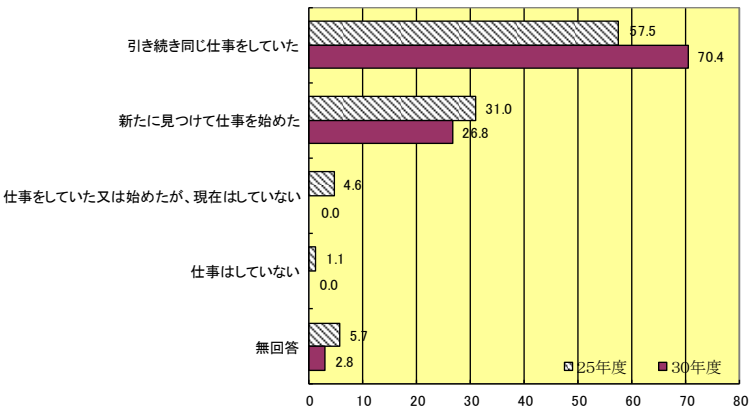

② 就業形態と職種

母子家庭は、現在働いている方が89.7%、父子家庭は現在働いている方が92.9%となっています。

就業形態について、母子家庭は「パート・アルバイト等」が45.7%、「正規の職員・従業員」が36.7%、父子家庭は「正規の職員・従業員」が60.6%となっており、母子家庭では正規の職員・従業員の割合は依然低い状況です。また、職種については、母子家庭は「専門知識、技術を生かした仕事」が23.4%(前回調査25.4%)、父子家庭は「運輸、通信の仕事」が24.2%（前回調査18.2%）となっています。

現在の就業形態 母子家庭 （単位：%）

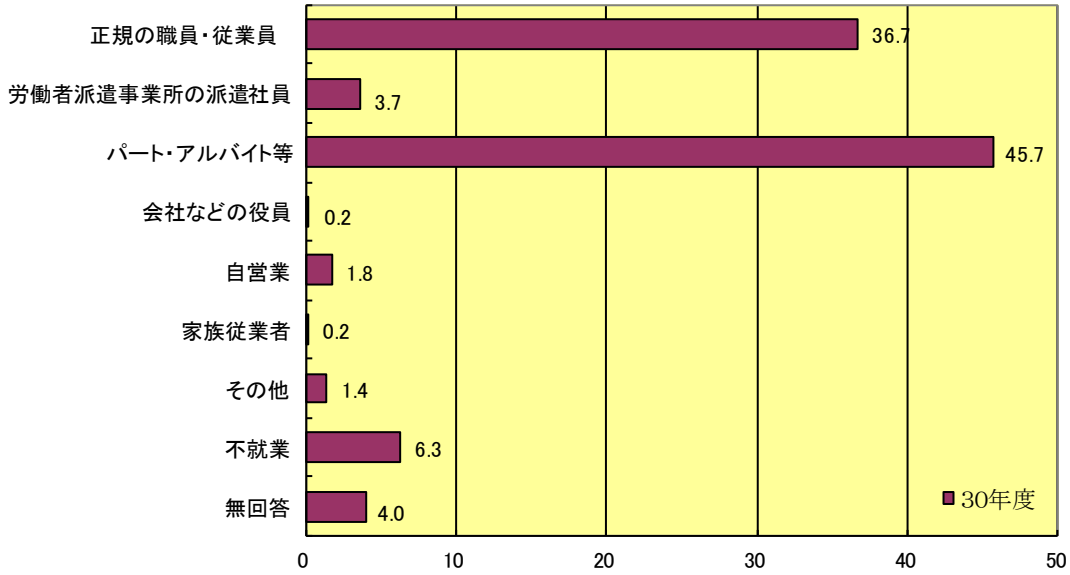

現在の就業形態 父子家庭 （単位：%）

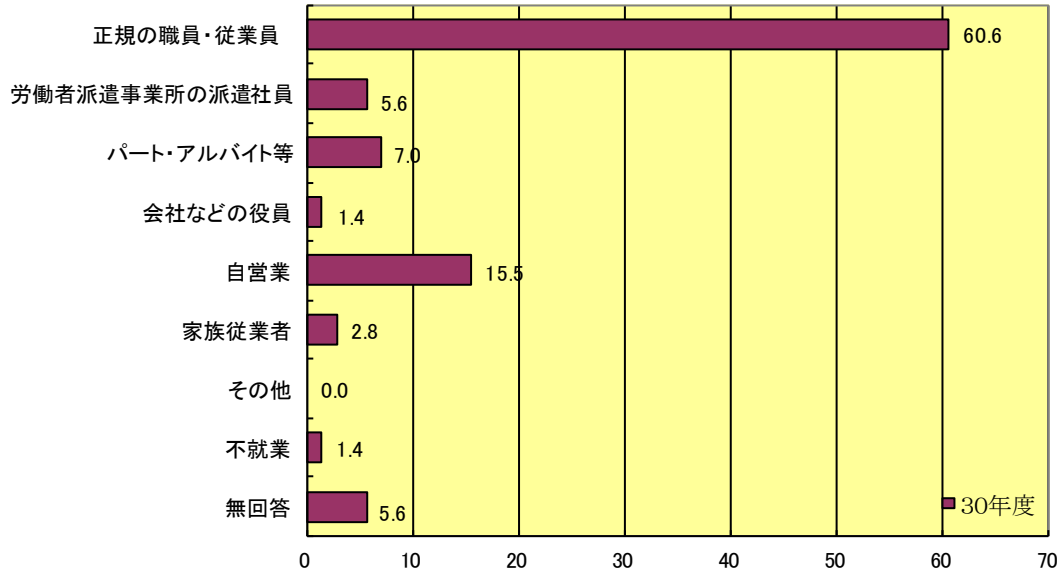

職種　母子家庭　　（単位：%）

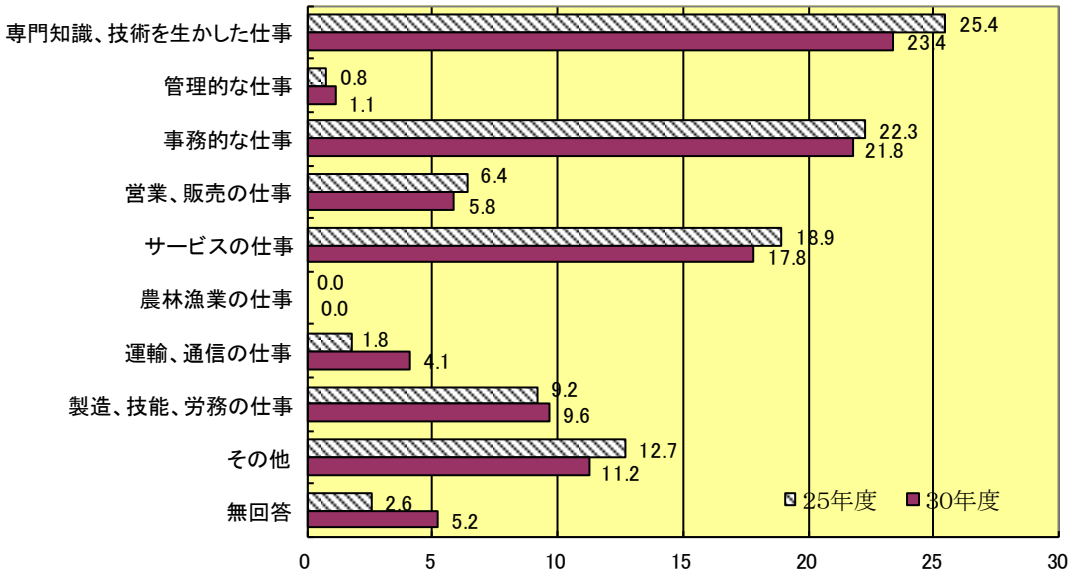

職種　父子家庭　　（単位：%）

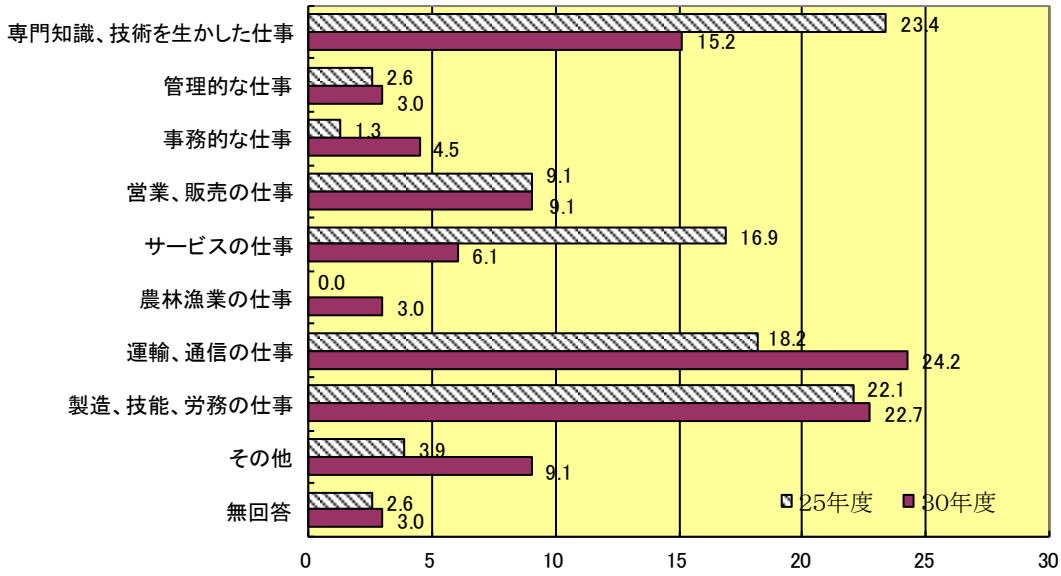

③　仕事と子育てに関する悩み

母子家庭、父子家庭とも「仕事と子育てで、肉体的、精神的に疲れている」の割合が高く、母子家庭で 54.4%（前回調査 58.7%）、父子家庭で 47.0%（前回調査 50.6%）となっています。

仕事と子育てに関する悩み 母子家庭　（単位：%）

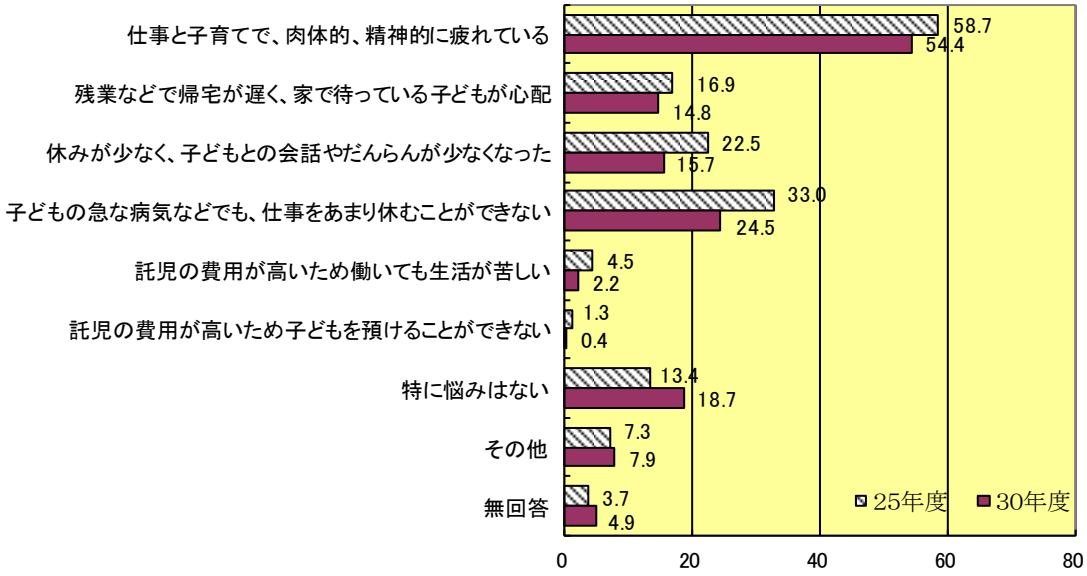

仕事と子育てに関する悩み 父子家庭　（単位：%）

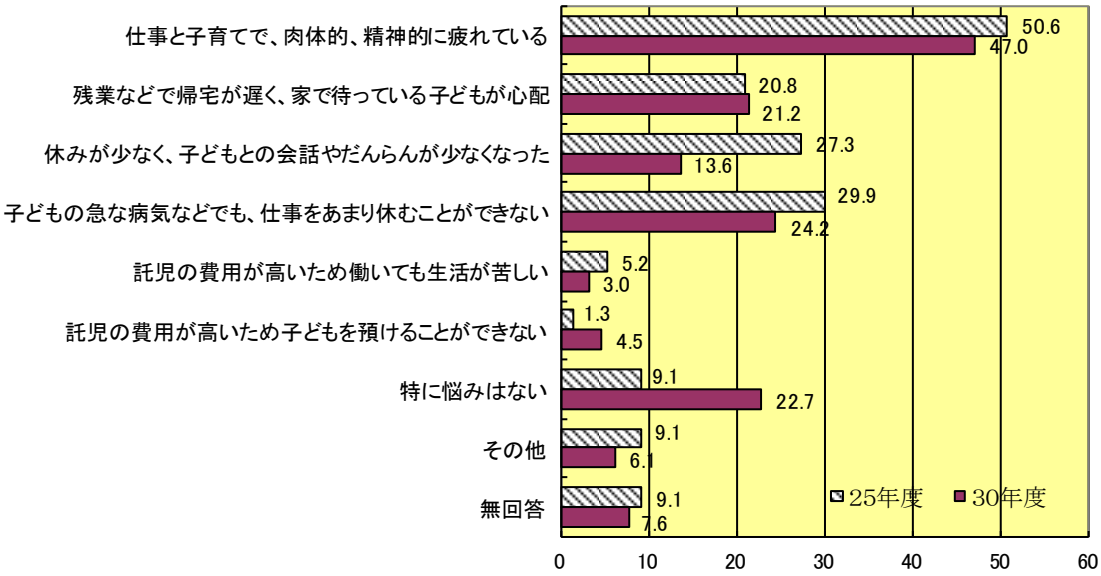

④　仕事と生活に関する悩み

母子家庭は「収入をもっと上げたいが、どのようにしたらいいのかわからない」が 28.7%（前回調査 30.9%）、父子家庭は「収入をもっと上げたいが、どのようにしたらいいのかわからない」（前回調査 29.9%）、「休日は体を休めることがほとんどで、自由に使える時間がない」（前回調査 41.6%）がそれぞれ 36.4%となっています。

仕事と生活に関する悩み 母子家庭　　（単位：%）

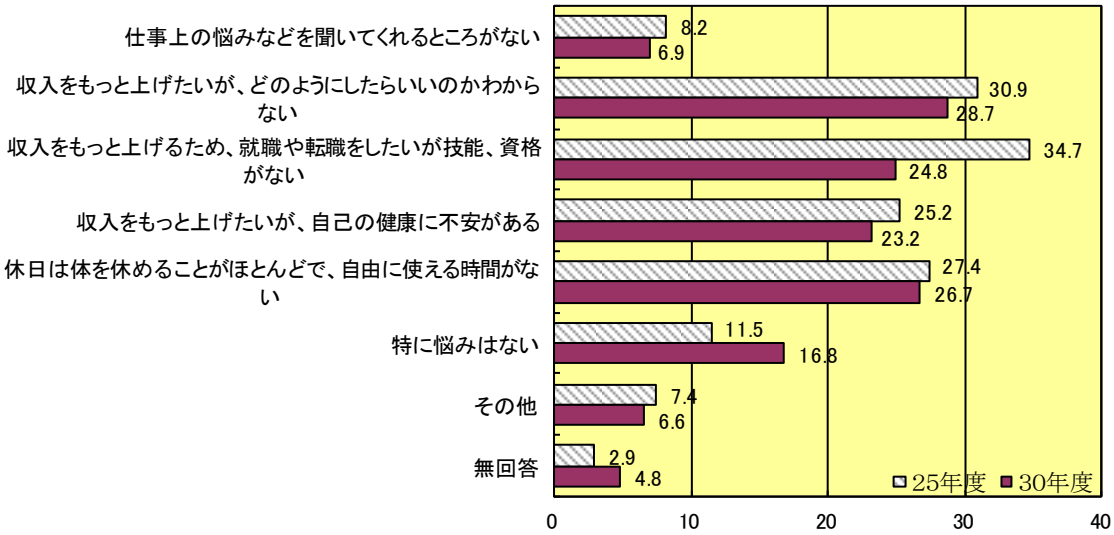

仕事と生活に関する悩み 父子家庭　　（単位：%）

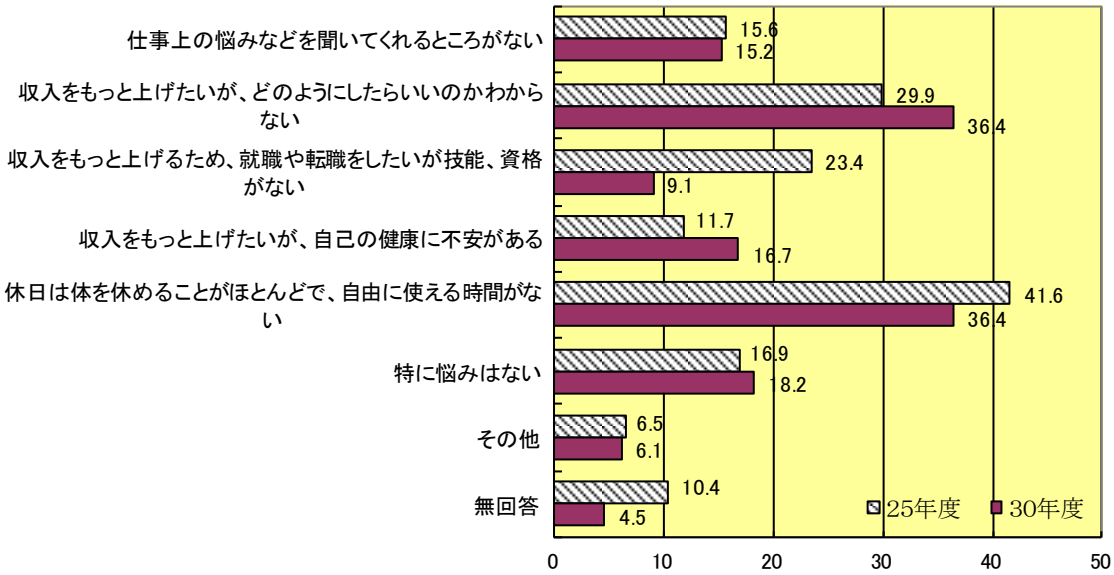

⑤　転職の希望の有無

母子家庭は「現在の仕事を続けたい」が 56.5%（前回調査 54.5%）、一方、仕事を変えたい理由は「収入がよくない」が 43.6%（前回調査 42.2%）、父子家庭は「現在の仕事を続けたい」が 62.1%（前回調査 66.2%）、一方、仕事を変えたい理由は「収入がよくない」が 39.1%（前回調査 57.7%）となっています。

転職の希望の有無　母子家庭

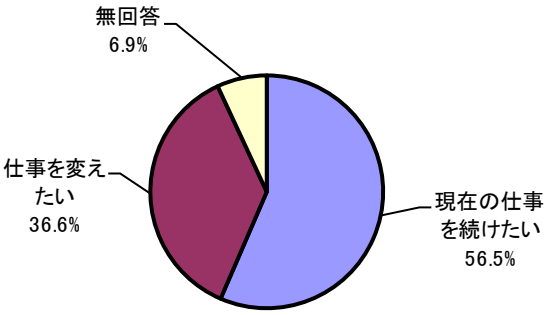

転職の希望の有無 父子家庭

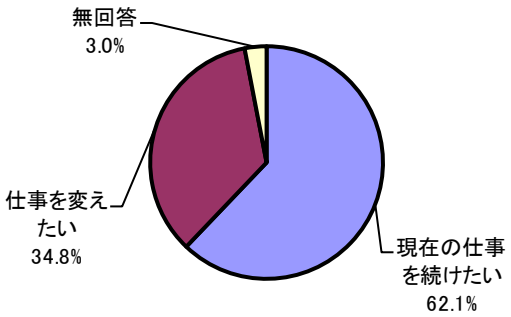

仕事を変えたい理由 母子家庭　（単位%）

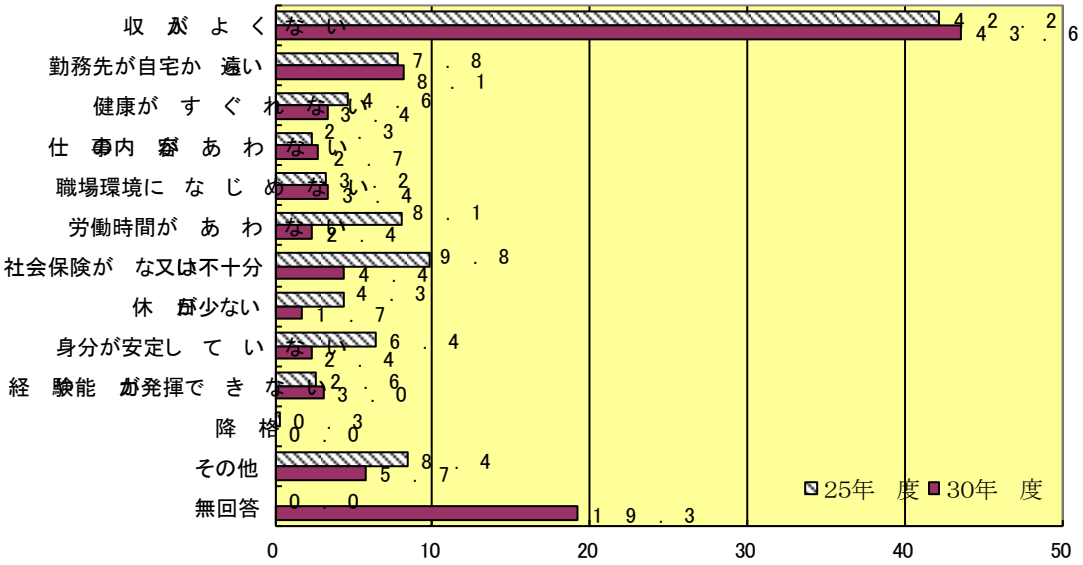

仕事を変えたい理由 父子家庭　（単位:%）

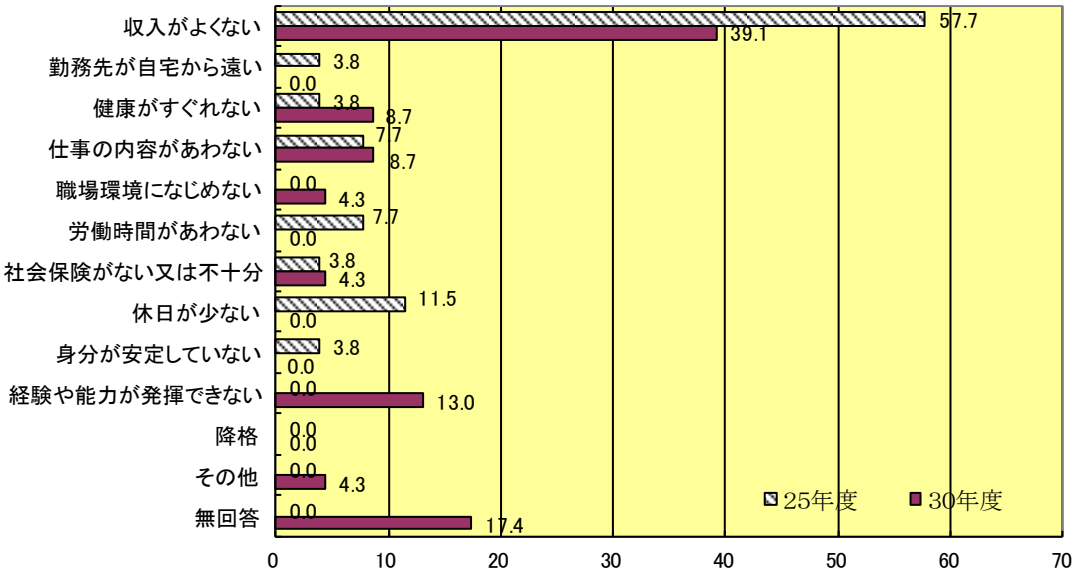

⑥　希望する就業形態

希望する就業形態について、母子家庭は「正社員」が 81.4%（前回調査 80.9%）、父子家庭は「正社員」が 73.9%（前回調査 80.8%）となっています。

希望する就業形態　母子家庭　　（単位：%）

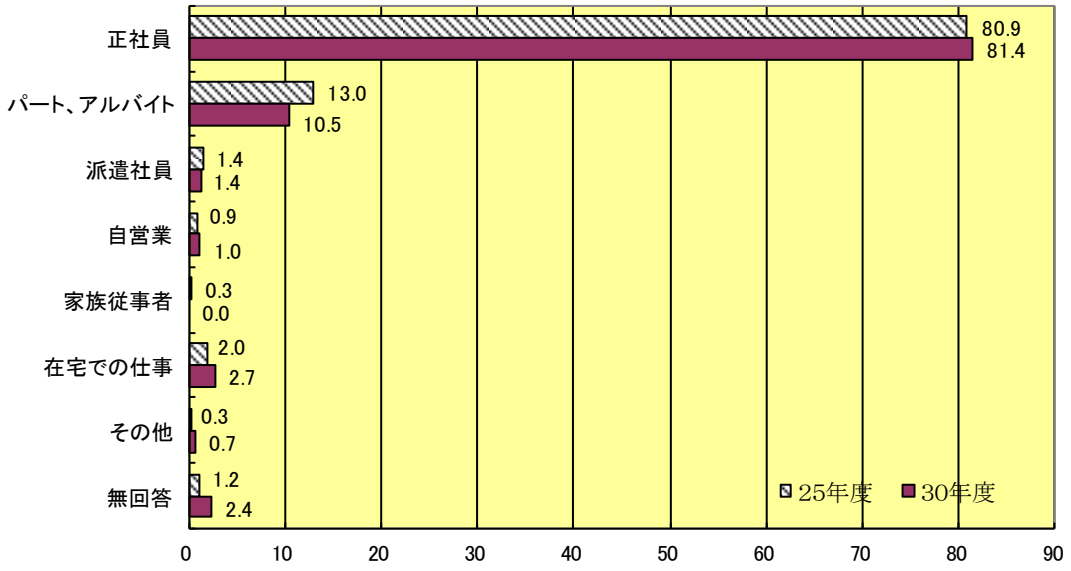

希望する就業形態　父子家庭　　（単位：%）

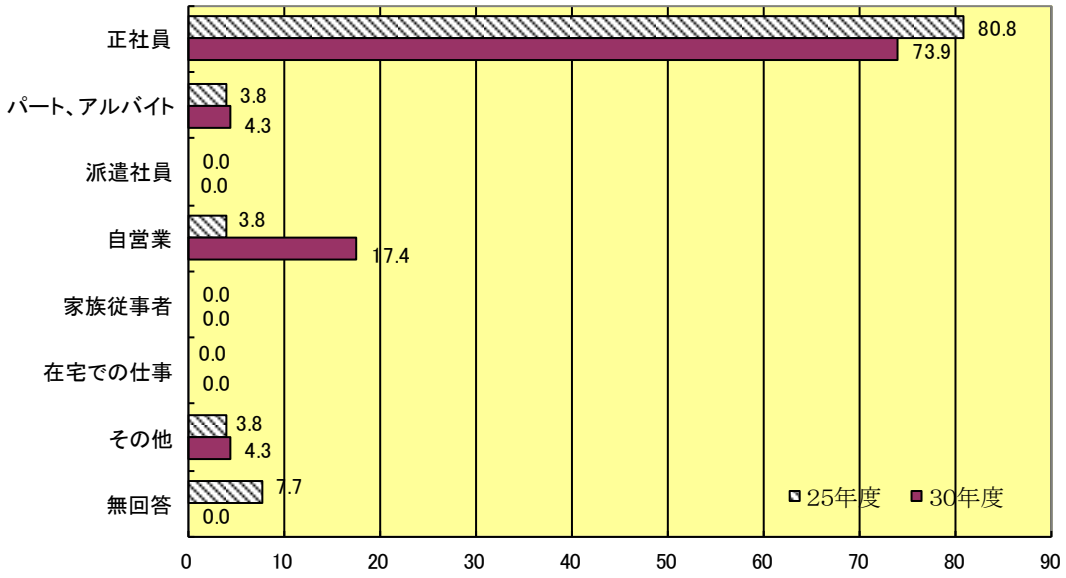

〈5〉　仕事に必要な技能、資格及び希望する支援施策

①　就職や転職のための資格取得

資格取得について、母子家庭は「取りたいと思う」が 33.5%（前回調査 35.0%）、父子家庭は「取りたいと思う」が 42.3%（前回調査 42.5%）となっています。

資格取得の希望の有無 母子家庭　　（単位：%）

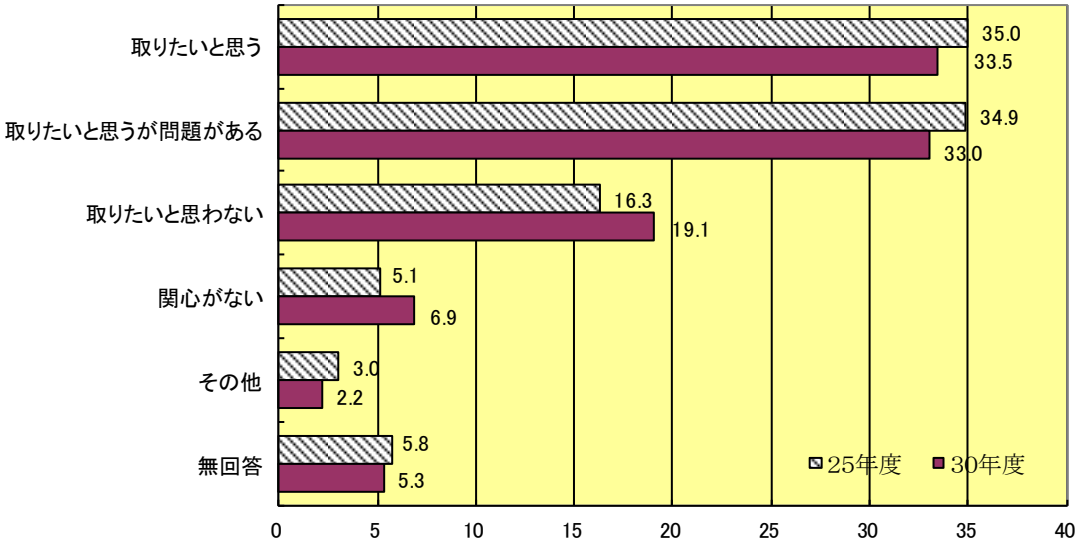

資格取得の希望の有無 父子家庭　　（単位：%）

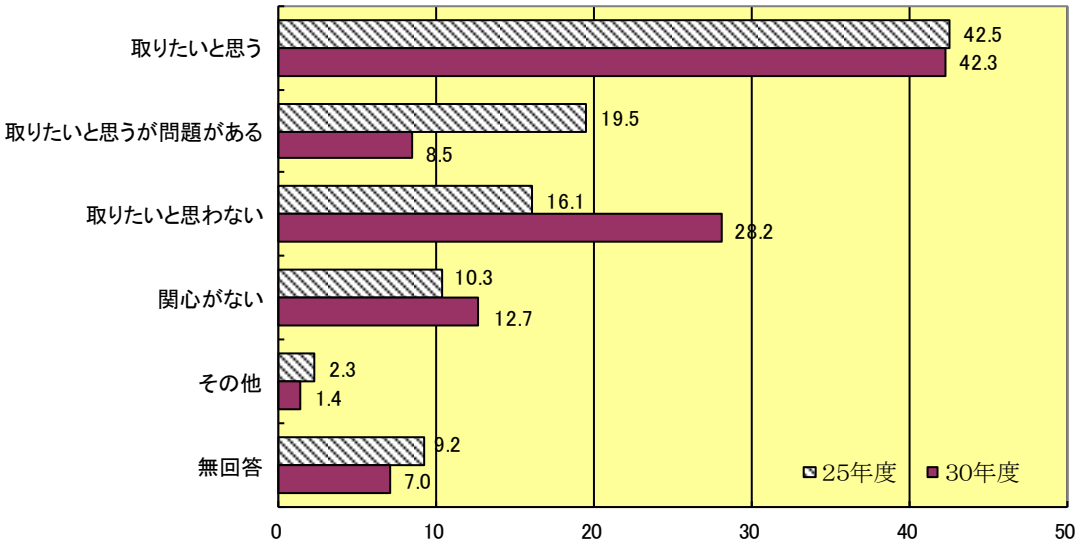

② 取得希望の国家資格

母子家庭は「特にない」が 32.7%（前回調査 30.9%）、取りたい資格は「看護師、保健師」が 14.5%（前回調査 14.6%）、「保育士、幼稚園教諭」が 6.8%（前回調査 4.8%）、父子家庭は「特にない」が 33.3%となっています。

取得希望の国家資格　母子家庭　（単位：%）

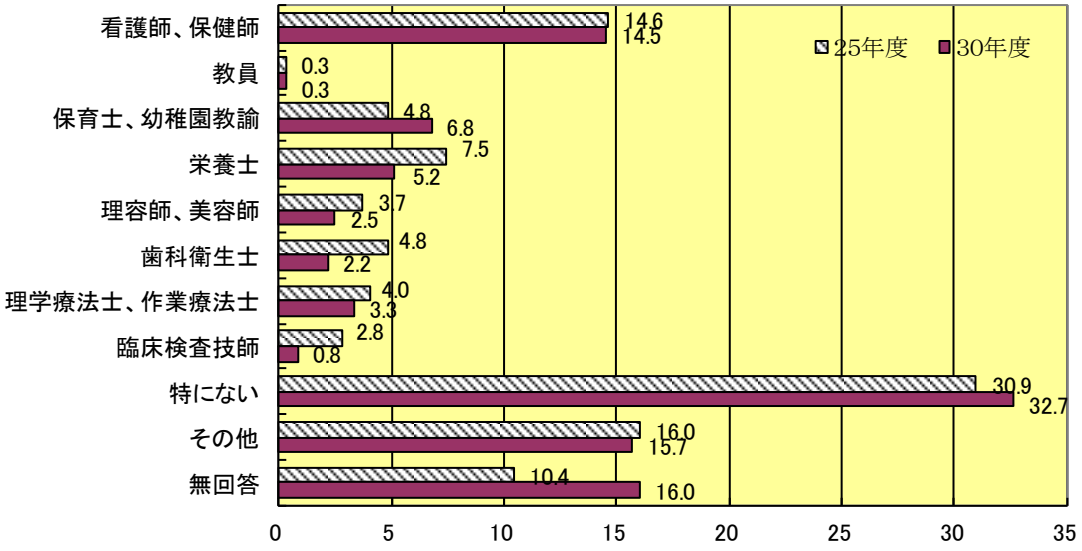

取得希望の国家資格 父子家庭　（単位：%）

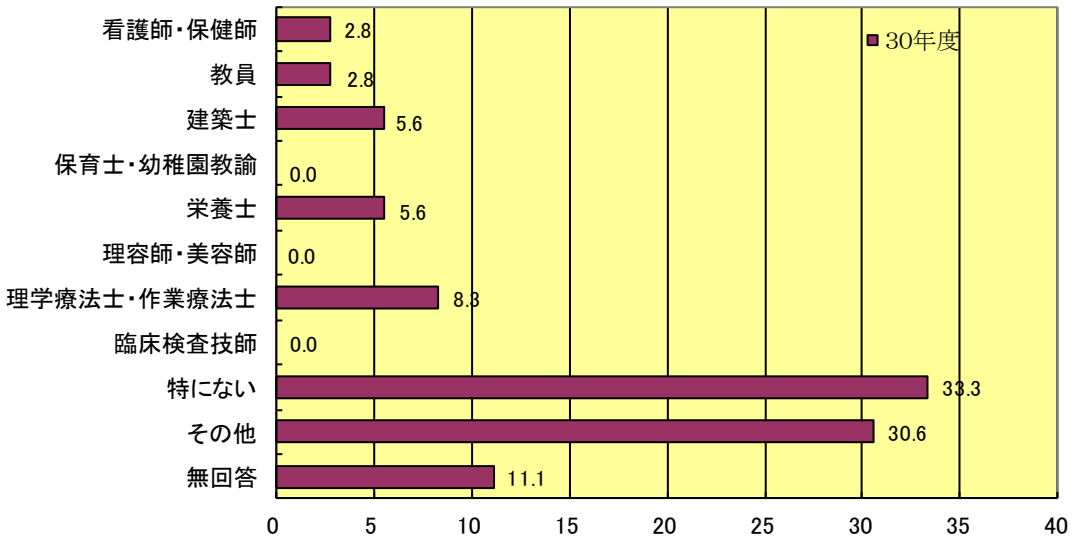

③　取得希望の資格・技能

母子家庭は「パソコン」が 17.2%（前回調査 25.5%）、父子家庭も「パソコン」が 19.4%（前回調査 13.0%）となっています。

取得希望の資格・技能 母子家庭　（単位：%）

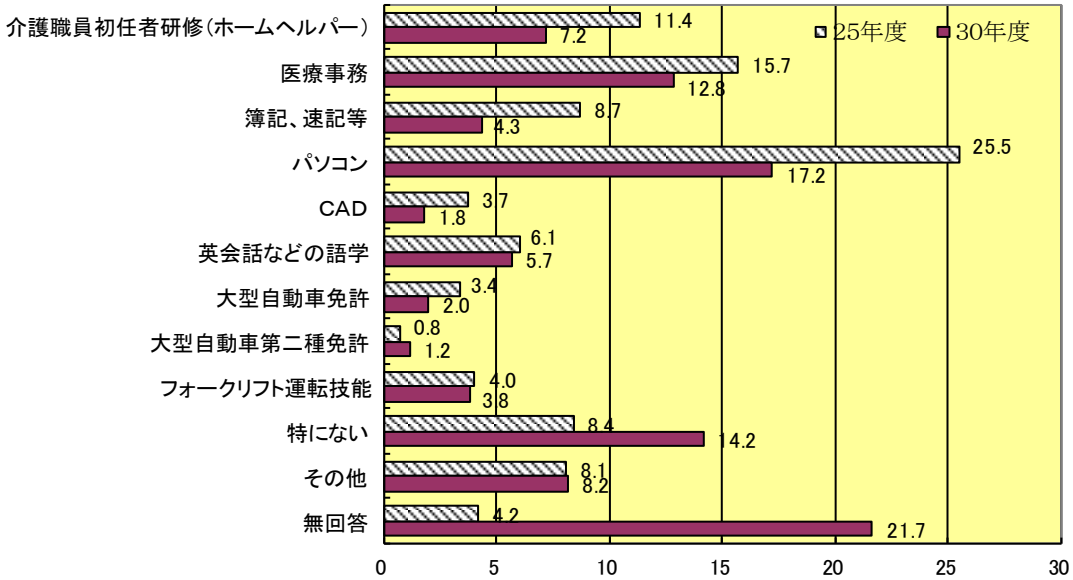

取得希望の資格・技能 父子家庭　（単位：%）

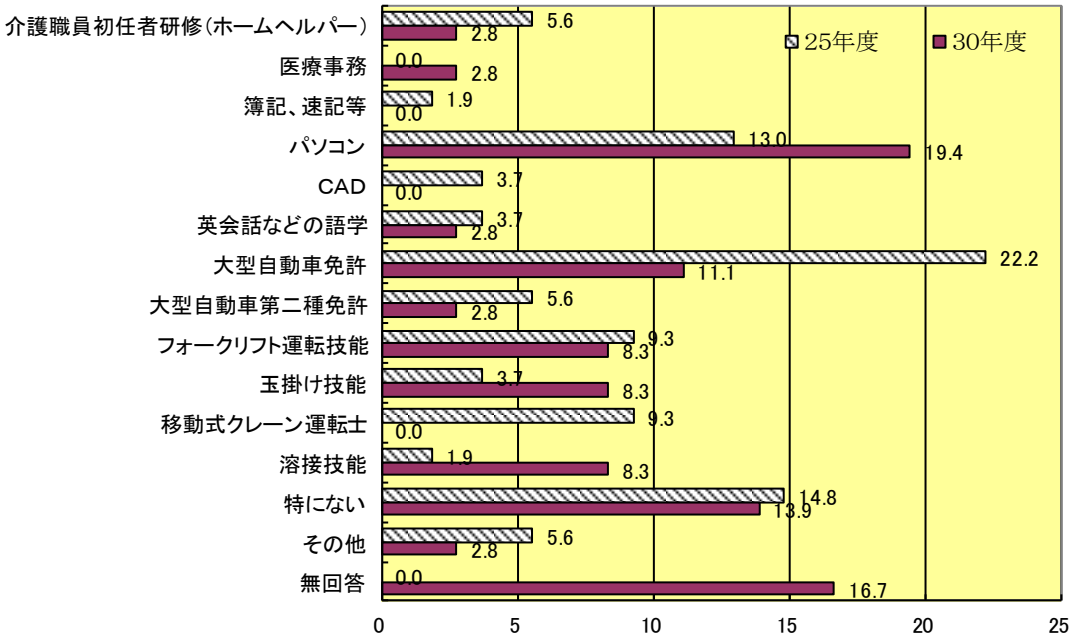

④　資格取得が困難な理由

母子家庭は「費用を払う余裕がない」が 47.0%（前回調査 52.3%）、父子家庭も「費用を払う余裕がない」が 50.0%（前回調査 58.8%）となっています。その他、母子家庭、父子家庭ともに「仕事が休めない」、「育児のために時間が取れない」と回答した割合が高くなっています。

資格取得が困難な理由 母子家庭　（単位：%）

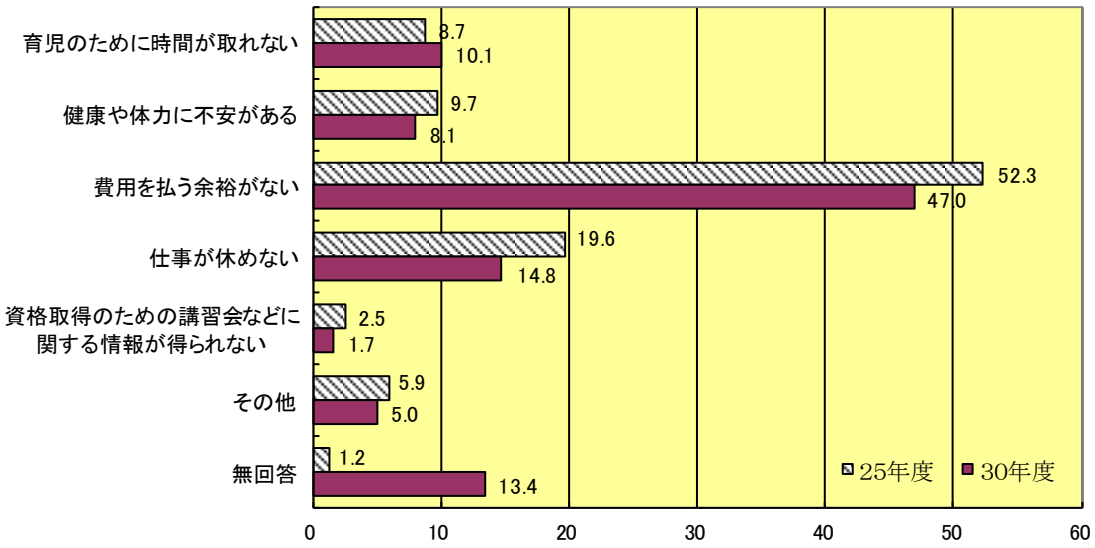

資格取得が困難な理由 父子家庭　（単位：%）

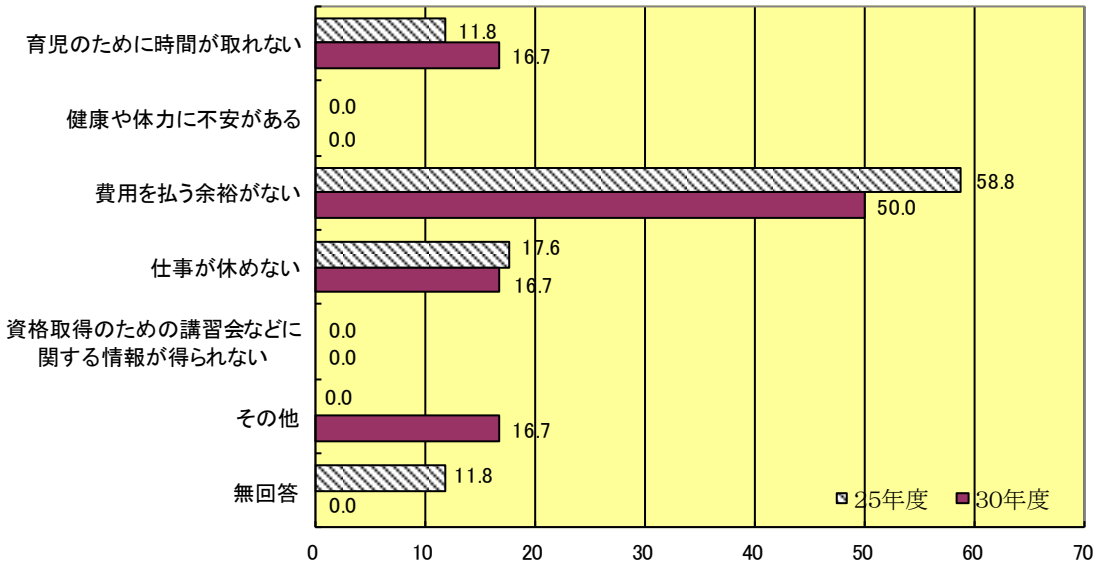

⑤　就職のために必要な支援策

母子家庭、父子家庭とも「訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も必要とされ、母子家庭で 44.2%（前回調査 48.6%）、父子家庭で 33.8%（前回調査 32.2%）となっています。その他、「技能講習、職業訓練など機会が得られること」と回答した割合が高くなっています。

就職のために必要な支援策 母子家庭　（単位：%）

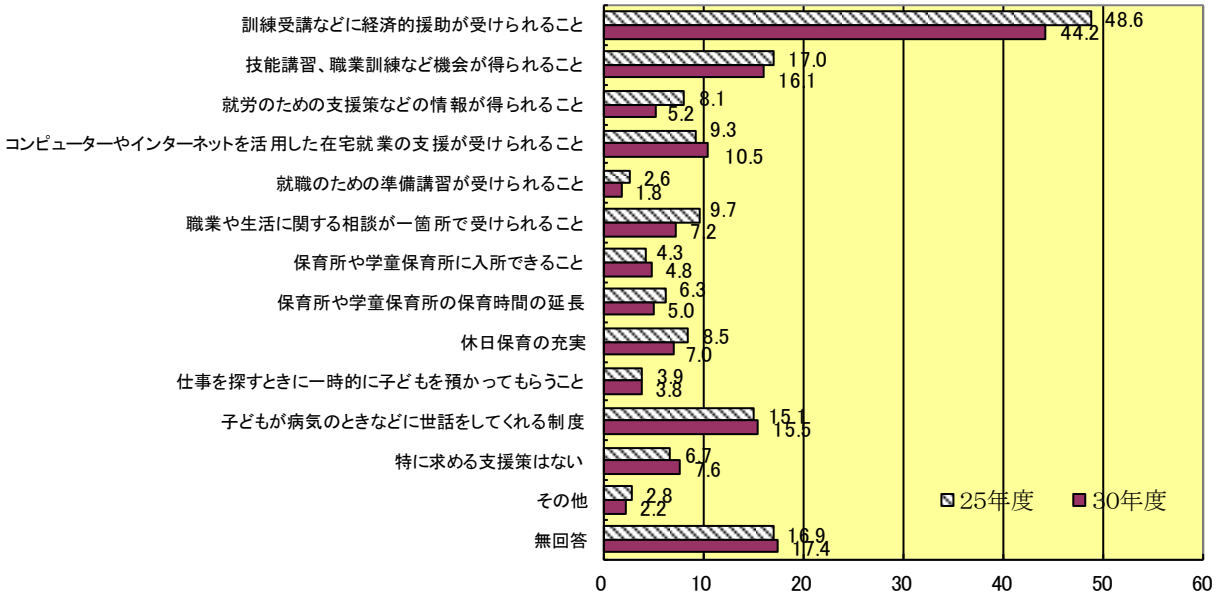

就職のために必要な支援策 父子家庭　（単位：%）

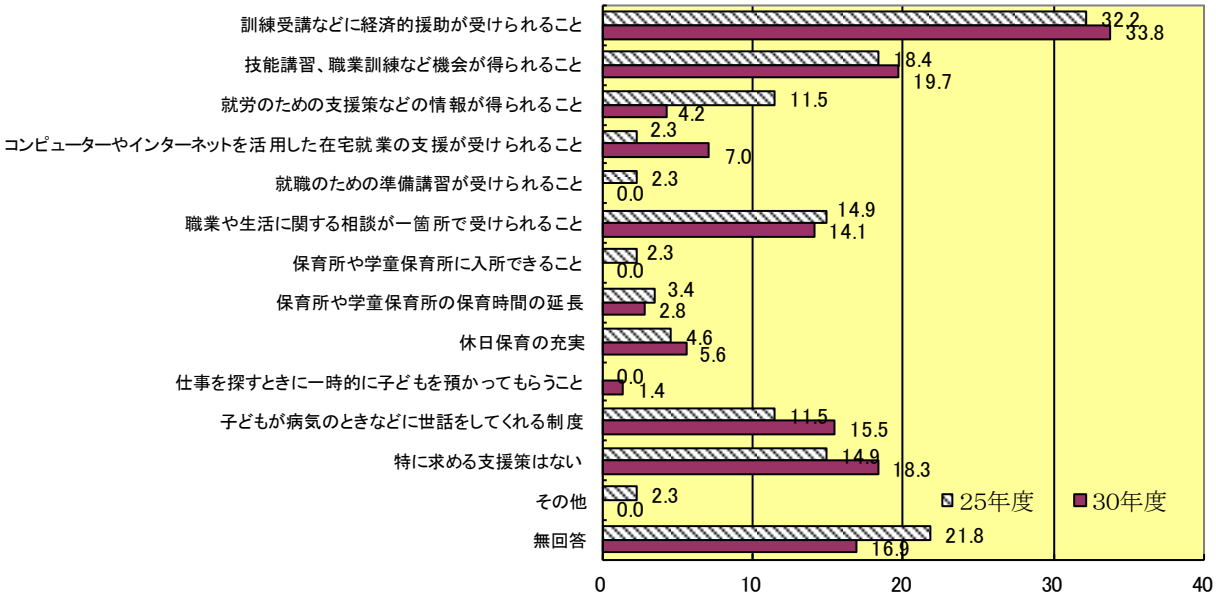

〈6〉　生活について

①　就労による収入

母子家庭の母は「100～150 万円未満」が 10.3%（前回調査 11.0%）、父子家庭の父は「200～250 万円未満」が 12.7%（前回調査 9.2%）で最も多くなっており、母子家庭の母自身の就労収入は「200 万円未満」の割合が高く、依然厳しい状況が続いています。

母子家庭の母自身の年間就労収入　（単位：%）

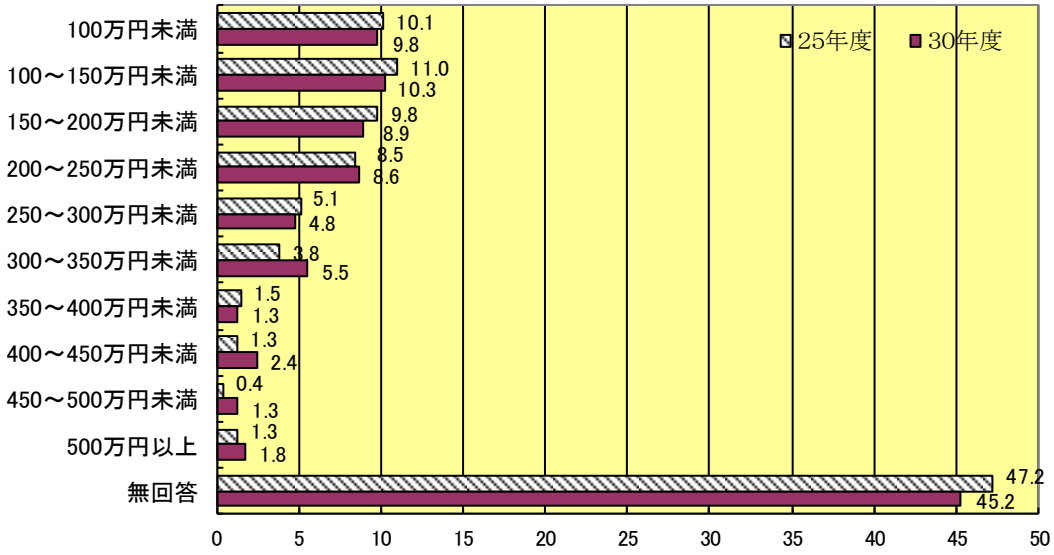

父子家庭の父自身の年間就労収入　（単位：%）

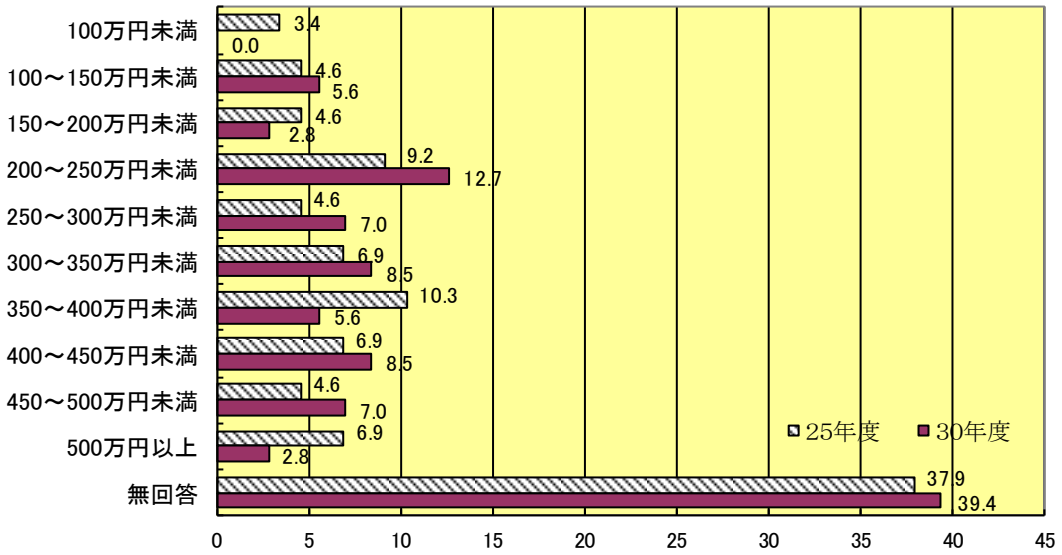

② 子どもの最終進学目標

母子家庭、父子家庭とも「大学・大学院」までの進学を目標とする割合が最も高く、母子家庭で 39.8%（前回調査 39.3%）、父子家庭で 32.4%（前回調査 39.1%）となっています。

子どもの最終進学目標 母子家庭 （単位：%）

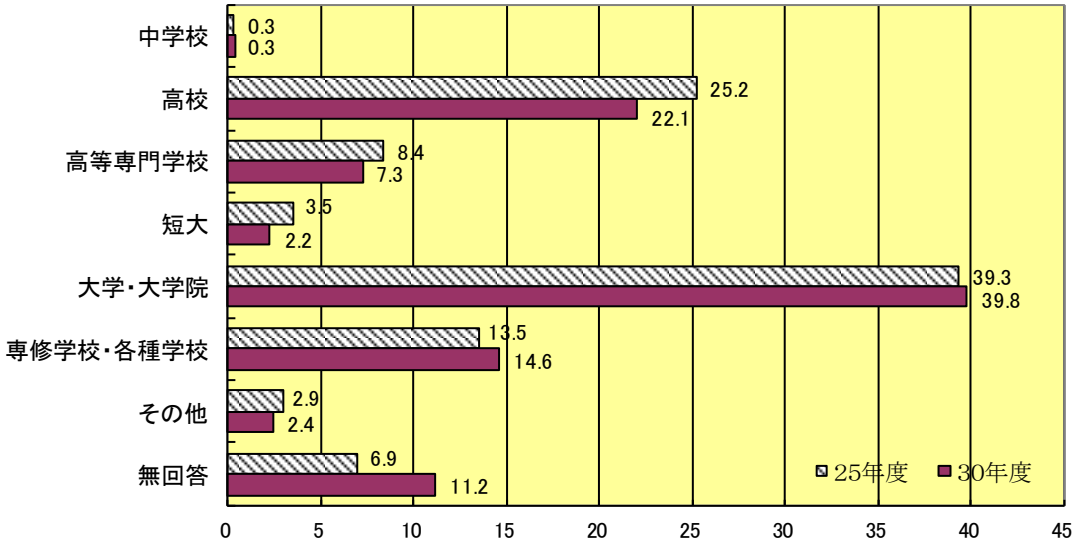

子どもの最終進学目標 父子家庭 （単位：%）

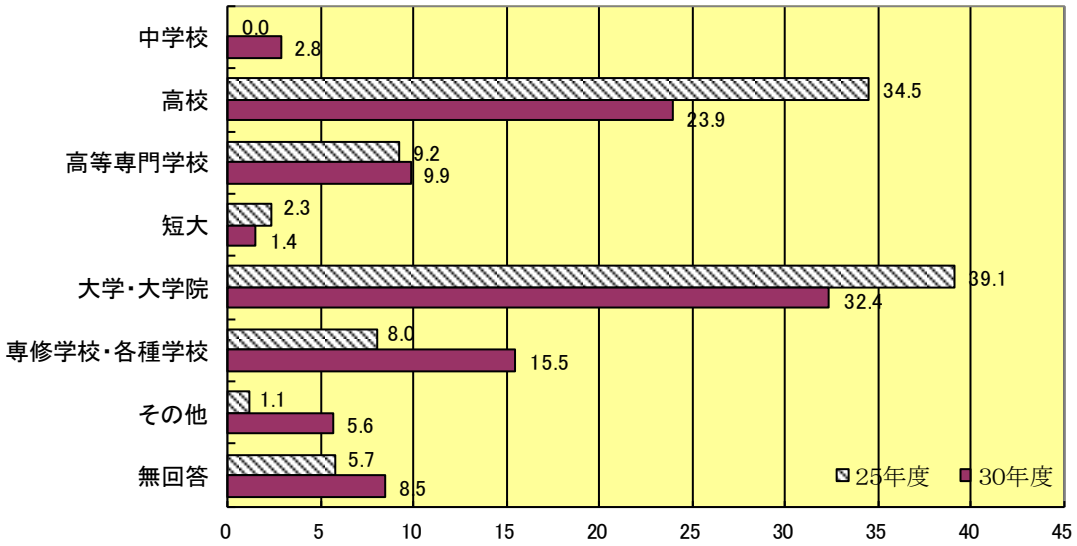

③　制度や施策の認知度及び利用状況

６割以上の人が「知っている」あるいは「役に立った」と回答した制度について、母子家庭は「児童扶養手当」が 88.9%（前回調査 87.4%）、次いで「ひとり親家庭等医療費助成制度」が 86.6%（前回調査 86.5%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」が 80.2%（前回調査 81.2%）、「ひとり親家庭就業支援講座」が 71.1%（前回調査 74.0%）、「野田地域職業訓練センター（さわやかワークのだ）」が 66.0%（前回調査 69.0%）、「ファミリー・サポート・センター事業」が 60.1%（前回調査 57.9%）となっています。

制度、施策の認知度及び利用状況　母子家庭

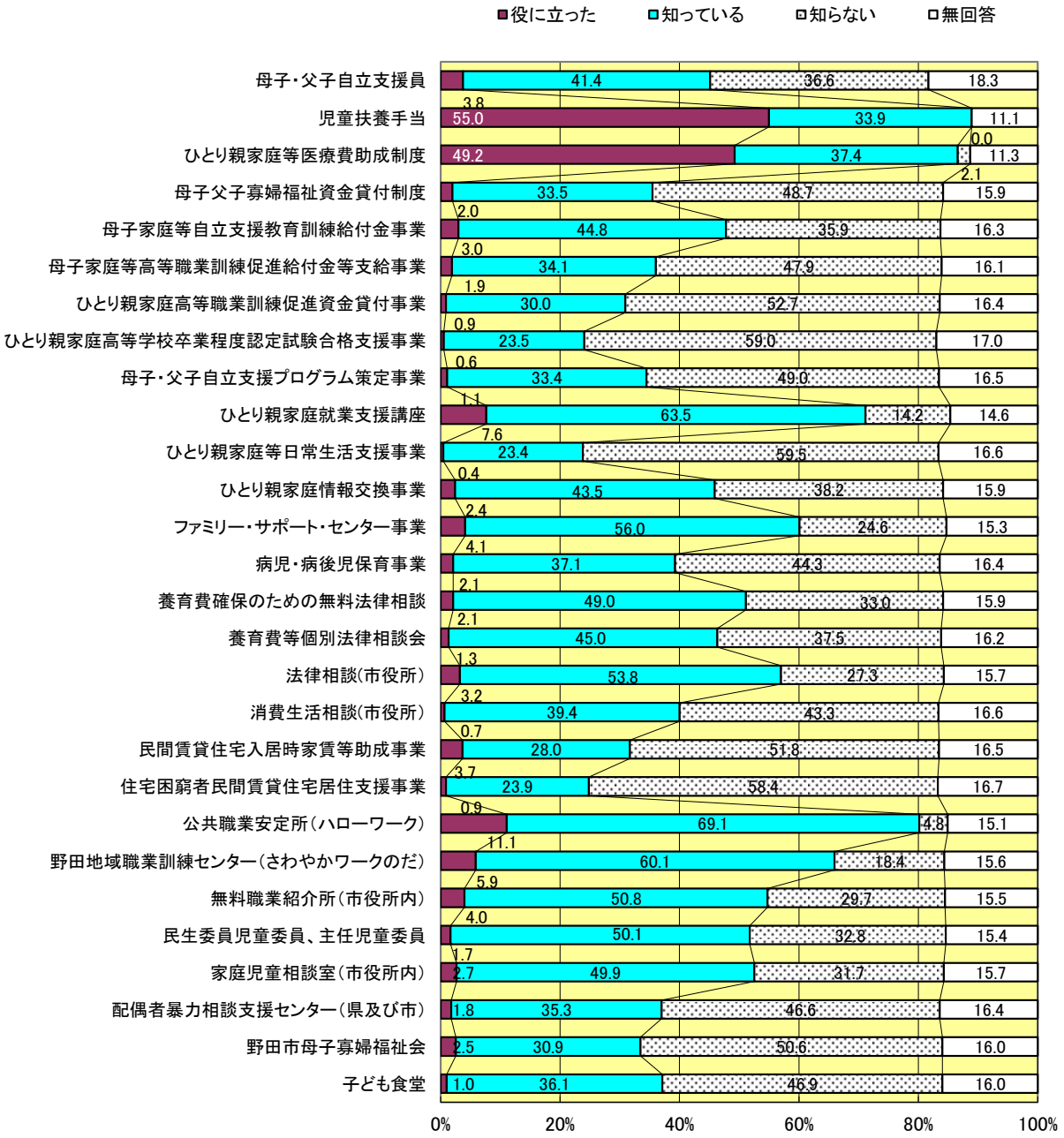

父子家庭は、「児童扶養手当」が 80.3%（前回調査 89.6%）、「ひとり親家庭等医療費助成制度」が 76.1%（前回調査 86.2%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」が 71.8%（前回調査 78.2%）となっています。

制度、施策の認知度及び利用状況　父子家庭

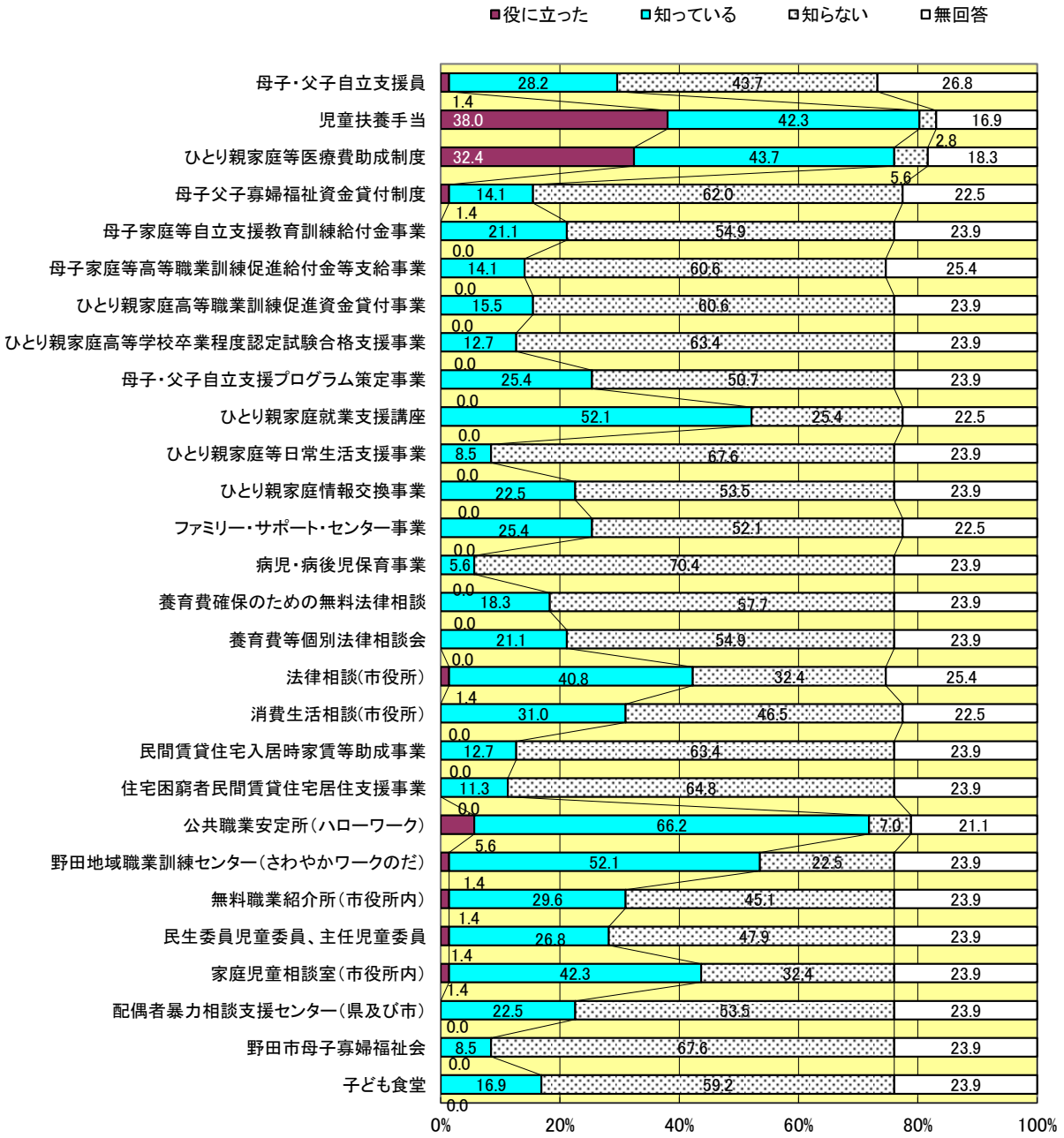

④　相談相手の有無

相談相手について、母子家庭は「いる」が 64.5%、父子家庭は「いる」が 39.4%でとなっています。

相談相手の有無 母子家庭　（単位：%）

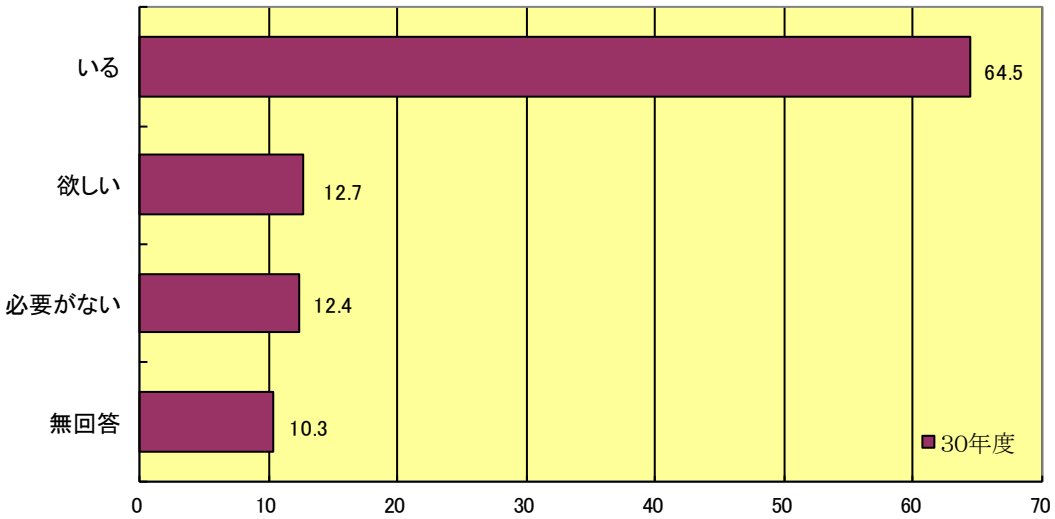

相談相手の有無 父子家庭　（単位：%）

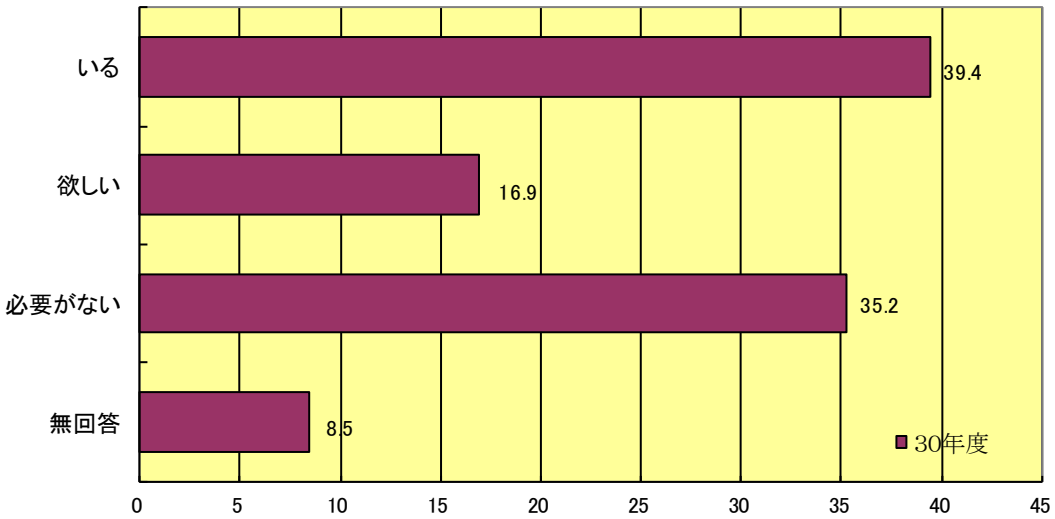

（２）　寡婦の状況

〈1〉　寡婦自身に係る内容

①　年齢

寡婦の年齢は、年齢別階層でみると「70 歳以上」が最も多く 61.8%（前回調査 52.0%）となっています。

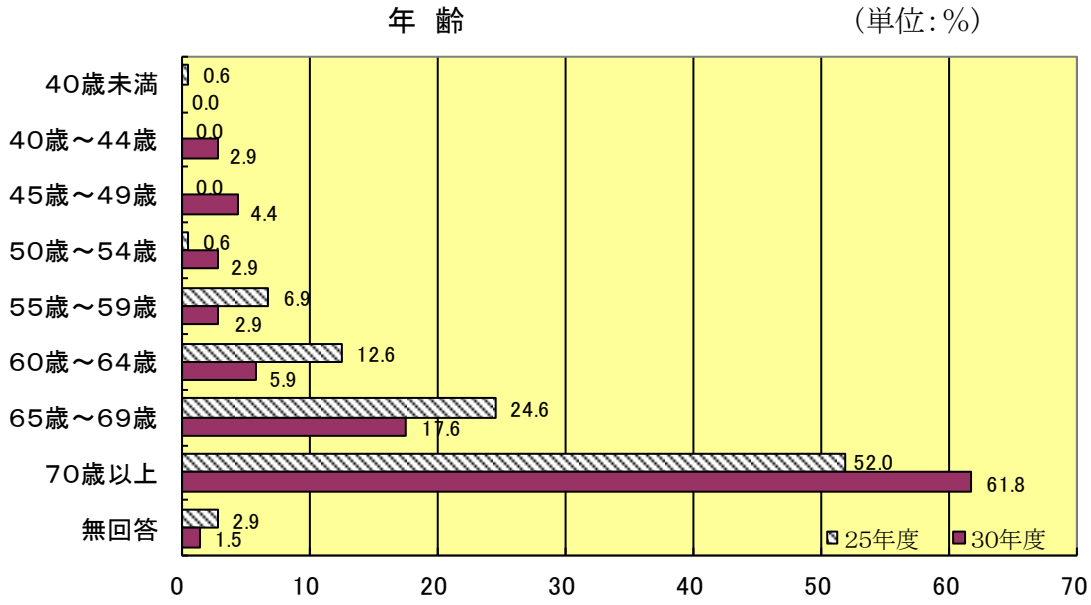

②　現在同居している家族

現在同居している家族は、前回調査同様「子ども」の割合が最も多く 67.6%（前回調査 70.9%）、次いで「孫」が 48.5%（前回調査 48.6%）、「子どもの妻（夫）」が 30.9%（前回調査 28.0%）となっています。

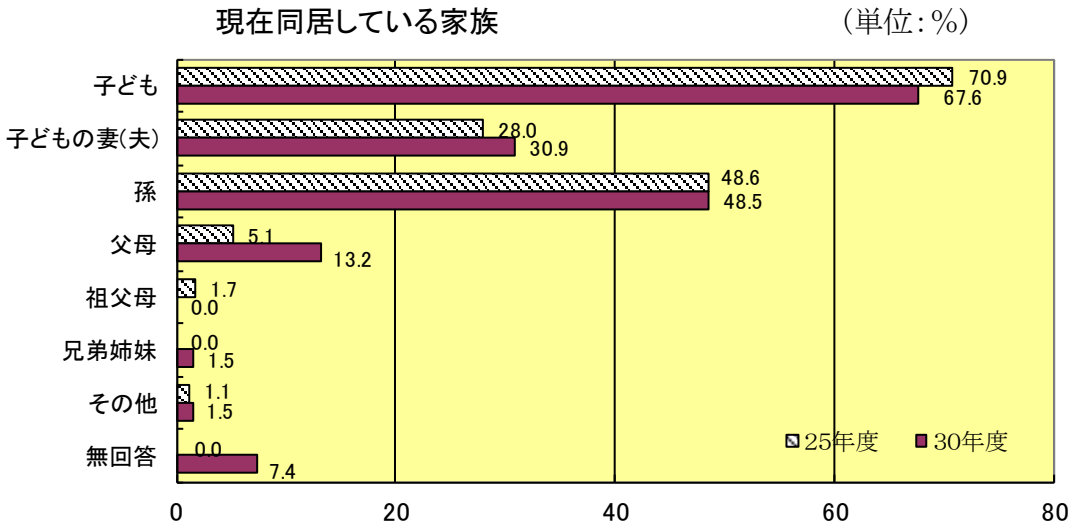

③　現在の悩み

寡婦の現在の悩みは、「老後のこと」が 29.4%（前回調査 35.4%）、次いで「特になし」が 27.9%（前回調査 19.4%）となっています。

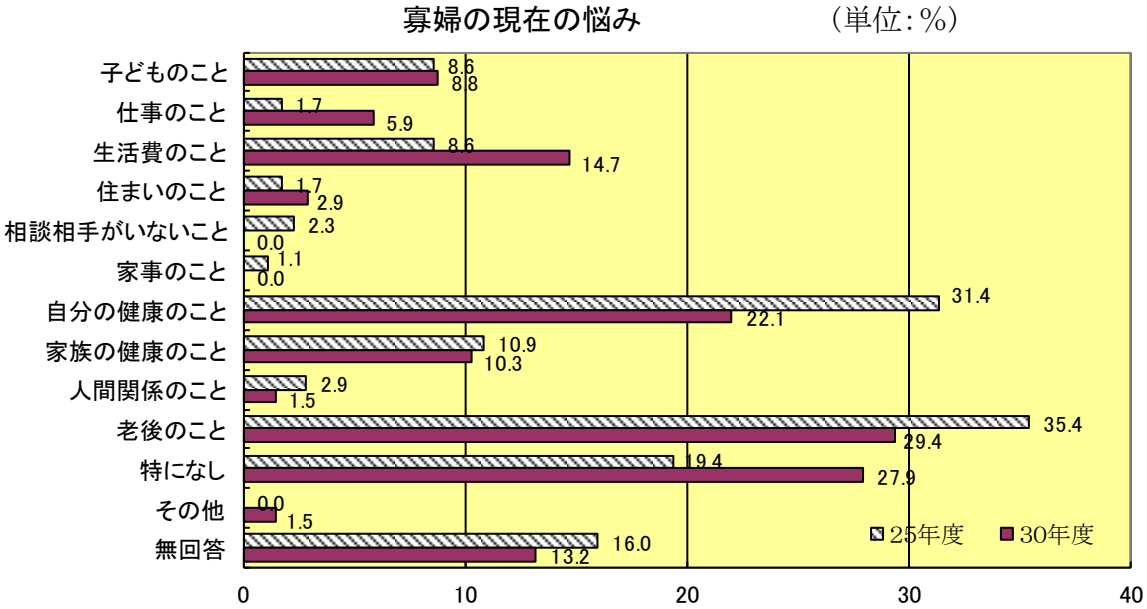

〈2〉　住居の状況

①　住まいの状況

住まいについては、前回調査同様に「持ち家」が圧倒的に多く 80.9%（前回調査 85.7%）となっています。

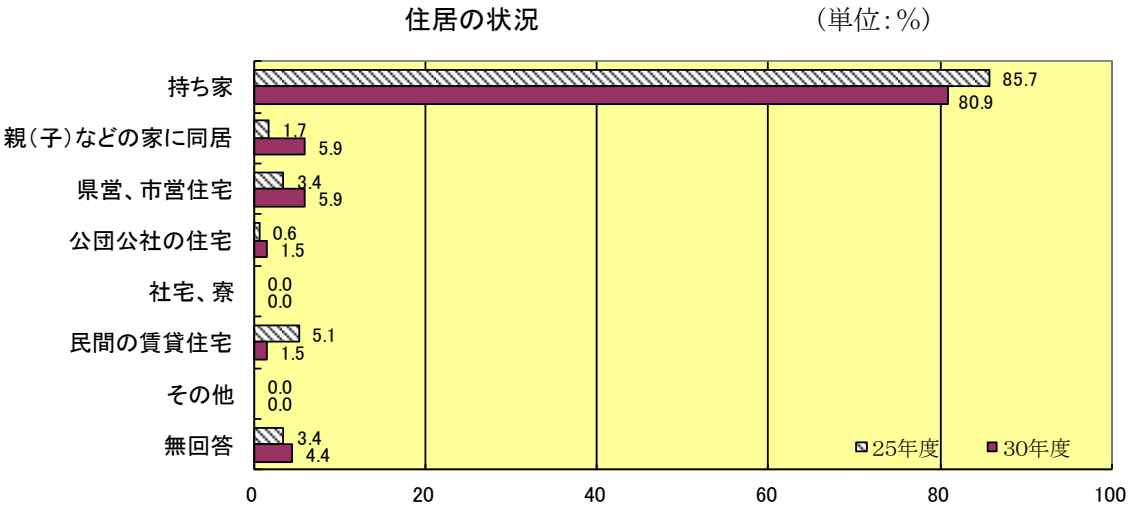

〈3〉　就労状況について

①　就業形態

寡婦は、現在働いている方が 39.6%、「不就業」は 11.8%となっています。

寡婦の就業形態は、「パート、アルバイト等」が最も多く 17.6%、次いで「正規の職員・従業員」が 8.8%となっています。

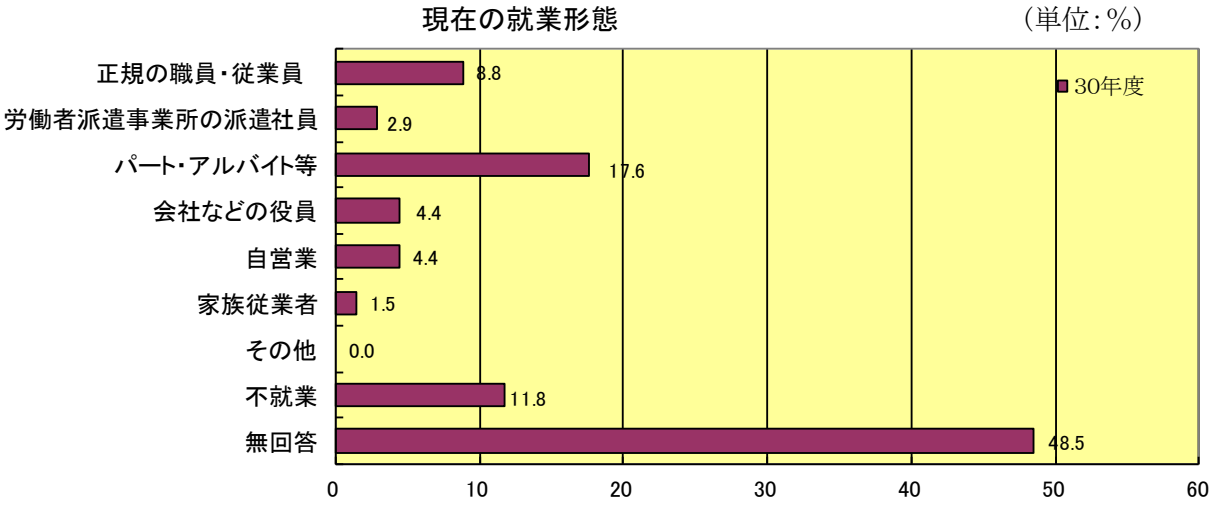

②　仕事と生活に関する悩み

現在働いている寡婦の仕事と生活に関して、「特に悩みはない」が 33.3%（前回調査 39.4%）となっていますが、「収入をもっと上げたいが、自己の健康に不安がある」（前回調査 15.2%）、「休日は体を休めることがほとんどで、自由に使える時間がない」（前回調査 10.6%）もそれぞれ 22.2%となっています。

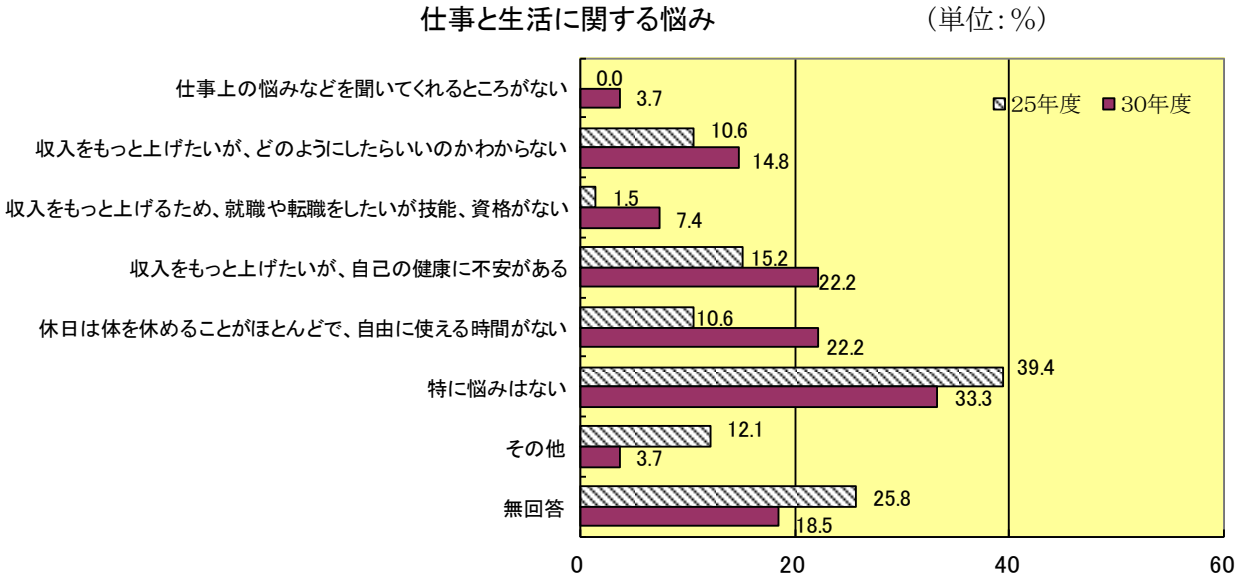

〈4〉　生活について

①　就労による収入

回答者のうち、就労による収入（税込み）は、前回調査同様「100 万円未満」が最も多く 10.3%（前回調査 14.9%）となっています。

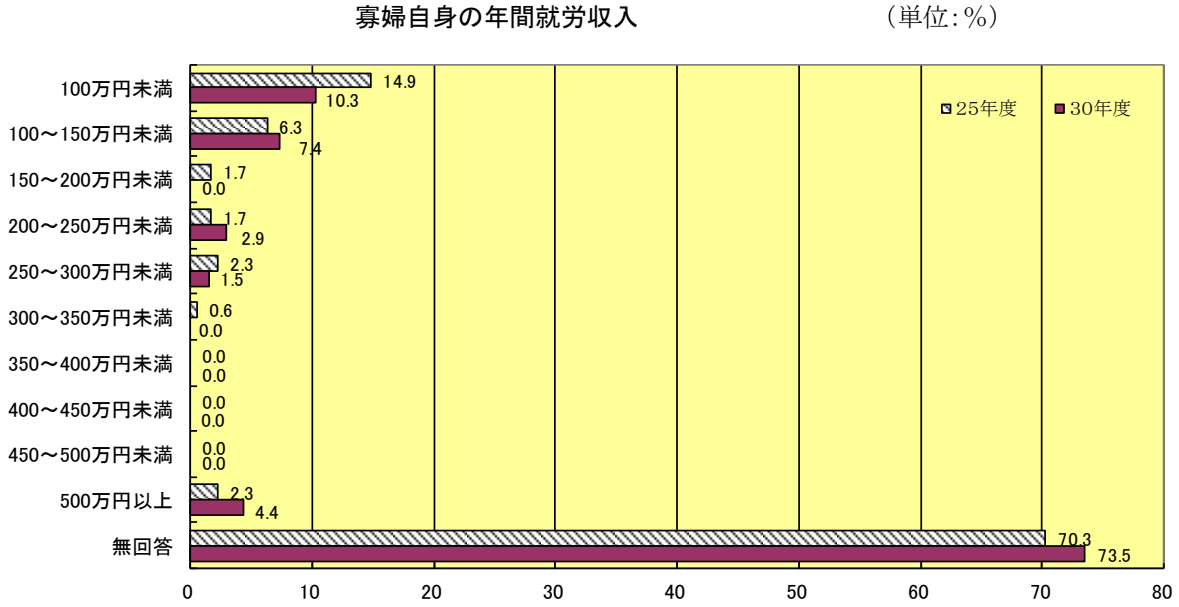

②　世帯の総収入

回答の中で世帯の総収入に含まれているものをみると、「遺族基礎年金、厚生年金」が最も多く 30.9%（前回調査 33.1%）、次いで「あなたの勤労収入」が 26.5%（前回調査 20.0%）となっています。

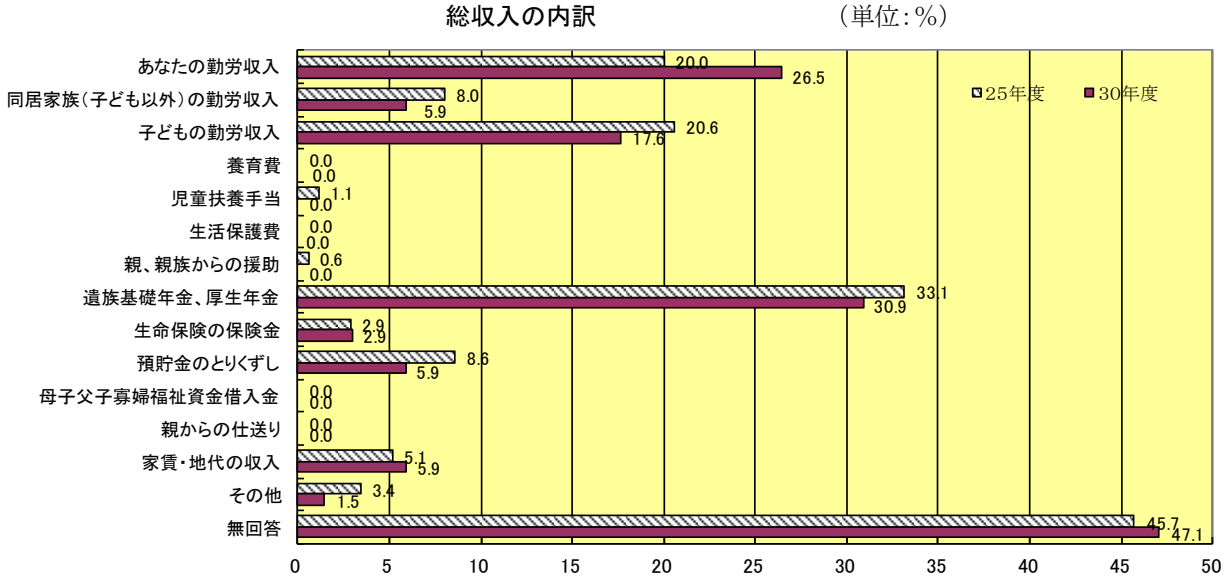

③　制度や施策の認知度及び利用状況

「知っている」と「役に立った」を合わせた《知っている》が最も多いのは、「野田市母子寡婦福祉会」が 72.0%、次いで「児童扶養手当」が 57.4%（前回調査 51.4%）、「ひとり親家庭情報交換事業」（前回調査 35.5%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」（前回調査 46.8%）がそれぞれ 55.9%となっています。

制度、施策の認知度及び利用状況

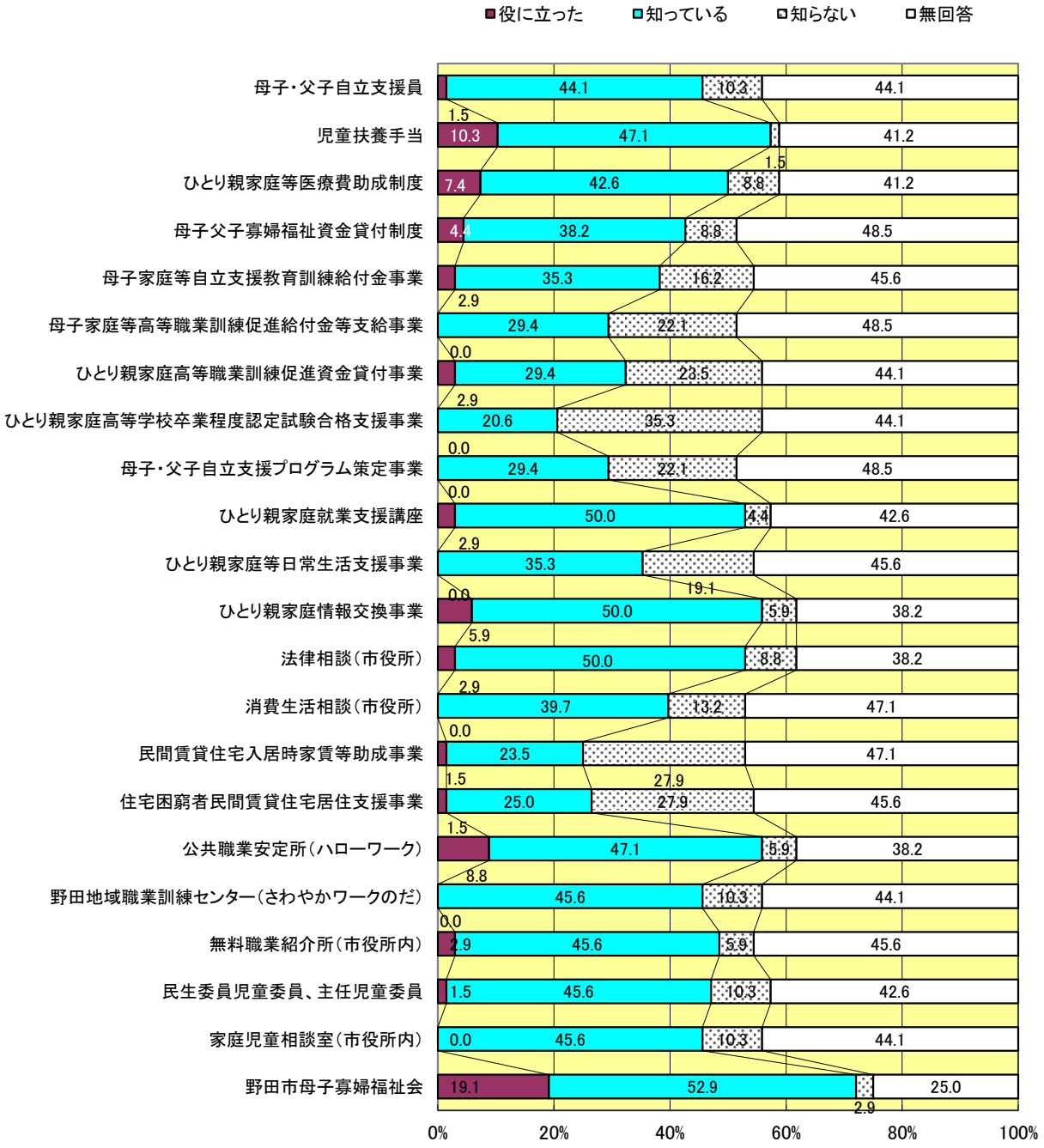

④　相談相手の有無

相談相手については、「いる」が最も多く 52.9%、次いで「必要がない」が 13.2%となっています。

相談相手の有無　（単位：%）

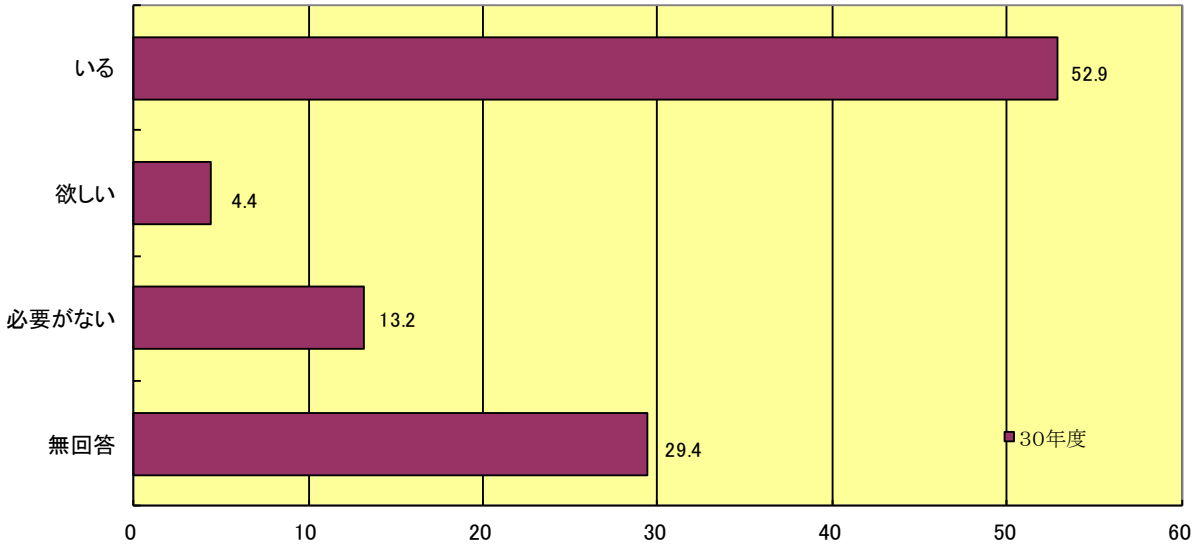

第３章　プランの基本的な考え方

１　プラン見直しに当たって

第２章の結果のとおり、依然、厳しい雇用や経済の状況に置かれているひとり親家庭の実態を踏まえ、本プラン策定にあたっては、初代プランからの基本的な考え方である「生計の維持、家事や子育てなど、通常は両親が分かち合う負担を一身に背負わなければならないケースが多いひとり親家庭について、厳しい雇用、経済情勢の下における負担を軽減するために必要な支援を行い、ひとり親家庭の児童が健全に育成されるための環境を整備する」を第４次改訂版においても踏襲します。

また、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」で示された、母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向から、母子世帯の状況として、パート・アルバイト等の割合が増え、就労収入は低い水準にあることや、養育費を大半が取得していないこと、父子世帯では、家事等生活面に多くの困難を抱えている状況があること、また、母子・父子世帯共に子どもの「教育・進学」や「しつけ」に対する悩みを抱えているなどの現状と課題があり、平成 30 年度に市が実施した意識調査の結果から引き続き見えた、「収入増に向けた実効的な支援や養育する児童が自立し、貧困の連鎖を断ち切っていくための施策が必要」などの課題と共通することから、これらに対応する計画とします。

２　基本目標

本プランは、上位計画である「野田市新エンゼルプラン（第５期計画）」の基本理念である「子どもが未来に希望を持ち『元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち』・野田」を基本的視点とし、ひとり親家庭等が自立し、安心した生活を送るため、国の基本方針の内容とも共通する次の６つの基本目標を前プランに引き続き設定し、ひとり親家庭等への支援を推進します。

（１）６つの基本目標とその趣旨について

①　情報提供、相談機能、支援体制の充実

ひとり親家庭になった直後の生活環境の激変などにより、様々な悩みや困難に直面することから、相談支援や支援情報の提供などについて、関係機関、関係団体と連携し、それぞれのニーズに合わせた対応ができる体制づくりに努めます。

②　就業支援の拡充

ひとり親家庭等の自立と生活の安定・向上を図るためには、より良い条件で就業し、十分な収入を安定的に得ることが重要です。特に母子家庭の就労収入が低いことから、個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援策の充実に努めます。

③　子育て支援の充実

ひとり親家庭等が子育てと仕事を両立し、早期の経済的自立を実現できるよう、子育て支援サービスの利用における負担軽減や配慮に努めます。

④　居住支援の充実

民間賃貸住宅への入居の際の経済的支援や情報提供などによる支援や、市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保などにより、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図ります。

⑤　養育費確保のための支援策の推進

ひとり親家庭の児童の育成のため、貴重な収入となる養育費が確実に確保できるような支援の推進に努めます。

⑥　経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の向上及び児童の健全育成と自立に向け、生活安定のための支えとなる児童扶養手当制度及び野田市独自の制度である養育者支援手当制度が効果的に活用されるよう、適正な給付事務を推進します。また、児童の進学希望の実現に向けた福祉貸付金について、県に円滑につなげるよう取り組みます。

3　各基本目標における現状と課題及び施策の方向と取組

各基本目標における現状と課題に対する施策の方向性と、具体的に取り組む主な施策は次のとおりです。

（1）現状と課題・施策の方向・主な取組

①情報提供、相談機能、支援体制の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子・父子自立支援員は約半数近くが認知しているものの、就労支援に関する個別事業の認知度がやや低く、また、父子家庭では施策全般の認知度が低い傾向があります。
施策の方向性	・　子育て支援、ひとり親家庭支援にかかる施策を周知徹底する。 ・　相談事業の中心である母子・父子自立支援員のさらなる相談スキルの向上を図る。 ・　母子寡婦福祉会と連携した取組の拡充を図る。
主な取組	・　母子寡婦福祉会と連携した「情報交換事業」の内容を拡充し、ひとり親家庭の交流を深めます。 ・　相談事業における母子・父子自立支援員の積極的な研修を進め、父子家庭にも対応できるスキルとノウハウを獲得します。 ・　野田市パーソナルサポートセンターと母子・父子自立支援員が連携した相談体制の充実を図ります。 ・　主任児童委員等との連携による地域での見守りなど支援の充実に努めます。

②就業支援の拡充	
現状と課題	【意識調査の結果から】 特に母子家庭の母は正社員での雇用割合が依然低く、自身の就労収入が増えない原因となっています。また、母子家庭、父子家庭ともに転職の希望割合が高く、その理由としていずれも収入の低さを挙げており、母子家庭では、正社員を希望する割合が高くなっています。
施策の方向性	・　ひとり親家庭の雇用への理解等の啓発活動を一層進める。 ・　高等職業訓練促進給付金等事業などによる資格取得に向けた支援を推進する。
主な取組	・　無料職業紹介所と連携し、ひとり親家庭のニーズに適した求人情報の収集に努めるとともに、事業所を訪問し、ひとり親家庭への事業主側の理解と、雇用促進奨励金制度の啓発に努めます。 ・　好条件の就労に向け、自立支援プログラム策定に合わせて個々の職業適性を把握し、きめ細やかな支援を行います。 ・　高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業の活用の促進を図り、資格取得を支援します。 ・　収入の低いひとり親家庭の自立のため、より高収入を得るための転職やスキルアップに向け、資格取得に向け実施する講座の内容に工夫を凝らすことや、求人側から見たニーズを把握していきます。 ・　親の学び直しと子どもの進学支援として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知啓発に努めます。

③子育て支援の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子家庭、父子家庭ともに、現在の生活上の悩みとして生活費という基本的な問題もありますが、日常のことよりも子どもの養育・教育に関することの割合が高くなっています。
施策の方向性	・　求職活動時や勤務における残業時の子育て支援の充実などにより、安心して勤務に集中できる環境づくりを促し、就労収入を増やしていきます。
主な取組	・　母子寡婦福祉会に委託する日常生活支援事業のホームヘルプサービス事業などを活用し、仕事に集中できる時間が確保できるようにします。

④居住支援の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子家庭、父子家庭とも核家族化しており、母子家庭では親などの家に同居する割合が減り、民間賃貸住宅に移るケースが増えています。
施策の方向性	・　子どもの成長に伴い、部屋に余裕のある民間賃貸住宅に移る傾向があるため、子どもの年齢などに応じたニーズを把握し、ライフステージごとに必要

	な支援（助成や情報提供）を行います。
主な取組	・　公営住宅入居におけるひとり親家庭への配慮と民間賃貸住宅入居における情報提供などの支援を継続していきます。

⑤養育費確保のための支援策の推進	
現状と課題	【意識調査の結果から】 養育費を現在も受けている割合は極めて低く、養育費の取り決めをしていない理由として「相手と関わりたくないから」、「相手に支払う意思がないと思ったから」、「相手に支払う能力がないと思ったから」が挙がっており、養育費の確保を妨げる課題となっています。
施策の方向性	・　養育費を受けていない割合が依然高く、その理由として「相手と関わりたくない」ことの割合が高いことから、相談に当たっては個別の事情を考慮することを重視します。また、児童の成長の観点から重要である面会交流について、周知啓発と情報提供を行います。
主な取組	・　母子寡婦福祉会と連携した法律相談事業の周知を推進し充実を図ります。 ・　弁護士による養育費の個別法律相談会の充実を図ります。 ・　母子・父子自立支援員との相談から、母子寡婦福祉会が取り組む月１回の「無料法律相談」と、「養育費等個別法律相談会」との連携を強化します。 ・　県が新たに取り組む面会交流事業の情報を把握し、個々の事情に応じて情報提供していきます。

⑥経済的支援の推進	
現状と課題	【意識調査の結果から】 子どもの最終進学目標を大学・大学院としている割合が高く、自らの経済的自立とともに、子どもの将来を見据えた支援の必要性があります。
施策の方向性	・　母子、父子家庭とも、子どもの養育･教育の悩みが高い割合であることを踏まえ、進学希望が実現するような支援を進めます。 ・　児童扶養手当と野田市独自の養育者支援手当について、それぞれの趣旨に沿った適正な運営に努めます。
主な取組	・　県貸付金は進学等に一定の役割を果たしており、活用にあたって、県の審査が円滑に進むよう市の相談事業の段階で適切な返済計画等の指導を行います。 ・　父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットとして、引き続き養育者支援手当を支給します。 ・　税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を、引き続き実施していきます。

（２）国の制度改正について施策への反映

国の制度改正・拡充について、着実に推進します。

施策	国の制度改正と内容
就業支援	きめ細かな支援と転職やキャリアアップの支援など 【制度改正等】 ・高等職業訓練促進給付金等事業の拡充 修業期間１年の調理師等を対象（28.4.1） 支給期間の上限を36月に延長（28.4.1） 准看護師から引き続き看護師の養成機関で修業する場合を対象（30.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給期間の上限を48月に延長（31.4.1） 修業期間の最後の12月について４万円増額（31.4.1） ・自立支援教育訓練給付金事業（講座受講費用の補助）の拡充 所要経費の２割（限度額10万円）を６割（上限20万円）支給へ拡充（28.4.1） 雇用保険法等に基づく一般教育訓練給付金との差額を支給（29.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 特定一般教育訓練給付金（上限20万円）及び専門実践教育訓練給付金（上限80万円）を支給対象講座に追加（31.4.1） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 プログラム目標達成後のアフターケア（28.4.1） ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業　新規実施（29.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1）
子育て支援	子ども・子育て支援新制度における保育所などの優先利用の配慮、当事者の相互交流・情報交換の機会確保、就職活動の際の日常生活支援事業の拡充など 【制度改正等】 ・日常生活支援事業 就業上の理由による残業等について支援が拡大（28.4.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.6.1）
経済的支援	貸付金の父子家庭への拡大、奨学給付金の創設など 【制度改正等】 ・母子・父子・寡婦福祉資金 違約金利率の引下げ（27.4.1） 保証人がいない場合の貸付利率を年 1.5%から 1.0%に引下げ（28.4.1）

施策	国の制度改正と内容
	修学資金及び就学支度資金について対象に大学院を追加（30.4.1） 就学支度資金について修業施設に係る貸付限度額の引上げ、修業資金の償還期限の延長（31.4.1） ・児童扶養手当 第２子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充（28.8.1） 全部支給に係る所得制限限度額の引上げ（30.8.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30.10.1） 支払回数を年３回から６回に拡充（1.11 分から） ・養育者支援手当 第２子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充（28.8.1） 全部支給に係る所得制限限度額の引上げ（30.8.1） 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30.10.1） 支払回数を年３回から６回に拡充（1.11 分から） ・ひとり親家庭等医療費助成金 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除をみなし適用（30.8.1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30.10.1）

４　施策の体系

基本目標	具体的施策の方針
１　情報提供、相談機能、支援体制の充実	① 情報提供の充実 ② 相談、支援体制の強化 ③ 地域における支援体制の充実 ④ ひとり親家庭の交流会の推進 ⑤ 養育費等支援事業の推進 ⑥ 母子寡婦福祉会の財政基盤の強化
２　就業支援の拡充	① 関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進） ② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 ③ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 ④ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 ⑤ 在宅就業推進事業導入の検討 ⑥ 雇用促進奨励金の活用 ⑦ 職業訓練の強化 ⑧ ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進 ⑨ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用
３　子育て支援の充実	① ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 ② 保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化 ③ 保育所、学童保育所における延長保育の充実 ④ 保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 ⑤ 児童の居場所づくり ⑥ 招待事業の充実 ⑦ ファミリー・サポート・センターの利用促進
４　居住支援の充実	① 市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 ② 市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討 ③ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 ④ ひとり親家庭等及びＤＶ被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 ⑤ ＤＶ世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進
５　養育費確保のための支援策の推進	① 養育費等相談体制の充実 ② 広報、啓発活動の推進 ③ 弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施
６　経済的支援の推進	① 児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 ② 母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進 ③ 保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 ④ ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し ⑤ 未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用

施策の事業番号一覧

基本目標	具体的施策の方針	事業番号	ﾍﾟｰｼﾞ
１情報提供、相談機能、支援体制の充実	①情報提供の充実	1-①	55
	②相談、支援体制の強化	1-②	56
	③地域における支援体制の充実	1-③	57
	④ひとり親家庭の交流会の推進	1-④	58
	⑤養育費等支援事業の推進	1-⑤	59
	⑥母子寡婦福祉会の財政基盤の強化	1-⑥	60
２就業支援の拡充	①関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進）	2-①	61
	②母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	2-②	62
	③母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用	2-③	63
	④母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用	2-④	64
	⑤在宅就業推進事業導入の検討	2-⑤	65
	⑥雇用促進奨励金の活用	2-⑥	66
	⑦職業訓練の強化	2-⑦	67
	⑧ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進	2-⑧	68
	⑨ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用	2-⑨	69
３子育て支援の充実	①ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	3-①	70
	②保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化	3-②	71
	③保育所、学童保育所における延長保育の充実	3-③	72
	④保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実	3-④	73
	⑤児童の居場所づくり	3-⑤	74
	⑥招待事業の充実	3-⑥	75
	⑦ファミリー･サポート･センターの利用促進の強化	3-⑦	76
４居住支援の充実	①市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保	4-①	77
	②市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	4-②	78
	③住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進	4-③	79
	④ひとり親家庭等及びＤＶ被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進	4-④	80
	⑤ＤＶ世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進	4-⑤	81
５養育費確保のための支援策の推進	①養育費等相談体制の充実	5-①	82
	②広報、啓発活動の推進	5-②	84
	③弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施	5-③	85
６経済的支援の推進	①児童扶養手当等の支給事業の適正な推進	6-①	86
	②母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進	6-②	87
	③保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知	6-③	88
	④ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し	6-④	89
	⑤未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用	6-⑤	90

◆各　論

第４章　具体的施策の展開

１　情報提供、相談機能、支援体制の充実

ひとり親家庭等となった直後を重点に、相談や支援策等に関する情報提供を積極的に推進するとともに、相談スキルの向上など相談機能の充実を図り、個々の状況に応じたきめ細やかな一層の対応に努めます。また、必要に応じて関係機関へ適切につなぐ支援体制の充実を図ります。

事業番号１－①	情報提供の充実		事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努めています。

実績

（平成 28 年度～30 年度）

○　市報に事業、制度等について適宜掲載（改正等の内容を含む）

○　市ホームページ「くらしの便利帳」、「市政の疑問にお答えします」に掲載

○　「ひとり親家庭支援のしおり」等のリーフレットの改訂

事業評価及び課題

○　意識調査の結果によると、離婚直後の時期に的確な情報提供を行なう必要がある家賃助成制度など、依然、認知度が低調な事業も見受けられるため、引き続き周知徹底を図る必要があります。

今後の事業方針

○　各種支援策の情報提供を積極的に行うことは、ひとり親家庭等の自立に有効な手段であると考えられ、特に早期の段階で的確な支援を行うことが最も重要であることから、児童扶養手当現況届出時の窓口を活用しての情報提供に努め、各種支援策の活用促進を図るとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図ります。

事業番号１－②	相談、支援体制の強化		事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応しています。

　なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施しています。

実績

■母子・父子自立支援員による相談件数　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
生活一般に関する相談	469	494	516
児童に関する相談	53	61	53
経済的自立に関する相談	264	294	231
その他	3	4	4
計	789	853	804

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭等となって間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要があります。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭等が抱える様々な問題に関する相談に、適正な助言及び情報提供を行うなど総合的な相談窓口としての役割を担う、母子・父子自立支援員の資質の向上や相談機能の向上に努めます。

○　母子・父子自立支援員の資質向上や相談技能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加します。

○　野田市パーソナルサポートセンターと母子・父子自立支援員の連携により自立に向けた総合的な相談を行っていきます。

事業番号１－③	地域における支援体制の充実		事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課、生活支援課	

事業の内容・実績

○　地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じた見守りを実施しています。

実績

■母子・父子自立支援員の家庭訪問件数　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
主任児童委員との同行訪問	203	199	185
母子・父子自立支援員単独訪問	68	78	55

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭の実態把握については、プライバシー重視の観点から、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、難しい点もありますが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要があります。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親になった直後の家庭や要保護児童の家庭を地域の主任児童委員や母子・父子自立支援員が個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施します。

○　主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を進めるため、合同研修会を実施します。

事業番号１－④	ひとり親家庭の交流会の推進		事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　母子寡婦福祉会では、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めています。

○　母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めています。

実績

■母子寡婦福祉会事業への参加人数　（単位：人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
クリスマス会	70	72	60

■ひとり親家庭情報交換事業の開催回数と参加人数

28 年度	29 年度	30 年度
147（9 回）	126（9 回）	128（8 回）

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭等は、離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要があります。

○　「ひとり親家庭情報交換事業」について制度の周知を図り、参加促進に努める必要があります。

今後の事業方針

○　児童扶養手当現況届出時の窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進します。

○　ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する「ひとり親家庭情報交換事業」の参加推進に努めます。

事業番号１－⑤	養育費等支援事業の推進		事業区分	拡充
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得等に関する法律相談（離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題を含む）を実施します。

平成 25 年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容としました。

実績

■養育費等個別法律相談会の実施（参加人数）

28 年度	29 年度	30 年度
7（1 回）	7（1 回）	12（3 回）

■母子寡婦福祉会の無料法律相談（月１回）の実施（参加人数）

28 年度	29 年度	30 年度
21	20	27

事業評価及び課題

○　母子・父子自立支援員との相談から、母子寡婦福祉会が取り組む月 1 回の「無料法律相談」と、「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、開催回数を増やしていく必要があります。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による相談事業の実施は効果的であり、今後も継続するとともに参加者を増やすため、引き続き就業相談を併設し、積極的に周知します。

○　それぞれの相談を連携させるため、開催回数を増やして実施します。

数値目標

■「養育費等個別法律相談会」の開催回数　　年４回

事業番号１－⑥	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化		事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財政基盤の安定を支援しています。

実績

■母子寡婦福祉会による自動販売機設置状況　（単位：台）

区分	27 年度以前	28 年度	29 年度	30 年度	計
設置台数	48	+1	0	0	49

※各年度末の設置台数

■市委託事業

「ひとり親家庭情報交換事業」（平成 20 年度～）

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」（平成 16 年度～）

事業評価及び課題

○　公共施設への自動販売機の設置については新規設置が少なくなっていますが、引き続き配慮する必要があります。

○　補助金の透明性を確保するため、野田市母子寡婦福祉会補助金交付要綱を定め、補助対象経費や補助率等を規定し平成 29 年度事業から適用しています。

今後の事業方針

○　「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努めます。

○　市事業について、引き続き委託していきます。

○　団体の活動を支援する立場で見直しを行い必要な補助金は継続して交付していきます。

２　就業支援の拡充

ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、福祉部門と雇用部門の連携を緊密にし、職業能力向上のための訓練や効果的な就職あっせん、就業機会の創出などについて支援の充実を図ります。

事業番号２－①	関係機関による連携の強化 (就業支援事業の推進)		事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に応じた就業支援に努めています。

平成 28 年７月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っています。

実績

■啓発活動の訪問事業所数　（単位：社）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
訪問事業所数	15	23	29

事業評価及び課題

○　依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭等の雇用と収入の増に結びつく情報の収集に努める必要があります。

今後の事業方針

○　引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携によるひとり親家庭等向け求人情報の収集に努め、児童家庭課の窓口において求人情報の提供を行うとともに、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行います。

○　野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行っていきます。

事業番号２－②	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化		事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、個々の母子家庭及び父子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成 25 年度から父子家庭も支援の対象としています。

実績

■プログラム策定事業の実績　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
策定数	25	16	26
就業実績	16	13	17
うち正規雇用	8	3	7
うち非正規雇用	8	10	10

事業評価及び課題

○　意識調査の結果によると、特に母子家庭において依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援が必要です。

今後の事業方針

○　母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定していきます。

○　父子家庭への制度周知にも努めます。

事業番号２－③	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用		事業区分	拡充
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図ります。

平成 25 年度から父子家庭も対象としています。

実績

■母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の実績（単位：人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
支給件数	11	9	11
取得資格	看護師　6 准看護師　4 作業療法士　1	看護師　5 准看護師　1 作業療法士　1 教諭　1 保育士　1	看護師　4 准看護士　2 作業療法士　1 教員　1 保育士　1 歯科衛生士　1 理容師　1

事業評価及び課題

○　長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用による就労に結びついた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要があります。

今後の事業方針

○　父子家庭を含め、経済的自立に向けた施策の中心的な事業として、引き続き活用の促進を図ります。

国の制度改正により、平成 31 年 4 月から支給期間の上限が 36 月から 48 月に延長され、支給額が修行期間の最後の 12 月については 4 万円増額されたことから、さらに周知を図ります。

事業番号２－④	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用		事業区分	拡充
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施しています。「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行を受け、平成 25 年度から父子家庭も支援の対象としています。

実績

■母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の実績　（単位：人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
指定講座	3	2	5
支給件数	3	2	4

事業評価及び課題

○　平成 31 年４月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、就労経験の少ないひとり親家庭の親の就労支援のため、引き続き周知が必要です。

今後の事業方針

○　就労経験の少ないひとり親家庭の親の就労支援のため、活用の促進を図ります。

○　父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努めます。

事業番号２－⑤	在宅就業推進事業導入の検討		事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　国の「在宅就業推進事業」は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネート等をする事業であり、在宅就業希望者等に必要な支援を行うものです。

事業評価及び課題

○　平成 30 年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を変えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は 2.7%とニーズが低い状況です。

今後の事業方針

○　現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業やデータ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していくことでニーズの動きを把握していきます。

事業番号２－⑥	雇用促進奨励金の活用		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	商工観光課	

事業の内容・実績

○　公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の 10%（限度額 15,000 円）を奨励金として交付することで雇用の促進を図っています。

実績

■雇用促進奨励金の実績　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
ひとり親家庭の支援件数	3	3	7

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるため、事業主に対して制度の周知を図る必要があります。

今後の事業方針

○　引き続き、市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、協力要請を行い、ひとり親家庭の雇用の促進に努めます。

事業番号２－⑦	職業訓練の強化		事業区分	拡充
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課、商工観光課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施しています。また、受講料にかかる経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮しています。

　元年度からは、パソコンだけではなく、他の資格についても実施しています。

実績

■就業支援講習会　（単位：人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
受講者	16	14	11
Word 合格者	14	13	8
Excel 合格者	11	13	9

事業評価及び課題

○　パソコンだけではなく、引き続き、他の資格についても実施を検討し、多様なニーズに対応する必要があります。

今後の事業方針

○　資格の取得により就労に結びついている実績があり、引き続き、他の資格についても実施を検討し、多様なニーズに対応しながら実施していきます。

数値目標

■「就業支援講習会」の開催回数　　年３回

事業番号２－⑧	ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進		事業区分	既存
対象	母子、父子、寡婦	担当課	商工観光課、児童家庭課	

事業の内容・実績

○　市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭それぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めています。

　平成 28 年７月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っています。

実績

■啓発活動の訪問事業所数　（単位：社）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
訪問事業所数	15	23	29

事業評価及び課題

○　平成 30 年度の意識調査の結果によると、求職活動での問題点については、母子家庭では「子どもが小さいことが問題にされたこと」が 29.7%と最も多くなっており、ひとり親家庭の雇用への理解のある事業所などの情報提供の必要性が現れています。また、36.6%が「仕事を変えたい」希望があり、そのうち 43.6%が「収入がよくない」を理由にしています。

今後の事業方針

○　今後も無料職業紹介所と連携し、職業適性や家庭環境に配慮した情報の提供に努めます。情報提供に当たっては、収入増につながるような内容の収集に努めます。

○　引き続き、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行います。

事業番号２－⑨	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用	事業区分	新規
対象	母子、父子、児童	担当課	児童家庭課

事業の内容・実績

○　高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座受講に係る費用の一部（受講修了時給付金、合格時給付金）を補助することにより親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与しています。

実績

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実績　　（単位：人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
受講修了時給付金受給者数	－	0	0
合格時給付金受給者数	－	0	0

事業評価及び課題

○　平成 30 年度実施の意識調査によると、最終学歴について母子家庭の母は「中学校」が 12.0%、父子家庭の父は「中学校」が 18.3%となっており、本事業の潜在的なニーズはあるものの、利用自体は伸びていません。

今後の事業方針

○　親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、引き続き事業の周知に努めます。

３　子育て支援の充実

ひとり親家庭等の自立のためには、より好条件の職に就き、経済的に安定することが重要です。そのため、就業や求職活動、職業訓練などが十分にできるよう保育所等への円滑な入所や多様な保育のサービスの充実に努めます。

特に父子家庭については、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進など育児支援の活用促進を図ります。

事業番号３－①	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進		事業区分	既存
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っています。

また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施しています。

実績

■日常生活支援事業の利用状況

区分	子育て支援	生活援助
28 年度	10 人 72 日間 393 時間	1 人　2 日間　6 時間
29 年度	5 人 38 日間 225 時間	0 人　0 日間　0 時間
30 年度	3 人　6 日間　25 時間	1 人　15 日間　21 時間

事業評価及び課題

○　平成 30 年度実施の意識調査の結果によると、仕事と子育てに関する悩みについては、母子家庭では「残業などで帰宅が遅く、家で待っている子どもが心配」、「子どもの急な病気などでも、仕事を休むことができない」を合わせると約 40%、また、求職活動中の問題については、「子どもの保育の手立てがなかったこと」が約 14%であるなど、本事業のニーズはあるものの、利用自体は伸びていません。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であることから、関係機関と連携し、事業の一層の周知に努めるとともに、必要に応じて家庭生活支援員の支援スキル向上のための研修会を実施します。

事業番号３－②	保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	保育課 児童家庭課	

事業の内容・実績

○　「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づき、保育所の入所選考に当たっては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮をしています。また、求職中や職業訓練中においても柔軟な受入れを行っています。

　平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度の「教育・保育給付」においても、ひとり親家庭について優先的な基準により運用することとされています。

実績

平成 30 年度ひとり親家庭の児童の入所実績　保育所　　313 人
　　学童保育所　345 人

事業評価及び課題

○　保育所については求職中や職業訓練中のひとり親家庭の入所について、入所後の就業などの状況も踏まえ、引き続き保育所入所基準指数の見直しを含め柔軟な受入れを検討していく必要があります。

○　学童保育所については、今後も引き続き待機児童が無い運用を続けるため過密化の解消等に努めていきます。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭の入所申請については、引き続き優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受入れを行うとともに、必要度の高いひとり親家庭については、斡旋等について検討します。

○　学童保育所についても、引き続き保育所と同様に求職中や職業訓練中における入所に配慮し、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図ります。

事業番号３－③	保育所、学童保育所における延長保育の充実		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	保育課 児童家庭課	

事業の内容・実績

○　全保育所において、午前７時から午後７時まで延長保育を実施しています。また、指定管理の保育所及び私立保育所では午後８時まで、一部の保育所では午後８時以降の保育を実施しています。

○　直営の学童保育所の閉所時間を延長し、全ての学童保育所の閉所時間を午後７時に統一しています。

実績

（平成 30 年度 保育所延長保育利用延べ人数：月極利用）

	公立保育所	私立保育所
午後 7 時まで	1,809 人（ 3 か所）	1,254 人（ 1 か所）
午後 8 時まで	186 人（ 6 か所）	255 人（ 11 か所）
午後 8 時以降	0 人（ 1 か所）	―

（平成 30 年度 学童保育所延べ児童数）

委託学童保育所　14,079 人 （20 施設）

直営学童保育所　 4,747 人 （14 施設）

事業評価及び課題

○　遅い時間帯までの延長保育の拡大については、利用状況等を見極めながら、検討していく必要があります。

○　午後７時以降に迎えに来る保護者への対応の検討。

今後の事業方針

○　引き続き全保育所で延長保育を実施し、延長時間の拡大等については、これまでの実績と幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた利用ニーズを見極めながら検討します。

○　学童保育所の閉所時間の更なる延長については、慎重に検討していきます。

事業番号３－④	保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	保育課	

事業の内容・実績

○　日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育をすることが困難な場合となった乳幼児の保育を行う休日保育を２保育所で実施しています。

○　保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施しています。

○　病気又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施しています。

実績

（平成 30 年度延べ利用人数）

○休日保育

あたご保育所　366 人、尾崎保育所　241 人

○一時保育

私立保育所　５か所　1,904 人

○病児・病後児保育

小張総合病院敷地内「ひばりルーム」　500 人

事業評価及び課題

○　休日保育・一時保育

就労、家事、子育ての負担を一人で背負うひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要があります。

○　病児・病後児保育

利用者数は毎年の疾病の流行状況等で増減しますが、引き続き周知していく必要があり、また、感染症などの流行時における対応について検討する必要があります。

今後の事業方針

○　休日保育・一時保育

多様な保育サービスの周知を図り利用促進に努めるほか、利用児童数の推移を注視し、ニーズを把握し定員や実施施設について検討します。

○　病児・病後児保育

今後も利用者の利便性向上に配慮していくとともに、保育所型病児施設の導入等についても検証し、また、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、対応方法について検討を進めます。

事業番号３－⑤	児童の居場所づくり		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課 学校教育課	

事業の内容・実績

○　親の就労時間中等に親不在の状態で家庭に居ることの多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した児童の居場所づくりの推進に努めています。

実績

（平成 30 年度　子ども館延べ利用者数）
　81,690 人

事業評価及び課題

○　平成 30 年度実施の意識調査によれば、親と児童のみで構成される世帯が母子家庭では71.8%、父子家庭では66.0%と最も多く核家族化しています。
○　中学生・高校生のひとり親家庭の児童・生徒に、放課後の過ごし場所として子ども館などの利用促進を図る必要があります。

今後の事業方針

○　子ども館における異年齢の交流を深めるための行事などを検討し、より利用しやすい環境を構築します。
○　子ども館で企画している合同行事等を通して、中学生や高校生にもより多く利用いただけるように努めます。
○　高学年の対応について子ども館職員のスキル向上を図っていきます。
○　エンゼルプランにおいて位置付けた「新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画」を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型について、可能な学校から随時実施していくこととします。

事業番号３－⑥	招待事業の充実		事業区分	既存
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭の児童の福祉向上のため、母子寡婦福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待事業（親子ふれあい研修）への参加を推進しています。

実績

■母子寡婦福祉会による招待事業の参加人数　（単位：人）

28 年度	清水公園	14
	東京ディズニーランド	118
29 年度	ふなばしアンデルセン公園	49
	東京ディズニーランド	100
30 年度	芋掘り体験	37
	群馬サファリパーク	77

事業評価及び課題

○　母子寡婦福祉会の事業によりひとり親家庭等の交流が図られており、引き続き招待事業への参加を推進する必要があります。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭の児童の福祉の向上を図るため、母子寡婦福祉会において実施している招待事業の推進を図るとともに、ひとり親家庭等の児童の事業への参加を促進します。

事業番号３－⑦	ファミリー・サポート・センターの利用促進の強化		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象にした利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進に努めています。平成 23 年度からは、ひとり親家庭（ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者）に対しても利用料助成の対象としています。

実績

■ファミリー・サポート・センターの利用実績（ひとり親家庭）（単位：世帯）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
利用世帯数	33	28	25
利用料助成世帯数	18	11	10

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭の子育てにかかる負担の軽減に効果をあげていますが、利用者が固定・長期化する傾向があるため、新規利用者開拓のため、引き続き制度の周知を図る必要があります。

今後の事業方針

○　制度の周知を広く一般に向けて市報に掲載するほか、既にファミリー･サポート・センター会員である方にも改めて機関紙を通じて事業内容を周知し、利用の拡大に努めていきます。

４　居住支援の充実

ひとり親家庭の早期の自立を促進するため、民間賃貸住宅の入居支援や市営住宅の優先入居等、生活基盤の安定を図るための施策の活用推進を図ります。

事業番号４－①	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	営繕課	

事業の内容・実績

○　市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保します。

実績

■ひとり親家庭向け市営住宅状況　（単位：戸）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
増加戸数	-2	-1	0
累計	15	14	14

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭向け住戸を確保しても該当世帯が転居したり、子どもが 20 歳になり、ひとり親家庭でなくなるケースが出てくるため、市営住宅募集時に当該住戸の現状を把握して、ひとり親家庭向け住戸を適切に割り振る必要があります。

今後の事業方針

○　募集戸数などを考慮しながら、ひとり親向け住戸を新たに確保します。

事業番号４－②	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	営繕課	

事業の内容・実績

○　一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討します。

実績

■募集、入居状況(ひとり親家庭)　（単位：人）

区分		28 年度	29 年度	30 年度
応募者数		8	0	2
当選者数		6	0	2
落選者数		2	0	0
落選者の落選回数	初	2		
	2			
	3			
	4			
	5			

事業評価及び課題

○　平成 28 年度の応募者で落選経験のあるひとり親家庭は２人ですが、多回数の落選者はおりません。今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えるような場合は、同じように落選している他の住宅困窮者（高齢者、障がい者）との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する必要があります。

今後の事業方針

○　応募状況により優遇措置について引き続き検討します。

事業番号４－③	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進		事業区分	既存
対象	母子、父子、ＤＶ被害女性等	担当課	営繕課	

事業の内容・実績

○　家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施しています。

実績

■制度利用状況（ひとり親家庭）　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
相談件数	0	0	0
利用申込件数	0	0	0
賃貸契約した件数	0	0	0

事業評価及び課題

○　現在は不動産店が取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり、確保できない場合は契約ができないなどの問題があります。

今後の事業方針

○　引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供するなど継続し実施します。

事業番号４－④	ひとり親家庭等及びＤＶ被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進		事業区分	既存
対象	母子、父子、ＤＶ被害女性	担当課	営繕課	

事業の内容・実績

○　緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びＤＶ被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図ります。

実績

■家賃助成制度の利用状況　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
実　績	17	7	8

事業評価及び課題

○　平成 30 年度実施の意識調査によれば、民間賃貸住宅の入居に関し、最も苦労したことは「賃貸住宅の契約や家賃費用の工面」が母子家庭で 24.7%、父子家庭で 26.7%と最も多くなっており、契約時の費用の工面に苦慮している状況から、当該事業の周知が必要です。

今後の事業方針

○　引き続き制度の周知を図り継続し実施します。

事業番号４－⑤	ＤＶ世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進	事業区分	既存
対象	母子	担当課	子ども家庭総合支援課

事業の内容・実績

○　同伴児を抱えるＤＶ被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図ります。

実績

■母子生活支援施設活用件数

区分	28 年度	29 年度	30 年度
件数	0	0	0

事業評価及び課題

○　同伴児を抱えるＤＶ被害女性については、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していることなどから、生活再建を図るためには、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められます。

　そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、それぞれのケースに応じたきめ細かな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられます。

今後の事業方針

○　引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるＤＶ被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図ります。

５　養育費確保のための支援策の推進

養育費については、子どもの健やかな成長にとって重要なものですが、定期的に取得しているケースが少ない状況であることから、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正趣旨を踏まえ、確実に養育費が取得できるよう、養育費の取決めや取得促進に関する施策を推進します。

事業番号５－①	養育費等相談体制の充実		事業区分	拡充
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じます。また、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施します。

○　子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、養育費以外の相談についても積極的に対応します。

実績

■養育費のための法律相談（参加人数）

28 年度	29 年度	30 年度
21	20	27

■養育費等個別法律相談会（参加人数）

28 年度	29 年度	30 年度
7（1 回）	7（1 回）	12（3 回）

事業評価及び課題

○　平成 30 年度実施の意識調査の結果によれば、養育費を現在も受けている母子家庭の割合は 25.2%と、依然として養育費を取得できているケースが少ないため、継続して養育費を取得できるための施策が必要です。

　また、養育費の取り決めをしていない理由として「相手と関わりたくないから」の割合が 27.2%と最も高くなっています。

○　「面会交流」について、現在行っているのは母子家庭で 21.9%、父子家庭で 28.8%にとどまっています。

○　母子・父子自立支援員がより専門的な養育費等の相談が必要と判断した場合は、月 1 回の「無料法律相談」に繋げることができますが、弁護士による相談が必要と判断された場合に「個別法律相談」は年数回と回数が少なく繋げることが難しい状況です。

今後の事業方針

○　引き続き、母子寡婦福祉会が取り組む「無料法律相談事業」を支援するとともに、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施し、当該事業の周知・活用の推進に努め、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努めます。

○　弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」の実施回数を増やして実施し、母子・父子自立支援員との相談から、母子寡婦福祉会が取り組む月１回の「無料法律相談」と、「養育費等個別法律相談会」との連携を強化します。

数値目標

■「養育費等個別法律相談会」の開催回数　　年４回

事業番号５－②	広報、啓発活動の推進		事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努めています。

事業評価及び課題

○　平成 30 年度実施の意識調査の結果において、依然として養育費を取得できる割合が少ないなど、経済的自立と子どもの健全な成長のための制度や相談窓口のなどの情報提供が必要です。

今後の事業方針

○　引き続き、児童扶養手当の窓口などを活用してしおりを配布し、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握します。

事業番号５－③	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施		事業区分	拡充
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施します。

　平成 25 年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談なども併設した内容としました。

実績

■平成 30 年度　養育費等個別法律相談会の参加人数

12 人（3 回開催）

事業評価及び課題

○　弁護士よる無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であることから、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要があります。

○　母子・父子自立支援員との相談から、母子寡婦福祉会が取り組む月 1 回の「無料法律相談」と、「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、開催回数を増やしていく必要があります。

今後の事業方針

○　母子・父子自立支援員との相談から、母子寡婦福祉会が取り組む月 1 回の「無料法律相談」と、「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、開催回数を増やして実施します。

数値目標

■「養育費等個別法律相談会」の開催回数　　年４回

６　経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、「児童扶養手当制度」や「養育者支援手当制度」に関する情報提供や円滑な給付事務を推進していくとともに、様々な資金使途に応じてひとり親家庭等の生活の安定や向上を図る「母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金制度」等の活用促進など、各種助成制度の周知に努めます。

事業番号６－①	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進しています。

○　平成 22 年８月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象になったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしています。

実績

■児童扶養手当・養育者支援手当受給者数　（単位：人）

区　　分	28 年度	29 年度	30 年度
児童扶養手当	1,290	1,270	1,208
養育者支援手当	6	7	7

事業評価及び課題

○　国の制度改正に伴い、令和元年 11 月分の手当から支払回数が年３回から６回に拡充されたことから、周知に努める必要があり、また、今後の制度改正等についても、適格な情報提供と周知に努める必要があります。

今後の事業方針

○　制度改正等について適格な情報提供と周知に努め、適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給事務を推進します。

○　養育者支援手当について、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットとして、引き続き実施していきます。

事業番号６－②	母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進		事業区分	既存
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立や児童の修学など様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行います。

○　貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めています。

○　平成 26 年 10 月から父子家庭についても貸付の対象となりました。

実績

■貸付資金の利用実績　（単位：件）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
就学支度資金	1		1
修　学　資　金	1	1	2
就　業　資　金			
技能習得資金			
生　活　資　金			
転　宅　資　金			
計	2	1	3

事業評価及び課題

○　相談者には制度の説明をしっかり行い、計画的な返済に協力していただく必要があります。

今後の事業方針

○　ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付申込にあたっては、返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせた相談を行い、きめ細かく支援します。

事業番号６－③	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	保育課 児童家庭課	

事業の内容・実績

○　ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合があります。

　また、学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っています。

（実績）保育所保育料減額件数　　21 件（平成 30 年度）
　　学童保育所保育料減免件数　272 件（平成 30 年度）

事業評価及び課題

○　ひとり親家庭になった場合の減免措置については、保育所、及び学童保育所の入所案内等において周知を図っていますが、新たにひとり親家庭になり、入所を希望している家庭では「減額や減免制度を知らない」という声もあるため、更なる周知を図る必要があります。

今後の事業方針

○　保育所、学童保育所の保育料減免制度の周知について、入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体の積極的な活用を図るとともに、新たなひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当の現況届出等の機会を利用し減免制度等の周知に努めます。

事業番号６－④	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

○　医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病院などで受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めています。

実績

■医療費延受給者数　（単位：人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度
実　績	1,821	1,671	1,578

事業評価及び課題

○　現状の助成方法の償還払いではなく、ひとり親家庭等の利便性向上を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金を支払う「現物給付」への移行が求められていますが、現物給付は過剰な診療を招く等の問題があります。

今後の事業方針

○　現物給付化については、助成制度の財源の２分の１を負担する県の動きを注視し、必要に応じて検討していきます。

事業番号６－⑤	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用		事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	

事業の内容・実績

○　税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料、学童保育所保育料、市営住宅家賃などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施しています。

実績

■平成 30 年度　寡婦・寡夫控除のみなし適用の実績

保育所保育料　　17 件

学童保育所保育料　　２件

※私立幼稚園就園奨励費補助金、公立幼稚園就園奨励費補助金、市営住宅家賃については実績なし

事業評価及び課題

○　他市の実施例では、ひとり親家庭支援、子育て支援、税の公平性の確保、低所得者対策など様々な観点から適用しており、市によってみなし適用の範囲が異なっています。

○　国の制度改正に伴い、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭等日常生活支援事業等において、未婚のひとり親について寡婦・寡夫控除がみなし適用されるよう改正されたため、周知を図る必要があります。

今後の事業方針

○　税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を、引き続き実施していきます。

○　国の制度改正、他市の実施例を注視しながら検討をしていきます。

パブリック・コメント手続の実施について

１　募集の趣旨

令和２年度から令和６年度までを計画期間とする、野田市における子どもに関する施策の総合的な計画であり、また子ども・子育て支援法第６１条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業を包含する計画である「野田市エンゼルプラン（第５期計画）」の素案がまとまりました。

また、厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援し、ひとり親家庭とその子供の将来の自立に向けた施策をまとめた「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）」についても、上位計画に併せて見直しを行い、素案がまとまりました。

そこで、策定にあたりお知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂くため、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

２　パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第３条第２号
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

３　意見を募集する政策等の案

野田市エンゼルプラン第５期計画（素案）
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第４次改訂版（素案）

４　政策等の案等の入手方法

◆市ホームページ内　「パブリック・コメント」からダウンロード
◆文書閲覧
・市役所１階　児童家庭課（担当課）
・市役所１階　行政資料コーナー
・いちいのホール１階　行政資料コーナー
・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬）
・各図書館（興風、南、北、せきやど）
・生涯学習センター

５　意見の募集期間

令和２年１月８日（水曜日）から令和２年２月６日(木曜日)まで

６　意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤

又は通学している方、「野田市エンゼルプラン」及び「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に利害関係を有する方

7　意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550　野田市鶴奉７番地の１ 野田市役所 児童家庭部児童家庭課　宛て ※2 月 6 日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所１階　児童家庭課 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土曜日及び日曜日を除く）
	◇意見投函箱 ○市役所１階　総合案内 ○いちいのホール１階　関宿支所 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土曜日及び日曜日を除く） ○各公民館、各図書館、生涯学習センター 受付時間：各施設とも開館時間内 （休館日を除く）
◇ファクシミリの場合	04-7123-1087（FAX 番号）
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。

8　意見を提出する書式

意見提出用紙を用意していますのでご利用ください。

なお、野田市エンゼルプラン第５期計画（素案）または、野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第４次改訂版(素案)に対する意見と書いて、住所、氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、団体名及び代表者氏名)、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9　意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10　問合せ先

児童家庭部児童家庭課

電話　０４-７１２５-１１１１　内線　２９９６